連合総研

JAPANESE TRADE UNION CONFEDERATION
RESEARCH INSTITUTE FOR
ADVANCEMENT OF LIVING STANDARDS

危機の克服から経済再生へ

1998～99年度・経済情勢報告

財団法人
連合総合生活開発研究所

第一書林

危機の克服から経済再生へ

1998～99年度・経済情勢報告

財団法人 連合総合生活開発研究所

第一書林

（財）連合総合生活開発研究所

連合総合生活開発研究所（略称、連合総研）は、「連合」のシンクタンクとして、連合および傘下の加盟労働組合が主要な闘争、政策・制度要求を推進するうえで必要とする国内外の経済・社会・労働問題等に関する調査・分析等の活動を行なうとともに、新たな時代を先取りする創造的な政策研究を通じて、日本経済社会の発展と国民生活全般にわたる総合的向上をはかる目的で、87年12月に設立、その後88年12月、財団法人として新たなスタートを切った。研究活動は研究所長を中心に、テーマ別に学者、専門家の協力を得ながら進めている。これまでの研究所の主な活動は以下の通りである。

1. 主要テーマ 96～97年
   「日本の進路」に関わる経済・社会展望と指針の策定
   社会経済環境の変化に対応する産業・雇用構造改革および地域開発ビジョンの策定
   新たな時代における資産・所得分配、労使関係の展望

2. 経済・社会・産業・労働問題に関するシンポジウム、セミナーの開催
   ＜連合総研フォーラム＞
   第1回「生活の質向上をめざして」88年11月4日
   第2回「新成長時代にむけて」89年11月13日
   第3回「調整局面をいかに乗り切るか」90年11月8日
   第4回「内需主導型経済の第二段階へ」91年11月1日
   第5回「人間中心社会の基盤構築にむけて」92年11月4日
   第6回「内需主導型経済の再構築」93年11月1日
   第7回「構造調整を超え生活の新時代へ」94年11月2日
   第8回「日本経済の新機軸を求めて」95年11月9日
   第9回「自律的回復の道と構造改革の構図」96年11月5日
   ＜連合総研国際フォーラム＞
   第1回「90年代世界と新たな社会経済政策の展望」91年7月1-2日
   第2回「新しい働き方を求めて――日本的雇用システムはどこへゆくのか」93年4月23日
   第3回「発展するアジアと日本」94年9月2日
   第4回「21世紀の経済社会システムとは――『社会的市場経済』は未来のモデルとなるか」95年6月7-8日
   第5回「生涯『しごと』／学習社会の構築をめざして――21世紀への日本の教育改革」1996年10月16-17日
   ＜連合総研創立10周年記念シンポジウム＞
   「雇用・処遇・賃金の近未来と労働組合の選択」
   「グローバル化の中の労働組合の課題」
   「労働の未来を考える」等　　97年12月3～5日

3. 経済・社会・産業・労働問題に関する情報の収集および提供
   研究広報誌の発行――機関誌『DIO』（毎月）、および“RENGO Research Institute Report”（年2回）の発行など。

4. 研究シリーズ
   『発展するアジアと日本』94年8月
   『しあわせの未来形』94年9月
   『アジアの経済発展と産業民主主義の可能性』95年3月
   『「昇進」の経済学』95年5月
   『生涯かがやき続けるために――21世紀の「しごと」と学習のビジョン』96年10月
   『労働の未来を創る』97年12月
   『創造的キャリア時代のサラリーマン』97年12月
   『グローバリゼーションと労働の未来』98年8月

5. 年次報告書
   90年度経済情勢報告『調整局面をいかに乗り切るか』
   91年度経済情勢報告『内需主導型経済の第二段階へ』
   92年度経済情勢報告『人間中心社会の基盤構築にむけて』
   93年度経済情勢報告『内需主導型経済の再構築』
   94年度経済情勢報告『構造調整を超え生活の新時代へ』
   95年度経済情勢報告『日本経済の新機軸を求めて』
   96年度経済情勢報告『自律的回復の道と構造改革の構図』
   97年度経済情勢報告『持続可能な成長と新たな経済社会モデルの構築』

はじめに

(1) 本報告書の性格

経済情勢報告は、連合総合生活開発研究所（連合総研）が毎年１回、勤労者生活をとりまく経済情勢をとりまとめて発表するもので、今回で 11 回目になります。本報告書は、当研究所の経済社会研究委員会（座長：田中努中央大学教授）の議論を踏まえ、当研究所の責任においてとりまとめたものです。分析・政策提言については、国民福祉の向上という経済学の原点を重視し、客観的な経済分析と社会的側面の分析に基づいた提言を行なっています。また、労働組合の積極的で責任ある活動への助言を目的としていることから、関心の重点は、労働者の福祉向上、良質な雇用・就業の確保など、勤労者の生活に密着する諸問題に向けられています。

本報告書は、1999 年の連合の政策・制度要求活動、賃上げ要求活動などの参考資料として作成されたものですが、労働組合だけではなく、わが国における経済再生に向けての議論が活発化していく一助となれば幸いです。

(2) 本報告書で取り上げる課題

本年の報告は、当面の景気、経済政策システム、グローバル化に関する課題の３部から成っており、冒頭の序章で全体をまとめた経済再生への道筋を示します。

第Ｉ部では、当面の景気問題に焦点を当て、先ず、景気全般について深刻な景気後退に陥った原因を明らかにします。また、深刻化している雇用情勢について１章を割いて詳しく分析します。そのうえで、「不況の悪循環」を早急に断ち切るための当面の政策課題を提案します。

第Ⅱ部では、90 年代の長引く景気低迷を招く一因となっている経済政策システムの問題を取り上げます。まず、財政金融政策について、財政再建至上主義が招いた問題点を明らかにします。次に、不良債権問題について、これまでの問題先送りと先の臨時国会での議論を踏まえ、金融再生への道を展望します。また、ここでは、専門的で複雑な金融問題について、一般勤労者にわかりやすい説明となるよう努めています。最後に、マクロ経済の安定を支えるシステムを再構築していく上で、市場と民主主義に立脚した改革を進める重要性を指摘します。

第Ⅲ部では、日本経済悲観論が強まっていることに対し、製造業を中心としたグローバル化への積極的対応を取り上げ、日本の産業の中長期的発展の可能性は開けていることを明らかにします。また、グローバル化の中での労働組合の持つ積極的役割、社会的側面に目を向ける必要性を示します。

(3) 今後の課題

連合総研では、現在、別途３つの研究委員会を設けて、勤労者の生活に密着する諸問題の検討を進めています。「企業と社会研究委員会」では企業統治（コーポレート・ガバナンス）のあり方を中心とする企業と社会との関係について、「新福祉経済社会研究委員会」では少子・高齢化の中での福祉経済社会のあり方について、「環境と社会研究委員会」では環境問題とリサイクル（資源循環型）社会の形成について研究しているところです。

98 年度からは、以上の検討に加えて、新たな研究委員会を設置し、勤労者の立場からみた国際金融市場の改革の方向、労働組合の未来などについても検討を開始する予定です。また、当研究所の「アジアの社会的側面研究委員会」で最近とりまとめたアジア諸国の労使関係、人権、開発問題などの社会的側面（『社会的公正とアジア――経済危機を越えて』98 年 12 月、日本評論社発行予定）について、さらに掘り下げた検討を進める予定です。

今後とも各方面からのご教示、ご協力をお願いいたします。

危機の克服から経済再生へ

1998～99年度・経済情勢報告

目　次

はじめに　3

序 章——政策・制度の革新と社会的連帯による経済再生　9

第Ⅰ部 「不況の悪循環」を断ち切るために——15

第1章　今回の景気後退の特徴　16

(1) 緊縮財政により失速した景気回復　16
(2) 低迷する家計部門の経済活動　18
(3) アジア経済危機の連鎖　22
(4) 厳しさを増す企業部門の経済活動　25
(5) 金融システム不安の高まり　30

第2章　深刻化する労働経済事情　33

(1) 過去最悪の状況となった雇用失業情勢　33
(2) 失業率上昇の背景　36
(3) 初めて減少した定期給与　42

第3章　99年度経済の展望と持続的な景気回復実現の条件　43

(1) 財政面からの総需要喚起が必要条件　43
(2) 低金利で苦労している高齢者等への配慮が必要　44
(3) 鍵を握る消費の回復　46
(4) 財政政策の規模と内容　48
(5) 雇用対策　54

［コラム］中堅サラリーマン層に手厚い負担軽減策　52

［別冊］計量モデルによる99年度日本経済の展望

第Ⅱ部　マクロ経済の安定を支えるシステムをめざして——67

第1章　90年代の財政金融政策の評価　68

(1)「財政再建路線」（財政バランス至上主義）の背景と問題点　68
(2) バブル崩壊後の財政金融政策の対応とその効果　72
(3) 補正予算方式の景気対策自体の問題点　74
(4) 財政金融政策を担ってきたシステムの問題点　78
(5) 財政構造改革の方向　80

第2章　不良債権問題と金融システムの安定化　83

(1) 深刻化する不良債権問題　83
(2) 不良債権問題の実体経済への影響　86
(3) 海外の金融機関破綻処理の経験　88
(4) わが国におけるこれまでの取り組み　89
(5) 金融再生への出発　93

第3章　市場と民主主義に立脚した経済社会の再構築　96

(1) 市場の時代と金融ビッグバン　96
(2) 経済政策における政治の統治能力の再生　99

＜補論＞ 拡大する国際金融市場とアジア経済危機　103

(1) 急激な資本流出、通貨下落に見舞われた東アジア諸国　103
(2) IMFの処方箋は適切だったか？　106
(3) 求められるグローバル化した金融市場の安定を支える枠組み作り　108

第Ⅲ部　グローバル化の中の日本経済社会の可能性——111

はじめに——「失われた10年」を越えて　112

第1章　グローバル化の中の日本産業の適応力と構造変化　117

(1) 産業構造のダイナミックな転換　117
(2) 東アジア経済と日本——「良循環」関係　121
(3) グローバル化と雇用——雇用喪失と雇用創出　121

第2章　グローバル化の中の労働組合の戦略的選択　124

(1) 経済のグローバル化の意味と私たちの課題　124
(2) グローバル・スタンダードの問い直し——アメリカ・モデルをめぐって　128
(3) アジア経済危機を越えて——アジアの社会的公正　131
(4) グローバル化の中の労働組合の挑戦——21世紀より良き企業モデル、労使関係モデルをめざして　133

むすび　138

【統計資料】——141

図表一覧

◆第Ⅰ部 「不況の悪循環」を断ち切るために

図表Ⅰ-1-1　経済成長と財政政策
図表Ⅰ-1-2　消費関連指標の推移
図表Ⅰ-1-3　輸出入の地域別寄与度(前年同期比)
図表Ⅰ-1-4　IMFの経済見通しの推移
図表Ⅰ-1-5　生産・出荷・在庫と物価の推移
図表Ⅰ-1-6　企業活動関連指標の推移
図表Ⅰ-1-7　ジャパン・プレミアムの推移
図表Ⅰ-2-1　完全失業率と有効求人倍率の推移(季節調整値)
図表Ⅰ-2-2　産業別雇用者数の推移(前年同期差)
図表Ⅰ-2-3　世帯主との続柄別完全失業率の推移
図表Ⅰ-2-4　雇用失業率と欠員率の推移(U-V曲線)
図表Ⅰ-2-5　実質GDPと雇用投入量の関係(季節調整値)
図表Ⅰ-2-6　所定外労働時間と常用雇用の循環(製造業、前年同期比)
図表Ⅰ-3-1　年齢階級別の消費性向と所得分布
図表Ⅰ-3-2　家計消費と公的固定資本形成の産業別生産誘発額(1996年)
図表Ⅰ-3-3　最近の景気対策等の内容
図表Ⅰ-3-4　夫婦子2人の給与所得世帯の現行税制下の税構造
図表Ⅰ-3-5　主要国の児童手当制度
図表Ⅰ-3-6　政府、連合、日経連の雇用対策

◆第Ⅱ部 マクロ経済の安定を支えるシステムをめざして

図表Ⅱ-1-1　成長見通しと財政バランスの推移
図表Ⅱ-1-2　マネーサプライ、公定歩合、地価の推移
図表Ⅱ-1-3　バブル崩壊以降の経済対策の主な内容
図表Ⅱ-1-4　政府投資の実支出額
図表Ⅱ-1-5　地方政府の公共投資の動向
図表Ⅱ-2-1　不良債権の現状
図表Ⅱ-2-2　リスク管理債権と自己査定上の分類資産の対応関係
図表Ⅱ-2-3　不良債権問題に伴う「貸し渋り」の構図
図表Ⅱ-2-4　海外の金融破綻処理の経験
図表Ⅱ-2-5　金融システム安定化のための主な目的別取り組み
図表Ⅱ-2-6　金融再生策(98年10月)の枠組み
図表Ⅱ-3-1　金融システム改革(日本版ビッグバン)の概要
図表Ⅱ-3-2　行政改革の視点と処方箋
図表Ⅱ-補-1　東アジア諸国の危機関連指標と為替レートの推移
図表Ⅱ-補-2　タイ、インドネシア、韓国のIMFプログラムの概要

◆第Ⅲ部 グローバル化の中の日本経済社会の可能性

図表Ⅲ-1-1　日米の経常収支と対外資産の推移
図表Ⅲ-1-2　日本経済の長期経済展望
図表Ⅲ-1-3　最近の企業の期待成長率
図表Ⅲ-1-4　貿易・産業構造の変化
図表Ⅲ-1-5　主要国の研究費の推移
図表Ⅲ-1-6　国際分業戦略に関する調査
図表Ⅲ-1-7　グローバル化による各要因が労働市場に与える影響のSignal Tabulationの結果
図表Ⅲ-2-1　世界の貿易と直接投資
図表Ⅲ-2-2　所得格差の国際比較
図表Ⅲ-2-3　アメリカにおけるハイ・ロードへ向かう5つの段階
図表Ⅲ-2-4　ロンドン雇用サミットの概要

序 章　政策・制度の革新と社会的連帯による経済再生

「好況の利得も不況の損失も無意味、無機能なものではなく、経済発展のメカニズムの本質的要素である。（中略）しかし、異常な経過に伴ったところの損失や破滅は実際に無意味、無機能である。恐慌の予防および恐慌の結果の治療の思想は何よりもこのことと結びついている。それらのためのもう一つの出発点は次の事実である。すなわち、異常な不況はもちろんのこと、正常な不況でさえも、景気回転の原因と意味に何の関係もない経済主体とりわけ労働者を巻き添えにするということである。」
(J. A. シュンペーター『経済発展の理論』岩波文庫版（下）261～262ページ)

20 世紀の経済社会を振り返ってみると、市場経済のダイナミズムを国民福祉の向上につなげていく最善の方策を模索してきた歴史といえます。一つの方策として、旧ソ連圏で市場経済を封じ込める社会主義の壮大な実験が行なわれましたが、結局、官僚主義がはびこり、市場経済の前に敗れ去りました。他方、経済発展という面で優位性を示してきた市場経済も、1930 年代の世界大恐慌とそれに続くケインズ革命、60 年代の高成長と福祉国家建設、70 年代のインフレと成長鈍化、80 年代以降の新自由主義の台頭とグローバル化の急速な進展と、試行錯誤の連続です。そして、バブル崩壊後の不況からの脱出に苦しむ日本経済、アジア経済危機の拡大と国際金融市場の不安定に現れているように、課題を残したまま 21 世紀を迎えようとしています。ナイーブな市場万能論を振りかざすのではなく、現在の事態に直接的責任のない一般市民の生活が脅かされていることを直視し、国民生活の安定と国民福祉の向上という原点に立ち返って制度改革と革新的な経済政策を立案し、実行することが求められています。

求められる危機意識

わが国経済は、97 年春以降、期を逐うごとに落ち込みを深めており、下げ止まりの兆しが依然見られません。この最大の原因は、不良債権処理の抜本的対策を欠いたまま、バブル崩壊の後遺症を抱えた脆弱な景気回復の状況を見誤り、97 年度から大幅な緊縮

財政に踏み切ったことと、財政構造改革路線に拘泥して景気後退の深刻化に対する政府の対応がきわめて遅かったことです。98 年度に入ってからは、所得自体が減少して消費が伸びないという段階に至っており、「不況の悪循環」というべき状況に陥っています。この結果、不良債権問題が一層深刻化し、金融システム不安が高まるとともに、勤労者の生活の基盤である雇用の安定も脅かされています。この悪循環を早急に逆転させないと、需給ギャップが大幅に拡大し、物価の大幅下落と負債の重圧増大が同時進行する恐慌状態に陥ってしまう危険があります。

また、アジア通貨危機に始まる国際金融市場の動揺が続いており、世界同時不況になるのではないかとの懸念が持たれ始めています。今秋の一連の国際会議で議論されたように、国際金融市場の安定を実現する枠組みを再構築することは、世界経済の喫緊の課題です。しかし、アメリカに次ぐ経済大国である日本に現在求められる世界経済安定への最大の貢献は、早急にわが国自身の経済再生の展望を切り開き、世界的な悪循環の連鎖を断ち切ることです。アメリカのクリントン大統領が強調しているように今回の危機で困苦に直面している一般市民の生活の安定を確保することが最大の課題であり、そのためには、世界銀行のスティグリッツ副総裁が述べているように、強い経済こそが最善の社会的セイフティ・ネットとなります。

日本経済再生の道

現在の日本経済の苦境は、通常の景気循環にともなう調整過程という要素だけでは捉えられず、ここ 10 年間の制度改革や経済政策の失敗という要素が大きいといえます。すなわち、財政再建至上主義の下で、硬直化した経済運営がマクロ経済の安定を損ない、結果的に財政再建にも失敗してきたこと、バブル崩壊後の不良債権問題の解決の先送りが、長引く景気低迷と今日の金融システム不安を招いたことです。企業家精神を発揮した「創造的破壊」が経済発展の原動力である（同時に景気循環を生み出す要因であるが）のと同様に、経済制度や政策の面でも大胆な革新的政策を打ち出し、経済再生の道を切り開く必要があります。

当面の政策としては積極的な財政出動が不可欠です。アジア支援に 300 億ドル（約 4 兆円）規模の構想を打ち出せる国が、自国の経済再生に財政出動を渋る理由はありません。第一に、消費主導の景気回復を実現するためには、中堅サラリーマン層を中心とし

た恒久的な所得減税、家計の負債圧力を軽減する住宅減税、及び児童手当の抜本的拡充等の給付面の措置が必要で、最低限 10 兆円規模の減税・給付拡大が求められます。また、国民の将来不安を高める一因となっている年金問題については、既存のスケジュールにとらわれることなく、徹底的に国民的議論を尽くし、自分たちの意見を反映した改革になるとの確信を持てることが重要です。

第二に、公共投資は即効性という観点からも重要です。補正予算で毎年積み増すというこれまでの経済対策の手法が効果を小さくしていることを反省し、99 年度本予算の公共事業関係費を、98 年度補正後予算の金額を下回らないしっかりしたものにする必要があります。

第三に、金融問題については、不良債権処理を急ぐ一方で、公的資金を積極的に活用して信用収縮を止めることが重要です。その際、責任の明確化と情報開示を通じて、国民の理解を得る必要があることは言うまでもありません。また、専門的領域だといって国民を煙に巻くことがあってはならず、政府は国民が納得できるわかりやすい説明をする義務があります。

第四に、雇用情勢の一層の悪化を防止するための失業予防対策、雇用創出対策、また失業者の生活保障や再就職の円滑化など、あらゆる面で、雇用対策の強化をはかることが重要です。未曾有の不況下での雇用不安の高まりを、一刻も早く沈静化させなければなりません。雇用こそは国民生活安定の基盤であり、消費主導の景気回復をはかるための不可欠の前提条件です。

次に、来年の春闘については、家計の所得の着実な増加が消費の持続的回復につながるとの視点が重要です。雇用コストの削減は個々の企業にはプラスに見えても、経済全体として消費が縮小し、結局マイナスとなってしまう「合成の誤謬」に注意する必要があります。したがって、雇用の維持はもちろんのこと、中期的な労働生産性上昇率に着目した適度な賃上げが求められます。

さて、当面の積極財政により短期的には財政赤字が拡大せざるを得ませんが、問題はないでしょうか。これに対する一つの回答は、景気低迷が続けば税収が伸びず、結局、財政再建も実現しないということです。財政再建を実現するには、経済の安定成長を確保したうえで、経済活力を高めるとの観点から歳出・歳入構造を見直していくこと、中長期的な拡大均衡の中での財政再建という視点が重要です。単なる数字の辻褄合わせではなく、抜本的な財政構造の改革を行なうことにより中長期的な財政バランスの展望が

どうなるか、そこから議論を始める必要があります。そのためには、予算を国民にわかりやすいものにすること、すなわち、経済全体や国民生活の安定・向上にどう影響するのかとの観点からの説明が重要で、この面での改革は今すぐに行なう必要があります。

また、経済を再活性化するためには、市場機能が持つ効率性追求のダイナミズムを発揮させることが重要です。その中でも、経済活動の心臓部にあたる金融部門の効率化が特に重要です。国際競争にもまれてきた製造業がグローバル化に積極的に適応しているのに対し、これまで「護送船団方式」により保護されてきた金融業は、不良債権問題をいつまでも解決できないだけではなく、世界的な金融技術の高度化に乗り遅れ、国民資産の効率的な運用に失敗してきました。効率化を目指した金融ビッグバンを進めるとともに、金融秩序を維持するために、徹底した情報開示による市場規律の発揮と、裁量ではなくルールに基づく金融行政の確立を急ぐ必要があります。

さらに、マクロ経済の安定を実現するとともに、市場の成果を国民福祉の向上に結びつけていくために、経済政策における政治の統治能力（ガバナビリティ）の再生が何よりも重要です。縦割り行政の弊害等の制度疲労が目立つ行政府について、内閣機能の強化を軸とした改革を進めるだけではなく、立法府の政策形成機能を高めることが必要です。今秋の臨時国会での金融問題の審議は、時間がかかりすぎた面はありますが、立法府が主体的役割を果たし始めた点を評価すべきでしょう。

社会的連帯の重要性

市場経済のダイナミズムが重要なのは、それが経済発展を促し、国民福祉の向上につながってきたからです。しかし、市場経済を自由放任と取り違えて、リストラを名目に勤労者の生活を支える雇用の場が失われたり、貧富の格差の拡大が進むようならば、何のための市場経済かわかりません。社会の分裂が広がれば、旧ソ連圏のような結果的に膨大なロスと抑圧をもたらす可能性のある実験への誘引が高まりかねません。アジア経済危機では、何の責任もない一般市民が困難に直面していることに次第に目が向けられるようになり、社会的セイフティ・ネットの重要性が強調されるようになっています。日本経済の不況からの脱出のために財政出動が求められるのも、経済法則から必要ということに加えて、国民生活安定の基盤である雇用が脅かされる状況になっているからです。

さらに、市場経済のダイナミズムを発揮するうえで、雇用の安定が果たす役割に着目する必要があります。企業家精神の発揮は重要ですが、事業の遂行には、資金はもとより、技能、組織管理等のさまざまなノウハウが必要で、これらは安定した雇用の下で蓄積されるものです。現場を知り尽くした労働組合が企業家精神を持って積極的な提案を打ち出し、経営側がその提案に耳を傾けていくことが求められます。社会的連帯のうえにグローバル化への積極的適応を目指す「ハイ・ロード・アプローチ（高技能＜高生産性＞、高賃金、高信頼の連鎖）」に立ち、足元の日本経済悲観論に萎縮しないで、前向きの対応を進めていくべきです。

第Ⅰ部
「不況の悪循環」を断ち切るために

第1章　今回の景気後退の特徴
第2章　深刻化する労働経済事情
第3章　99年度経済の展望と持続的な景気回復実現の条件

第1章　今回の景気後退の特徴

本章では、今回の景気後退について、この間の政策対応と家計、企業等の部門ごとの動向を概観し、景気回復策を考えるうえで押さえておくべき点を明らかにします。

(1)　緊縮財政により失速した景気回復

1997 年春以降、景気後退局面入りしたわが国経済は、期を逐うごとに落ち込みを深めており、生産－所得－支出を巡る循環がマイナス方向に働き続ける「不況の悪循環」というべき状況に陥っています。実質経済成長率は、97 年度▲ 0.7 %と第一次石油危機時以来のマイナス成長となった後、98年4～6月は▲3.3%（季節調整済前期比年率）と3四半期連続でマイナスのうえ、民間需要の消費、住宅、設備投資のすべてがマイナス、これを打ち消すべき公的需要もマイナスと、きわめて厳しい経済状況となっています(図表Ⅰ-1-1①)。

96 年度まで緩やかながらも続いてきた景気回復が腰折れした大きな原因は、それまで景気を支えてきた財政政策が、大幅に緊縮的なスタンスへと転換したことです。まず、支出サイドでは、公共投資が、95 年秋の大型補正予算の効果が出尽くした 96 年後半以降減少に転じていましたが、97 年度予算も公共事業関係費が前年度予算（補正後）対比▲13.1%と緊縮スタンスを強め、景気を押し下げる要因となりました（97年度の公的固定資本形成は名目で2.3兆円減、実質では前年度比▲7.2%、実質経済成長率への寄与度は▲0.6%)。一方、家計の負担面では、97年4月からの消費税率引上げ（約5兆円)、3年間続いてきた特別減税の廃止（約2兆円)、9月からの医療保険制度改革による医療費自己負担率引上げ等の社会保障負担増（約2兆円）の結果、あわせて約9兆円（名目GDPの1.8%、民間消費支出の2.9%）の負担増となりました。生産－所得－支出を巡る好循環がようやく見られ始めたばかりの景気にとり、財政面からの２%を超えるマイナスの影響は、あまりにも大きな逆風だったといえます（図表Ⅰ-1-1②)。

さらに、97年7月のタイのバーツ切下げに始まるアジア経済危機が拡大したことや、不良債権問題の処理が長引く中、大手を含む金融機関の相次ぐ破綻から金融システム不安が高まったこともあり、97 年秋以降、企業や家計のマインドが急速に低下し、景気

図表Ⅰ-1-1　経済成長と財政政策

①経済成長への需要項目別の寄与度

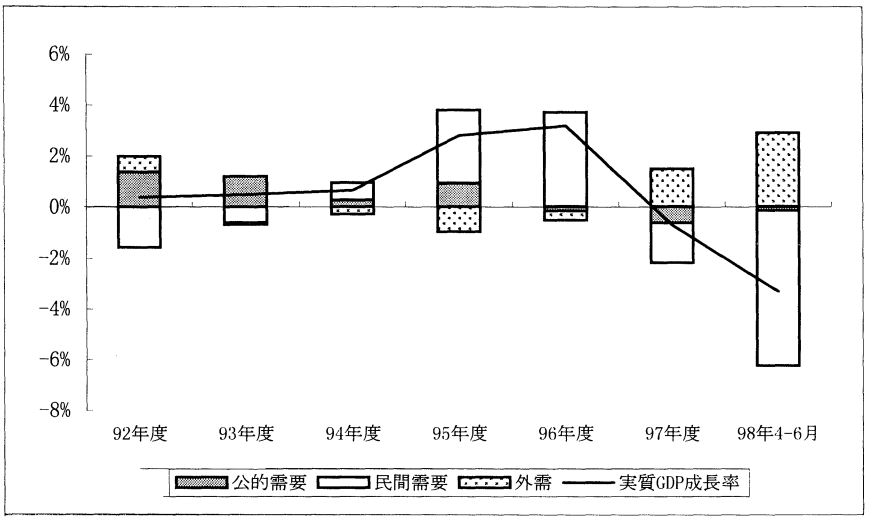

（備考）1. 経済企画庁「国民経済計算」より作成。
2. 98年4-6月は季節調整済前期比年率。

②財政収支と財政政策のスタンス

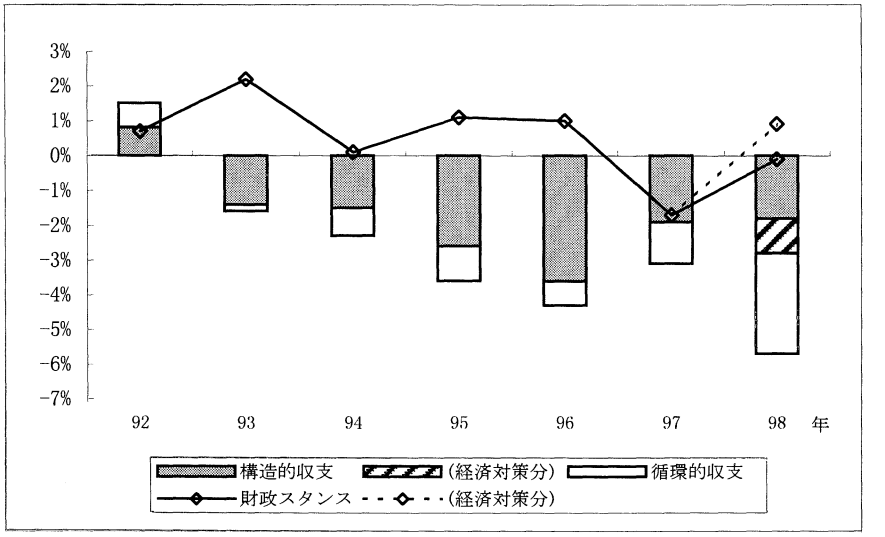

（備考）1. IMF"World Economic Outlook"(98年5月、9月)より作成。
2. 数値は一般政府の収支の潜在GDP比(暦年)。
3. 財政スタンスは構造的収支の前年からの赤字増加分で、プラスが拡張的。
4. 98年の経済対策分は、9月と5月の見通しの構造的収支の差。

は急激に悪化の度合いを高めました。それに対して、財政再建を優先する政府の対応はきわめて遅々としたものでした。政府が97年11月にまとめた「21世紀を切りひらく緊急経済対策」は、規制緩和の構造改革だけでマクロ政策が含まれておらず、即効性に欠ける一方で、一層の緊縮財政を迫る財政構造改革法★1を 11 月末に成立させ、これに沿うかたちで公共事業関係費の前年度比▲ 7.8 %（当初予算ベース）等を内容とする緊縮型の98年度予算を編成しました。「アジア発、日本発の世界恐慌」の懸念が強まる中、12月に急遽2兆円の特別減税の実施を発表しましたが、年明け後は、財政構造改革法の縛りと予算を原案どおり成立させることに拘泥し、本格的な景気対策は先送りになりました。このため、財政構造改革法を弾力化する★2とともに、大型の財政出動（社会資本整備7.7兆円、追加特別減税2兆円）を含む「総合経済対策」を決定したのは、ようやく98年4月下旬になってからのことでした★3。

政策不況の審判を受けた参議院選挙後、首相の交代した政府は、財政構造改革法の凍結、6 兆円を相当程度上回る恒久的な減税、第 2 次補正予算と来年度予算との一体的編成（いわゆる 15 ヶ月予算）の方針を打ち出しています。今後、「総合経済対策」の効果が現れてくることや、政府が景気重視に方針転換したことによるマインドの改善が期待されるところですが、経済活動の水準が既に大きく低下してしまっていることから、民間部門の自律的回復につながっていくには時間を要すると考えられます。

(2)　低迷する家計部門の経済活動

家計消費の動向をみると、97年4月以降、消費税率引上げにともなう駆け込み需要の反動により大幅に減少した後、持ち直しの動きは小さく、消費水準は前年度に比べて一段階低い水準で推移しました。98 年度に入ってからも消費の低迷は続いており、依然として回復の様相は現れていません（図表Ⅰ-1-2①，②）。

★1　財政構造改革法では、財政健全化目標（2003年度までに、国および地方公共団体の財政赤字の対GDP比を3%以下とすることや、赤字国債依存から脱却すること）とともに、赤字国債発行額を毎年度縮減すること、公共投資関係費は当初予算ベースで98年度前年度予算額の93%以下（1999，2000年度は前年度以下）とする等経費毎の縮減目標を定めている。

★2　財政構造改革法の改正法では、財政健全化目標年度を2005年度に延ばすとともに、経済情勢等に応じて弾力的に赤字国債を発行できることとした。

★3　補正予算の成立は6月17日。これは、政府が中央省庁等改革基本法の成立を優先させ、補正予算の審議をあと回しにしたことによる。

図表Ⅰ-1-2　消費関連指標の推移(その1)

①消費支出

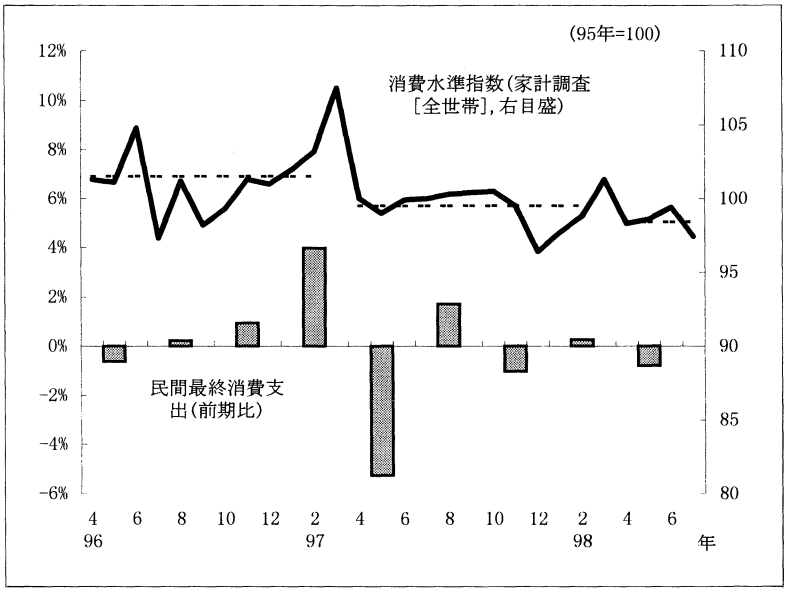

(備考) 1. 経済企画庁「国民経済計算」、総務庁「家計調査」より作成。
2. グラフの破線は各年度の平均値を示す。

②小売販売と新車登録台数

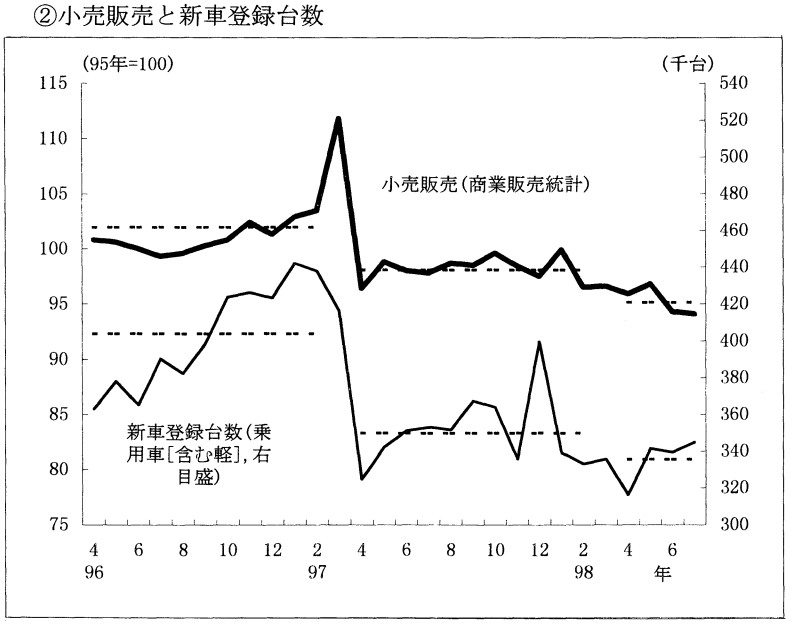

(備考) 1. 通商産業省「商業販売統計」、日本自動車工業会「自動車統計月報」より作成。
2. 各グラフの破線は各年度の平均値を示す。

図表Ⅰ-1-2　消費関連指標の推移(その2)

③消費性向と消費者マインド

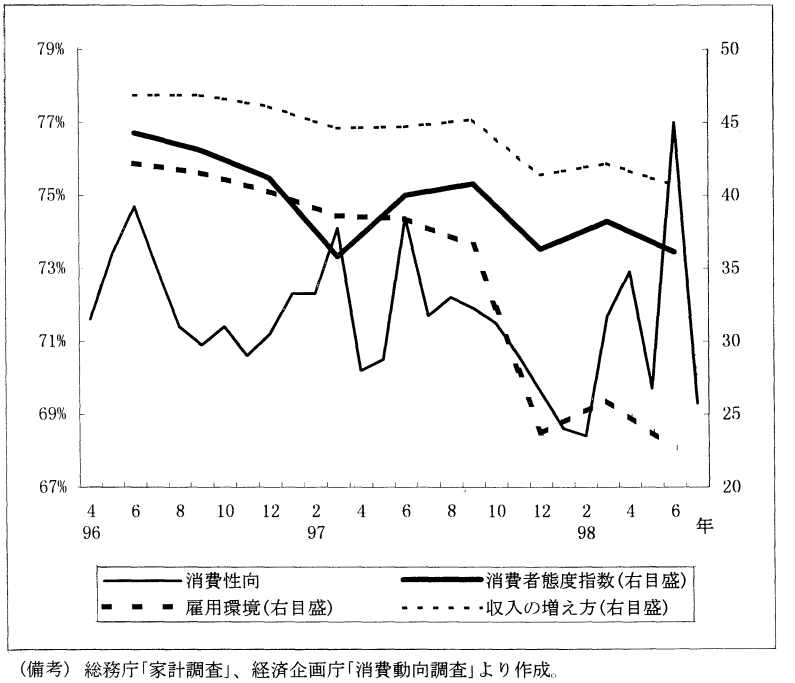

(備考)　総務庁「家計調査」、経済企画庁「消費動向調査」より作成。

④雇用者所得（前年同期比寄与度）

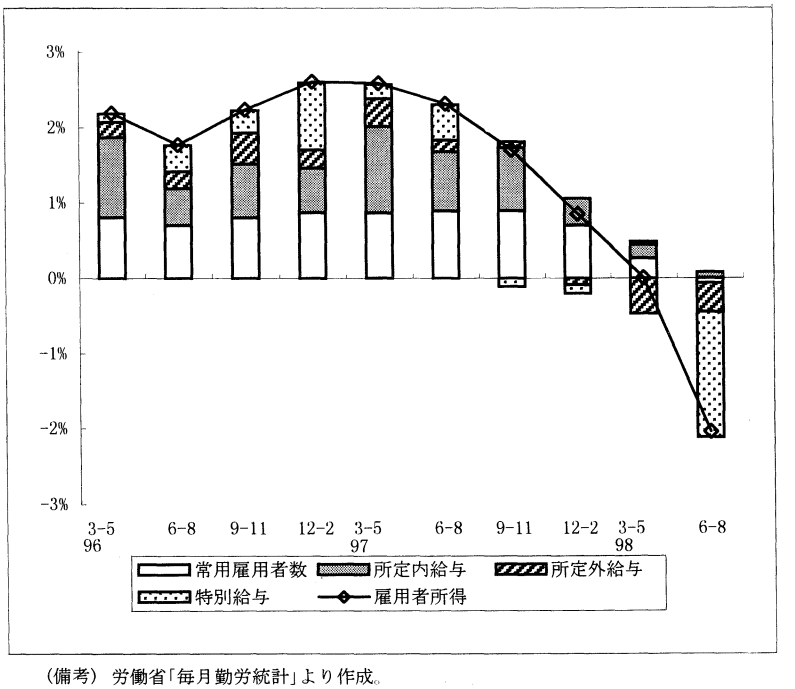

(備考)　労働省「毎月勤労統計」より作成。

消費低迷の第1の原因は、消費税率引上げ等による9兆円の負担増です。所得の伸びが低い中での大幅な負担増ですから、実質可処分所得が大きく減少し★4、消費が低迷するのは当然予想されたことです。

第2に、97年度後半に、消費性向が急速に低下したことがあげられます。これは、景気後退が深まり、大型企業倒産が相次ぎ、金融システム不安が高まる中で、消費者のマインドが著しく低下したことが影響していると考えられます。この間の消費者態度指数の動きを見ると、「雇用環境」に対する見方が急速に悪化したほか、「収入の増え方」に対する見方も悪化しており、将来の雇用や所得に対する不安感が高まっていることがわかります（図表Ⅰ-1-2 ③）。また、政府が、財政構造改革キャンペーンの中で、国の借金の大きさや年金財政の不安をことさら強調してきたことも、将来の負担増や給付削減に対する国民の不安を高める結果になったと考えられます★5。

さらに、長引く景気後退は、現実の雇用や所得にも影響を及ぼしてきています。97年度後半から所定外給与や特別給与が低調に推移するとともに、98年に入ってからは、所定内給与、雇用者数の伸びも急速に鈍化し、この結果、98年6～8月期には雇用者所得全体（労働省「毎月勤労統計調査」ベース）が前年比マイナスにまで落ち込んでいます（図表Ⅰ-1-2④）。

また、家計の支出のもう一つの項目である住宅投資についてみると、新設住宅着工戸数は、96年10月の179万戸（季調値、年率）をピークに減少傾向を続けており、98年7月には110万戸と83年5月の102万戸以来15年2か月ぶりの低水準となりました。低金利にもかかわらず住宅投資の低迷が続いているのは、将来の所得に対する不安の高まりが影響しているものと考えられます★6。

このように、財政面からの負担増をきっかけに低迷し始めた家計の支出は、景気後退の長期化につれて、マインドが冷え込むとともに、収入自体も減少して伸び悩むという

★4　総務庁「家計調査」では、97年度前半の勤労者世帯の実質可処分所得は、96年度後半対比で2%減となった。

★5　日本銀行「生活意識に関するアンケート調査」（98年3月）では、支出態度D.I.（1年前と比べて支出を「増やした」－「減らした」）が、前回調査（97年3月）の▲17から▲35に大幅に悪化しており、支出を減らしている理由は、「将来の仕事や収入に対する不安（61 %）」、「税制や医療保険制度改革に伴う負担増（49%）」、「年金や社会保障給付に対する不安（48%）」の順となっている。

★6　日本銀行「1997年度の金融および経済の動向」（98年6月）の分析によると、住宅取得能力指数（金利や公庫の借入限度額などから算出した資金調達可能額と住宅価格との相対関係で規定）は、91年から95年にかけて上昇し、その後もほぼ横ばいで推移している。

悪循環に陥っています。GDPの6割を占める家計消費の回復は景気回復を図るうえで欠かせないものであり、このため、雇用の安定確保を通じて家計の所得形成力を維持するとともに、将来に対する不安を払拭することが求められています。

(3)　アジア経済危機の連鎖

対外面をみると、輸出は、景気拡大が続く欧米向けは堅調に推移している一方で、アジア経済危機の影響を受けて、わが国の輸出の4割を占める東アジア向けが97年度後半から大幅に減少しています。この結果、輸出には好材料の円安基調であるにもかかわらず、98 年に入り輸出全体の伸びは弱含みとなっています。他方、輸入は、景気後退と円安を背景に、減少傾向が続いています。また、通貨が大幅に下落した韓国等からの輸入も、わが国の景気後退に加え、これらの国が輸入原材料の調達難や金融システム混乱に伴う輸出信用状開設の停滞等の困難に直面していることもあり、大幅に減少しています（図表Ⅰ-1-3)。

このような輸出入の動向を受けて、経常収支の黒字幅は、96年度の7.2兆円（対名目GDP比1.4％）から97年度の12.9兆円（同2.6％）に拡大し、さらに、98年4～6月（季調値年率）には15.2兆円（同3.1％）と92～93年の水準にまで戻っています。外需の増加は景気にプラス要因となりますが、輸出入とも縮小する中での外需増加では企業の積極的な生産や投資活動につながりません。また、欧米諸国の景気が減速した際に、再び貿易摩擦が高まる懸念があります。

アジア経済危機は、貿易面にとどまらず、企業経営や金融を通じてわが国経済に大きな影響を及ぼします。日本企業のアジア向け直接投資の残高は16兆円（1951～97年度累計、対世界全体の18.3％）に達しており、なかでもインドネシア向けは全体の4.5％を占めています。東アジア諸国の高成長を背景に、近年は現地市場での販売を目的とした投資が拡大しており[★7]、これらの国の経済収縮は売り上げの低迷、企業業績の悪化につながります。また、金融面では、邦銀の対アジア向け融資残高は1,147億ドル（97年末、うち韓国、タイ、インドネシア向けが755億ドル）[★8]に達しており、通貨の大幅

★7　日本輸出入銀行の「海外直接投資アンケート調査報告」（97年7月調査）によると、投資理由として、NIEs、ASEAN、中国では、フィリピンを除くいずれの国でも、進出先マーケットの維持・拡大、新規市場開拓が1位にあげられている。

★8　BIS "Consolidated International Banking Statistics for end-1997"（98年5月)。同統計によると、先進国からのアジア向け融資残高の30.1％を邦銀が占めており、とくにタイ（54.6％)、インドネシア（37.7%）向けで高くなっている。

図表Ⅰ-1-3　輸出入の地域別寄与度（前年同期比）

①輸出

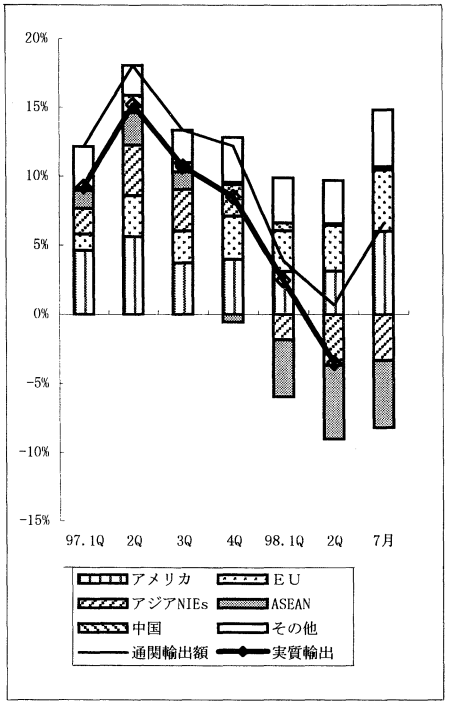

②輸入

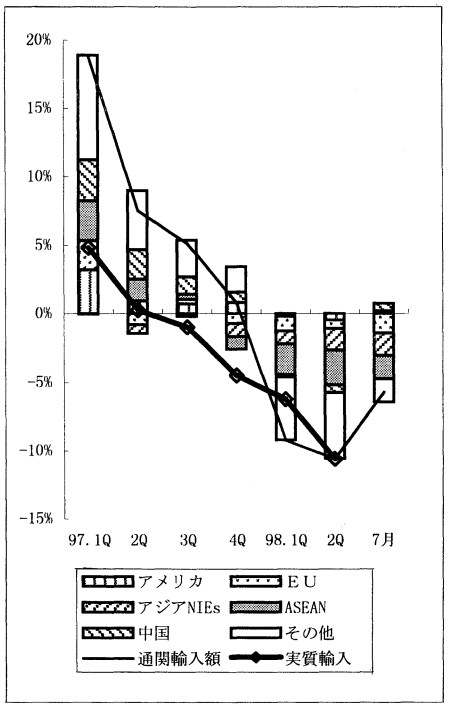

（備考）1. 実質輸出入はGDPベース（経済企画庁「国民経済計算」）
2. 地域別の輸出入は通関ベース、名目値（大蔵省「貿易統計」）

［97年の地域別の輸出入のウェイト］

	輸出	輸入
アメリカ	27.8%	22.3%
ＥＵ	15.6%	13.3%
東アジア	40.6%	34.7%
アジアNIEs	24.0%	10.4%
韓国	6.2%	4.3%
ASEAN4	11.4%	12.0%
タイ	3.5%	2.8%
インドネシ	2.4%	4.3%
中国	5.2%	12.4%

下落に伴い返済が困難となり、不良債権化する懸念があります。さらに、金融機関だけでなく、商社や建設会社等も現地企業向けに多額の投融資や債務保証をしており、これらが不良債権化する危険があります。

このように影響の大きいアジア経済危機ですが、経済危機に見舞われた諸国の経済再

図表Ⅰ-1-4　IMFの経済見通しの推移

（単位：%）

（予測時点）	1997年		1998年					1999年	
	97年5月	実績	97年5月	97年10月	97年12月	98年5月	98年9月	98年5月	98年9月
世界計	4.4	4.1	4.4	4.3	3.5	3.1	2.0	3.7	2.5
アメリカ	3.0	3.9	2.2	2.6	2.4	2.9	3.5	2.2	2.0
E U	2.4	2.7	2.9	2.8	2.7	2.8	2.9	2.8	2.5
日本	2.2	0.8	2.9	2.1	1.1	0.0	▲ 2.5	1.3	0.5
韓国	5.6	5.5	6.3	6.0	2.5	▲ 0.8	▲ 7.0	4.1	▲ 1.0
アジア途上国	8.3	6.7	7.7	7.4	5.7	4.4	1.8	5.9	3.9
タイ	6.8	▲ 0.4	7.0	3.5	0.0	▲ 3.1	▲ 8.0	2.5	▲ 0.1
インドネシア	8.0	4.6	7.5	6.2	2.0	▲ 5.0	▲ 15.0		
中国	9.7	8.8	8.8	9.0	7.5	7.0	5.5		

（備考）1. IMF "World Economic Outlook"各号より作成
2. 99年のタイ、インドネシアの欄はASEAN4カ国の見通し。ASEAN4の98年見通しは▲10.4%。

生が即座に実現することは難しそうです[★9]。IMFの経済見通しでは、回を逐うごとにこれら諸国の経済成長率が下方修正されており（図表Ⅰ -1-4）、通貨下落のもっとも激しかったインドネシアでは98年マイナス10％以上の収縮、99年もマイナス成長、プラス成長への回帰は 2000 年になってからと見通されています。また、アジアの中で高成長が続いている中国経済も、円安の進行が続くと、人民元の切下げを余儀なくされ、アジア経済の混迷が一層深まる懸念があります。さらに、98年8月のロシア経済危機をきっかけに、世界同時株安、ラテンアメリカ諸国の通貨への下落圧力がみられるなど、国際金融市場は不安定な動きを続けています。

現在好調な欧米諸国についても、ロシアの経済危機が関係の深いヨーロッパ経済に与える影響は見逃せませんし、バブル気味から調整局面入りしているアメリカの株価が暴落するリスクがないとはいえません。

したがって、今後の景気動向をみていくうえで、対外環境については慎重な見通しを持っておくべきと考えられます。そもそも、アジア経済危機を引き起こした一因は、95年半ばまでの急激な円高とそれ以降の円安局面への転換、日本の長引く景気低迷による東アジア諸国の輸出の伸び悩みにあり、円の安定や日本の景気回復がアジア経済の回復に必要不可欠です。外需を当てにするのではなく、わが国経済の低迷が続くと、世界的

★9　IMFの分析によると、通貨危機に直面した新興経済諸国では成長率が危機前のトレンドに戻るまでに平均 1.5 年、通貨危機と金融危機が複合した場合には平均 2.6 年かかっている（IMF "World Economic Outlook"［98年5月］）。

に広がりつつある経済危機を一層深刻化させてしまうとの自覚を持つ必要があります★10。（第Ⅱ部補論、参照）

(4) 厳しさを増す企業部門の経済活動

公共投資の削減や消費の低迷を受けて、97 年春以降、建設財や耐久消費財を中心に急速に在庫が積み上がり、秋以降はこれが生産財にも波及し、在庫調整の動きが広がっています。この結果、鉱工業生産は昨秋以降減少傾向が続いていますが、需要の落ち込みが大きいため、在庫は依然高水準で、企業は一段の生産調整を迫られ、在庫調整は長期化の様相を呈しています（図表Ⅰ-1-5①, ②）。

また、需給の著しい緩和等を背景に、国内物価は弱含みで推移しています（図表Ⅰ-1-5③）。物価下落をとらえて、「デフレ・スパイラル」を心配する声も出ています。「デフレ・スパイラル」とは、物価下落と実体経済の縮小が相乗的に作用して悪循環に陥る現象で、「物価下落→名目の売上高の減少→企業収益や雇用の減少→投資や消費の需要の減少→需給の一層の緩和→物価のさらなる下落」という悪循環がとめどなく続きます。また、名目金利はゼロ以下に下がらない結果、マイナス成長が続くと実質債務負担が増加することにより、倒産の可能性がさらに高まり、需要を一層減少させることになります。その結果、債務の重圧が一層増し債務デフレとなれば、不良債権問題はさらに悪化し、大恐慌につながることとなります。需給緩和に伴う物価下落をさらに加速させると、こうした最悪の事態を招きかねないとの危機意識を持ち、政策対応が「too little too late」とならないようすることが重要です★11。

次に、企業収益の動向をみると、景気回復局面にあった 94 年度から 96 年度まで売上高経常利益率は改善していました（図表Ⅰ-1-6①）。この局面の特徴は、製造業主要企業

★10　急激に円安が進行し、世界的な危機の連鎖が心配されたことから98年6月に開催されたG7＋アジア諸国の蔵相・中央銀行総裁代理による緊急通貨会議の共同声明では、「日本が金融システムの健全性を回復し、内需主導の成長を達成し、市場の開放と規制緩和を行なうことが、日本、アジア諸国、とりわけ金融市場の混乱に影響を受けているアジア諸国、および世界経済全体にとっても、きわめて重要である」と述べられている。

★ 11　現在の国内物価弱含みの背景には、原油等の輸入物価下落の影響や経済構造改革による生産性向上に伴う好ましい価格引下げ要因もあることに留意する必要はある。例えば、国際的に割高な典型としてあげられる電気料金が、98年2月の料金改定で平均4.67％引下げらた（夫婦子2人の標準家庭の支払軽減額は年間3，500円）。この料金改定では、ヤードスティック査定方式により、非効率な電力会社は効率的な会社に合わせて減額査定されている。

図表Ⅰ-1-5　生産・出荷・在庫と物価の推移（その1）

①鉱工業生産・出荷・在庫

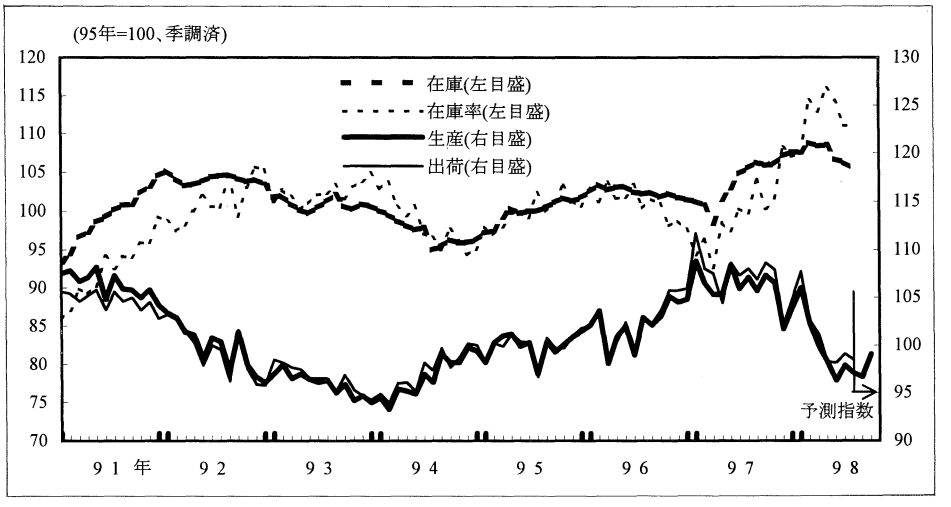

②在庫循環図

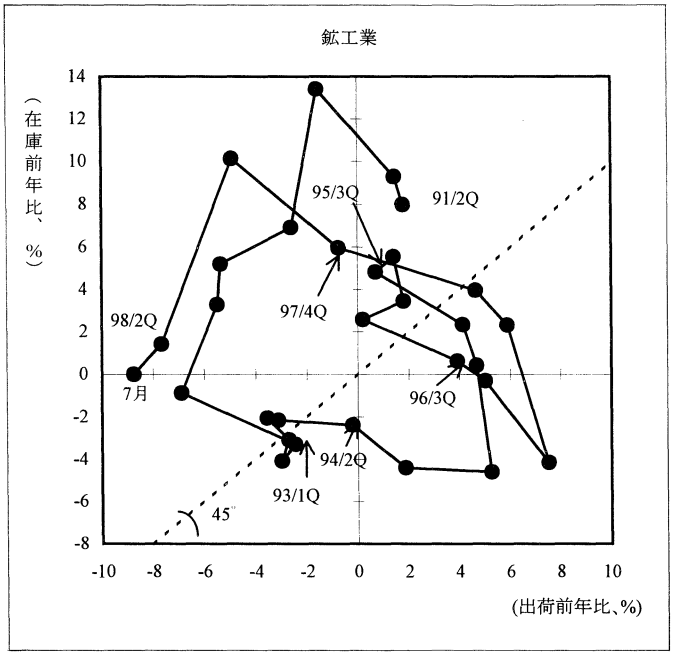

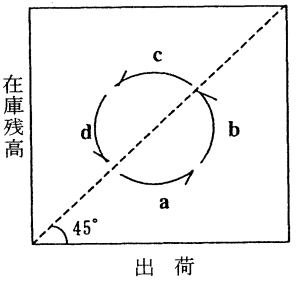

a 回復局面
b 在庫積み増し局面
c 在庫積み上がり局面
d 在庫調整局面

図表Ⅰ-1-5　生産・出荷・在庫と物価の推移（その2）

③物価上昇率（対前年同月比、消費税調整後）

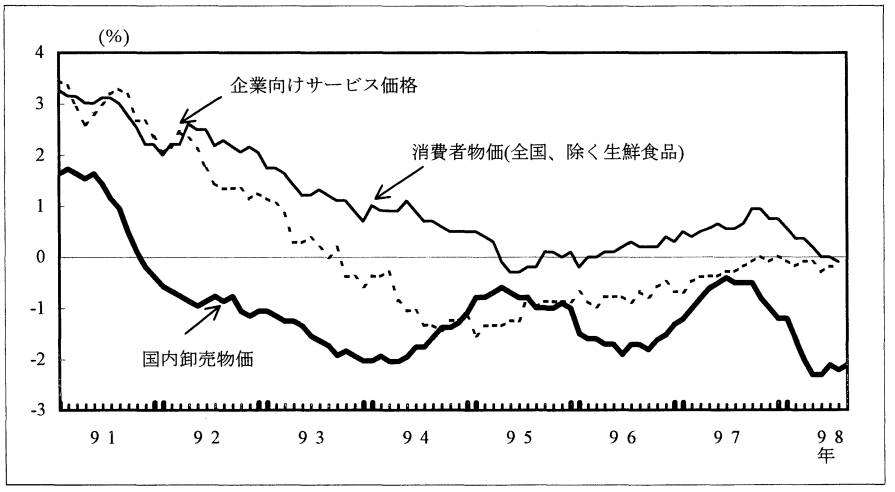

（出所）日本銀行「金融経済月報」（98年9月）

の収益改善が顕著だったのに対して、非製造業や中小企業の改善が緩やかだったことです。この背景には、グローバルな規模での競争激化に伴うリストラにより、製造大企業の収益増加が他の部門に波及する程度が小さくなっていることが考えられます★12。また、不動産業はもとより建設業や卸・小売業等の多くの非製造業では、バブル期の過大な投資の後、バブルの崩壊と内需の低迷で依然として大きな債務残高を抱えており、バランスシート調整圧力が残っていることがあげられます★13。96 年度までの景気回復には、このような構造調整圧力が根強く残っていたわけであり、脆弱な景気回復の状況を見誤って政府が急激に緊縮財政に転換したことが、今回の深刻な景気後退につながったといえます。景気後退入りした 97 年度には、主要企業、中小企業とも減益に転じ、98

★12　日本銀行「1997年度の金融および経済の動向」（98年6月）では、製造大企業の販売管理費対売り上げ高比率が今回の回復局面では上昇しておらず、経営効率化をめざして経費支出等に慎重な企業行動の変化が示されている。

★13　日本銀行「1997年度の金融および経済の動向」（98年6月）では、企業の純債務残高のキャッシュ・フロー比率は、製造業・中堅中小企業が概ねバブル以前の水準に戻っているのに対し、非製造業・中堅中小企業では不動産業を除いたベースでも依然高い水準にあることが示されている。

図表Ⅰ-1-6　企業活動関連指標の推移(その1)

①売上高経常利益率

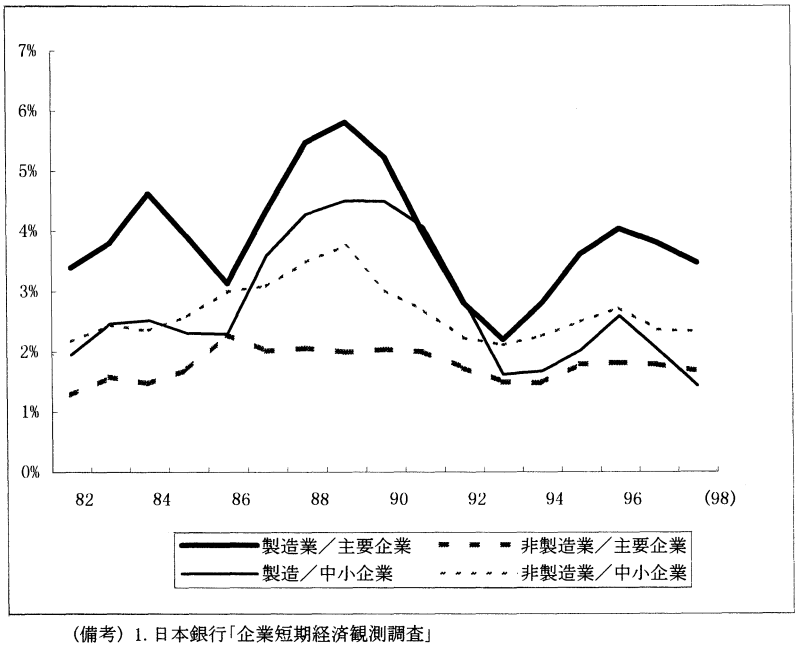

(備考) 1. 日本銀行「企業短期経済観測調査」
2. 98年度は9月時点の計画。

②設備投資(前年度比)

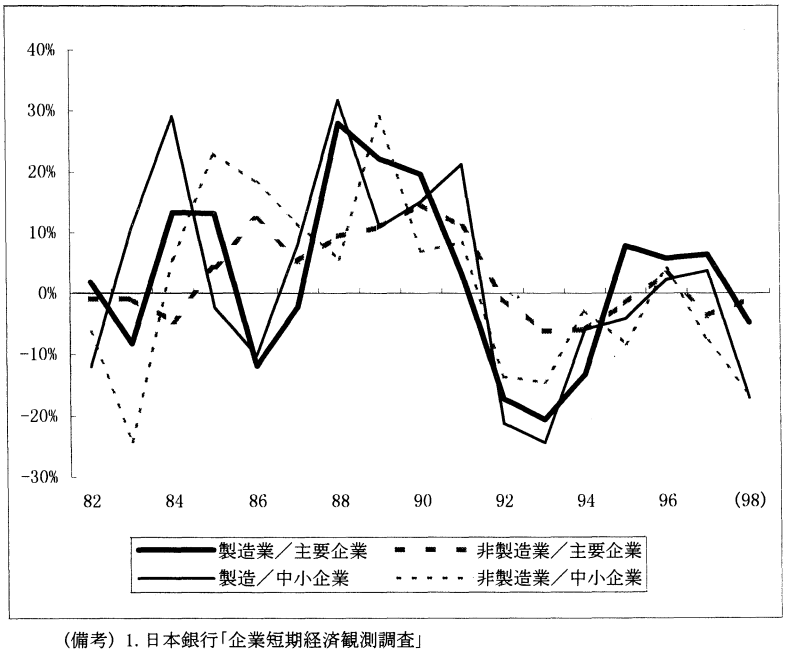

(備考) 1. 日本銀行「企業短期経済観測調査」
2. 98年度は9月時点の計画。

図表Ⅰ-1-6　企業活動関連指標の推移(その2)

③企業が予想する期待成長率

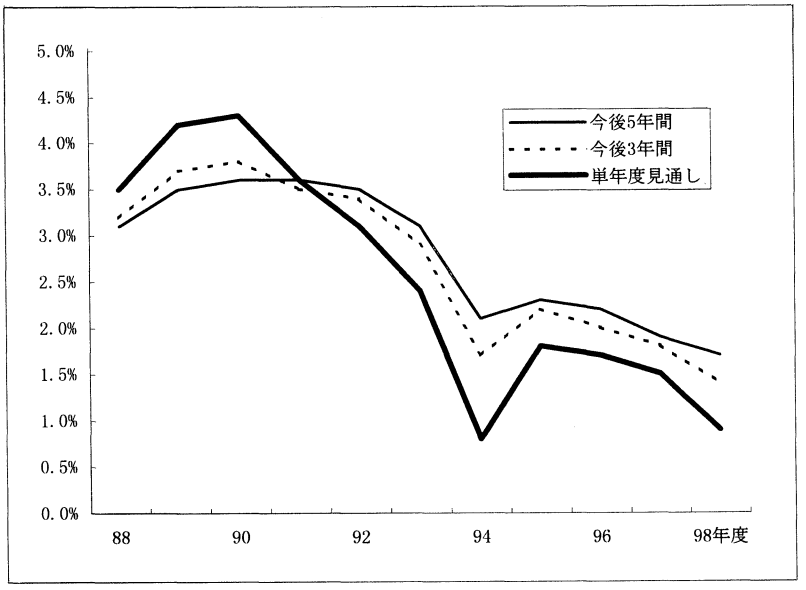

(備考) 経済企画庁「平成9年度企業行動アンケート調査」

④貸出残高(前年比)と金融機関の貸出態度

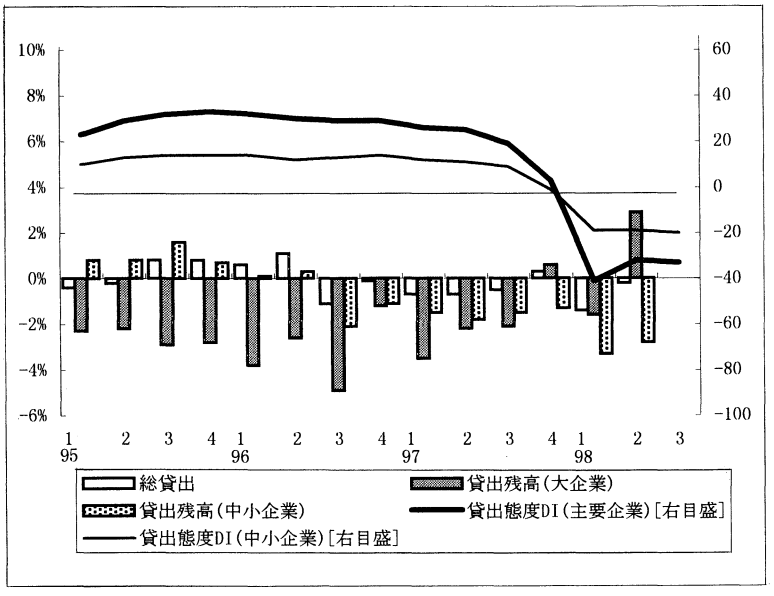

(備考) 貸出残高：日本銀行「国内銀行預貸金調査結果」
貸出態度DI：日本銀行「企業短期経済観測調査」
(金融機関の貸出態度が、「緩い」-「厳しい」)

年度の製造業中小企業の売上高経常利益率(98年9月段階の計画)は75年度以来の低水準、製造業主要企業も前年度比10%以上の減益見通しと、厳しさが広がっています。

設備投資の動向をみても、過去の回復局面では中小企業から先行して回復していたのに対し、バブル崩壊以降の回復局面では、製造業主要企業の回復が先行し、中小企業の回復は遅れており、構造調整圧力の根強さが現れています。景気後退に伴い急速に設備過剰感が高まっていることから、97年度に非製造業が再び減少に転じたのに続き、98年度は製造業も減少する計画となっており、とくに中小企業は大幅に減少する計画となっています（図表Ⅰ-1-6②)。また、このように需要減少がすぐに設備過剰感を高め、投資削減につながるのは、バブル崩壊後の長期間の景気低迷で、企業の期待成長率が低下していることも影響していると考えられます（図表Ⅰ-1-6③)。

さらに、とくに中小企業の設備投資が低迷している背景には、不良債権処理が長引いている金融機関の「貸し渋り」の影響もあると考えられます。銀行貸出残高をみると、96年後半から中小企業向け貸出は減少が続いており、とくに97年秋以降の金融システム不安の高まりとともに、企業から見た金融機関の貸出態度は急激に悪化し、98年に入ってからは中小企業向け貸出の減少幅が拡大しています（図表Ⅰ-1-6④)。中小企業は大企業のようにCPにより直接市場で資金を調達する道が限られているので、金融機関の「貸し渋り」の影響をまともに受けることになります。今後、不良債権処理が本格化すると、金融機関の貸出姿勢は一層厳しくなってくることが予想され、設備投資の落ち込みはさらに深まる可能性があります。ただし、足元の設備過剰感は強いですが、マクロ的には、バブル崩壊後の長くて深い調整局面を経て、過大な資本ストックが大幅に積み上がった状況ではなかったので[★14]、景気回復が軌道に乗り期待成長率も高まってくれば設備投資も上向いてくることが期待されます。

(5)　金融システム不安の高まり

97年11月には、大手を含む金融機関の破綻が相次いだことから、信用リスクに対して市場がきわめて敏感になり、コールレートが一時的に急上昇したほか、社債と国債の利回り格差の拡大、預金から現金へのマネー需要のシフト等、金融市場に動揺がみられ

★14　経済企画庁「平成10年度経済白書」(98年7月）の資本ストック調整の分析を参照。

図表Ⅰ-1-7　ジャパン・プレミアムの推移

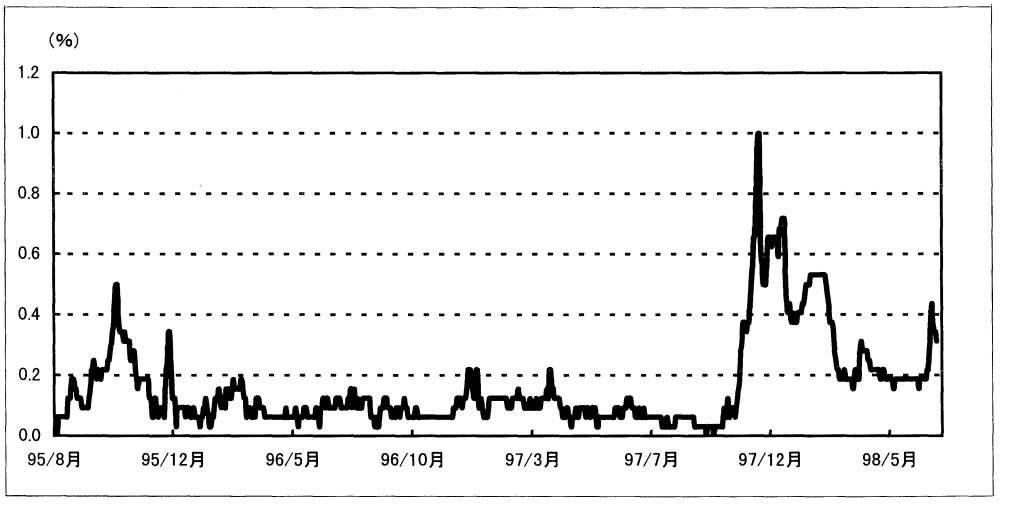

（出所）日本銀行「全国銀行の平成９年度決算」(98年8月)
（備考）ジャパンプレミアムは以下の定義により算出
ジャパンプレミアム＝東京三菱銀行Libor３ヶ月ものオファードレート
－バークレーズ銀行Libor３ヶ月ものオファードレート

ました。また、わが国の金融機関全体に対する信認の低下から、ジャパン・プレミアム（邦銀がドル資金を調達する際に求められる上乗せ金利）が発生し、12月には一時１％を越えるまでになったのち、98年8月段階でも0.2～0.4％程度のプレミアムが残っています（図表Ⅰ -1-7）[★15]。為替レートについても、景気や金融システムに対する市場の厳しい見方を反映して円安基調となり、98年7、8月には一時140円台後半になりました。

このように金融システム不安が高まった根本的な原因は、バブル崩壊から既に７年も経つのに、不良債権処理が進んでいないことにあります。景気後退に伴う株価の低迷は、株の含み益に依存した銀行の自己資本比率を低下させることになり[★16]、とくに多額の不良債権を抱えているのではないかとみられる金融機関が、市場から不信任を突きつけられ、破綻することになりました。

金融機関の資本を毀損している不良債権問題は、図表Ⅰ -1-6④で見たように中小企業向けを中心に「貸し渋り」をもたらしています。景気の持続的回復には、金融の機能正

★15　95年にも、信用組合のあいつぐ破綻や邦銀の海外支店における不祥事を契機に、ジャパン・プレミアムが発生したが、このときのプレミアムの最大幅は0.5％程度で、3～4ヵ月で元の水準に戻った。
★16　経済企画庁「平成10年度経済白書」（98年7月）の試算によると、日経平均1,000円の下落は大手銀行18行の自己資本比率を0.2％ポイント低下させることになる。

常化が欠かせないところであり、早急に不良債権問題解決の筋道をつけることが重要です。（第Ⅱ部第2章、参照）

第2章　深刻化する労働経済事情

景気後退をうけて、97 年度の雇用情勢は前年までの改善傾向から反転し、次第に厳しさを増しました。**98年度に入っては、求人倍率が急低下し、完全失業率は4%台に急上昇してともに過去最悪となり、さらに定期給与が初めて前年同期より減少するなど、労働経済全般が深刻な状況となっており、なお一層の悪化も懸念されます**（図表Ⅰ-2-1）。

(1)　過去最悪の状況となった雇用失業情勢

雇用者の減少

93 年秋以降の緩やかな景気回復をうけて、雇用情勢も緩やかながら回復し、97 年前半には雇用者数が前年同期差100 万人近く増加していましたが、97 年4 月以降景気が後退するにつれて増加幅は次第に縮小し、98年2月以降は前年同月よりも減少しています。

雇用者数の増減を産業別にみると、製造業雇用者は97年平均では前年と持ち合いで、5年ぶりに減少が止まりましたが、97 年7 ～9 月期以降は再び急速に減少しています。70 年代後半や93 ～95 年など、製造業雇用が減少するような景気後退局面では、公共工事を中心とする経済対策がしばしば実施されたため、建設業雇用が増加して雇用を下支えすることもありました。しかし今回は、景気後退局面に入ったのちも 97 年中は公共事業が抑制されていた影響もあって、建設業雇用が97年10～12月期以降、3四半期連続して前年同期より減少していることが特徴です。また、従来雇用増加を支えてきたサービス業や卸売・小売業、飲食店においても雇用の増加幅が縮小しており、製造業雇用の減少を補う産業が不在となっています（図表Ⅰ-2-2）。

雇用形態別にはフルタイムの一般労働者がパートタイム労働者に置き換わる動きが引きつづいており、毎月勤労統計の常用労働者に占めるパートタイム労働者比率でみると、96 年以降その上昇が顕著となっています。しかし、パートタイム雇用の増勢も 98 年に入って鈍化しており、雇用形態別にも下支えする部門が失われています。

公共職業安定所の窓口での労働力需給状況を示す有効求人倍率（季調値）は、96 年中は期を追って上昇していましたが、97 年に入って緩やかな低下に転じ、97 年末頃か

図表Ⅰ-2-1　完全失業率と有効求人倍率の推移（季節調整値）

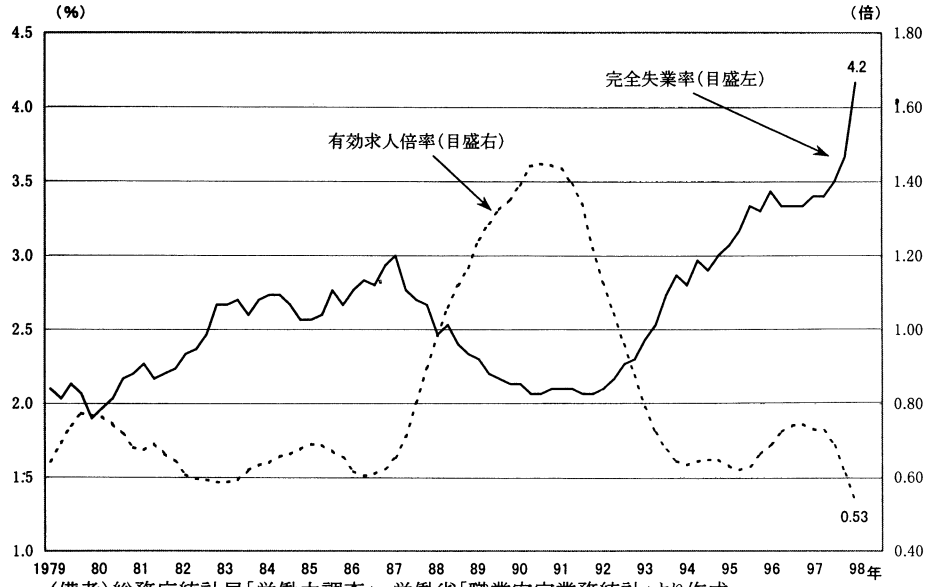

（備考）総務庁統計局「労働力調査」、労働省「職業安定業務統計」より作成

図表Ⅰ-2-2　産業別雇用者数の推移（前年同期差）

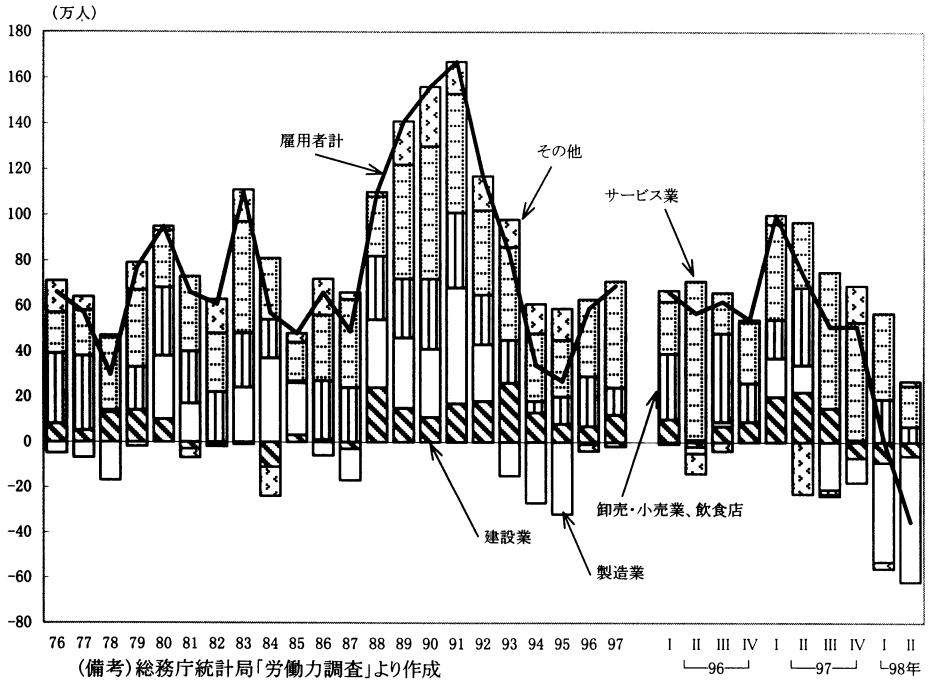

（備考）総務庁統計局「労働力調査」より作成

ら急低下して98年7月には過去最低の0.50倍となりました。産業別に新規求人をみると、建設業では97年4～6月期から前年同期比減少に転じましたが、製造業、卸売・小売業、飲食店では10～12月期から減少となり、98年1～3月期にサービス業も減少となって、労働力需要の減退は主要な全産業に及んでいます。

質的にも深刻化する失業

雇用保険データによって新規求職を求職理由別にみると、97 年夏頃までは景気が緩やかに回復していたため、新規に労働市場に参入して求職を開始する者の増加が目立っていました。しかし、97 年後半から景気後退がはっきりしてくる中で、臨時雇用の雇い止めなどの雇用調整の動きが強まったことや、企業の倒産、事業廃止などが増加したことによる非自発的離職求職者が増えてきました。また、雇用保険受給資格のない求職者も 98 年に入って増加していますが、好況期に労働市場に求職者が引き出されてくる場合と違って、最近の厳しい状況下でこうした求職が増えることは、求職意欲を喪失していることができなくなった、相当深刻な求職理由の者が労働市場に参入してきていると考えられます。

「毎月勤労統計調査」でみた離職率は、98 年に入ってむしろ前年より低下していることから、最近の失業の増加は、雇用調整によって失業頻度が高まっているのではなく、企業の雇用需要の減退によって入職率が低下し、失業者が滞留するようになったことが主な原因と考えられます。言いかえれば、企業が常用労働力を臨時や派遣などに転換する動きは続いているのですが、現在までのところ、常用労働者に対する雇用維持努力もなお払われているとみられます。しかし、例えば企業倒産の影響労働者数が過去最悪になっているように、事業自体が消滅してしまった場合には、こうした企業努力が及ばず、離職率の上昇となって現れない非自発的失業が増加すると考えられます。

このように再就職が難しくなって生じた失業率の上昇は、いったん失業すると長期間無収入の状態に置かれる可能性があるという点で、深刻度が高い失業といえるでしょう。なお、98年2月の「労働力調査特別調査」では、前年に比べて1年以上の長期失業者割合はむしろ減っていますが、これは 97 年秋以降失業者の増勢が急に強まったことの現れで、3か月未満失業者が前年比10万人増加する一方、1年以上失業者も同3万人増加しています。

完全失業率（季節調整値）は、93 年秋以降景気回復期に入ったにもかかわらず、緩

やかな上昇傾向をつづけてきましたが、ようやく95年10～12月期以降は横這い傾向に転じ、97年7～9月期までの間は季節調整値 3.3～3.4%での推移となりました。しかし、98年3月以降は急上昇を示し、統計を採り始めて以来最悪を月を追って更新し、98年4～6月期には4%を超え 4.2%となりました。米国の失業率（同）が98年4～6月期には 4.4%ですので、統計の採り方や季節変動のパターンが違うなど、比較するに当たって注意すべきことはありますが、両国の失業率は非常に接近したといえるでしょう。

この98年3月以降の失業率の急上昇は、水準そのものが過去最悪である点で当然厳しいものですが、その内訳をみても質的に厳しいものです。

まず、求職理由別完全失業者数の前年同期差をみると、新規求職者と同様に自発的離職による者が景気の悪化とともに減少し、より深刻度が高いと考えられる非自発的離職による失業者が増加しています。また世帯主との続柄別に見ると、従来は全体の失業率が上昇する局面でもあまり上昇しなかった世帯主失業率までが 98 年に入って上昇しはじめ、前年同期差で98年1～3月期 0.4ポイント上昇、4～6月期 0.8ポイント上昇と全体の失業率と同じ幅上昇し、その水準は原数値で3%に迫っています（図表Ⅰ-2-3）。年齢別失業率をみても、若年層、高年層に比べればなお低いものの、中堅層の失業率も上昇しており、世帯の基幹的働き手が失業するという状況はきわめて深刻度が高いといえます。

(2)　失業率上昇の背景

構造変化よりも需要不足が主因

ではなぜこのような失業率の急上昇が起きたのでしょうか。失業は労働力需要が不足して発生する需要不足失業と、それ以外の構造的失業に分けて考えることができます。需要不足以外の失業とは、市場のどこかに欠員があったとしても、それに応募する求職者が年齢や地域、希望職種などの面で合わない**ミスマッチ的失業**や、募集条件が低いために応募者がいない場合、企業が条件を引上げるまでに時間を要したり、求職者の活動自体に時間を要するために失業がしばらくの間発生するといった**摩擦的失業**のことです。

こうした失業の分解には失業＝欠員分析（U-V 分析）という方法がとられます。失業

図表Ⅰ-2-3　世帯主との続柄別完全失業率の推移

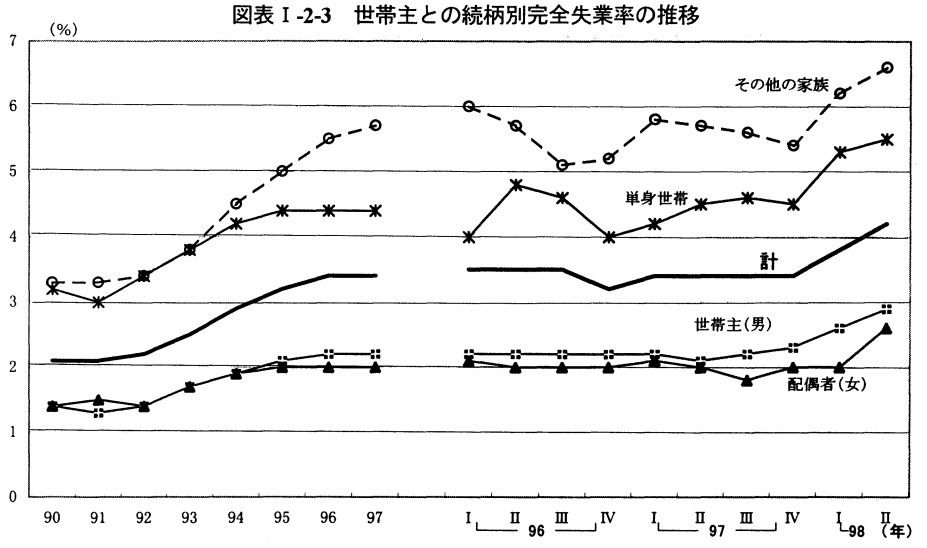

(備考)　総務庁統計局「労働力調査」より作成。

図表Ⅰ-2-4　雇用失業率と欠員率の推移（U-V曲線）

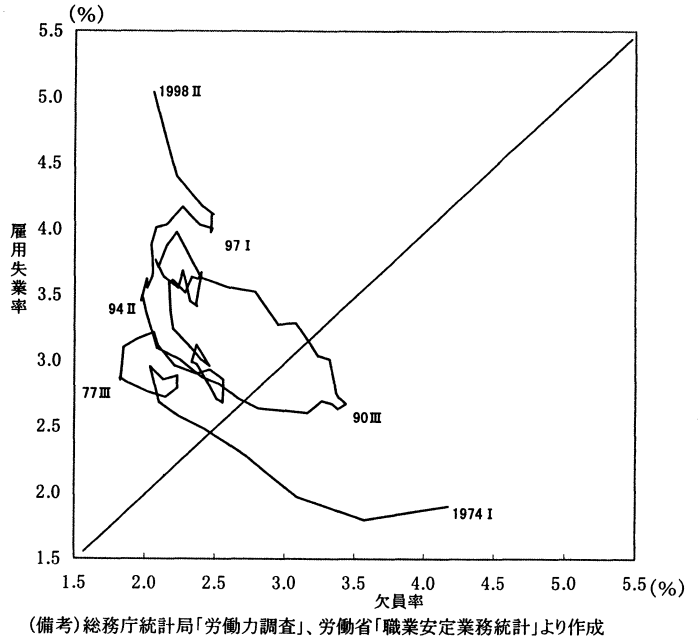

(備考)総務庁統計局「労働力調査」、労働省「職業安定業務統計」より作成

(注)　雇用失業率　$\dfrac{\text{完全失業者数}}{\text{完全失業者数＋雇用者数}} \times 100$（%）

欠　員　率＝$\dfrac{\text{有効求人数－就職件数}}{\text{有効求人数－就職件数＋雇用者数}} \times 100$（%）

と欠員の関係を図にプロットしてみると、図の左上方への動きは需要不足失業率の高まりを、右下方への動きは需要の増加による失業率の低下を、右上方への動きは需要が増加する中での失業率の上昇ですから構造的失業率の上昇を、左下方への動きは構造的失業率の低下を意味します（図表Ⅰ-2-4）。

これをみると、94 年以降は右上方への移動が見られており、構造的失業が高まりました。この動きがいったん止まったのち、景気後退局面に入った98年4～6月期以降は、左上方への動きが見られており、安定的な失業＝欠員の関係をどの傾きの曲線で想定するかにもよるのですが、最近の急上昇も含め、失業率の上昇の主な部分は経済情勢が急速に悪化したことと、さらに 97 年夏以降ゼネコンや大手金融機関のあいつぐ破綻を目の当たりにして企業が急速に先行き不透明感を強めたことが重なって、雇用需要が大きく減退したことによると考えられます。もちろん、円高不況以降「大競争」にさらされた企業はコスト意識を強め、総雇用者数を抑えたり、常用労働者を臨時労働者や派遣労働者に置き換えようとする動きがみられ、バブル崩壊以降こうした傾向が一層強まっていますが、こうした構造要因は失業の上昇の背景として寄与しているとは考えられるものの、98年3月以降の失業率の上昇はあまりにも急激すぎて、これを構造要因で説明することは無理があると思われます。むしろ構造変化は背景であって、企業の雇用需要総量が急激に収縮したことこそが最近の失業率の急上昇の直接かつ主要な原因と考える方が自然です。

そして、雇用需要の低下には最終需要の減退に加えて GDP 弾性値の変化が影響しています。

労働投入量のGDP弾性値の変化

昨年の本報告では、実質 GDP と雇用者の関係を過去の景気回復局面と比較し、企業の雇用需要（雇用の GDP 弾性値）には大きな変化がないこと、したがって十分な経済成長があれば、従来と同様の雇用創出があることをみました。そこで、さらに労働時間の動きを加味し、実質 GDP と労働投入量の関係を景気の谷を 100 として指数化してみます（図表Ⅰ-2-5）。これによると、97年1～3月期までの景気回復においては、GDPの増加テンポが遅いことに加え、労働投入量のGDP弾性値が前2回の回復局面に比べて小さくなっていることが分かります。すなわち直近の景気回復期において雇用弾性値が過去と同程度であった背景には、97年4月からの法定労働時間週40時間制の全面適用に先

図表Ⅰ-2-5　実質GDPと雇用投入量の関係（季節調整値）

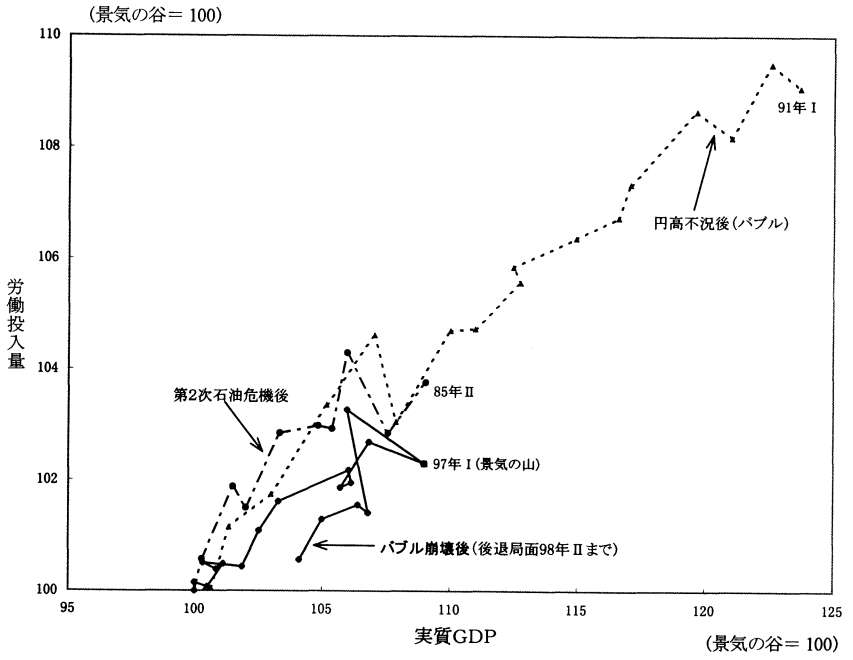

（備考）総務庁統計局「労働力調査」、経済企画庁「国民経済計算」、
労働省「毎月勤労統計調査」より作成
（注）1.第10循環（第2次石油危機後）、第11循環（円高不況後）、第12循環（バブル崩壊後）の景気の谷を100とした指数で、第10、11循環については景気の山まで、第12循環については最近の1998年4～6月期までを示している
2.労働投入量は雇用者数×総実労働時間指数（規模30人以上、調査産業計）

行した景気回復の初期の段階において、総実労働時間があまり増加しなかったことが雇用需要を下支えしていた効果があったと考えられます。そして、景気の山を越えた97年4～6月期以降は、GDPが減少する中で、労働投入量のGDP弾性値が急に高まった（図では傾きが急に立ち上がった）ことも雇用需要の大幅な低下となって現れています。

失業率の上昇が主に需要不足によってもたらされていると考えられることから、雇用情勢を改善させるためには、景気を回復軌道に乗せることが絶対不可欠な条件ですが、このGDP弾性値の高い状態が当面維持されるならば、景気の回復にともなって雇用情勢は順調に改善すると期待できます。

雇用情勢の今後の見通し

雇用情勢は、基本的には景気が上向くまで改善しないと考えられますが、今後の見通

しについて、先行性を持つと考えられる労働関係指標から推察してみましょう。

まず、新規求人ですが、97年10～12月期以来、全数でみてもパートタイム求人についても季調値前期比減少をつづけており、下げ止まる兆しはみえません。産業別にみてもほとんどの産業で前年同期比減少しています。公共工事の増額や前倒し発注などの景気対策が打ち出されていますが、その効果が最も早く現れそうな建設業についても、求人は減少をつづけています。

次に、所定外労働時間ですが、景気に感応的な製造業について、常用雇用との関係を過去と比較してみると、現在の景気循環においては、95 年はじめの急激な円高の影響をうけて95年10～12月期まで所定外労働時間の増勢がいったん鈍化したのち、景気の山である97年前半にかけて再び増勢を強めたという動きが特徴的です（図表1-2-6）。

こうした動きが景気回復局面においても製造業常用雇用を前年比減少させつづけたと考えられます。所定外労働時間は 97 年秋以降急速に減少に向かっていますが、バブル崩壊時の底（92年10～12月期の前年同期比24.7%減）よりはまだ減少幅が小さいことから、底を打つにはなおしばらくかかる可能性があります。

労働省「労働経済動向調査」（98年8月）における雇用判断D.I.の次四半期の増減見込みでみても、98年10～12月期まで、製造業、卸売・小売業、飲食店、サービス業のいずれにおいても、常用雇用、パートタイム雇用とも減少超の幅が拡大しつつあり、企業の雇用態度は慎重です★1。

同調査により、5月時点での99年新規学卒採用予定数をみると、サービス業などでの大卒理科系を除いて98年に比べ減少させる企業の方が多くなっています。また、7月末において99年春の新規高卒者に対する職業安定所への求人数は、前年同期比33.0%減少しています。今後も、景気がこのまま低迷して推移するようなことがあれば、学卒採用計画はさらに下方修正される可能性もあり、99 年度になっても基幹的雇用が改善してこないおそれがあります。

重要なことは、**企業が安心して雇用需要を増やせるようにすることで、そのためには景気対策の実施に当たって、回復へのシナリオを明確に提示し、企業の先行き不透明感を払拭することが必要です。**

★ 1　「労働経済動向調査」においては、翌期見込みが当期実績見込み、昨期実績へと移るにつれて、雇用減少事業所割合超過が拡大する傾向があり、98年10～12月期の見込みは7～9月期実績見込みよりも減少超過幅が縮小しているが、これがそのまま雇用情勢の改善につながるかは慎重にみる必要がある。

図表Ⅰ-2-6　所定外労働時間と常用雇用の循環（製造業、前年同期比）

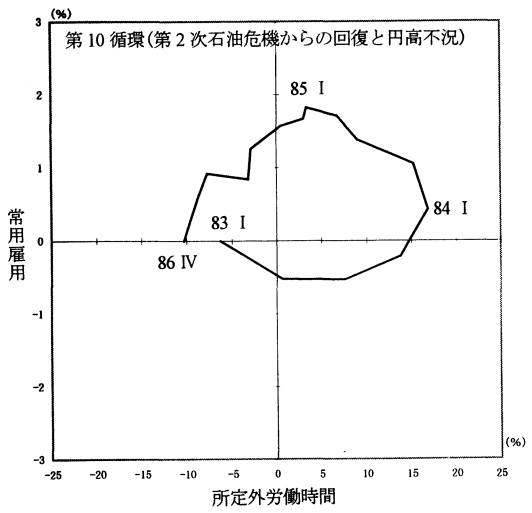

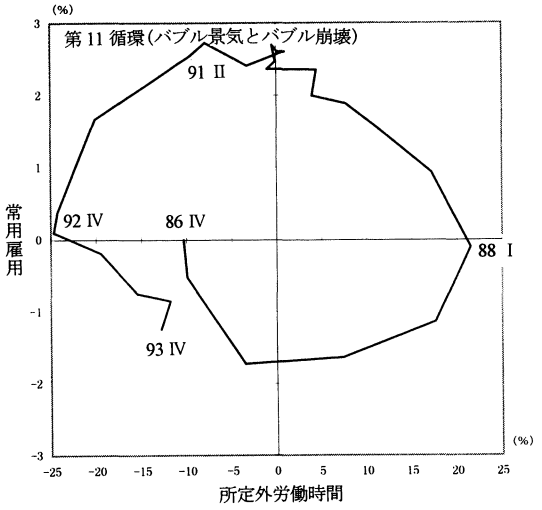

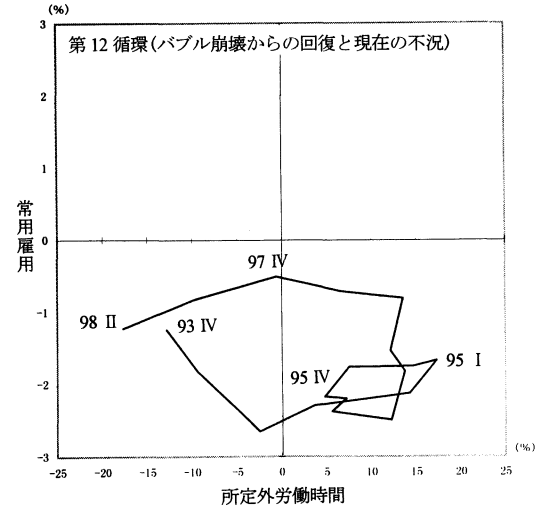

(備考)労働省「毎月勤労統計調査」より作成
(注)事業所規模30人以上

(3)　初めて減少した定期給与

97年度の現金給与総額（事業所規模5人以上）は、前年度比 0.9%増と96年度（同1.6%増）より増加幅が縮小しました。また、物価上昇分を差し引いた実質賃金は、同 1.3 %減と4年ぶりに減少しました。

現金給与総額の内訳をみると、きまって支給する給与（定期給与）が前年度比 1.0 %増（うち所定内給与は同0.9%増、所定外給与は同1.3%増）、特別給与が同 0.6%増といずれも前年度よりも増加幅が縮小しています。

所定内給与の増勢鈍化については、97 年の春季賃上げ率が中小企業では前年を下回り（2.63 %、96 年 2.64 %）、主要企業でも賃金交渉をとりまく環境が厳しかった 95、96 年とあまり変わらないものであったこと（2.90 %、96 年 2.86 %）や、パートタイム労働者比率が前年度差0.62ポイント上昇（96年度同0.53ポイント上昇）と大幅に上昇したことが要因と考えられます。また、所定外賃金については景気の後退によって所定外労働時間が減少したこと（97年度前年度比 0.8 %減）が主因と考えられます★2。特別給与については賞与が主な部分を占めており、夏季賞与は前年度比 1.5 %増（96 年度同 1.8 %増）と伸びが鈍化し、景気が一層厳しくなった冬季賞与は同 0.1 %減（同 1.7 %増）と前年より減少したことを反映しています。

実質賃金は消費税率が引上げられた 97 年 4 ～ 6 月期以来前年を下回って推移していますが、さらに 98 年度に入ってからは、初めて定期給与が実額で前年同期よりも減少しました。これは、98年の春季賃上げ率が主要企業で2.66 %と前年を0.24ポイント下回るなど厳しいものであったことや、引き続きパートタイム労働者比率が高まっていることによります。

雇用、賃金両方の減少がもたらす雇用者所得の減少は、消費不況の直接の要因であることから、しっかりした景気対策、雇用対策を打ち出して雇用情勢を改善させることと、賃金、一時金を景気の観点からも適切な水準に決定していくことによって、こうした厳しい状況から可能な限り早く脱することが望まれます。

★2　製造業の所定外労働時間は、97年4～6月期の前年同期比13.6%増から98年1～3月期同10.4%減へと急減したが、97年度平均では前年度比1.5%増加となった。

第3章　99年度経済の展望と持続的な景気回復実現の条件

前章まででみてきたように、わが国経済は、生産－所得－支出を巡る循環がマイナス方向に働き続ける「不況の悪循環」に陥っており、勤労者の生活の基盤であり経済政策の最大の眼目である雇用の安定も脅かされています。この悪循環を早く逆転させないと、需給ギャップが大幅に拡大し、物価の大幅下落と負債の重圧増大が同時進行する恐慌状態に陥ってしまう危険があります。また、ひとたび雇用の場が失われてしまうと、それまで蓄積された技能等の価値が失われ、それを取り戻すには多大なコストを要することになります。本章では、「不況の悪循環」を早急に断ち切り、持続的な景気回復を実現していくために求められる当面の経済政策の方向を明らかにします。

(1)　財政面からの総需要喚起が必要条件

不況への対応として、経済の活力低下が問題で、サプライ・サイドの強化が重要との指摘があります。しかし、現状は、失業率が戦後最悪になっていることに示されているように、明らかに有効需要不足の状態です。もちろん、景気回復を持続的なものにしていくためには、経済の活力を取り戻すことが必要です。けれども、規制緩和等の構造改革の効果が経済全体に現れてくるまでには時間がかかるもので、即効性はありません。アメリカ経済再生はレーガン時代のサプライ・サイドの改革の成果であるとの指摘がありますが、成果が現れるまでには 10 年以上を要したことになります。現在の「不況の悪循環」を逆転させるには、有効需要の拡大が不可欠です。

独立需要の一つである外需については、第 1 章でみたように、わが国の景気回復が世界経済安定の鍵を握っているのであり、それのみを当てにするわけにはいきません。有効需要政策には金融政策と財政政策があります。金融政策については、既に 95 年秋以来公定歩合が史上最低の0.5%に据え置かれており、98年9月には一層の金融緩和が行なわれたところであり[★1]、さらなる金利引下げの余地はほとんどないといえます。量的

★1　98年9月9日の日本銀行の金融政策決定会合では、「無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて 0.25 %前後で推移するよう促す。なお、金融市場の安定を維持するうえで必要と判断されるような場合には、上記のコールレート誘導目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行なう。」として、約3年振りに金融政策を一層緩和することを決定した。

金融緩和の余地はまだあるとの議論がありますが、昨年末の金融市場の動揺以来、市場金利を低位に抑えるために、日本銀行は潤沢な資金を供給し続けています。98年9月の決定では、短期金利の誘導目標にかかわらず、金融市場の安定を維持するために必要な場合は一層潤沢な資金を供給する方針を打ち出しています。しかし、マネーサプライ（M2＋CD）の伸びは低く、実体経済に影響を与える銀行部門を通じた信用創造が十分に機能していない状況にあります。これに関連して、「デフレ・スパイラル」懸念の中で「調整インフレ論」の主張がありますが、そのための方策であるマネーサプライの増加は、上述のように通常の金融政策のルートでは簡単に実現できず、国債の日銀引き受けぐらいしかありません★2。また、インフレは景気以上にコントロールが難しいものです。80年代のラテンアメリカや90年代のロシア、さらに第1次世界大戦後のドイツ等の例を引くまでもなく、国債の中央銀行引き受けでいったん規律が失われると、将来、ハイパーインフレーションを引き起こす可能性があります。期待インフレ率を適正な水準に戻すには、実物面での需給の改善を通じてしかありません。

したがって、現在の不況から脱するためには、財政政策を通じた総需要喚起が必要条件といえます。積極財政というと、財政赤字の拡大を心配する声が常にあがりますが、景気後退が続くと税収が落ち込み、むしろ財政再建が進みません。財政赤字解消に成功したアメリカでも、赤字削減の半分は景気拡大に伴う税収増によるものです。財政再建を成功させるためには、経済の安定成長を確保したうえで、経済活力を高めるとの観点から歳出・歳入構造を見直していくこと、すなわち、中長期的な拡大均衡の中での財政再建という視点が重要です。

(2)　低金利で苦労している高齢者等への配慮が必要

低金利政策が長期間にわたって続いているにもかかわらず、民間投資は低迷しています。この背景には、第1章でみたように、根強い構造調整圧力の存在や期待成長率の低下があります。このため、規制緩和等の構造改革を着実に進め、期待成長率を高めていくことが不可欠です。金融システムの改革も、リスク・テイクしようという積極的な企業家（entrepreneur）への適切な資金供給を促し、真に生産性の高い分野に資金を配分

★2　マネーサプライの増加率やインフレ率の目標を示して「期待インフレ率」を引上げればいいとの主張があるが、実現可能性が疑われる目標を掲げても市場の信頼を失うだけになる。

できる金融市場を生み出そうとするものです。不良債権問題の解決が急がれるのは、いつまでもこの問題を引きずっていては、足かせとなって金融機関の積極的な対応ができないからです。しかし、こうした構造改革は、景気回復を持続的なものにしていくうえで重要ですが、当面の景気回復には即効性が乏しいことに留意する必要があります。

むしろ、不良債権処理が本格化すると、投資低迷の一因となっている金融機関の「貸し渋り」は一層激しくなるでしょうし、多額の債務を抱えた企業の倒産が続出する可能性があります。不良債権処理を早く進めたと評価されている北欧諸国でも、スウェーデン、フィンランドでは3年間マイナス成長が続きました。優良な企業に連鎖的な影響が及ばないよう工夫するのは当然としても、不良債権処理は短期的に景気押し下げ要因となるとの覚悟が必要です。

このように、当面、設備投資の回復に大きな期待が持てない中で、低金利政策を続ける意味がないのではないか、むしろ家計の利子収入を減らすので景気にマイナスではないかとの意見があります。家計部門の利子収入は、91年度から96年度にかけて12.8兆円も減少しており、これは96年度の家計可処分所得の3.7％に相当します。家計部門も住宅ローンや個人商店等の借入金の利子支払いがあるので、これを差し引いた純利子受取でみても、同期間で7.3兆円（同1.5％）減少しています。また、長期間の低金利は、年金基金の運用利回りを低下させ、年金財政を苦しくしているという問題もあります。

しかし、金利の影響については、経済全体でどうなるかを検討する必要があります。企業の借入金には設備資金だけではなく運転資金もあるわけで、低金利に伴う支払利子の減少が企業収益を支え、企業のバランスシート改善に寄与している面があります。とくに、債務比率の高い非製造業、中小企業では、この効果は大きいです★3。低金利は、資本コストを通じた効果だけではなく、キャッシュフローの改善を通じて、投資を下支えしているといえます。連合総研マクロ計量モデルで金利上昇の影響を試算してみると、GDP の減少を通じた雇用者所得の減少の方が家計の純利子受取の増加を上回り、家計の所得はむしろ減少することになります。

こうしたことから、低金利政策の持続にはやむを得ない面がありますが、早急に景気回復の展望を開き、金利を正常な水準に戻せるような経済状況にしていくことが必要で

★3　経済企画庁「平成9年度経済白書」(97年7月)の分析によると、貸出金利1％の上昇が95→96年度の経常利益の増益額を減少させる影響度の大きさは、製造業・大中堅企業(▲7.8％)、製造業・中小企業(▲34.9％)、非製造業・大中堅企業(▲117.3％)、非製造業・中小企業(▲68.1％)となっている。

す。また、利子収入の減少で苦労している低所得高齢者等に対しては、福祉給付など所得再分配政策での対応が求められます。なお、金融機関の側では、その公共的性格を踏まえ、低金利で苦労している高齢者向けや、預金集めの経費がかからない給与自動振込等の小口預金について、割増金利を適用する等の営業努力があってしかるべきです★4。

(3)　鍵を握る消費の回復

民間需要の中で、設備投資の回復に、当面、大きな期待が持てないとすると、景気回復の実現には、消費の回復が鍵を握っているといえます。消費飽和論がありますが、携帯電話、DV（デジタル・ビデオムービー）、MD のように、大きく伸びている商品もあります。環境意識の高まりの中で、環境にやさしい商品が伸びる可能性もあります。

第 1 章でみたように、消費低迷の原因は、可処分所得の低下と、消費者のマインドの冷え込みに伴う消費性向の低下です。そこで、年齢階級別の消費性向の推移を、住宅ローンや保険等の支払い調整したベースでみると（図表Ⅰ -3-1 ①）、40 歳代の消費性向が相対的に高いことがわかります。しかも、90 年代に全般に消費性向が低下する中で、40 歳代では消費性向があまり低下していません。これは、子どもの教育費等の支出が多く、住宅ローン等の返済を抱えている世帯が多いために、家計の余裕が小さいからではないかと考えられます。次に、年齢階級別・所得階層別の世帯分布をみると（図表Ⅰ -3-1②）、40歳代の世帯は年収700万円から1,000万円程度の間に多く分布していることがわかります。また、第 1 次ベビーブーム世代が属していることから、全体の世帯数に占める割合も大きくなっています。こうした点から、減税を行なう際には、中堅サラリーマン層の負担軽減に重点を置いて実施することが、当面の消費回復を図るうえでも効果的だと考えられます。

また、年金等についての将来に対する不安を払拭していくことが、マインドの改善に欠かせません。年金については、給付と負担の世代間の公平、負担率と経済活力との関係、厚生省の試算の前提の妥当性（例えば、年金成熟時においても 3 年分以上の積立金を持つ必要があるのか）、完全積立制度を導入した場合に経済情勢急変のリスクはどう

★4　高齢者等の少額貯蓄を対象に利子非課税（マル優）制度があるが、低金利下では雀の涙の効果しかない。経営悪化が囁かれる銀行が期間限定で高齢者向けに割増金利を適用して預金募集していることからみて、これに伴う銀行の収益圧迫は小さいと考えられる。

図表Ⅰ-3-1　年齢階級別の消費性向と所得分布

①年齢階級別の調整平均消費性向の推移(全国勤労者世帯)

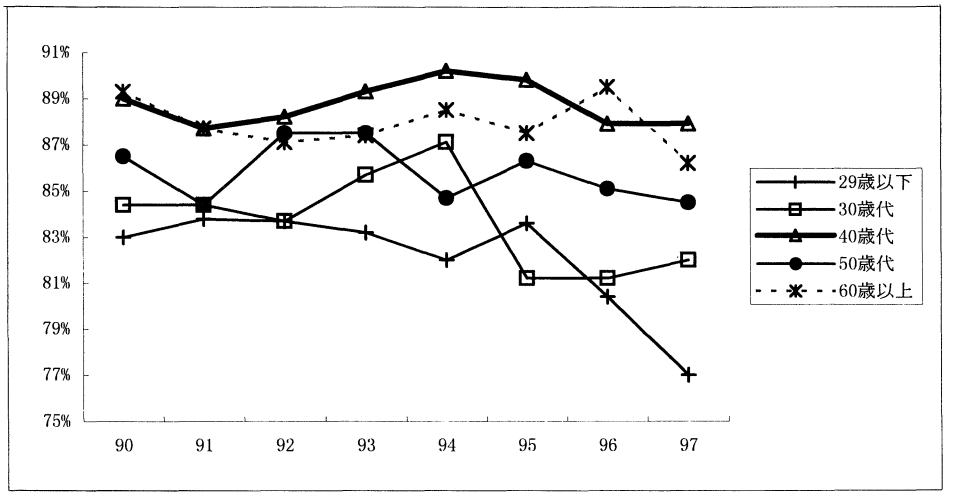

(備考) 1. 労働省「平成10年版労働経済の分析」(総務庁「家計調査」から試算)より作成。
2. 調整平均消費性向は、可処分所得から土地家屋借金返済、保険純増、分割払・一括購入借入金純減及び他の借金純減を差し引いた調整可処分所得を分母とする平均消費性向である。

②年齢階級・所得階層別の世帯分布(1997年, 全国勤労者世帯)

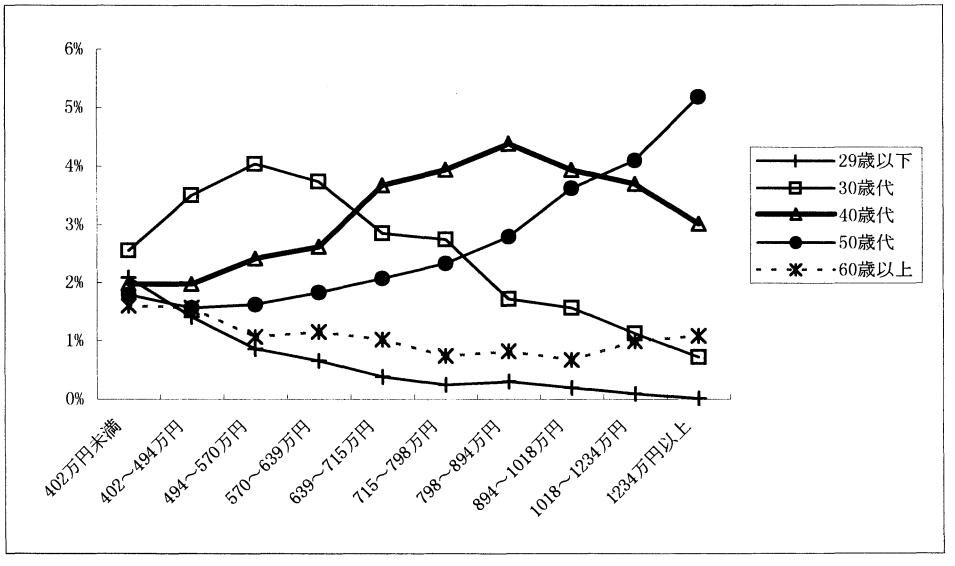

(備考) 総務庁「家計調査」(1997年)より作成。

するのか等、論点は数多くあります★5。年金の問題は、基本的に国民の選択の問題です。したがって、制度改革に当たって、国民が自分たちの意見が反映できているのだと確信できることが何よりも重要です。既存のスケジュールにとらわれることなく★6、徹底した情報公開のもとで国民的議論が尽くされることが必要です。それこそ、国政選挙の一つの争点として取り上げ、国民が意見を反映できる機会をつくることが、不安感の解消にも資するのではないでしょうか。

さらに、消費の持続的回復には、何よりも家計の所得の着実な増加が重要です。企業はリストラを旗印に雇用コストの削減をめざすでしょうが、個々の企業にはプラスでも経済全体としてみると消費が縮小してマイナスとなる「合成の誤謬」に注意する必要があります。したがって、消費主導の景気回復のためには、雇用の維持はもちろんのこと、適度の賃上げが求められます。その際、中期的に維持可能な労働への成果配分として、労働生産性上昇率の中期的トレンドに着目することが考えられます。足元の業績は悪くても、消費を契機に経済の好循環が生まれ始めると、企業の業績も改善し、事後的にも適切な成果配分となります。労働生産性（実質GDP／就業者数）は、景気低迷が続く90年代（91～97年度）でも年平均0.8％伸びています（80年代は2.8％）。また、経済審議会経済社会展望部会のフレームワークを用いて試算すると、今後の中期的な労働生産性の伸び率は年平均 2.3 ％程度となります★7。消費者物価がきわめて安定しているので、定期昇給分約 2.0 ％に中期的な労働生産性上昇率を加えた数字が春闘賃上げ率の一つの目安となります。

(4)　財政政策の規模と内容

本章の最初に述べたように、景気回復には、財政政策を通じた総需要喚起が必要条件ですが、その規模と内容については、第一に当面の景気回復への即効性を、第二に持続的景気回復を図るための経済活性化の視点が重要です。

★5　連合総研「財政改革の論点」（98年4月）および連合総研「DIO No.116」（98年6月）の特集：公的年金制度改革を参照。

★6　厚生年金保険法等では、少なくとも5年に一度財政再計算を行ない給付・負担を見直すことが決められており、99年度が見直しの年に当たっている。

★7　経済審議会経済社会展望部会報告書（98年6月）では、1998～2003年度の実質GDP成長率を2.5%程度と展望している。これから就業人口の伸び率約 0.2 ％を引くと、労働生産性の伸び率は約 2.3 ％となる。

図表Ⅰ-3-2　家計消費と公的固定資本形成の産業別生産誘発額（1996年）

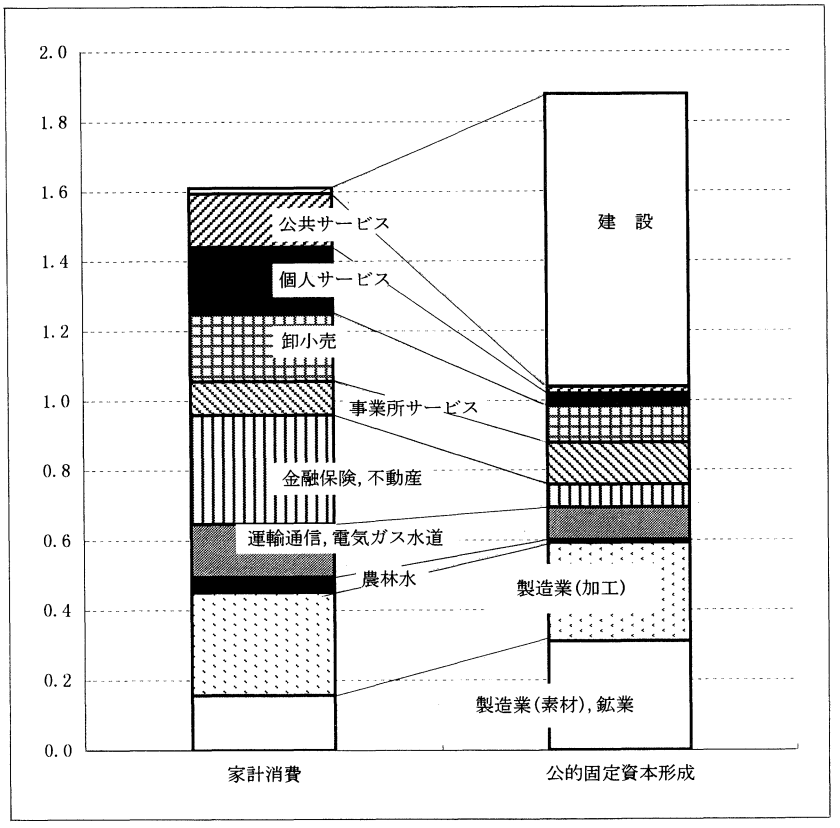

（備考）1. 経済企画庁「SNA産業連関表」より作成。
2. 家計消費, 公的固定資本形成が1単位の増加が誘発する各産業の生産額。

まず、景気回復の鍵を握る消費喚起のために、所得税・住民税の減税等による家計の負担軽減が必要です。減税は公共投資に比べると即効性は劣りますが、それでも連合総研マクロ計量モデルによると、減税1兆円が実質GDPに与える影響（乗数効果）は1年目0.45兆円、2年目1.1兆円と、規制緩和の比ではありません。さらに、公共投資に比べて消費はさまざまな産業の生産を誘発するので（図表Ⅰ -3-2）、より市場ニーズを反映した産業が成長し、持続的成長につながりやすいという利点があります。その際、先に見たように、中堅サラリーマン層の負担軽減に手厚く配慮することが重要で、少子化対策にもなる児童手当の拡充等の給付面の施策も減税と同等の効果があります**（コラム参照）**。恒久減税かどうかは即効性に直接関係しませんが、将来の不確実性を減らし、減

税分が消費に回りやすいという意味で恒久減税が望ましく、また、中長期的な財政再建に重要な抜本的な歳出・歳入構造の見直しを促す効果があります。

次に、即効性という点で、公共投資が欠かせません。建設業に対する生産誘発効果が大きいのは当然ですが、それ以外の産業に対する生産誘発効果も製造業を中心に1を超えています。中長期的な経済活性化にも資するように、情報インフラ、都市基盤の整備や、遅れている介護施設の整備等に、重点的に配分すべきことは言うまでもありません。また、現在のような低金利のもとでは、将来必要となることが確実な分野に先行投資しておくことは、金利負担が小さくなるという点で有利だと言えます。政府が先行投資し、将来、民営化するということも考えられます。

また、即効性という点では優先度が低いですが、中長期的な経済活性化という観点からは、法人税率引下げや投資促進税制等も検討課題となります。企業が国を選ぶグローバル経済の時代には、高コストの国は敬遠されて、企業や人材の海外流出、対内投資の低迷をもたらす可能性があります。この点に関しては、租税特別措置を勘案しても実効税率が高いのか、償却制度等の相違の影響はどうかなどを十分に検証する必要があります★8。

それでは、規模についてですが、現在、政府が「6兆円を相当程度上回る恒久的な減税」や「15ヶ月予算」として言っている内容は、一見大規模に見えますが、98年度と99年度との間では景気に対してニュートラルでしかないことに注意する必要があります（図表Ⅰ-3-3①, ②）。

公共投資については、年度替りの事業費の途切れをなくすために第2次補正予算に多くを積むという考え方はいいのですが、99年度予算の概算要求基準は基本的に98年度当初予算比横ばい（約9兆円）で、これに景気対策特別枠の公共事業関係費分2.7兆円を加えた額は、約4兆円を上積みした第1次補正後の98年度予算の額を下回っています。事業の執行にラグがあるので、実際の支出ベースでは98年度12.3兆円、99年度12.4兆円超になると説明されていますが★9、根拠がある数字なのか吟味が必要ですし、いずれにせよ年度間の伸び率はほぼゼロです。（公共投資の予算の問題点については、第Ⅱ部第1章参照）

★8　経済企画庁「平成10年度経済白書」（98年7月）では、金利を平準化した資本コストを計算すると、96年で、日本が11.2%、アメリカが10.5%と1%弱の違いがあることが示されている。

★9　予算は単年度主義の原則があるが、繰越明許費として国会の承認を得ていれば、次年度にわたって支出が可能になる。

図表Ⅰ-3-3　最近の景気対策等の内容

①最近の景気対策等の主な財政措置

	減　税	公共投資等	その他
97年度補正予算等(98年1-2月)	特別減税２兆円	・災害復旧費追加(事業規模1兆円) ・ゼロ国債(事業規模1.5兆円)計上	
総合経済対策(98年4月)	追加特別減税２兆円(上記と合わせて４兆円) ・98年分所得税、98年度分個人住民税を対象に定額控除 (夫婦子２人の標準世帯で、所得税9.5万円、個人住民税4.25万円、計13.75万円の減税) (99年も２兆円の特別減税を行うこととし、減税方法等は今後検討)	社会資本整備 7.7兆円 ・国を中心とした社会資本整備6.2兆円 ・地方単独事業の推進1.5兆円	財政構造改革法の改正(経済情勢等に応じた赤字国債発行の弾力化等)
所信表明演説で示された方針、及び99年度予算概算要求基準(98年8月)	99年(度)に、６兆円を相当程度上回る恒久的な減税 ・個人所得課税の減税規模は４兆円を目途 ・最高税率を50%に引下げ(現在65%) ・法人税の実効税率を40%程度に引下げ(現在46.36%)	98年度第２次補正予算と99年度予算の一体的編成(いわゆる15ヶ月予算) ・8月末提出の公共事業関係費は、98年度当初予算と同額 ・景気対策緊急緊急特別枠４兆円を別途10月末に提出(公共事業関係費は2.7兆円)	財政構造改革法の凍結

(注)ゼロ国債とは、年度替りの事業執行円滑化のため、国庫債務負担行為だけを計上。

②国の予算の公共事業関係費と公的固定資本形成の関係(単位:兆円)

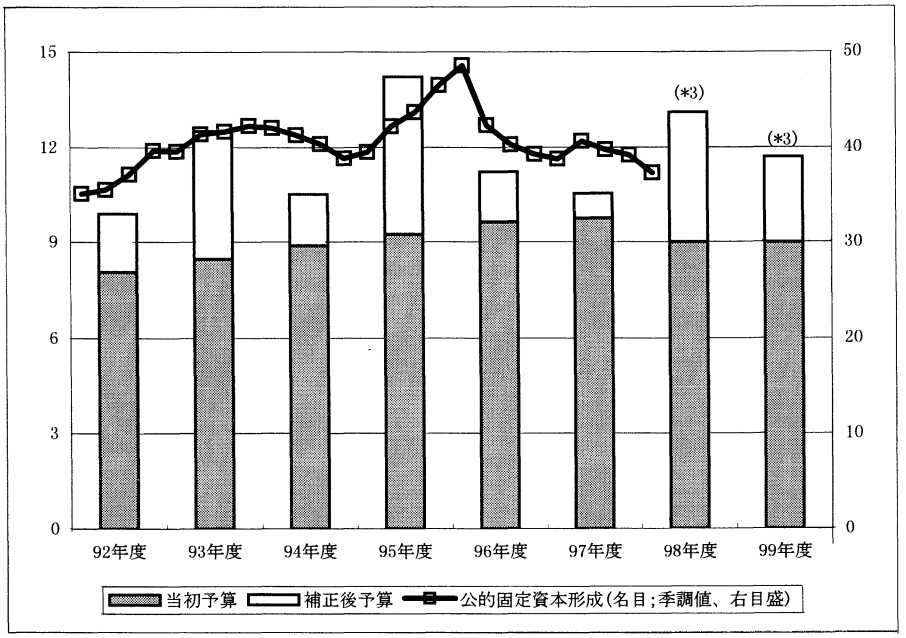

(備考) 1. 経済企画庁「国民経済計算」、参議院予算委員会調査室「平成10年度財政関係資料集」等より作成。
2. 公共事業関係費はNTT事業償還時補助を含まない。
3. 98年度補正分については建設国債の追加分4.1兆円を上乗せ。99年度については、概算要求基準に基づき、当初予算は横ばいとし、景気対策臨時緊急特別枠の公共事業関係費分2.7兆円を上乗せ(98年度第２次補正予算となる見込みだが、実際の支出は99年度となるので99年度に上乗せした)。支出ベースでは、98年度12.3兆円、99年度12.4兆円になる見込みと説明されている。

［コラム］中堅サラリーマン層に手厚い負担軽減策

98年(度)の特別減税が定額方式（夫婦子2人の標準世帯で13万7,500円）で実施されたため、税率の見直しにより中堅サラリーマン層の負担を軽減するのは簡単ではありません（図表Ⅰ-3-4)。年収800万円程度の世帯では20%程度、年収600万円程度の世帯では50%程度負担率を引下げるような税率構造の見直しが必要となります。また、税率引下げだけでは低所得層の負担増は避けられないので、課税最低限を引上げることが考えられますが、わが国の課税最低限は欧米諸国に比べて高い部類に入るので(アメリカ245万円、イギリス106万円、ドイツ374万円)、低所得層に対しては福祉給付を増額すること等が必要です。

図表Ⅰ-3-4　夫婦子2人の給与所得世帯の現行税制下の税構造

（単位：万円）

給与所得	98年(度)	99年(度)			限界税率			備　考
	特別減税後税額(A)	税額(B)	A/B	負担率	計	所得税	住民税	
306.3	0.0	0.0	0	0.0%	5.0%	0.0%	5.0%	住民税課税最低限
361.6	0.0	1.8	0	0.5%	15.0%	10.0%	5.0%	所得税課税最低限
491.8	2.4	16.0	0.15	3.3%				特別減税による所得税0の下限
582.1	12.6	26.5	0.47	4.6%	20.0%	10.0%	10.0%	
778.4	46.0	59.5	0.77	7.6%	30.0%	20.0%	10.0%	
1112.6	146.9	161.0	0.91	14.5%	35.0%	20.0%	15.0%	
1354.7	228.1	241.5	0.94	17.8%	45.0%	30.0%	15.0%	
2302.1	633.1	646.5	0.98	28.1%	55.0%	40.0%	15.0%	
3565.3	1293.1	1306.5	0.99	36.6%	65.0%	50.0%	15.0%	
5000.0	2179.0	2192.5	0.99	43.8%				

(注) 1. 子2人のうち1人が特定扶養親族(16歳以上23歳未満)に該当するものとして計算。
2. 99年度から住民税の特定扶養親族控除が4.1万円から4.3万円に引上げられる。
3. 社会保険料は、給与所得500万円以下は7%、1,000万円以下は500万円超の部分につき2%、1,000万円超は一律45万円として計算。

中堅サラリーマン層の負担軽減が必要なのは、子どもの教育費や住宅ローン返済等の負担が大きいからです。この観点から、税率構造の見直しだけではなく、児童手当や住宅減税の拡充といった目的を絞った負担軽減策が求められます。わが国の児童手当を欧州諸国と比べ

てみると、支給対象の子どもの年齢が3歳未満と低く、所得制限も厳しくなっています（図表Ⅰ-3-5)。少子化が問題となっているところでもあり、支給対象年齢および所得制限を大幅に引上げる等、児童手当制度の抜本的拡充を行なうべきと考えられます。義務教育終了前の子どもを対象に月1万円（3人目以上は2万円）の給付を行なうと仮定すると、必要な財源は2兆円強となります。財源面については、社会として子どもの養育についてどう考えるかを議論し、それを踏まえて負担のあり方を見直していくことも必要です。

図表Ⅰ-3-5　主要国の児童手当制度

	日本（1996年）	ドイツ（1996年）	フランス（1995年）
支給対象児童	第1子から 3歳未満	第1子から 18歳未満(学生は27歳未満、失業者は21歳未満)	第2子から 16歳未満(学生等は20歳未満)
支給月額	第1子　5,000円 第2子　5,000円 第3子～　10,000円	第1子　200ﾏﾙｸ(13,126円) 第2子　200ﾏﾙｸ(13,126円) 第3子　300ﾏﾙｸ(19,689円) 第4子～350ﾏﾙｸ(22,971円)	算定基礎月額2078.97ﾌﾗﾝ（1月） 第2子　32%(665ﾌﾗﾝ)(12,529円) 第3子～　41%(852ﾌﾗﾝ)(16,052円) [割増給付] 10～14歳　9%(187ﾌﾗﾝ)(3,523円) 15歳以上　16%(333ﾌﾗﾝ)(6,274円)
所得制限	一定の所得(4人世帯の場合で239.6万円)以上の者には支給しない。 被用者については一定所得(4人世帯の場合で417.8万円)未満の者に特例給付を支給。 所得は、年収より給与所得控除等の各種控除を差し引いたもの。	18歳以上の児童について、年収12,000ﾏﾙｸ(182.8万円)以上の児童には支給しない。	なし
財　源	被用者　事業主7/10 国2/10：地方1/10 非被用者　国4/6：地方2/6 特例給付分は全額事業主負担	連邦74%、州及び市町村26%	事業主拠出(支払賃金の5.4%) 自営業主拠出(所得の5.4%) 一般社会拠出金(税率2.4%)から繰入

（出所）総理府社会保障制度審議会事務局編「平成9年版社会保障統計年報」より抜粋。

また、住宅減税の拡充については、住宅投資にはその直接効果だけではなく、住居関連耐久消費財需要等の波及効果もあるので、景気刺激策として効果が大きく、後世にも残る資産です。また、バブル末期に高額の住宅を購入せざるを得ず、その後の所得伸び悩みで住宅ローン返済の重圧に苦しんでいる家計の負担軽減に資する減税も求められます。他方、潜在的な住宅需要を喚起するという点から、老朽化している官舎や社宅の取壊・売却計画を立てることが考えられます。低金利に住宅減税拡充が加わり、さらに雇用安定の展望を持てれば、住宅取得能力に問題はありません。国有地や社有地の売却は財政再建や企業の財務改善に資する一方、比較的まとまった優良地が多いので都市再開発の起爆剤となり、不動産市場活性化につながる可能性もあり一石三鳥といえます。

減税についても、「総合経済対策」に盛り込まれている99年分の2兆円の特別減税は、「6 兆円を相当程度上回る恒久的な減税」の中で具体化されるわけで、所得税・住民税減税の規模は、8月の所信表明演説で述べられているように4兆円が目途と、98年も99年も同額になります★10。これには最高税率の引下げ分も含まれているようなので、中堅サラリーマン層にとっては、むしろ減税規模が小さくなる可能性があります。

不良債権処理の本格化が当面は景気押し下げ要因になること、さらに、国際経済情勢がますます不透明になっていることを考えると、この程度で景気回復の道が開けるのか疑問です。中堅サラリーマン層の負担軽減を中心に 10 兆円規模の減税・給付、公共投資は98年度当初予算ベースで98年度補正後予算以上とすることが最低限必要と考えられます。さらに、年内に追加の必要はないか、来年度についても一層追加する必要はないか、今後の景気動向を注視して、必要ならば迅速に修正していくことが求められます。

(5) 雇用対策

雇用情勢を改善に向かわせるには、基本的には景気対策によって雇用需要を回復させることが重要です。これは、現下の厳しい状況が構造的要因による以上に循環的要因によっている、すなわち、企業倒産の増加や、企業が景気の先行き不透明感を強め、雇用の増加に慎重になっていることによって失業が増加していると考えられるからです。こうした状況を改善していくためには、企業が将来の景気や自社の業績に明るい展望をもてるような景気対策を実施していくことが重要です。

再就職の環境が厳しい中においては、状況が改善するまでの間、失業者の生活を保障することは最優先の課題です。雇用保険の基本手当については、個別延長給付の活用などにより、十分な期間と十分な給付水準を保障するとともに、受給要件の緩和についても検討が望まれます。この点に関連して、雇用保険会計は近年失業給付の収支が悪化していることから、中小企業の倒産などにより失業者が増大するリスクに対応できるよう、国庫負担率を 20 %に戻すことを検討するなどにより雇用保険の財政基盤を強化し、万一の際にも勤労者が生活に不安を抱かなくてすむようにしておく必要があります。その

★10　所得税は年度ではなく暦年の所得に課税される(個人住民税は前年所得を対象に年度で徴収)。98年の特別減税4兆円のうち最初の2兆円の所得税分は2月に実施されたので、年度で比べると99年度の減税額の方が大きくなる可能性はある。

際、金融再生勘定のように、必要に応じて支出できるよう交付国債で財源を確保することも考えられます。また、景気の回復を待つ余裕が乏しい事業所の労働者についても、喫緊の対策を講じる必要があります。厳しい状況下においてもなお雇用維持に努力する企業については、各種雇用助成金の積極的活用による支援を行なうことにより、一層の失業の発生を抑制することが労働力資源のロスを生まないという意味でも重要です。こうした施策により勤労者の雇用・所得に対する安心を確保することが、景気回復の鍵を握る消費の回復にも役立つといえます。

あわせて、雇用の創出を図るにあたっては、当面は雇用情勢が非常に厳しい地域、業種に重点を置くこととしても、中長期的にはわが国の将来の産業構造の転換を見通し、発展が見込まれる分野や、労働力確保が重要と考えられる分野に雇用を創出し就業構造を転換していくという視点も必要です（図表Ⅰ-3-6）。

【別 冊】計量モデルによる99年度日本経済の展望　参照

図表1-3-6　政府、連合、日経連の雇用対策

(1) 政府の雇用対策

①雇用情勢への当面の対処方針について

平成10年6月2日
産業構造転換・雇用対策本部決定

最近の雇用情勢は、厳しいものとなっており、また、地域、業種、年齢層等により特に厳しさを増している分野が存在し、個々の分野の実状に即した具体的な対応が必要とされている。

政府としては、このような雇用情勢に緊急に対応するため、当面、以下の諸施策を講じることにより対処していくこととする。

Ⅰ．総合経済対策の強力な推進による内需拡大

雇用の安定、雇用の先行き不安の払拭のためには、一日も早い内需拡大による景気の回復が重要である。このため、先般取りまとめた総事業費16兆円超の「総合経済対策」を雇用に着目しきめ細かく強力に推進する。

Ⅱ．雇用安定のための総合的支援策の推進

1．雇用情勢が特に厳しい分野における具体的対策

「総合経済対策」に盛り込まれた「緊急雇用開発プログラム」の着実な実施を図る。特に、地域別、業種別、年齢層別の雇用情勢を踏まえつつ、雇用環境の厳しい地域や業種、あるいは中小企業、中高年齢層、若年者に配慮した対策を緊急に講ずる必要がある。また、雇用のミスマッチの解消のため、円滑な労働移動を図るための対策も講じていくことが必要である。

（1）地域雇用対策

北海道、九州と南関東、近畿の大都市圏で特に雇用情勢が厳しい。

このため、雇用情勢が厳しい地域において、平成10年度公共事業等の可能な限りの施行の促進を行う。また、雇用情勢が急速に悪化している地域の失業の予防等を図るための緊急雇用安定地域等の指定を機動的に行うとともに、雇用機会の不足している地域における事業所の新・増設に伴う雇入れに対し支給される地域雇用開発助成金の拡充・活

用、地域の実情に配慮した公共職業訓練の機動的展開等を推進する。

また、特に都市部のホワイトカラー離職者の再就職を支援するため、経済団体との連携による「ホワイトカラー等雇用支援ネットワーク」の活用による求人開拓、雇用情報の提供、専門的カウンセリングを充実するとともに、生涯職業能力開発促進センターの活用による職業能力開発の強化を行う。

(2) 業種雇用対策

雇用者数は、製造業で大幅に減少するとともに、建設業でも減少傾向が続いている。さらに製造業を中心に業況が特に厳しい業種が見られる。

このため、企業の雇用維持への取組を支援する雇用調整助成金に係る業種の指定を機動的に行うとともに助成率の引上げを行う。また、出向、再就職あっせん等による業種間・企業間の「失業なき労働移動」への支援を強化する。さらに、平成10年度の公共事業等の執行については、過去最高の前倒し執行を図る。

(3) 雇用を担う中小企業の基盤強化

中小企業は雇用創出の重要な担い手であるが、その一方で、経営環境の悪化により雇用面でも厳しさが見られる。

このため、中小企業信用補完制度の強化等中小企業等に対する貸し渋り対策の着実な推進を図る。また、雇用調整助成金等についての中小企業に対する高率助成の仕組みを活用する。さらに、助成金制度の周知に努め、その活用を促進する。

(4) 中高年齢層及び若年者雇用対策

中高年齢者は、有効求人倍率が低く、いったん離職をすると再就職が困難である。このため、事業所訪問等による求人開拓を推進するとともに、就職が困難な者の雇入れ助成である特定求職者雇用開発助成金の対象年齢を55歳以上から45歳以上に引き下げる。

また、中高年齢者の職業能力開発の推進等に積極的に取り組む。

一方、若年者は、離転職が多く、有効求人倍率も低下傾向にあることから失業率が高くなっている。このため、関係省庁が連携しつつ職業意識の啓発に取り組むとともに、就職面接会の開催、職業相談の充実等新規学卒者や未就職卒業者の就職支援を行うなど対策の強化を図る。

2. 新規産業の創出等による雇用の拡大

社会資本投資、民間設備投資の活性化を通じ、鉄鋼・一般機械等雇用情勢の厳しい産業の生産・雇用の活性化を図るほか、企業の新規事業分野への進出、ベンチャー育成など新規産業の創出等による雇用の拡大に資する施策を講じていく。

(1) ベンチャー企業育成等新規産業の創出

ベンチャー企業育成や既存産業の高付加価値化による新規産業の創出は、産業構造の

転換を図りつつ、雇用全体のパイの拡大を図る観点から重要なものである。

このため、ベンチャー企業への債務保証の拡充、ベンチャー財団による支援強化等による資金調達環境の改善、ものづくり試作開発支援等を実施することにより、新規産業割出の担い手たるベンチャー企業等の創出を支援する。

(2) 中小企業の新事業展開等

中小企業の事業環境の整備を図ることは、雇用の創出の観点からも重要である。このため、中小企業金融の対象範囲の拡大、事業拡大等により雇用の増加を図る中小企業に対する特別貸付制度の創設等金融対策を強化するとともに、中心市街地中小小売商業活性化対策等を通じて中小企業の新事業展開や構造転換を支援する。併せて、新分野展開のための人材確保への支援の強化を図る。

3. 国、地方公共団体の連携強化

本対策本部を構成する省庁間の連絡を密にするとともに、ブロック機関を含む国と地方公共団体の商工労働部局等との連携を強化する。このため、地域の実情に応じた緊急な連携体制を整備する。

②安定した職業生活の実現に向けた雇用・能力開発対策の推進について

平成10年8月28日
労働省職業安定局雇用政策課

最近の我が国経済は、景気の低迷状態が長引き、雇用情勢も完全失業率が 4 %を超える水準で推移するなど厳しい状況が続いている。一方、中長期的には、経済活動のボーダレス化が急速に進展するとともに、世界的にも例をみない速度で少子・高齢化が進むなど、我が国の経済社会は大きな転換期を迎えている。このような状況の下で、国民のライフスタイルや職業に関する意識も多様化し、これまでの雇用構造に変化がみられるところである。

こうした厳しい雇用情勢に対応し、雇用の維持・安定対策の推進や離職者対策を講じるなど雇用の先行き不安を払拭するための施策を積極的に推進するとともに、中長期的に構造変化が進む中で、積極的かつ機動的に、魅力ある雇用の場の創出をはじめとする雇用・能力開発対策を展開することにより、我が国経済社会を担う労働者の職業生活の安定を図っていくことが重要である。

このため、平成11年度においては、次の施策を重点的に行う。

1　緊急雇用開発プログラムの積極的推進

総合経済対策の一環として実施している緊急雇用開発プログラムについて、雇用情勢に的確に対処すべく、実施期間を平成11年9月末まで延長し、積極的に推進。

2　新しい雇用の場の提供

(1)失業者が開業する場合の支援策の創設

雇用保険の受給資格者が開業する場合に、起業家及び労働者の賃金相当分の一部を助成する制度を創設

(2)ベンチャー企業等の振興のための総合的な支援施策の展開

中小企業労働力確保法に基づく対策等を積極的に推進

3　求人情報等の収集提供機能の充実

(1)産業雇用情報ネットワークの構築

(2)大学等新規学卒者等に対する情報提供機能の強化

4　中高年労働者等対策の推進

(1)ホワイトカラーに対する雇用・能力開発対策の推進

イ　中高年ホワイトカラー離職者に対する体系的な就職支援プログラムの実施

ロ　ホワイトカラーの職業能力開発の推進

(2)中高年離職者等に対する職業訓練の推進

5　若年者雇用対策の推進

(1)若年者の適職選択の支援

イ　若年者に対する総合的な就職支援の実施

ロ　インターンシップ導入促進等支援事業の高校生への試行的実施等の拡充

(2)新規学卒者等に対する就職支援対策の推進

6　障害者雇用対策等の推進

(1)障害者に対する職業リハビリテーションの実施

(2)重度障害者の雇用・就労の場の確保

(3)精神障害者の雇用対策

③「総合経済対策」における「緊急雇用開発プログラム」の内容

1. 雇用の維持・安定対策
   - 産業別・地域別の雇用動向の把握による機動的な対応
   - 雇用調整助成金の拡充による雇用維持の支援
     雇用調整助成金の助成率の引上げ
       休業及び出向　1/2→2/3（中小企業　2/3→3/4）
       教育訓練　1/2→3/4（中小企業　2/3→4/5）
   - 出向、再就職あっせん等による失業なき労働移動の支援
     労働移動雇用安定助成金の拡充
       労働移動雇用安定奨励金の助成率の引上げ
         1/4→1/3（中小企業　1/3→1/2）
       労働移動雇用安定特別奨励金の助成額を1．5倍
   - 企業内における職業能力開発の一層の推進
     能力開発給付金等の助成率の引上げ等
     能力開発給付金の高齢者訓練の年齢要件引下げ、助成率の引上げ
       年齢要件　55歳以上→45歳以上
       助成率　　1/2→2/3（中小企業　2/3→3/4）等
   - 労働者の主体的な能力開発への取組への支援
     労働者が自ら教育訓練を受けた場合に負担した費用の一定割合を支給する教育訓練給付制度の円滑な施行

2. 離職者等への対策
   ①離職者等の早期再就職の促進
   - 「ホワイトカラー等雇用支援ネットワーク」の拡充
     求人開拓推進員の拡充
     専門的資格を有するカウンセラーの拡充
     就職面接会の拡充
     情報提供用パソコンの増設等
   - 特定求職者雇用開発助成金の拡充・活用による中高年層の再就職の促進
     特定求職者雇用開発助成金の年齢要件の引下げ
       雇入れ時の満年齢55歳以上→45歳以上
       助成率　1/6（中小企業1/4）
   - 障害者の雇用支援
     障害者求人開拓推進員の配置

障害者向け就職面接会の積極的開催
精神薄弱者等に対する職業リハビリテーション事業の拡充
緊急全国障害者雇用促進会議の開催
・雇用保険受給者の早期再就職の促進
雇用保険の再就職手当の特例措置（支給額の加算）の活用
②離職者等の職業能力開発の推進
・ホワイトカラーへの職業能力開発対策の強化
生涯職業能力開発促進センター（アビリティガーデン）における離転職者向け訓練の拡充等
・公共職業訓練の機動的・弾力的実施
離転職者訓練の受入枠の拡大
事業主団体等に対する委託訓練の拡充
③採用内定取消し者を含む新規学卒者の就職促進
職業相談員の拡充
情報提供用パソコンの増設
就職面接会の開催

3. 新規雇用創出対策
・ベンチャー企業等中小企業への支援
中小企業新分野展開支援人材確保助成金の拡充
助成率の引上げ　1/3→1/2等
支給要件の緩和　受け入れるべき基盤人材の要件緩和等
ベンチャー出会いの場の開催箇所の拡充
・雇用環境の厳しい地域における雇用創出の支援
地域雇用開発助成金の拡充
地域雇用奨励金の助成率の引上げ
1/4→1/3（中小企業　1/3→1/2）等
地域雇用特別奨励金の助成額を1．5倍
沖縄若年者雇用開発助成金の拡充
沖縄若年者雇用奨励金の助成率の引上げ　1/3→1/2
沖縄若年者等雇用特別奨励金の助成額を1．5倍
地域高度技能人材確保助成金の拡充
助成率の引上げ　1/4→1/3　（中小企業　1/3→1/2）

4.　勤労者への情報提供・相談機能の充実・強化等

・労働基準監督署、公共職業安定所におけるきめ細かな相談と的確な情報提供

・労働行政関係機関における夜間等の緊急雇用労働相談・支援窓口の設置

・市町村、経営者団体等地域の関係者との意志疎通と連携の強化

・雇用関係助成金の周知・広報

　助成金制度の拡充も含め、各種助成金制度の概要について、新聞、インターネット等を利用して幅広い周知・広報を行う

・未払賃金立替払の迅速化

(2) 連合の雇用対策

「99年度雇用対策活動方針」（抜粋）

1.　雇用の安定と確保の取り組み

①労働基準法、労働者派遣法の一部改正法案に対しては、労働者の権利と雇用の安定を損なうものとさせないよう、国会審議をバックアップする多様な活動と国会対策をすすめる。

② 21 世紀における新しいワーク・ルールを念頭に置き、雇用労働環境の激変に対応すべく、労働基準法等、労働法制改正に対処しうる対策指針（連合モデル標準条文）を策定し、対応と啓発活動を行う。

③98年4月1日に施行された60歳定年の完全実施と65歳までの継続雇用が選択できる多様な制度の確立に向けての労使協議の推進と実施の促進をはかる。

④構成組織および単位組合は、産業・企業レベルにおいて雇用の維持・安定にかかわる労使交渉を行い、安易な雇用調整や産業構造の転換にともなうリストラ、合理化にかかわる希望退職措置等を規制する取り組みやワークシェアリングについて工夫する。同時に、引き続き人事条項の労働協約整備締結促進運動を推進する。

⑤また、雇用の流動化、競争力激化などを理由とする正社員減らし、非正社員への切り替え等を厳しくチェックし、雇用の安定化をはかる。加えて、パートタイマー・派遣労働者等に対する労働基本権の保障と労働条件の改善のための取り組みを推進する。

2.　雇用創出の取り組み

①雇用創出を第１とする新産業の育成、経済対策等を政府に求める。

②雇用創出に向けて、政府ならびに地方自治体へ、使用者団体、経済団体との協議を深めるよう要請を行う。また、ベンチャー企業への支援、ジョイントプログラムの実施等については日経連と共同で政府要請を行い、実施を促す。
③労使は、恒常的時間外労働を雇用に転換するための検討を深め、具体化をすすめる。

3. 地域での雇用対策強化の取り組み
①雇用安定・創出対策協議会委員、地域雇用安定協力員及び地域高度技能活用雇用推進協力員は制度にもとづく活動を推進する。また、地方連合会は、協議会委員・協力員と連携を取り合って、年１度ブロック会議を開催するなど、取り組みの活性化と情報の共有化・平準化をはかり活動の強化に努める。連合は、全国経験交流・研修会を開催する等支援の取り組みを行う。さらに、適時、雇用関係にかかわるニュース等を通して情報を提供する。
②地方連合会と地方経営者団体との間で中央の活動に準じた雇用創出にかかわる共同提言等を策定する。なお、策定済みのところはその具体化をはかり、雇用創出を促す。また、求職情報などのネットワークの整備を行い、就労機会の拡充をはかる。さらに、地域特性などを生かした、雇用の受け皿となる産業を模索・検討する。
③各地方連合会レベルで、雇用問題に関する支援・相談窓口を設置し、協議会委員及び協力員と連携し、事前の措置を講ずる等、極力失業者を出さないよう努める。

4. 雇用にかかわる政策制度の取り組み
史上最悪の失業率を３％以下に早急に引き下げる雇用の創出・安定施策ならびに若年者・高齢者の失業率が特に高い実情を踏まえ、以下の対策を求め、話し合って実効を上げる。
①連合は、政府に対して、連合・日経連の「雇用安定・創出施策の共同提言」ならびに「当面の雇用問題の解決に向けての提言と取り組み」にもとづいた雇用創出・安定プログラムを作成させ、その実行を求める。
②政府へ「産業構造転換・雇用対策本部」の機能を強め、介護・福祉、情報・通信・住宅関連、環境関連などの分野における 100 万人以上の雇用創出目標値およびその早期達成に向けた具体策を策定し実施するよう求める。
③政労使による「雇用対策会議」の設置を求める。また、産業構造・雇用対策本部の決定を受け設置された「地域産業・雇用対策推進協議会」への労働側参加を要請する。
④雇用対策法にもとづく失業対策等を充実するため、一般会計予算から資金を投入し、新卒未就職者や特定求職者交付対象者等の「失業の予防」「職業転換施策」などを実施する。

⑤中小企業における雇用の安定を確保するため、ア）雇用助成金制度の適用を、中小企業も受けやすくするため、地域産業グループ、工業団地グループ化などの指導を求める。イ）特定求職者雇用開発助成金の助成率を引き上げる、ウ）新規事業やベンチャー企業を育成するため、研究開発・投資に対する助成措置を講ずる。
⑥倒産、会社都合による失業などに対応した失業給付の強化（給付要件の緩和、給付金の増額、給付金の延長など）をはかる。
⑦安易な雇用調整・個別労使紛争に対処するため、監督・指導の強化を求める。また、雇用にかかわる労働関係法の改正（解雇に関する法的規制の強化と法制化、倒産時における労働債権の順位の大幅引き上げ）を求める。
⑧現行の雇用安定支援システムについて、活用しやすい制度及びガイドブックの作成、助成金等受給手続きに関する講習の開催、市単位の対応窓口の設置や教育講座のグループ化等、実施と改善を要請する。また、連合として受給手続きなどの支援事業を行う。
⑨公的金融機関の融資枠の拡大、貸し出し手続きの簡素化等により「貸し渋り」対策を強化し、中小企業の事業継続と雇用の確保をはかる。

(3) 日経連の雇用対策

①日経連「緊急雇用対策レポート」98年6月（抜粋）

Ⅴ．まとめ（提言）

雇用を巡る環境は悪化しつつある。

景況の悪化に加え、わが国経済社会の構造改革に伴い、失業率の一時的な上昇は不可避だが、すでに、われわれがブルーバード・プランで提起しているように、中長期的に持続的な成長を持続し、失業率を2～3％台を目標とすべきである。

雇用安定は基本的に経営者の責務であるが、企業の雇用維持・創出等雇用の安定を図り得る環境条件の整備は政府・地方自治体の責務である。

政労使の協力、連携により、失業の要因に応じてきめ細かい施策を早急に講じるべきであり、とりわけ、下記の実行が急務である。

雇用の安定こそが消費回復・持続的成長の鍵を握ることを改めて認識すべきと考える。

1．景気の早期回復と構造改革への取り組み

－政府の総合経済対策の即時断行／将来不安を除去する社会保障構造改革

－中長期的な視点からの構造改革の推進／公的規制の緩和・撤廃

－不良債権の抜本処理による金融システムへの信頼回復／健全な企業経営に必要十分な資金の供給確保

2. 公共投資と税制
－新社会資本（情報・環境・医療・教育インフラ）の整備など新たな産業の育成に役立つ公共投資の実施
－民間活力を活用する公共投資の実施
－企業の国際競争力の維持・強化のための法人税減税（実効税率 40 %）／消費喚起に資する所得税減税の早期制度化

3. 新規事業・新産業の創出・育成
－740万人の雇用創出を意図する政府の経済行動計画の前倒し実施
－新たな仕事を創るのが経営者の責務
－高コスト是正。参入障壁撤廃のための経済的規制の即刻廃止
－中小企業育成のために資金供給・税制面での支援
－ベンチャー企業への支援強化
－雇用創出に資する雇用保険三事業・各種助成金制度の見直し

4. 労働市場の整備と人材情報の充実
－改正労基法、改正派遣法等の早期成立による労働力需給調整の柔軟な仕組みの早急な整備
－需給ミスマッチを解消するための人材需給情報の豊富な提供／官民、地方相互の人材情報ネットワークの構築・整備／実施主体となる地方経営者協への支援強化
－円滑な労働移動に資する退職金・年金制度の見直しと税制
－雇用安定のためには、総額人件費管理の視点が重要である。社会保障の構造改革等を踏まえ、社会保障などコスト負担面からの見直しが必要

5. エンプロイヤビリティの向上を（企業、勤労者、労使、国・自治体の協力）
－雇用の維持および円滑な労働移動／適切な仕事に就く能力を高めるための機動的な教育訓練の実施・充実
－公的な職業訓練施設の積極的な利用・活用の推進

6. 雇用安定と労使の協力
－雇用安定の責務は基本的に民間の産業・企業に。雇用対策においても、もはや官に多くを依存するわけにはいかない。
－「人間性の尊重」「長期的視野に立った経営」の理念を維持しつつ、引き続き雇用安定の努力を経営者に期待する。
－雇用の維持・創出、良好な労働環境の確保のために、労使の一層の協力を望む。労使は社会の安定帯であり、わが国社会全体が雇用の安定を目指すべき。今こそ、これまで培ってきた労使の信頼関係の重要性を再確認すべきである。

－賃上げの原資は雇用の安定に充てよ。
－雇用安定のため、企業の人事・処遇制度改革への労使協力を。　以上

②「金融システム安定化、即効性ある景気対策、雇用対策」（抜粋）

平成9年12月17日
日経連「緊急景気・雇用対策本部」

2．施策
（2）即効性ある景気対策の要望
①総額5兆円規模の減税
＊法人税の実質減税（50%→40%へ。1年目5%、2年目5%）
＊所得税減税（含む教育・住宅等の政策減税）
＊土地・株式取引の活発化（有価証券取引税廃止、取引所税廃止、土地譲渡益課税の軽減等）
②中小企業の緊急金融対策の着実な実行、公的融資の活用促進
（3）雇用対策の実施
①政府主導による対策
＊現存する「産業構造転換・雇用対策本部」（本部長＝橋本首相）の活動強化
＊「経済構造の変革と創造のための行動計画」（新規産業創出環境整備プログラム＝15分野740万人。平成9年5月16日閣議決定）の前倒し実施による雇用創出
＊要因別の総合的雇用失業対策
②官民連携による対策
＊日経連・労働省等による雇用失業情報の周知徹底、失業防止・職業紹介斡旋・能力開発等の施策の推進
＊公共職業安定所や職業能力開発センター（アビリティガーデン）などの公的機関との連携を深め、技能再訓練・職業教育
③日経連の対策
＊傘下団体を通して労働力過不足状況を調査、実態把握
＊傘下団体会員企業の「求めたい人材」に関する情報のネットワーク化
＊企業に対する雇用調整助成金など各種助成金の申請手続きなどの相談・支援

第Ⅱ部

マクロ経済の安定を支えるシステムをめざして

第1章　90年代の財政金融政策の評価
第2章　不良債権問題と金融システムの安定化
第3章　市場と民主主義に立脚した経済社会の再構築
＜補論＞ 拡大する国際金融市場とアジア経済危機

第1章　90年代の財政金融政策の評価

これまでの財政金融政策について中期的に振り返ってみると、1980 年代以降のいわゆる「財政再建路線」（財政バランス至上主義）が今日に至るまでマクロ経済政策を歪めるとともに、結果的に財政再建にも失敗したと考えられます。また、バブル崩壊後、度重なる景気対策にもかかわらず、自律的な景気回復は定着していません。そこで、本章では、まず「財政再建路線」が出てきた背景を整理した上で、バブル崩壊後の政策の問題点を明らかにし、今後の財政構造改革の方向について考えます。

(1)　「財政再建路線」(財政バランス至上主義)の背景と問題点

第1次石油危機以降顕在化した成長率の屈折により、70年代後半から80年代前半の現実の成長率は経済計画や政府経済見通しの成長率を下回るようになり（図表Ⅱ-1-1①)、それに基づく税収も必ずしも想定通り伸びなくなりました。一方、歳出面では高齢化の進展等のなかで福祉充実、生活環境改善のニーズが高まるとともに、経済大国として途上国等に対する国際貢献の必要も高まりました。また、77 ～ 78 年度の「機関車論」の時のように世界経済の牽引車としての役割を求められたこともありました。この結果、75年以降はプライマリーバランス（国債費を除いた歳出と租税等収入の収支バランスであり、国債費から国債発行額を引いたもの）の赤字が続くようになり、赤字国債発行が恒常化することとなりました（図表Ⅱ-1-1②)。

これに対し、本来なら歳出、歳入の両面から財政構造を抜本的に改革する必要があったわけですが、それは十分になされず、79 年に大平内閣が一般消費税（仮称）導入に失敗すると「財政再建元年」宣言が出され、一般会計概算要求時にゼロシーリング（82年)、マイナスシーリング（83～87年）という歳出一律削減方式が取られました。しかし、こうした「財政再建路線」は世界同時不況による輸出減退とともに第2次石油危機後の長期不況からの脱却を遅らせる一因ともなったと考えられます。同時に景気回復の遅れが税収の落ち込みを招き、84 年度赤字国債依存脱却目標の達成は困難となり、90年度までに目標が延期されました。また、内需停滞の一方で拡大する貿易黒字が、貿易摩擦を引き起こす背景となりました。

図表Ⅱ-1-1　成長見通しと財政バランスの推移

①経済成長率の計画・見通しと実績の比較

a)実質経済成長率

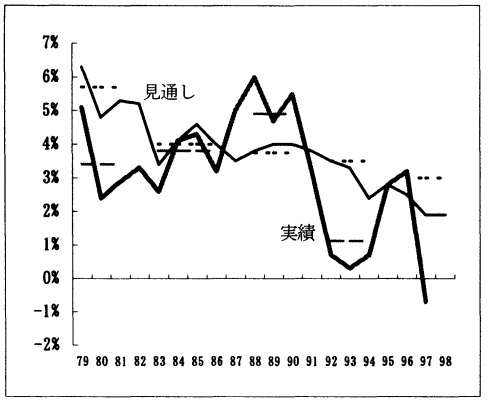

b)名目経済成長率

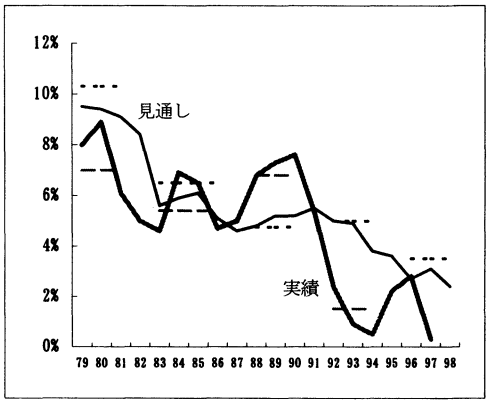

（備考）　1.　細線が見通し、太線が実績。横棒は経済計画及び実績の平均。
2.　93 年度以前は GNP 成長率、94 年度以降は GDP 成長率。

②国の一般会計の税収等と財政バランス

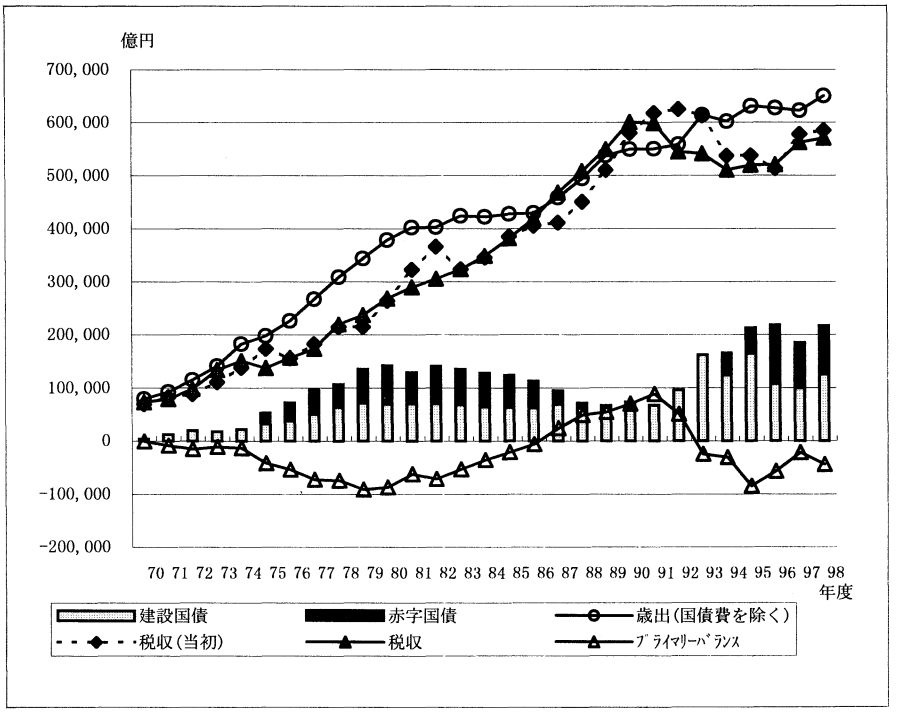

（備考）1.　参議院予算委員会調査室「平成10年度財政関係資料集」より作成。
2.　税収(当初)以外は決算ベース。但し、97, 98年度については補正後予算ベース。
3.　プライマリー・バランスは、国債費を除いた歳出と租税等の収支バランス。

85 年 9 月のプラザ合意後の急激な円高への財政金融面の対応についてみると、「財政再建路線」のもと財政による景気対策は限られたものとなり★1、円高不況対策、さらに行き過ぎたドル安防止のため、金融政策への負担が重くなりました。具体的には 86 年1月以降6回の公定歩合引下げで87年2月以降2.5%となった超低金利政策が、ブラック・マンデー（87年10月）の影響もあって89年5月までの2年3ヶ月もの間続くこととなりました★2。また、87～90年の間マネーサプライの伸びも年平均10％を超す高い伸びとなりました。この超低金利、マネーサプライの増加は物価の上昇にはつながらなかったものの、ファンダメンタルズで説明できないほどの土地、株等資産価格の高騰、いわゆるバブルの発生につながりました。このように「財政再建路線」のもとでの金融政策偏重は 90 年代の日本経済を苦しめることになるバブルの発生の一つの重要な要因となったわけです★3（図表Ⅱ-1-2)。

この間、財政についてみると、90 年度赤字国債依存からの脱却を目標に歳出の伸びを税収の伸び以下に抑える一方、バブルによる増収等もあり、国債依存度が急速に低下していくことになりました。こうして 90 年度には赤字国債発行ゼロの目標を達成したわけですが、それを可能にした要因を整理してみると、①歳出の抑制、②ブラケットクリープによる「増税なき増収」の実現★4、③バブルによる増収、④「隠れ借金」など特例措置等の効果の 4 点があげられます。①については、前述のように基本的にシーリング方式による一律削減でした。たとえば公共事業関係費は 80 年代には当初予算ではほぼ横ばいかマイナスが続きましたが、省庁別予算配分比率はほとんど変化しません

★1　86年9月の総合経済対策では補正予算で一般公共事業の追加、建設国債の増発（5，490億円)、87年5月の緊急経済対策では第1次補正予算においてNTT株式売却収入の活用による公共投資の追加、国税・地方税合わせて1.8兆円規模の先行減税が行なわれた。この間当初予算では一般歳出について87年度まで5年連続前年度同額以下に抑えるというように「財政再建路線」が踏襲されており、80年代に本格的な減税が行なわれたのは87年が初めてである。

★2　バブル期の超低金利政策の持続については、国際政策協調への配慮が大きかった。連合総研「96年度経済情勢報告」の付論「バブル期以降の経済と財政金融運営」参照。

★3　バブル発生のメカニズムについて、フローチャート的に整理すると、将来の成長に対する楽観的な見方に加え、①低金利による株価上昇→エクイティファイナンス(時価発行、転換社債、株式転換権付社債などいずれ株式に転換する社債等で資金調達すること)の増大→設備投資等を超える調達資金を株式、土地等で運用→株価・地価の上昇→「含み資産」の増加→株価上昇、②株価上昇→エクイティファイナンスの増加→銀行借入減少→銀行：(直接、間接)土地関連融資への傾斜→地価上昇→土地代金の預金増→土地関連融資増→地価上昇というように株価、地価の上昇それ自体が株価、地価をさらに上昇させる「自己増殖メカニズム」が働いてバブルが発生・拡大したと考えられる。

★4　ブラケットクリープとは、名目所得が上昇することによって、より高い所得階層（ブラケット）に移行し、結果的に対象税率が引上げられることから生じる自然増収のことである。

図表Ⅱ-1-2　マネーサプライ、公定歩合、地価の推移

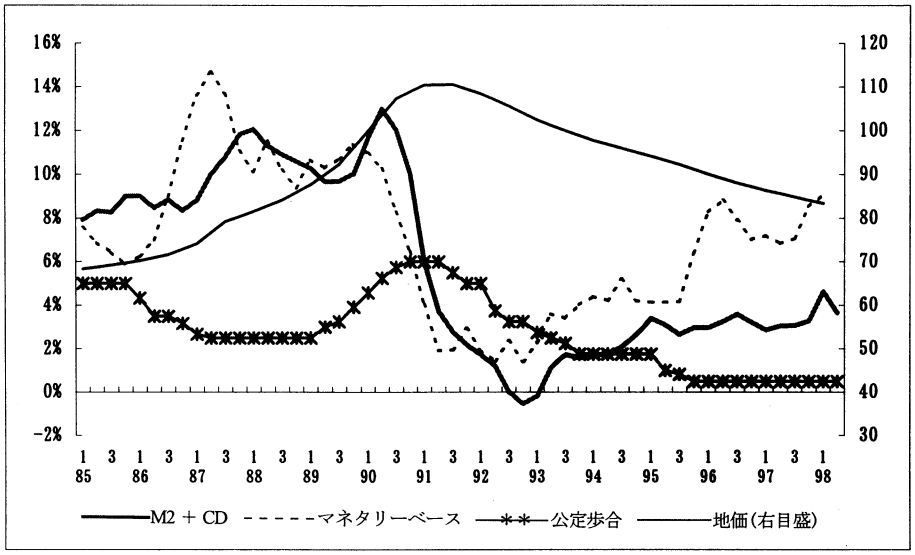

(備考)　1.　M2 + CD、マネタリーベースは、平残の対前年同期伸び率
2.　地価は市街地価格指数(全国、全用途平均、90年3月＝100、不動産研究所)

でした。②については87、88年の税制改正まで本格的な減税が行なわれなかったため、「増税なき財政再建」といわれながらブラケットクリープによって実質的には所得税等の負担増が進んでいました（国民負担率でみると80年の31%から87年には37%に上昇)。③については、地価上昇による相続税、固定資産税の増収、株価上昇による有価証券取引税の増収などバブルに伴う増収です。④については、特別会計や地方財政の繰り延べなどいわゆる「隠れ借金」[★5]が累計額では90年度末で総額36.5兆円、これに厳密な意味では「隠れ借金」には該当しないものの、それに準じる性格の公債整理基金特別会計への定率繰入れ等の停止額の累計を加えると52.1兆円に達します。また、86～88年度に行なわれたNTT株式売却収入の合計10兆円[★6]、昭和天皇在位60年記念貨幣の発行による収入0.37兆円などの税外収入もありました。

★5　90年度末時点で「今後処理を要すべき措置」として残された項目のうち、累計の大きいものは、①国有鉄道清算事業団長期債務（26.2兆円)、②地方財政対策の改革による交付税特別会計借入金の一般会計振り替え分（5.83兆円）③政府管掌健康保険の棚上げ債務（1.46兆円)、④地方財政対策にともなう後年度負担（1.36兆円)、⑤国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れ平準化（1.22兆円)、⑥政管健保の国庫補助の繰入れ特例（0.46兆円）等であり、総額は36.5兆円にのぼる。
★6　NTT株式売却収入の一部は社会資本整備のための産業投資特別会計に繰り入れられたが、残りは公債整理特別会計の収入として公債の償還に充てられた。

このように、90 年度赤字国債依存からの脱却の目標はバブルの恩恵もあって達成されましたが、それは中央政府の一般会計の財政バランスの改善のみに注力した結果でもあり、地方や社会保障基金へのツケ回しや国鉄債務の問題先送りなど、根本的な財政再建からはほど遠いものでした。このため、バブル崩壊によって、景気が後退し、税収の伸びが低下するなか、景気対策の必要が高まると再び急激な財政赤字拡大と先送りしてきた問題の一層の深刻化を招くこととなりました。

(2)　バブル崩壊後の財政金融政策の対応とその効果

赤字国債依存から脱却の目標を達成したのち、90年3月の財政制度審議会報告では当面5年程度の中期的財政運営の具体的目標として国債依存度を5％以下にすることがうたわれました。しかし、バブルを伴って51か月続いた平成景気は、91年2月を山に後退局面に入り、通常の景気循環要因にバブル崩壊の影響が加わって、長期化、深刻化することとなりました。これに対し、政府が月例経済報告で景気調整局面入りを認めたのは92年2月になってからで、同年3月に緊急経済対策で公共投資前倒し等が決定されました。

その後、夏にかけて株価が1万4,000円台まで下落し、同年8月に事業規模10.7兆円と大方の予想を上回る総合経済対策が打たれました。しかし、この「史上最大」といわれた経済対策もそれ以降今日まで続く景気の本格回復へ向けての闘いの序曲に過ぎませんでした。翌93年度には3回の景気対策が打たれ、事業規模でも4月の「総合的な経済対策について」（約13兆円）、94年2月の「総合経済対策」（5兆円強の所得減税を含む約15兆円）と「史上最大」が更新されました。この間、景気は93年10月を谷に回復に向かうことになりますが、回復の足取りはきわめて緩やかなものでした。95 年に入ると、阪神淡路大震災、1 ドル＝ 80 円という急激な円高の影響で景気は足踏み状態となり、4月に緊急円高・経済対策、9月には公定歩合の引下げ（91年7月以来9次にわたる引下げで史上最低の0.5%に）および事業規模約14兆円の経済対策が打たれました（図表Ⅱ-1-3）。

こうした公共投資の増加もあって95年度の経済成長率は91年度の2.9％以来の2.8％成長を取り戻しました。一方、度重なる経済対策によって、財政赤字は拡大し、94 年度以降再び赤字国債発行が恒常化しました。こうした中、政府は 94 年以降の先行減税に対応して決められていた消費税率引上げを97年4月に予定通り実施することとするとともに、赤字財政からの脱却のため財政構造改革法制定を目指しました。96 年度は消費

図表Ⅱ-1-3　バブル崩壊以降の経済対策の主な内容

策定時期	名　称	総事業規模	公共投資	所得減税	補正予算	その他
92. 3. 31	緊急経済対策		公共事業の施行促進			
92. 8. 28	総合経済対策	10. 7兆円	8. 6兆円		2. 5兆円(12/10)	金融システムの安定性の確保
93. 4. 13	総合的な経済対策の推進について	13. 2兆円	10. 6兆円		2. 4兆円(6/8)	
93. 9. 16	緊急経済対策	6. 0兆円	2. 2兆円		6. 4兆円(12/15)	規制緩和の推進、円高差益還元
94. 2. 8	総合経済対策	15. 2兆円	7. 2兆円	5. 5兆円(*a)	2. 2兆円(2/23)	
95. 4. 14	緊急円高・経済対策	4. 6兆円	阪神・淡路大震災復旧事業		2. 8兆円(5/19)	規制緩和推進計画の前倒し、輸入促進、円高差益還元
95. 6. 27	緊急・円高経済対策の具体化・補強をはかるための諸施策		公共事業の施行促進			
95. 9. 20	経済対策－景気対策を確実にするために	14. 2兆円	12. 8兆円		6. 0兆円(10/18)	
97. 11. 18	21世紀を切りひらく緊急経済対策					規制緩和を中心とした経済構造改革
98. 4. 24	総合経済対策	16兆円超	7. 7兆円	4. 0兆円(*b)	5. 1兆円(6/17)	

(備考) 1. 総事業費には、公共投資・減税以外に、土地対策、中小企業対策費等が含まれている。
2. 所得減税については小規模の政策減税は含めていない。
(a)94年(度)所得課税の特別減税5. 5兆円。その後「94年11月税制改革」で消費税率引上げ(97年度から実施)に先行して所得課税の減税(税率構造の累進緩和等3. 5兆円)を実施＋95, 96年(度)の特別減税2兆円。
(b)98年(度)所得課税の特別減税4兆円。それ以外に政策減税・福祉給付金が0. 6兆円がある。
3. 補正予算は減額修正分を含まない一般会計歳出追加額。カッコ内は補正予算成立日。

税率引上げ前の駆け込み需要の影響（消費だけで2兆円、GDPの0.4％といわれる）もあり、3.2 ％成長となりました。しかし、97 年度に入ると第Ⅰ部で述べたように国民負担増の影響等から景気は再び後退局面に突入しました。さらに財政構造改革法が成立した同年 11 月には大手金融機関の破綻等から金融システム不安が起こるなかで、景気悪化は一層深刻化することとなりました。このため、同年 11 月に規制緩和等を中心とした「21 世紀を切りひらく緊急経済対策」、98 年1月金融システム安定化のための緊急対策として 30 兆円の公的資金の活用を可能にする措置の決定、2 月特別減税の実施、4 月事業規模 16 兆円超の「総合経済対策」が打ち出されました。そして不況深刻化のなかで行なわれた 7 月の参議院選での敗北で橋本内閣は退陣し、財政構造改革法は凍結される状況となっています。

以上みたように、バブル崩壊後にとられた景気対策としての財政金融政策は全く効果がなかったというわけではなく、景気下支え効果はあったと考えられます。90 年代の経済成長率とその需要項目別の寄与度をみると、公的需要、とくに公的固定資本形成は92年度から 94 年度にかけて民需の落ち込みのなかで経済全体がマイナス成長に陥るのを

食い止める効果を持つとともに、95年度の対策は95、96年度の2～3％成長につながることとなったとみられます。逆に、96，97年度の公共投資の前年比マイナスの伸びは97年度の消費税率引上げ等の国民負担増等とあいまって 97 年度のマイナス成長の一因になったとみられます（前掲、図表Ⅰ-1-1①）。このように、裁量的財政政策が経済に影響を与えなくなったということはありません。

しかし、度重なる景気対策が民間需要を喚起し、自律的な景気回復を定着させることには成功していません。この背景には、バブルの後遺症が大きく、過大な債務を抱えた企業のバランスシート調整が続いていることと、不良債権処理の遅れから金融政策の有効性が低下していることがあります★7。

(3)　補正予算方式の景気対策自体の問題点

景気の悪化に対して度重なる景気対策がとられましたが、「財政再建路線」の継続の中で、それは補正予算における公共投資の追加や公的金融機関による融資拡大が中心となり、所得税等の減税が行なわれたのは 94 年以降となりました。こうした補正予算における公共投資の追加を中心とした対応は、翌年度当初予算でも公共投資がかなり増加しないと補正後予算との比較では公共投資が伸びず、むしろ需要抑制効果をもってしまうという問題（前掲、図表Ⅰ-3-3②）や、公共投資が本来の必要性や優先度の高いプロジェクトというより、緊急に追加しやすいプロジェクトに向けられ、結果的に非効率なプロジェクト、あるいは民間需要に結びつきにくいプロジェクトに向かう可能性があるという問題があります。

さらに、補正予算で毎年大幅に積み増すという対応は、公共投資の実施自体に困難を来しています。いわゆる「真水」以外の部分★8があるので見かけほど景気対策の事業規模が大きくはないという問題だけではなく、「真水」自体も使われていないという問題です。政府経済見通しの政府投資の見通しと実績を比較してみると、大型景気対策を打っているにもかかわらず、94 年度以降、実績見込は当初見通しを下回り、さらに実績値は実績見込を下回っています（図表Ⅱ-1-4 ①）。政府が直接コントロールできるは

★7　バブルの後遺症の影響については、経済企画庁「平成10年度経済白書」第3章を参照。
★8　公的融資拡大は民間の融資を代替するだけで終わる可能性がある他、公共事業費にも用地費等有効需要拡大に直接はつながらないものが含まれている。

ずの需要項目で何故このようなことになるのかをみるために公共事業関係費の決算をチェックしてみると、93年度以降、決算額が予算現額を大きく下回っており、毎年2兆円前後が使われずに翌年度に繰り越されています。対策が行なわれた年度は補正予算による事業がすぐには進捗しないので、ある程度繰越が出るのはやむを得ない面がありますが、対策のない年度（94，96年度）でも巨額の繰越が生じています（図表Ⅱ-1-4②）。

この背景には、公共投資の実施主体の多くは地方で（96 年度の政府投資の中央・地方別の割合は地方が 74 %）、国が補正予算で補助金をつけても地方が対応できないという問題があります。中央・地方別の政府投資の伸び率をみると、対策のとられた年度（92，93，95 年度）に中央は大きく伸びていますが、地方についてはそれほど伸びていません（図表Ⅱ -1-5 ①）。次に、地方の公共事業費の財源をみると、地方財政計画ベースの国庫補助負担金を伴う事業は、国の当初予算ベースでの抑制方針を受けてあまり増えていません。一方、国庫補助負担金を伴わない事業は 96 年度まで増えてきましたが、純粋の地方単独事業はこの一部で、多くが起債措置を受けるものとなっており、景気低迷等にともなう地方財政の悪化から、97 年度以降は頭打ちになっています★9。地方財政悪化の背景には、リゾート開発のようなバブル期の事業の失敗や、補正予算による地方のニーズを反映しない事業でできた「箱物」の維持費負担の増大等もあります（図表Ⅱ -1-5②）。

このように、補正予算によるストップ・アンド・ゴーの景気対策は、度重なる「史上最大」のうたい文句ほどの効果を生まず、政府や経済政策に対する信頼を一層低下させるとともに、財政赤字拡大ばかり目立つようになりました。また、公共事業等行政における無駄や非効率の実態が明らかになる一方、高齢化の急速な進展が社会保障制度の基盤をおびやかし、将来の高い負担と低い給付につながるのではないかとの不安が高まっています。これに対し、政府は大蔵省主導の「財政再建路線」への固執のなかで国民が夢をもてる確たる将来像を提示できず、また制度や仕組みの見直しの具体像なしに将来の負担増、自己責任の強化のみを強調してきました。こうしたことから、家計、企業は政府や政策に対する信頼感を低下させ将来に対する不安を高めて、経済活動において一層防衛的となり、貯蓄増や後ろ向きのリストラを強めました。これがまた減税や財政支出の増加をいくら行なってもそれを引き金とした民需の拡大を妨げ、景気対策の効果を

★9　98年度の国庫補助負担金をともわない事業費19.3兆円のうち14.3兆円が特別事業費で、地域総合整備特別対策事業費等は地方債の返済時に地方交付税措置で面倒をみることになっている。

図表Ⅱ-1-4　政府投資の実支出額

①政府投資(名目)の見通しと実績の乖離

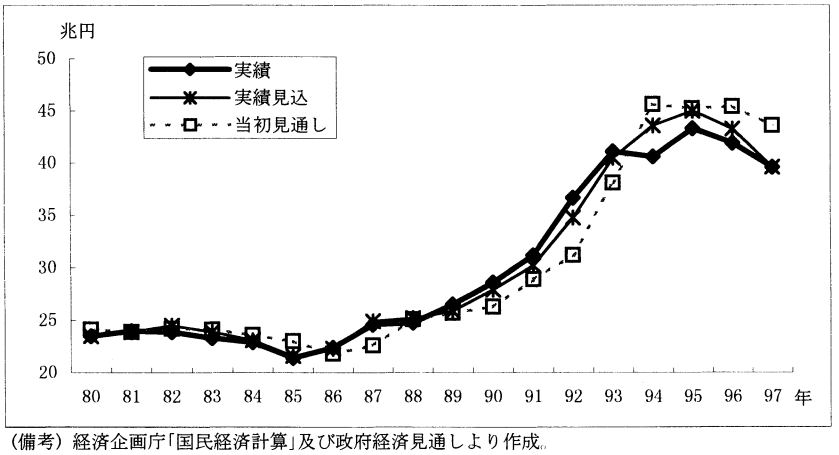

(備考) 経済企画庁「国民経済計算」及び政府経済見通しより作成。

②国の公共事業関係費の予算と支出額

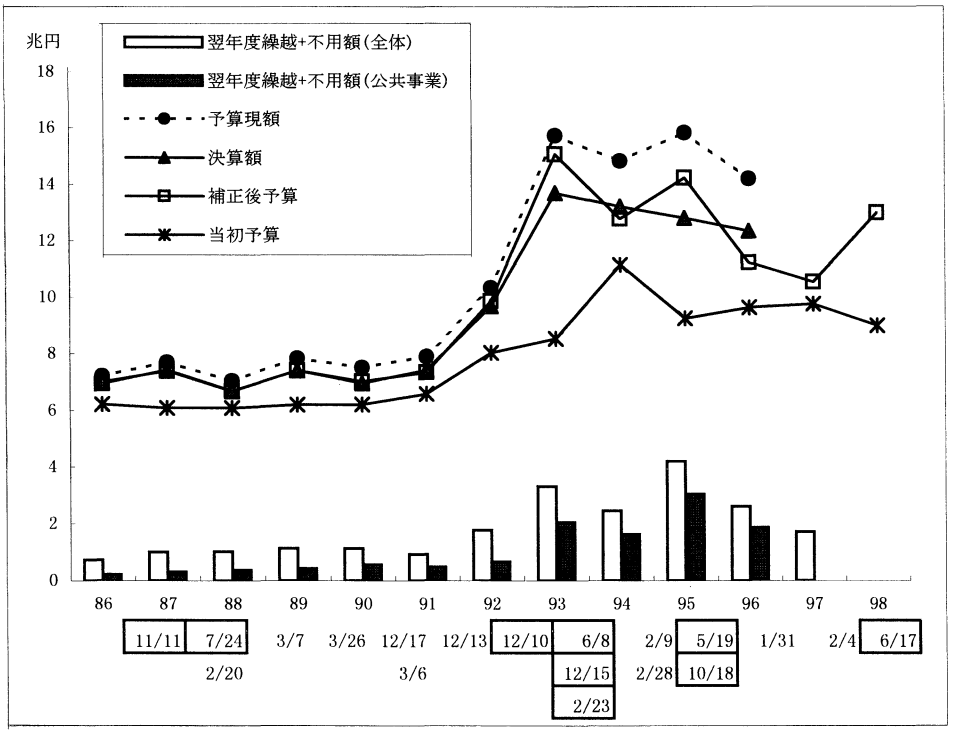

(備考) 1. 大蔵省「財政統計」より作成。
2. 予算現額は、歳出予算額に前年度繰越額等を加えた個々の経費の当該年度に使える限度。
3. 年度の下の月日は補正予算成立日で、枠付きは経済対策に伴うもの。
4. 公共事業関係費にはNTT事業償還時補助を含む。
5. 決算関係(予算現額、決算額、翌年度繰越+不用額)の公共事業関係費のデータは96年度まで。
6. 公共事業関係費と概念の近い「国土保全及び開発費」の95年度の残額2.52兆円のうち、2.48兆円が翌年度繰越額、0.04兆円が不用額。

図表Ⅱ-1-5　地方政府の公共投資の動向

①公的固定資本形成（名目）の中央・地方別の伸び率

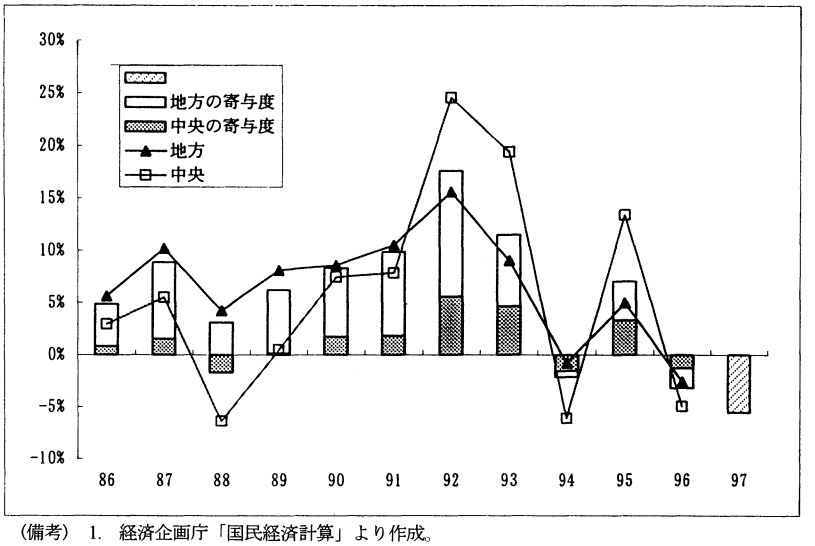

（備考）　1.　経済企画庁「国民経済計算」より作成。
2.　97年度は中央・地方別の数字がまだ公表されていないので、公的固定資本形成全体の伸び率。

②地方の公共事業費（地方財政計画ベース）と財政赤字の推移

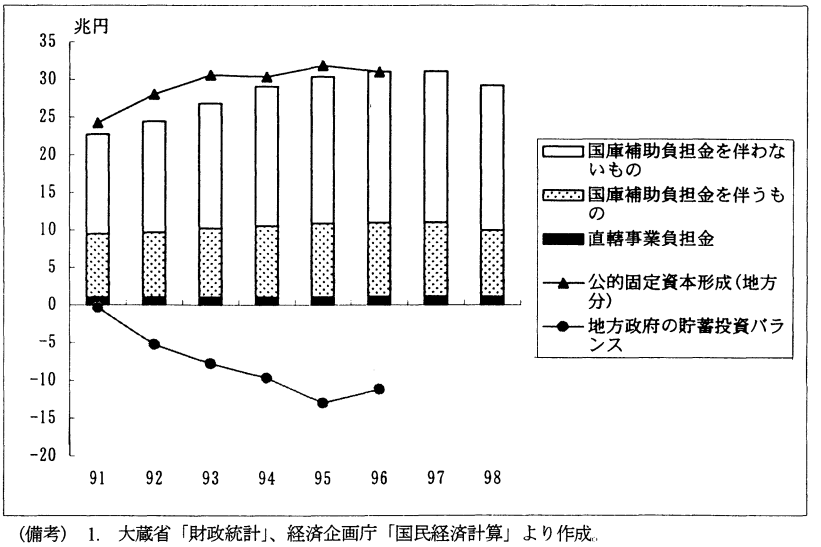

（備考）　1.　大蔵省「財政統計」、経済企画庁「国民経済計算」より作成。
2.　公的固定資本形成、財蓄投資バランスはGDPベース、それ以外は地方財政計画ベース。

弱めることとなりました。その結果が財政赤字も拡大し、財政再建も遠のくことになりました。

(4)　財政金融政策を担ってきたシステムの問題点

これまで見てきたように、ここ 10 年間の大蔵省主導の財政バランス至上主義を軸とした財政金融政策の運営は、マクロ経済の安定（バブルの抑制と景気回復）にも財政再建にも失敗してきました。このような結果をもたらしたシステム上の問題として、①大蔵省への財政金融両方の権限の集中、②マクロ経済政策運営における内閣総理大臣またはマクロ経済政策担当大臣のリーダーシップの発揮がし難いシステム、③各官庁の縦割り行政および、情報開示の不足の中でマクロ経済政策が正しい情報のもとで内閣が責任をもって総合的に立案するシステムとなっていないこと、④予算の単年度主義のもと本格的な中長期的な財政計画（あるいは財政ビジョン）が策定されてこなかったこと等があげられます。

①については、金融政策は金利の変更や貨幣供給量の増減など市場を通して、経済の安定的な発展を図ろうとするもので、物価の安定＝通貨価値の安定を第一の使命とする中央銀行の基本的な任務です。財政政策はもともと市場では解決できない問題に対応するため、政治過程を経て決定されるもので、市場との関係において金融政策とは質的に異なるものです。また、国債の発行等において財政当局は自らが市場のプレイヤーにもなります。したがって、大蔵省が財政・金融両面の権限を集中し、とくに 80 年代以降財政バランス至上主義のもと金融政策を財政に従属させたことがマクロ経済政策に歪みをもたらし、日本経済の安定的・持続的発展にマイナス効果を及ぼしました。98 年 4 月からの新日銀法施行による日本銀行の独立性強化、金融政策決定の透明性の向上は最初の一歩ですが、今後、中央省庁改革の中で、財政・金融の完全分離を実現することが重要です。

②については、閣議が全会一致を基本としていることなど、内閣総理大臣の権限の問題に、③の各省の縦割り行政の弊害や各省庁の情報が十分公開されていないこと等も加わって、予算を握る大蔵省の力が必要以上に強くなる等、内閣総理大臣が明確な理念に基づいて一貫したマクロ経済政策を国民に提示し、責任をもって政策を遂行するというシステムが十分できていないという問題があります（もちろん、現行制度においても総

理大臣やマクロ経済政策担当大臣の力量によってはかなりのことが行なえたはずです)。

③については、専門化し、複雑化した行政を効率的に行なうには権限を明確化した官僚制が不可欠ですが、同時に政治的なリーダーシップによって、関連する問題を総合的に調整する必要があります。マクロ経済政策においても、財政はあくまで国民生活の安定・向上のための手段であり、中長期の経済発展と短期の経済状況とを勘案して的確な政策の優先順位と中長期の政策スケジュールを明示することが重要です。そのためには各省庁等の情報が十分政府部内および立法府と国民に開示される情報公開と説明責任のルールが確立されていることが前提です。それが、政策に対する信頼を高め、政策効果を高めることにもつながります。

④については、予算の単年度主義のもと中長期的な経済計画と整合的な本格的な財政計画あるいは財政ビジョンが策定されてこなかったことが、大蔵省の財政バランス至上主義のもと当初予算において単年度の財政バランスにこだわり、景気の悪化に対して補正予算による短期的なストップ・アンド・ゴーの財政政策で対応しようとする一因ともなったと考えられます。また、単年度予算にしばられて中長期の財政の健全化と整合性をもった機動的な財政運営も妨げられたと考えられます。

②～④に関連して、国民に選ばれたわけではない大蔵官僚主導の財政再建路線は、既存事業をもとにした一律削減方式、すなわち「価値選択のない『理念なき配分』」に陥らざるを得ません。しかし、リーダーシップを発揮すべき政治が、大蔵省への権限集中の結果、既得権益を守ろうとする政官業界の癒着、もたれ合いの構造を生み、これが環境変化のなかでの国民ニーズに合った歳出構造への転換を妨げることにつながりました。また、景気対策においても自民党の政治基盤である地方の建設業界の意向を強く受けて、既存の建設業者にとって都合のよい公共事業が補正予算でばらまかれ、中長期的な期待成長率を高めるような効果的な公共投資が行なわれにくかったとみられます。金融においても、いわゆる「護送船団方式」による大蔵省の金融行政が金融業界と大蔵省の癒着、馴れ合いの構造を招き、それがバブル崩壊後の不良債権についてその正確な情報の把握と開示、その処理の迅速な対応を遅らせ、問題の先送り、経営責任追及の不徹底など今日の金融システム不安と経済低迷の根源をつくりだすことになったと考えられます。(金融問題および行政・政治改革については、第2章、第3章を参照)

(5)　財政構造改革の方向

第Ⅰ部でみたように、当面の景気回復実現のために、短期的に財政赤字が拡大することは避けられません。しかし、無限に財政赤字を累積させていくことは不可能です。財政赤字累増の問題点としては、①家計や企業に将来の増税等の負担増に対する懸念を強め、消費や投資行動を消極的にする、②民間の貯蓄を国が吸収し、中長期的には民間の資本蓄積を減少させて、経済発展を阻害する、③国債費の増大で政策的な経費に回す予算の自由度が低下する、さらに④膨大な財政赤字の持続は長期的なサステナビリティ（債務返済可能性）に疑念を抱かせることによって市場における国債の信用を低下させ、資金調達にも影響するといった可能性があります。これまでの大蔵省主導の財政バランス至上主義の失敗の反省に立ち、単なる数字の辻褄合わせではない、中期的展望に立った抜本的な財政構造改革の方向を示す必要があります。

まず、予算を国民にわかりやすいものにする必要があります。現在の予算の説明は、その本来の目的である経済全体や国民生活の安定・向上にどう影響するのかわかるようにされていません。唯一わかるのは財政バランスだけ、あとは公共料金がいくら上昇するかのような個別の項目だけで、むしろ個別利害の対立を助長するものとなっています。また、当初予算の対比ばかり強調して、補正後予算の全体像や決算と対比して説明されることはほとんどありません。アメリカの予算教書をみると、膨大な計数表だけではなく、経済全体への影響や経済情勢が変化した場合の影響等が説明されており、専門家はもとより国民が議論しやすいものとなっています。国民への説明責任（アカウンタビリティ）の観点から、この改革は今すぐに行なう必要があります。

次に、歳出面では、短期的な有効需要管理政策を機動的、効果的に行なうためにも、①中長期的な国民生活の安定・向上およびその土台となる経済の発展につながるという面から政府の役割を根本的に見直し、必要性の高い歳出に重点を置き必要性の低下した歳出は思い切って削減すること、②財政支出の効率性を高めるため、コストの見直しとともに効果の高い支出（民間の期待成長率を高め、投資を活発化させる支出や国民生活の安定や不安の除去に効果の高い支出など）に重点的に配分することです。財政構造改革と景気対策をいかに両立させるかについては、たとえば、恒常化していながら当初予算との関係が実態がみえにくくなっている現在の補正予算による公共投資追加を中心と

した景気対策を改め、経済の状況に応じて財政構造改革と景気対策を矛盾なく進めるため「景気調整・新社会資本勘定」の創設等により、機動性、透明性を高めつつ単年度予算編成の限界を打破する工夫を検討する必要があります。また、歳出の効率化に関しては、「査定・評価システム」を設けて「目標／成果による管理」を導入するなど行政運営面での革新（イノベーション）を図る必要があります★10。

公共投資については、ニーズや環境の変化に対応して各省庁別の公共事業配分を見直し、縦割りの省庁の壁を越えて効率的に事業を実施すること、民間の期待成長率を高めるような都市のインフラや情報通信基盤、物流インフラの整備、国民生活の安心・安全に直接つながる防災や福祉関連のインフラ整備、中長期的な経済発展を支える研究開発のための基盤整備等を重点的に実施することが重要です。また、前述の「景気調整・新社会資本勘定」の創設のほか、公共投資基本計画など中長期的な社会資本整備についてその決定過程の透明化を高める中で見直しを進めるとともに、機動的な財政運営のためには中長期のフレームワークのもとでその進捗率を景気情勢に応じて変化させることが考えられます。そうした工夫により、補正予算における公共事業の追加が財政当局の都合から本予算に影響の出ない事業に偏ったり、本予算でつけにくい事業に充てられたりして、必要性や優先順位の低い事業に向かうことのないようにする必要があります。さらに、社会資本の整備状況と高齢化にともなう社会保障関係費の増加に応じて、一般歳出における公共事業費の割合を低下させていくとともに、「日本版PFI」など民間資金や民間の運営能力の活用する手法を導入していく必要があります。その際、これまでの第3セクター方式が、民間資金を導入する一方で官の非効率を残す結果となった事例が多いことを反省して、天下りの排除等により真に民間の創意が発揮される仕組みを作ることが重要です。

社会保障については、人々の暮らしの安心を支える基盤となるものであり、バランスのとれた所得再分配によって信頼性の高い制度を構築することが基本と考えられます。また、今後高齢化の進展によって支出額の持続的増大が見込まれるなか、ニーズの多様化に対応して制度の効率的な運営と選択可能性の拡大を図る必要があります。とくに公的年金制度については「老齢にともなう所得喪失を補填するもの」という本来の意義に立ち戻り、高齢者の生活の基礎的部分を保障する水準をインフレや金利動向などに影響

★10　連合総研『財政改革の論点』（1998年4月）の総論を参照。

されることなく安定的に確保できる制度を構築していく必要があります。いわゆる基礎年金の空洞化や女性の就労の増加にともなう第三号被保険者の問題を解決するうえでも、長期的には社会保険料の段階的引上げでなく、消費税によってまかなう方式に切り替えていくことが考えられます。被用者年金部分については、21 世紀の高齢化のピーク時に現在厚生省が想定しているような高い水準の積立金を保持し続ける必要はなく、「5 つの選択」で示された給付と負担の水準の組み合わせでなくより高い給付水準とより低い保険料の組み合わせが可能となると考えられます★11。いずれにせよ公的年金制度改革については基礎的なデータを幅広く情報開示して前提条件から十分議論し、国民の納得のできる改革を進める必要があります。

歳入面では、中長期的な経済発展につなげるという意味からも税負担の公平性を確保するなかで働く人の勤労意欲や企業の生産・投資活動のインセンティブを妨げない税制にしていく必要があります。また、グローバル化の進展のなかで、国際的に企業優遇税制競争を防止する一方で、海外からの資本流入を妨げたり、海外への資本逃避を招くような税制は回避する必要があります。このため、中長期的な税制改革の方向としては、①所得税・住民税の中堅所得層を中心とした恒久減税とともに、不公平税制是正に向け、総合課税強化とそのための「個人情報保護基本法」（仮称）を制定したうえでの「納税者番号制度」の導入、②消費税については、インボイス方式を導入したうえで逆進性の緩和を図るとともに、将来的には基礎年金の社会保険料を消費税でまかなう方式への転換を図ること、③法人課税については既得権化した租税特別措置を廃止することを前提に、法人税率を国際的な水準に合わせていくこと、④土地税制については土地の有効活用につながる税制への見直し、⑤地方分権を進め、地方の国からの従属をなくしていくため、国と地方の財源配分を見直し、地方の財源を充実すること等があげられます。

以上のような抜本的な財政構造の改革を行なうとともに、①短期的には積極的な財政出動により 2000 年までには景気を本格的な回復軌道に乗せること、②民間に譲渡しうる国有財産の売却により国債残高を減らすこと、③行政サービスを地方自治体へ大幅に委譲すること等により、財政バランスの展望がどうなるか、そこから議論を始めることが重要です。

★11　連合総研『DIO』No.116（1998年6月）の特集：公的年金制度改革を参照。

第2章　不良債権問題と金融システムの安定化

バブル崩壊後、92～95年度にかけて事業規模総額60兆円を超える景気対策が取られたにもかかわらず、自律的な景気回復が定着しなかった背景には、第1章で説明したように財政政策のシステムに問題があった一方で、不良債権問題の解決を先送りしてきた金融システムの問題があります。金融システムは、人体にたとえると、経済全体に血液（資金）を供給する心臓にあたります。ここが機能不全に陥っていては、景気回復が定着するはずがありません。本章では、早急に解決への道筋を付ける必要のある不良債権問題を取り上げ、金融システム再生への道を展望します。

(1)　深刻化する不良債権問題★1

金融機関は、バブル期に放漫な不動産関連融資を拡大させました。そして、バブル崩壊の結果、多額の不良債権を抱えることになりました。バブル崩壊から既に7年経ちますが、ある程度償却しても、下げ止まらない資産価格と長引く不況にともない不良化する債権があとをたたず、問題の解決は進んでいません。主要銀行（都市銀行、長期信用銀行、信託銀行）ベースでみると、それなりに償却を進めているわけですが、金利減免等債権を除く不良債権（＝破綻先債権＋延滞債権）の額は減少していません。また、貸倒引当金は破綻先債権と延滞債権を合わせた額近くまで積み増されてきていますが、不良債権の範囲を広く取ると、まだまだ不足しています★2(図表Ⅱ-2-1①)。

金融監督庁が公表している98年3月期の不良債権（リスク管理債権）の額は、全国銀行ベース(新基準)で29.8兆円、信用組合や農協等を含んだ預金取扱金融機関全体では35.2兆円（信用組合等の分は旧基準）★3と、前者だけで名目GDPの6%程度、後者では7%程度に達しています（図表Ⅱ-2-1②)。また、98年4月から始まった早期是正措置の枠組み

★1　全国銀行の不良債権処理の分析については、日本銀行「全国銀行の平成9年度決算」(1998年8月)が詳しい。

★2　金利減免等債権を含む不良債権が1996年3月期から97年3月期にかけて大きく減少したのは、95年秋の公定歩合引下げが貸出金利にも波及し、企業の金利負担を軽減する効果が現れているものと考えられる。

★3　1998年3月期決算から、アメリカのSEC(証券取引委員会)方式にならい、延滞債権を従来6か月以上だったものを3か月以上とする等、不良債権の対象範囲を拡大した。

図表Ⅱ-2-1　不良債権の現状

①主要銀行（都市銀行・長期信用銀行・信託銀行）の不良債権処分損等の推移

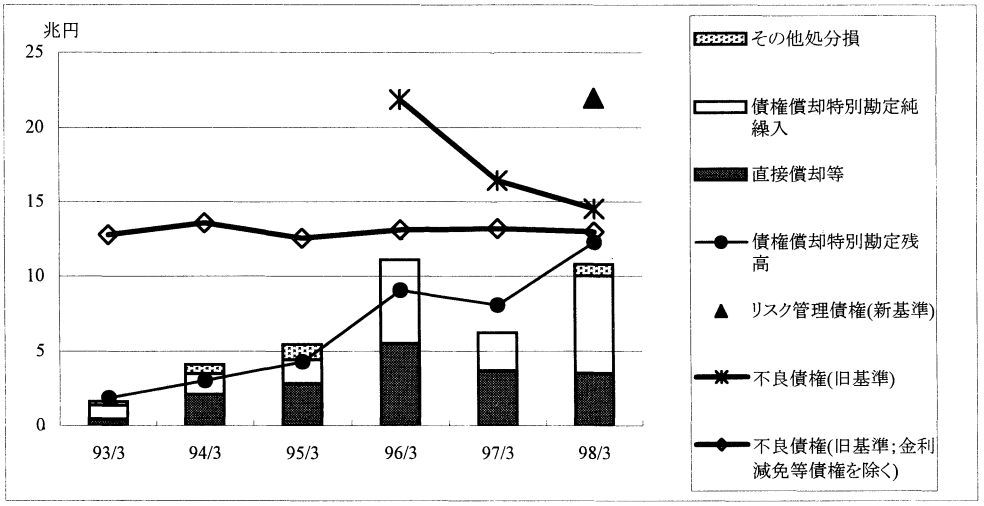

②預金取扱金融機関の不良債権等（リスク管理債権）の状況（98年3月期）

（単位:兆円）

	リスク管理債権				
		破綻先債権	延滞債権（6ヶ月以上）	延滞債権（3ヶ月以上）	貸出条件緩和債権
全国銀行	29.8	6.8	10.8	3.2	8.9
主要銀行	22.0	4.7	8.3	2.5	6.5
地域銀行	7.8	2.1	2.5	0.8	2.4
協同組織金融機関	5.4	2.0	3.2	--	0.2
計	35.2	8.9	14.0	3.2	9.1

（注）協同組織金融機関については旧基準による分類（延滞債権は6ヶ月以上、貸出条件緩和債権は金利減免等債権で、新基準よりも範囲が狭い）

③預金取扱金融機関の自己査定の状況（98年3月期）

（単位:兆円）

	総与信額	Ⅰ分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
全国銀行	648.5	576.5	65.8	6.1	0
主要銀行	452.4	402.0	45.4	4.8	0
地域銀行	196.1	174.5	20.3	1.3	0
協同組織金融機関	146.6	130.9	14.8	0.8	0
計	795.1	707.5	80.6	6.9	0

（注）自己査定における分類基準は、
Ⅰ分類：総与信額からⅡ～Ⅳ分類を除いた額
Ⅱ分類：回収に注意を要する債権（個別にリスク管理が必要と判断された債権）
Ⅲ分類：回収に重大な懸念のある債権（損失の発生の可能性が高いが、その損失発生時、その損失額についての合理的な推計が不可能な額）
Ⅳ分類：回収不能または無価値と判断された債権

（備考）1. 金融監督庁「預金取扱金融機関のリスク管理債権等の状況について」（98年7月）より作成
2. 主要銀行は、都市銀行、長期信用銀行、信託銀行
3. 地域銀行は、地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行
4. 協同組織金融機関は、信用金庫、信用組合、農協系統金融機関等

図表Ⅱ-2-2　リスク管理債権と自己査定上の分類資産の対応関係

		貸出金の分類				
		正常運転資金等	優良担保(国債等) 優良保証(信用保証協会・上場かつ有配会社の正式な保証等) 債権償却特別勘定残高	その他の担保・保証分(不動産・株式等)	カバーのない分	リスク管理債権との対応関係
債務者区分	正常先	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	
	要注意先	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ Ⅱ*	Ⅰ Ⅱ*	・貸出条件緩和債権 ・3ヶ月以上延滞債権 ・延滞債権 ・破綻先債権
	破綻懸念先		Ⅰ	Ⅱ(一部Ⅲ)	Ⅲ	
	実質破綻先		Ⅰ	Ⅱ(一部Ⅲ)	Ⅳ	
	破綻先		Ⅰ	Ⅱ(一部Ⅲ)	Ⅳ	

(備考) 1. 日本銀行「全国銀行の平成9年度決算」(98年8月)。
2. シャドー部分がリスク管理債権、二重線で囲んだ部分が問題債権(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)に相当。

の中で金融機関が行なっている自己査定の集計結果では、預金取扱金融機関全体で、回収に重大な懸念のある債権（Ⅲ分類）が 6.9 兆円、回収に注意を要する債権（Ⅱ分類、いわゆる灰色債権）が80.6兆円となっています（図表Ⅱ-2-1③)。なお、回収不能または無価値と判断された債権（Ⅳ分類）の額がゼロとなっているのは、決算期ごとに損失見込み額（Ⅳ分類は全額）を貸倒引当金に計上し、会計上の損失処理を済ませてしまう必要があるためです。

リスク管理債権と自己査定による分類の違いは、前者が返済状況等の客観的基準をもとに機械的に積み上げることができる額であるのに対し、後者は貸付先企業の財務状況等の総合的評価と担保状況から返済のリスクを判断するもので、非常に専門性を要する査定です（図表Ⅱ -2-2)。灰色債権＝不良債権という論調があります。しかし、そう単純な問題ではありません。貸出はすべてリスクを伴うもの、例えば、創業時の企業は、将来性が高くても、当初赤字で財務状況からみてⅡ分類となってしまう可能性があります。一つの企業に対する貸出でも、担保状況によって分類が変わってくるわけで、破綻企業でも元本保証の担保があればⅠ分類になります。銀行により企業の評価が分かれることがあるのは当然ですが、複数の銀行から借入れをしている企業について、ある銀行が破綻の烙印を押すと、連鎖的に他の銀行も破綻と認定し、その企業は完全に破綻企業

となります。また、当然のことながら、景気により企業の財務状況が変われば分類も変わってきますし、担保物件の価格動向によって資金回収の見込みも変わってきます。このように、不良債権問題は、完全に白黒をつけることが非常に難しい性格のものであることを、認識しておく必要があります。少なくとも言えることは、その巨額さからいって、いわゆる灰色債権がすべて不良債権化するような経済状況を招来してはならないということです。

(2)　不良債権問題の実体経済への影響

不良債権問題が実体経済に与える影響にはどういう問題があるでしょうか。まず、借り手企業が負債圧縮のため投資を控えざるを得なくなるだけでなく、金融機関の側からの「貸し渋り」の問題があります。不良債権化した貸出からは、利子収入が入らず、貸倒引当金を積み増す必要があるので、金融機関の収益を圧迫します。また、貸出債権の償却は、バランスシートの資産方を減らすことになるので、もう一方の負債・資本方も減少することになります。したがって、貸倒引当・償却する必要のある額が業務純益や株式含み益を上回ると、自己資本は減少します。自己資本が毀損すると、自己資本比率達成のために、リスク・ウェイトの高い民間向け貸出は圧縮する必要があります。資産価格低迷に伴う含み益の減少により益出しの原資がなくなり、また、景気後退に伴う収益見通しの悪化も加わり、金融機関の貸出態度が著しく慎重化したのが昨年来の状況といえます（図表Ⅱ-2-3、および前掲、図表Ⅰ-1-6④）。金融機関の「貸し渋り」は、企業の投資をさらに押し下げたり、資金繰り難による倒産を引き起こしています。さらに、わが国の金融システム全体に対する市場の信認の喪失に伴うジャパン・プレミアムの拡大（前掲、図表Ⅰ-1-7）は、企業が投資をする際の資金調達コストを引上げます。不良債権問題をいつまでも抱えていては、財政政策で需要を押し上げても持続的な景気回復につながらないわけで、この問題の解決が急がれるわけです。

次に、自己資本の毀損が著しく、債務超過に陥った金融機関は破綻せざるを得ません。その際、金融機関、とりわけ銀行が、信用創造を通じた資金提供機能、決済機能という市場経済の心臓部の役割を担っているので、とくに大銀行が破綻に瀕した時に大きな混乱が生じる可能性があります。仮に、預金の取り付け騒ぎが広がり、決済システムが停止してしまうと、経済は麻痺状態に陥ります。また、健全な借り手でも、貸借契約が瞬

図表Ⅱ-2-3　不良債権問題に伴う「貸し渋り」の構図

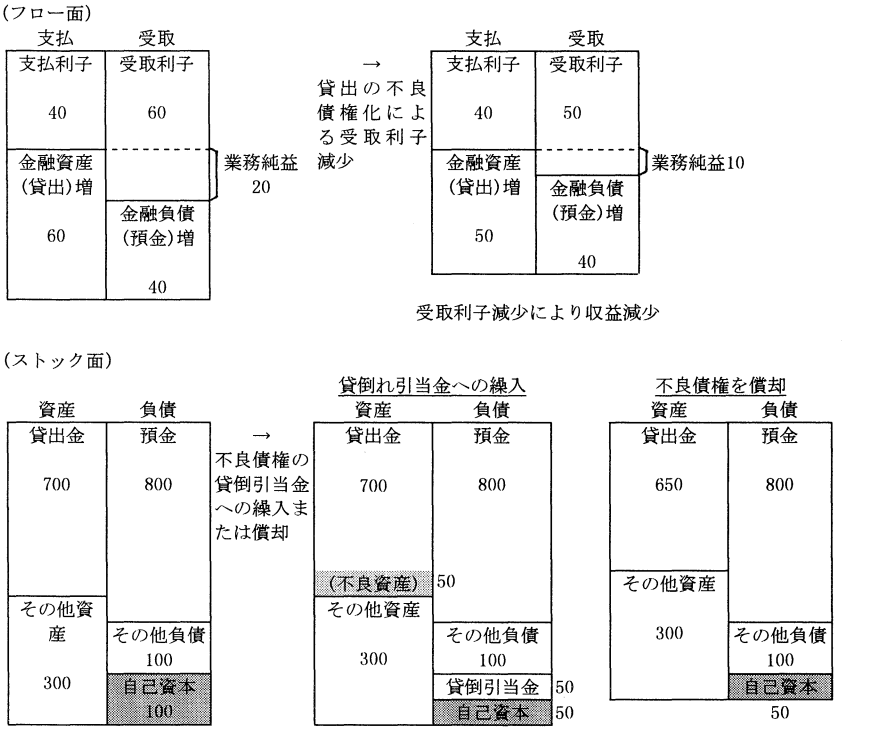

$$BIS\text{基準自己資本比率} = \frac{\text{基本的項目(Tier 1)} + \text{補完的項目(Tier 2)}}{\text{リスク・ウェイト付き総資産}}$$

リスク・ウェイト：一般の民間貸出は100%に対し、住宅ローンは50%、国債は0%というように、リスクの大小により総資産をウェイト付けする。
Tier 1：資本金や準備金
Tier 2：保有有価証券の含み益(但し45%まで)と、劣後債務(銀行が債務不履行に陥った時に返済順位が一般の社債や預金等よりも劣位にある無担保ローン)。Tier 1の額までしか自己資本に算入できない。

(備考) 上図の影響の他、株価下落に伴う株式の含み益の減少により自己資本比率が低下。

時に別の銀行に承継される保証はなく(いわゆる「摩擦的」貸し手喪失)、資金繰りが難しくなることは、昨秋の北海道拓殖銀行破綻の際の経験が示しています。さらに、デリバティブ取引の拡大等により、混乱が国内にとどまらず国際的に広がる可能性も否定できません。したがって、こうした連鎖的な大混乱(いわゆる「システミック・リスク」)を招かないよう、預金保険等のセイフティ・ネットと、リスクを封じ込める破綻処理シス

テムの整備が必要になります。その際、セイフティ・ネットによる保護が過大となると、破綻に瀕した銀行が高利で預金を集め、ハイ・リスクの投融資を拡大し、結果的に不良債権を大きくしてしまうといったモラル・ハザードを招く可能性があるので、注意が必要です。

(3)　海外の金融機関破綻処理の経験

市場経済にバブル的要素はある程度つきものです。80 年代以降でみても、貯蓄貸付組合（S&L）の問題を経験したアメリカをはじめ、多くの国で不良債権問題が発生しています。アメリカ、および比較的早く問題解決をしたといわれる北欧諸国の経験をみると、昨年末以来の金融安定化の議論で出てきたさまざまな処理スキームが用いられています。破綻処理専門機関の設置（アメリカの整理信託公社＜RTC＞）、優先株等による銀行への資本注入（ノルウェー）、ブリッジバンク制度（フィンランド、アメリカ）、銀行国有化（スウェーデン）等です。各国に共通する特徴は、公的資金を投入せざるを得なかったことと、債権回収・流動化や取得した株式の売却等により、投入した公的資金の一部は回収できたことです。また、アメリカのＳ＆Ｌの問題では、旧経営陣が退任したのはもちろんのこと、背任等の不法行為が認められた場合には徹底的に刑事告発が行なわれました（図表Ⅱ-2-4）。

破綻処理と並行して、アメリカでは金融機関の破綻を未然に防ぐために、91 年の連邦預金保険公社改善法で「早期是正措置」が導入されました。これは、自己資本比率★4をもとに監督当局が金融機関に経営改善を指導するもので、基準を下回った程度に応じて、業務改善計画の提出、配当の抑制、総資産の圧縮、業務停止と段階的に内容が厳しくなっていきます。他方、基準を上回っているほど、検査の簡素化等の優遇措置が適用され、金融機関の健全経営へのインセンティブを高める内容となっています。

また、この間に、アメリカでは銀行を破綻させない場合の考え方が整理されてきました。1950 年の連邦預金保険法では、その地域において不可欠と判断された銀行は閉鎖しないという「不可欠性原理」が採用されていました。さらに、処理コストがペイオフ

★4　BIS基準（国際業務に携わる銀行に対する自己資本比率規制）が定められたのは88年。これは、健全性強化とともに、当時、自己資本比率が低い邦銀が国際業務を急拡大させていたことから、各国の銀行の競争条件を統一するねらいがあった。

図表Ⅱ-2-4　海外の金融破綻処理の経験

	危機の深刻さと処理コスト	主な処理方策
アメリカ (1980～94年)	・80～90年にかけて、1,300の貯蓄貸付組合(全S&Lの27%)及び1,617の銀行(全銀行の9%)が破綻。 ・破綻処理への総支出額1,964億ドル(90年GDP比3.4%)、うち納税者負担は1,321億ドル。商業銀行処理への納税者負担はなし。	S&Lについては、整理信託公社(RTC,89～95年の時限設置)を通じ破綻処理。 商業銀行については、コンチネンタル・イリノイ銀行救済(84年)のような例もあるが、基本的に預金保険制度の枠内で処理。 連邦預金保険公社にブリッジバンク設立権限付与(87年,適用例は少ない)。 旧経営陣の不法行為告発、証券化による不良債権流動化を積極的に進める。
ノルウェー (1987～93年)	・貸倒れ総額が91年貸出総額の6%(91年GDP比3%)に達する。 ・170億クローネ(93年GDP比2.6%)の資金を用意。長期的には株式売却で資金回収の見通し。	政府銀行保証基金(91年設立)を通じ、銀行に資本注入(優先株購入等、株式政府保有比率が97%に達した大手銀行もある)。
フィンランド (1991～93年)	・銀行の不良債権が92年貸出総額の9.3%(92年GDP比4.6%)に上昇。 ・830億マルカ(93年GDP比17%)の資金を用意。最終損失見込みは420～490億マルカ(93年GDP比9～10%)。	中央銀行が破綻したスコップ・バンク(貯蓄銀行の中央機関の役割を持つ商業銀行)を買収。 同行傘下の中小貯蓄銀行を合併し、資本注入、優良債権を売却。[一種のブリッジバンク方式]
スウェーデン (1990～93年)	・貸倒れ総額が92年貸出総額の11%(92年GDP比4.9%)に達する。 ・890億クローネ(93年GDP比6%)の資金を用意。最終損失見込みは450～550億クローネ(93年GDP比3～4%)。	預金保険制度がない中、政府が全銀行の債務保証を宣言(96年末まで) 政府が破綻大手2行の全株式を取得。不良債権を買取り会社に移し、両行を合併した上で、再民営化を進める。

(備考)OECD"Economic Outlook"(98年5月)等より作成。

よりも下回る場合に限るという原則が定着し、82 年には連邦預金保険公社は最もコスト負担が小さい処理方式を選択すること（「コスト・テスト」）を義務づけられました。その後、84年にコンチネンタル・イリノイ銀行救済が行なわれた際に、「Too big to fail (大銀行はつぶさない)」と言われましたが、大小で区別するのは不公平で、大銀行にモラル・ハザードをもたらすとの批判がありました。そして、91 年の連邦預金保険公社改善法で、「Too big to fail 原理」が原則禁止され、「システミック・リスク原理」が採用されました。この原理を適用するには、大統領と協議し財務省が判断を下すことになっています（適用例はまだない)。

(4)　わが国におけるこれまでの取り組み

わが国の不良債権処理の問題は、その規模の大きさと、バブル崩壊後 7 年経っても問題を解決できていないことです。図表Ⅱ-2-5 は、わが国におけるこれまでの主な取り組みを①金融混乱・副作用の防止、②破綻行の債権回収、不良債権処理、③金融機関の健全性の強化等という目的別に整理したものです。

図表Ⅱ-2-5　金融システム安定化のための主な目的別取り組み

	破綻処理、不良債権処理		健全性の強化等
	金融混乱・副作用の防止	債権回収、不良債権処理	
88年7月			BIS自己資本比率規制(国際業務に携わる銀行に対する国際的統一基準。92年度末までに達成)
90年6月			劣後ローンの許可
92年8月			外貨建て永久劣後債の許可
93年1月		共同債権買取機構を設立(民間金融機関の出資)	
93年2月			円建て永久劣後債の許可
96年6月	金融関連四法（住専処理、預金保険法改正等）		
	2001年3月末まで金融機関の債務の全額保護(このため、特別保険料徴収。それ以降は預金の元本1,000万円まで保護)	整理回収銀行の創設(東京共同銀行を改組し、破綻信用組合の受皿とする) 住専の債務処理のため、住宅金融債権管理機構を創設	早期是正措置(98年4月導入目標)
98年2月	金融安定化二法（30兆円の公的資金確保等）		
	預金保険機構の財政基盤強化(7兆円の交付国債、10兆円の政府保証借入枠[計17兆円])	整理回収銀行の機能拡充(信用組合だけでなく一般金融機関の受皿とする) 預金保険機構の回収体制強化(罰則付立入調査権)	金融機関の優先株等の引受けを行う金融危機管理勘定を預金保険機構に設置(3兆円の交付国債、10兆円の政府保証借入枠[計13兆円])
98年4月			早期是正措置スタート(国内基準行への適用は1年延期)
98年7月			金融監督庁発足
98年10月	金融再生関連法等(総額60兆円の公的資金枠)		
	健全な借手に対する融資継続のため、破綻行の業務を公的管理できる制度を創設(①株式取得による特別公的管理、②金融整理管財人による業務管理、③ブリッジバンク)	整理回収機構(日本版ＲＴＣ)を創設し(住宅金融債権管理機構が整理回収銀行を吸収合併)、破綻行等の不良債権を買取・回収 不良債権流動化等の促進(サービサー業の許可、競売手続きの迅速化等)	存続可能な過少資本行等の早期健全化対策(98年2月の金融危機管理勘定は廃止し、新たな資本注入制度を創設)
	金融再生委員会を設置（２か月以内に発足）		

わが国でも 92 年頃に公的資金投入の議論がありましたが、この時は、民間金融機関の出資により共同債権買取機構を設立し(93年1月)、債権の売却損を法人税法上の損金として無税償却できる仕組みを作るにとどまりました。情報開示や経営責任の明確化等が不十分で、明示的な公的資金投入に国民の理解を得られる条件が熟していなかったといえます。しかし、国民にはわかりにくいですが、税法上の優遇措置も法人税収の減少をもたらし、結果的に国民負担の増加につながっていることには変わりありません[★5]。

その後の政府の対応は、劣後債務の許可や早期是正措置導入のような金融機関の健全性を強化する方策もありますが、基本的に問題が生じる度に小手先の解決策をまとめるだけで、本格的な解決策は先送りされてきました。94年末の東京の2信用組合の破綻の際には、その事業を継承するため、日本銀行と民間金融機関の共同出資で東京共同銀行を設立し、さらに、信用組合の破綻が相次いだことを受けて、96年に同銀行を改組し、破綻信用組合の受け皿となる整理回収銀行を設立しました。また、同時に預金保険法を改正し、預金保険で保護されているのは預金の元本1,000万円までですが、預金者に自己責任を求めるには金融機関の情報開示が進んでいない状況を踏まえ、5年間（2001年3月末まで）は預金取扱金融機関の債務の全額を保護することとし、そのために特別保険料を徴収することにしました。さらに、住専問題の処理のため、債権回収機関として住宅金融債権管理機構を創設するとともに、一般会計から6,800億円を拠出することになりました★6。住専問題のような負担の根拠が明白でない問題の処理で最初の公的資金の投入が行なわれることになったため、本格的な公的資金投入の議論はますますタブー視されることになってしまいました。

このように政府が不良債権問題の本格的な解決を先送りする中、ついに、昨秋、大手金融機関の破綻が現実のものとなり、市場に急き立てられるかたちで、問題解決に取り組み始めました。まず、98年2月に、30兆円の公的資金（10兆円の交付国債と20兆円の政府保証借入枠）を確保した金融安定化二法が成立しました。この法律では、2001年3月末まで預金取扱金融機関の債務全額の保護を約束している預金保険機構の財政基盤の強化（公的資金枠17兆円）、整理回収銀行を信用組合のみならず一般金融機関の受け皿としても機能させること、さらに、銀行への資本注入（公的資金枠13兆円）等が決められました。銀行への資本注入は、銀行の自己資本を強化するため、預金保険機構に金融危機管理勘定を設け銀行の優先株等を引き受ける制度で、1930年代のアメリカの復興信託公社（RFC）が同様なことを行なっています。

しかしながら、これだけでは市場の信認を回復し、金融システムの不安を鎮めるには

★5　貸倒れが確定してから償却しても損金となるので、租税軽減のタイミングが早くなるだけとも言えるが、経常利益が赤字になってからの償却では租税軽減効果がなくなる。

★6　住専（住宅金融専門会社）は、個人向け住宅ローンの専門会社として70年代に銀行等が設立したノン・バンクで、預金は取り扱っていない。80年代に入り銀行自身も住宅ローン市場に参入し競争が激化したため、住専は不動産融資に傾斜し、バブル崩壊後、多額の不良債権を抱えることになった。その処理を巡り、「貸し手責任」を主張する銀行等と「母体行責任」を主張する農林系金融機関の間で協議が難航し、公的資金の投入で決着が図られた。

不十分でした。98年3月に約1.8兆円の資本注入が行なわれましたが、各銀行横並びで制度が有効に活用されているとは言えません。資本注入した日本長期信用銀行が破綻の危機に瀕し、合併前にさらに資本注入することが適当なのか与野党間で大きな争点となりましたが、先の資本注入の制度は基本的に健全な銀行に対するもので★7、破綻前の処理には別の枠組みが必要なことが明らかになりました。また、北海道拓殖銀行破綻の経験から、健全な借り手に対する融資を途切れさせない破綻処理の枠組みを作る必要性が認識されました。その際、どのような仕組みが、一般行員に蓄積された情報・ノウハウを最大限活用し、信用収縮の防止と最終的な処理コストの最小化につなげていくうえで有効かという視点が重要になります。さらに、不良債権処理を迅速に進めるとともに、破綻金融機関の不良債権を回収し最終的な国民負担を少なくするためには、不良債権流動化を可能とする流通市場の整備などの制度的インフラ整備が必要です。

こうした認識をもとに、臨時国会で与野党がそれぞれ案を出して審議を重ね、金融再生関連法が成立しました。その主な内容は以下のとおりです(図表Ⅱ-2-6)。

1) 健全な借り手への融資継続等の金融秩序維持のために、破綻行を公的に管理できる制度を設ける：①破綻行の株式を預金保険機構が取得する特別公的管理(一時国有化)、②金融整理管財人による管理、③承継銀行(ブリッジバンク)を預金保険機構の子会社として設立・管理の 3 方式。公的管理制度の期限は2001年3月末までとし、それまでに被管理行の業務を民間金融機関に譲渡する。
2) 日本版 RTC(整理回収機構)を創設し、破綻金融機関等から不良債権を買い取り、その管理回収を行なう。同機構は住宅金融債権管理機構が整理回収銀行を吸収合併するかたちで設立する。
3) 不良債権回収・流動化の促進：①金融機関の債権の回収・管理業務を民間業者(サービサー)が行なうことを許可、②根抵当権付き債権の譲渡の円滑化、③競売手続きの迅速化。
4) 存続可能な過小資本行等の早期健全化対策：98年2月の金融危機管理勘定を廃止し、新たな資本注入スキームとして、情報開示、リストラ、経営責任・株

★ 7　金融危機管理勘定における資本注入の条件は、(1) 破綻処理における受皿金融機関、(2) 一般金融機関の場合は、ア) 経営状況が著しく悪化していない金融機関で、その自己資本が改善されなければ信用秩序等に大きな支障が生じるおそれがあること、イ) 経営再建ではなく信用秩序の維持を目的としていること、ウ) 優先株引受け後でも破綻する蓋然性が高いと認められないこと等となっていた。

主責任の明確化（自己資本比率が低い区分になるほど厳しくなる）を前提に優先株等の引き受けを行なう。

5）上記 1）のための金融再生勘定に18兆円、4）のための金融機能早期健全化勘定に25兆円の合計43兆円（98年2月の預金者保護のための特例業務勘定17兆円とあわせて総額60兆円）の公的資金枠を確保。

6）金融再生委員会を総理府の外局として設置し、金融行政の一元化を進める（破綻処理と金融危機管理の企画立案については、次期通常国会での法整備ができるまでの間、大蔵省との共管）。委員長には国務大臣を充てるとともに、委員（4名）は常勤で国会の同意を得て内閣総理大臣が任命する。

(5)　金融再生への出発

金融再生関連法の成立で、一応、不良債権問題解決への枠組みは揃いました。まだ見落としている課題はあるでしょうが、今後は、この枠組みを使って、不良債権処理を早急に進めていくことが重要です。

まず、金融機関破綻に伴う市場の混乱・副作用を極力回避する枠組みが整ったので、早期是正措置を厳正に適用し、債務超過に陥っている金融機関や自己資本比率が著しく低い金融機関[★8]の市場からの隔離（閉鎖、公的管理）、自己資本比率が国際基準（8％）を下回る銀行の国際業務からの撤退（優良行や外国金融機関への売却）を早急に進めるべきです。株価等のマクロ的状況から自己資本比率が基準を下回っているが、経済状況が改善すれば健全化する可能性が高い金融機関については、検査を毎月行ないリストラへの取り組みをチェックするとともに、公的資金による優先株購入等の資本注入を果敢に行ない、信用収縮を防ぐ必要があります。こうした措置を進めるためには、金融検査体制の強化が不可欠ですが、急にはできないので、市場の評価の低い金融機関から順次集中検査を行なうべきです。また、(2) でみたようにⅡ分類債権（灰色債権）の評価が難しいですが、実績の推移に応じて貸倒引当金を積み上げることを義務づけ、その結果を公表するとともに、分類を故意に偽っていることが認められた場合には背任等の責任を追及するのが、適正な分類と経営健全化のインセンティブを高めるのに効果的ではな

★8　アメリカでは自己資本比率が2％を割ると破綻処理に入ることになっており、2％は処理に必要な費用と考えられている。

図表Ⅱ-2-6　金融再生策（98年10月）の枠組み

①公的資金の内訳

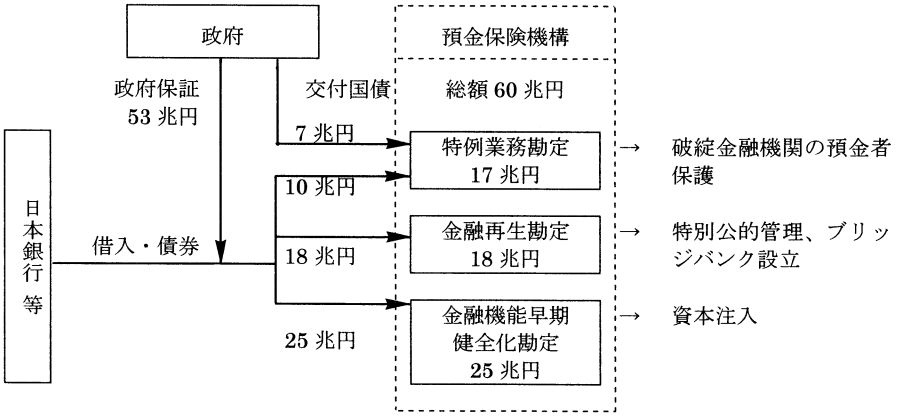

②破綻処理及び早期健全化のスキーム

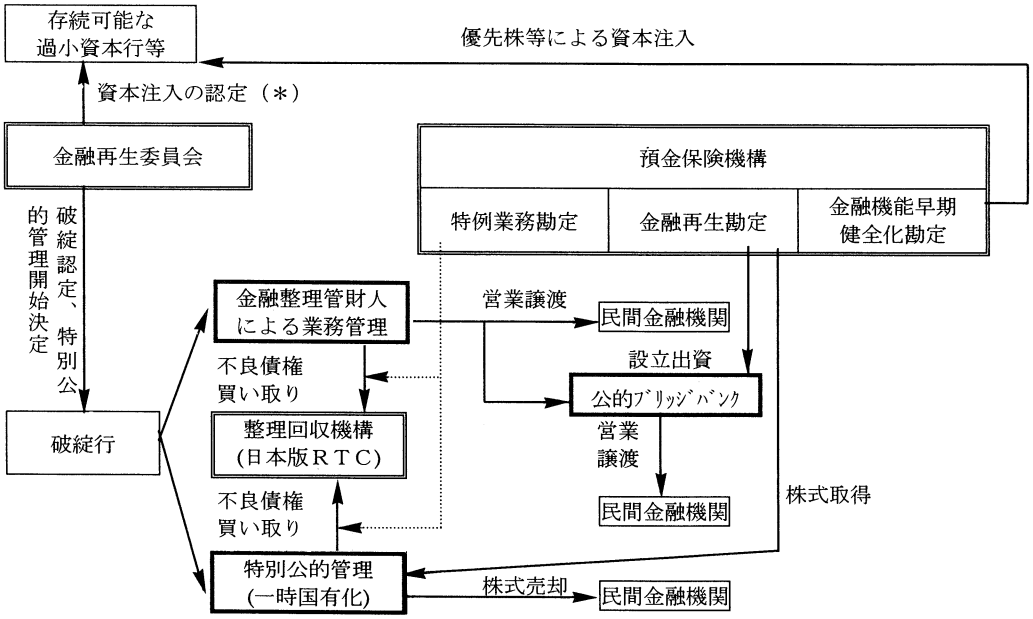

（＊）

1) 自己資本比率に基づく区分の具体的数値は、金融再生委員会が定める。法案審議の段階では、「健全行」←8%(国内基準行は 4%)→「過小資本行」←4%(同 2%)→「著しい過小資本行」←2%(同 1%)→「特に著しい過小資本行」の数値が示されている。
2) 資産査定・貸倒引当、有価証券の評価方法は、金融再生委員会が定めるところによる。
3) 「健全行」への資本注入は、a)受け皿銀行、b)信用収縮回避に不可欠、c)合併など金融再編に不可欠の場合に限る。
4) 「特に著しい過小資本行」への資本注入は、地域経済に必要不可欠な場合に限る。

いかと考えられます★9。

次に、政府の側では、アカウンタビリティ（説明責任）がとりわけ重要です。臨時国会での金融再生関連法審議に時間がかかった最大の原因は、長銀問題をはじめ「大変だ、世界の常識だ」と言うだけで、国民が納得できる説明ができない政府の説明能力の欠如です。公的資金を投入した際には、アメリカのようにコスト・テストを義務付け、国民負担を最小化していることを国民にわかりやすく説明することが求められます。また、審議会的な審査委員会の多用は、誰に責任があるのかを不明確にしています。財務等の専門的知識が豊かな外部人材の登用、および裁量ではない客観的基準に基づく行政は不可欠ですが、破綻認定や公的資金投入は、政治的責任なしにはなかなか難しいものです。金融行政を所管する大臣、さらに重要な問題については総理大臣に最終的な責任があることが明確に分かる組織原理にしておく必要があります。第1章でみたように財政の論理の前に金融政策の自由度が失われてしまうことを避けるという観点に加えて、この面からも、財政・金融の完全分離と金融行政の一元化が重要です。

金融機関の側では、情報開示が何よりも重要です。市場では、的確な情報を出さないのは経営状態が悪いからだと判断されてしまいます。これに関連して、会計基準を時価会計の導入等により国際的に通用するものに改めていくとともに、企業監査の充実等によりコーポレート・ガバナンスを高め、財務諸表に対する市場の信頼を回復する必要があります。また、2001年4月以降は預金の元本1,000万円までしか保護されなくなりますが、的確な情報の提供なしには、消費者に自己責任を求めることはできません。金融機関が積極的に情報開示を行ない、市場や国民の信認を取り戻していくことが求められます。

最後に、不良債権処理の本格化は、市場の評価を得て株価が反転することが期待されますが、第Ⅰ部でみたように当面の景気に対して押し下げ要因となる可能性があります。景気情勢を注視し、必要に応じて機動的に財政面からの景気下支え策を追加していくことが求められます。景気の悪化は、不良債権の額を膨らませ、問題解決を一層困難にしてしまうことに留意する必要があります。

★9　日本公認会計士協会が監査ガイドライン（「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」97年4月15日）を示しており、破綻先債権は回収可能分を除いた残額すべてを償却・引当、破綻懸念先債権は残額のうち必要額を引当、要注意先・正常先債権は貸倒実績率に基づき引当てることになっている。

第3章　市場と民主主義に立脚した経済社会の再構築

80 年代後半の日本経済は、「Japan as No.1」ともてはやされ、地価や株価が高いのは日本経済の成長性を反映したものだという論調が多く見られました。しかし、90 年代に入ってからは、バブルの崩壊を経て経済低迷が続いており、日本の経済社会の「制度疲労」が言われています。キャッチアップの時代には有効に機能しているとみられたシステムが、情報化やグローバル化の進展の中で、お手本のない急速な変化に柔軟に対応できなくなっていると指摘されています。経済を再活性化するためには、経済社会の構造改革が必要だという点について概ね合意が得られています。その際、鍵を握るのが、市場機能の一層の活用と民主主義の活性化であると考えられます。

(1)　市場の時代と金融ビッグバン

日本経済悲観論がありますが、国際競争にもまれてきた製造業は、技術力を背景に、グローバル化に適応してきています（第Ⅲ部、参照）。問題なのは、これまで国際競争の波にさらされて来なかった非製造業、とりわけ、経済活動の心臓部にあたる金融業の非効率です。

いわゆる「護送船団方式」により手厚く保護されてきた金融業は、国民資産の蓄積を有効に配分することができずにバブルを招くとともに、その後の不良債権処理を先送りしてきました。また、監督当局（大蔵省、日本銀行）の絶大な権限のもとで、不透明な裁量行政が最近の数々の不祥事を生む温床となるとともに、業界横並びの指導が民間金融機関の創意工夫を阻害してきました。「護送船団方式」のもとで、わが国の金融業が情報化等の急速な進展にともなう世界的な金融技術の高度化に乗り遅れてしまっていることは、不良債権問題以上に深刻な問題です。

金融業は、金融仲介業務を行なう中で、情報の生産、リスク分散という機能を果たすことが期待されており、これらは市場メカニズムが有効に機能していくうえで不可欠の要素です。金融仲介業者は、その専門的能力を生かして借り手の支払能力を審査し（審査機能）、借り手の債務履行を監視する（債権管理機能）ことにより、貯蓄主体と投資主体の間にある情報のギャップを埋め、両者を結びつけるとともに、資産の期間やリス

クの程度を変換し（資産変換機能）、それぞれのニーズに合った金融サービスを提供しています。これまでは、規模の利益を生かしてこれらの機能を一体として果たす銀行業が中心的な役割を担ってきたわけですが、情報技術の進歩が、貯蓄主体と投資主体の直結や上記の機能の分離・高度化を可能としつつあります。こうした中にあって、金融業は、情報生産機能を高度化させ、きめ細かいニーズに応じた多様なサービスを提供することを求められるようになっています。また、情報技術の高度化は、複雑なデリバティブ取引の隆盛を可能にしています。デリバティブは、リスクをあちこちに動かしているだけで、それを取り除くわけではありませんが、リスクを避けたい者に対してはそれをかなえ、リスクを取りたい者に対しては高収益の可能性を提供しているわけで、経済活動につきものの不確実性のリスクを軽減・分散する役割を果たしています。

さらに、1,200 兆円の個人金融資産に象徴される経済のストック化の進展は、金融資産の効率的な運用・管理の重要性を増しています。また、技術革新を原動力とする経済成長にとってリスクテイクは不可欠の前提条件であり、新規事業を含めて多様な事業リスクに対応した幅広い資金供給手段が提供される必要があります。金融システム改革は、豊かな国民生活と経済再生を実現するための構造改革の中でも、戦略的重要性を持っているといえます。

こうした問題意識から、2001 年までにロンドン、ニューヨーク並みの国際金融市場として再生することを目標に、フリー（市場原理が働く自由な市場に）、フェア（透明で信頼できる市場に）、グローバル（国際的で時代を先取りする市場に）を基本理念とする金融システム改革（いわゆる「日本版ビッグバン」）が始まっています（図表Ⅱ-3-1）。業態間の垣根の撤廃、参入・商品・価格等の自由化にともない、従来の「護送船団方式」の金融行政は抜本的に改める必要があります。高度化・複雑化する金融市場の中で、信用秩序を維持するとともに、自己責任原則のもとでの投資家保護を図っていくには、徹底した情報開示による市場規律の発揮と、裁量ではなくルールに基づいた金融監督体制の整備がとくに重要です。

日本銀行の金融政策決定会合の議事要旨公表に関して、副総裁が「マーケットの時代において金融政策の有効性を確保するためには、中央銀行に対する市場や国民の信認ということが、決定的に重要になります。（中略）（日々のオペレーションが市場を通じてマネーサプライ等に波及していく）プロセスを確実なものとするためには、金融政策運営の狙いや考え方について、市場や国民から十分な理解と支持を得ることが必要になり

図表Ⅱ-3-1　金融システム改革（日本版ビッグバン）の概要

①目標：2001年までにロンドン、ニューヨーク並みの国際金融市場として再生

②改革3原則

Free（市場原理が働く自由な市場に）

→参入・商品・価格等の自由化

Fair（透明で信頼できる市場に）

→ルールの明確化・透明化・投資家保護

Global（国際的で時代を先取りする市場に）

→グローバル化に対応した法制度、会計制度、監督体制の整備

③具体的事項とスケジュール

事　項	1997	1998	1999	2000	2001	備　考
1)投資家・資金調達者の選択肢の拡大択肢の拡大						
・投資信託の商品多様化						
・「証券総合口座」導入						
・証券デリバティブの全面解禁						ただし、個別株式オプションは97年7月開始
・ABS（資産担保証券）など債権等の流動化						
・外国為替法改正						98年4月1日施行
2)仲介者サービスの質の向上及び競争の促進						
・証券会社の業務多角化						
・持株会社制度の活用						98年3月11日施行
・株式売買委託手数料の自由化						99年末には完全自由化 その前段階として、98年4月に自由化部分を現行の売買代金10億円超から5千万円超まで引下げ
・証券会社の免許制から原則登録制への移行						
・証券子会社、信託銀行子会社の業務範囲						99年度下期中に制限を撤廃
・保険会社と金融他業態との間の参入						2001年3月までに実現
3)利用しやすい市場の整備						
・取引所集中義務の撤廃						
・店頭登録市場における流通面の改善						97年7月に借株制度を導入済等
・未上場・未登録株式市場の整備						
4)信頼できる公正・透明な取引の枠組み・ルールの整備						
・連結財務諸表制度の見直し						
・証券取引法の公正取引ルールの整備・拡充等						罰則強化については、97年12月30日施行
・投資者保護基金及び保険契約者保護機構の創設						

(備考)　大蔵省資料等より作成。

ます」と述べているのは★1、市場経済における情報開示の重要性を的確に表しています。民間金融機関も、自ら進んで詳細な情報を提供するとともに、時価会計の導入等により国際的に通用する情報を提供し、市場の信認を得ることが求められます。

信用秩序を維持するための規制・監督（プルーデンシャル・ポリシー）については、裁量ではなくルール、明確な基準に基づいた透明性の高い行政が求められるとともに、民間金融機関に市場規律のもとで健全性を高めるインセンティブを持たせることが重要です。こうした観点から導入された自己資本比率に基づく早期是正措置が、わが国でも98年4月からスタートしています。市場規律のもとで健全度を評価し、それに応じて預金保険料率に格差を設けるといった提案もあります★2。さらに、高度化・複雑化する金融市場の中で有効な検査を実施するためには、専門知識を有する金融検査官の大幅な増員が必要となってきます。これに関連して、金融監督庁発足後も地方の検査官は大蔵省の地方財務局に所属するという変則的な形態となっていますが、早急に金融監督庁の下に移管して専門性を発揮できる組織形態としていく必要があります。

(2)　経済政策における政治の統治能力の再生

市場は効率的な資源配分を行なうのに有効なシステムですが、ロシア経済の混迷をみればわかるように、市場が有効に機能するためには、ルールや市場参加者に適切な情報が提供される制度が整備されていることが必要です。また、市場は必ずしも万能ではなく、しばしばオーバーシュートし、もとに戻るまでにいかに多大なコストを要するかはアジア経済危機をみればわかります。さらに、所得分配の問題に関しては、市場は回答を用意していません。市場のルール作り、経済安定化、セイフティ・ネットの整備、税制・年金等の所得再分配の問題等、市場の時代においても、市場の成果を国民の利益に結びつけていくために、政府の役割は重要です。

しかし、キャッチアップの終焉とともに政府部門の「制度疲労」が目立つようになっ

★1　「マーケットと新しい日本銀行」（98年9月1日、資本市場研究会における藤原日銀副総裁講演）参照。

★2　深尾光洋「金融監督政策の将来」（98年9月、日本経済研究センター講座）。具体的には、金融機関に自己資本の一部を市場性のある劣後債で調達することを義務付け、その利回りが国債利子率を一定幅以上上回った場合に、預金保険料率引上げや検査サイクル短縮等の措置をとることを提案している。

ており、これまで見てきたように、90 年代は財政・金融を軸としたマクロ経済政策運営の機能不全が露呈しました。金融システムが経済全体に血液（資金）を供給する心臓とすると、財政等の政府部門は臓器（市場）の円滑な機能を助ける肝臓のようなもの、そして、国民を代表して、政府の活動方針（政策）を定め、その活動をコントロールする脳の役割を果たすのが、立法府と議院内閣制のもとでの内閣です。経済政策運営能力の再生には、政治の統治能力（ガバナビリティ）が問われていると言えます。

①行政府の改革：内閣機能の強化

行政府の改革については、行政改革会議の検討結果を土台に、本年 6 月に中央省庁等改革基本法が成立したところです。

行政改革会議の「限られた資源のなかで、国家として多様な価値を追求せざるを得ない状況下においては、もはや、価値選択のない『理念なき配分』や行政各部への包括的な政策委任では、内外環境に即応した政策展開は期待し得ず、旧来型行政は、縦割りの弊害や官僚組織の自己増殖・肥大化のなかで深刻な機能障害を来しているといっても過言ではない」との指摘★3は、正鵠を得ています。こうした問題を打破し、21 世紀型行政システムを構築するため、同会議では、①総合性・戦略性の確保、②機動性の重視、③透明性の確保、④効率性・簡素性の追及の4つの視点を示し、官邸・内閣機能の強化、行政情報の公開、国民への説明責任の徹底等の処方箋を提示しています（図表Ⅱ -3-2）。

マクロ経済政策運営に関しては、「総合性、戦略性の確保という観点から、基本的な政策の企画・立案や重要政策についての総合調整力の向上などをめざして官邸・内閣機能の思い切った強化を図る」という改革方向の中の重要な柱に位置づけられています。これを実現するため、内閣官房が「国政の基本方針に係る企画立案機能」（総合戦略機能）を担い、内閣官房の総合戦略機能を助ける「知恵の場」として内閣府を設けることにしています。さらに、内閣府に、内閣総理大臣、内閣府に置かれる担当大臣、その他任務にとくに関係の深い閣僚のほか、関係機関の長、学識経験者により構成する「経済財政諮問会議」を設け、経済財政政策に関する総合戦略の具体化（マクロ経済政策、財政運営の基本、予算編成の基本方針等）等を担うことにしています。アメリカの大統領経済諮問委員会（CEA）や国家経済戦略会議（NEC）を念頭に置いているとも言われて

★3　行政改革会議最終報告（97年12月）の「Ⅰ　行政改革の理念と目標」参照。

図表Ⅱ-3-2　行政改革の視点と処方箋

視点 / 処方箋	総合性・戦略性の確保	機動性の重視	透明性の確保	効率性・簡素性の追求
官邸・内閣機能の強化(基本的な政策の企画・立案や重要政策についての総合調整力の向上)	■	■		
企画・立案機能と実施機能の分離	■			
中央省庁の行政目的別大括り再編成・相互提言システムの導入	■		■	
行政情報の公開			■	
国民への説明責任の徹底			■	
政策評価機能の向上			■	
官民分担の徹底による事業の抜本的な見直し				■
独立行政法人制度の創設による民間能力の活用				■

(備考)　行政改革会議最終報告(97年12月)より作成。

おり、今回の行政改革の目玉の一つとなっています。

また、内閣機能の強化に関して、民間や学界を含め広く行政の内外から優秀な人材を登用する人事ルールを確立する方針が示されています。これまで総理秘書官や内閣官房の主要ポストが中央省庁の順送り人事で決められてきたことが、従来の発想を超えた改革を進めにくくする一因となっていることから、機構改革だけではなく、政治任用の補佐官制度等の人事面の改革がきわめて重要です。

中央省庁改革を具体化する各省庁設置法等の法案は次期通常国会で審議される予定です。内閣のマクロ経済政策運営能力の再生という所期の目的が実現できる枠組みをつくれるか、国会で与野党が案を出し合い徹底的に審議することが求められます。

②立法府の政策形成機能の強化

今回の行政改革の議論では、行政府内の省庁の組替えばかりに目が向きがちですが、政治の統治能力の再生に最も重要なことは、国民の代表者である立法府の政策形成機能の強化です。

そのためには、立法府のシンクタンク機能を高めることが不可欠です。アメリカの議会をみると、議会予算局（CBO）や会計検査院（GAO、議会の要請に応じて政府の活動を評価する）といったシンクタンク機能が充実しています。行政改革で行政府をスリム化する一方で、その人材を立法府のシンクタンク機能充実に活用するという視点があってもいいと考えられます。行政改革会議報告では、中央省庁の行政目的別大括り再編成と相互提言システムを導入し、中央省庁間での政策論議を促すことを提案していま

すが、それ以上に、国会の場での政策論争の方が、透明性が高く、国民にわかりやすい有益なものになるといえます。

また、行政改革会議も重視している「国民への説明責任（アカウンタビリティ）の徹底」と「政策評価機能の向上」について、民意反映の場である国会を中心に据えていくことが重要です。国会は、過去の政策失敗の反省を具体的な政策に活かしていく最高のルートです。アメリカの高官が日本批判という報道がよくありますが、この多くは、グリーンスパン議長やルービン財務長官等が頻繁に行なっている議会証言の中の一部を伝えたものです。例えば、政府で数多く作成されている白書について、単なる公共財としてだけではなく、国会での政策形成に活かしていくための材料（国会証言の付属資料）と位置づけていくことが考えられます。

さらに、立法府の機能向上には、国民の政治意識の高まりが欠かせません。政治の世界におけるマーケットは選挙です。マーケットが有効に機能するためには的確な情報が必要なように、選挙にも的確な情報が必要です。上記のような立法府の機能向上のための制度的インフラを整備することと並行して、国民の側からは、政治家の評価をする運動を広げていってはどうでしょうか。最初は試行錯誤でも、各地の動きの中から、企業の格付けにおけるムーディーズのように、信頼される評価が生まれてくることが期待されます。いずれにしても、選挙などを通じた国民の積極的参加が不可欠です。

＊　＊　＊

景気回復の実現と不良債権問題の解決のためには、短期的に財政赤字が拡大することは避けられません。しかし、経済の再生と政治の統治能力の再生を展望できるのならば、当面の財政赤字拡大を恐れる必要はありません。「右肩上がりの成長」は終わったとの悲観論が台頭していますが、成長を見込めない企業には誰も投資するはずがありません。拡大均衡、前向きの発想をもって、大胆に改革に取り組むことが、日本経済を再生させる近道と言えます。

【補 論】 拡大する国際金融市場とアジア経済危機

1980 年代以降の世界経済を特徴づける大きな潮流は、ヒト、モノ、カネ、情報等が国境を越えて世界的な規模で移動・取引されるという、いわゆるグローバル化が急速に進展していることです。とりわけ、金融の自由化と情報通信技術の発展を背景に、国境を越えた資本取引の拡大は著しく、金融資本市場の地球規模での統合が進んでいます。

こうした中で、97 年夏以降、タイを皮切りに通貨危機が東アジア地域に広がり、さらに、98年8月にはロシアが通貨切下げに追い込まれ、これをきっかけに世界同時株安、ラテンアメリカ諸国の通貨への下落圧力がみられるなど、国際金融市場は不安定な動きを続けています。グローバルな資金移動は、地球規模で資金の効率的な配分を可能とし、成長率を高めることが期待される一方で、大規模かつ瞬時に世界中を駆けめぐる資金は、小さなほころびをきっかけに生じた混乱を増幅・伝播させる危険性があります。発生してしまった危機に対して、混乱をいかに最小限に封じ込められるか、さらに、危機の再発をいかに防止するかが、国際的に重要な政策課題となっています。

(1) 急激な資本流出、通貨下落に見舞われた東アジア諸国

東アジアの新興経済諸国は、80 年代半ば以降、グローバル経済の波にのり、直接投資を中心とする外国資本の流入と輸出の拡大によって持続的な高成長を遂げてきました。世界銀行の報告書「東アジアの奇跡」[★1]の分析にあるように、高い貯蓄率と投資率、教育水準の向上、健全な財政・インフレ抑制等の安定したマクロ経済、さらには、貧困層の急速な減少等を伴った成長で、今回のような危機に陥ることはないと信じられていました[★2]。通貨危機直前のIMFの経済見通し（97年5月）でも、高成長が持続するとの見通しが示されていました（前掲、図表Ⅰ-1-4）。

しかし、97年7月にタイ・バーツが通貨売り圧力に抗し切れなくなったことを発端に、

★1　World Bank "The East Asian Miracle"（93年8月）、 邦訳『東アジアの奇跡：経済成長と政府の役割』1994年、東洋経済新報社。

★2　94年12月のメキシコ通貨危機の際にも通貨下落圧力があったが、この時は、それぞれの国の為替市場への介入により影響を遮断することに成功した。その理由として、メキシコと比べて健全なマクロ経済環境、短期資本への依存度が小さいことがあげられていた。

通貨危機がインドネシア、韓国等の周辺アジア諸国に広がりました。今回の危機の主因は、基本的にドルと連動していた通貨の割高感が増していたこと★3と、短期資本の急激な流出です。94年の中国・人民元の33％切下げおよび95年以降の円安局面への転換に伴い、これら諸国は国際競争力が低下し、経常収支赤字が拡大傾向にありました。その一方で、高成長と比較的長く続いた対ドル為替レートの安定を背景に、海外から過剰なまでの資本が流入し、むしろ通貨増価圧力がかかる時期すらありました。当初は直接投資を中心とした流入でしたが、金融自由化を背景に、近年、短期資本の流入が急速に膨らんでいました★4。急速な自由化の一方で、金融監督体制整備の遅れ等から市場規律が弛緩し、流入した資本が必ずしも生産的投資に向かわず、不動産バブル等を助長することになりました。そして、タイで、経常収支赤字がとくに大きくなっていたこと（96年の経常収支赤字の対GDP比が約8％）と、バブル崩壊に伴い金融機関の経営が悪化したことから★5、投資家の信頼が失われ、大量の資本流出、通貨の大幅下落に見舞われました。これを発端に、大なり小なり同様の問題を抱えているインドネシア等の周辺諸国に混乱が波及し、さらに、97年11月には、財閥の経営悪化が目立っていた韓国にまで飛び火しました（図表Ⅱ-補-1）。

80年代のラテンアメリカの累積債務問題や94年末のメキシコ通貨危機が、基本的に借り手が国家であったのに対し、今回のアジア通貨危機は民間部門が主体であり★6、また、金融のグローバル化の中で危機が連鎖的に広まったことが特徴で、「21世紀型の通貨危機」と言われています。

★3　変動相場制を採用していれば今回の危機は生じなかったとの見方があるが、小国で市場参加者が薄い市場(thin market)では、為替変動が大きくなりすぎ、経済活動を営む際の計算の基礎にできなくなる可能性がある。Boediono 'Problems of Implementing Monetary Policy in Indonesia', Ross H. McLead(ed.), *Indonesia Assessment 1994 : Finance as a Key Sector in Indonesia's Development.* (1994年)

★4　たとえば、タイでは93年にバンコク・オフショア市場（BIBF）が開設され、海外から預金や借入のかたちで調達した短期性資本を国内に貸付けることが認められていた。

★5　タイでは、ファイナンス・カンパニーと呼ばれるノンバンクが、銀行から資金を調達し不動産投資を行なっていた。不動産市況低迷に伴い、ファイナンス・カンパニーが破綻し、銀行も多額の不良債権を抱えることとなった。

★6　この意味では、ロシア通貨危機は国家が借り手であり、従来型の通貨危機の側面がある。

図表Ⅱ-補-1　東アジア諸国の危機関連指標と為替レートの推移

①東アジア諸国の危機関連指標

	経常収支のGDP比(96年)	資本収支のGDP比(96年)	実質為替レート[90年=100](96年)	民間部門金融負債のGDP比		短期債務の外貨準備比	
				90年	96年	94年6月	97年6月
韓国	-4.8%	4.8%	88	56.8%	65.7%	1.6	2.1
タイ	-8.0%	10.6%	80	83.1%	141.9%	1.0	1.5
インドネシア	-3.5%	4.9%	80	50.6%	55.4%	1.7	1.7
マレーシア	-5.3%	9.4%	78	71.4%	144.6%	0.3	0.6
フィリピン	-4.3%	11.0%	56	19.3%	48.4%	0.4	0.8
(参考)							
メキシコ	-0.6%	1.2%	95	22.7%	21.6%	1.7	1.2
ブラジル	-2.7%	4.4%	20	40.8%	30.7%	0.7	0.8
チリ	-4.1%	8.8%	61	47.0%	57.0%	0.5	0.4

(出所)　Steven Radelet and Jeffry Sachs "The Onset of the East Asian Financial Crisis" (98年3月)

②東アジア諸国の対ドル為替レートの推移 (96年1月5日のレート＝100)

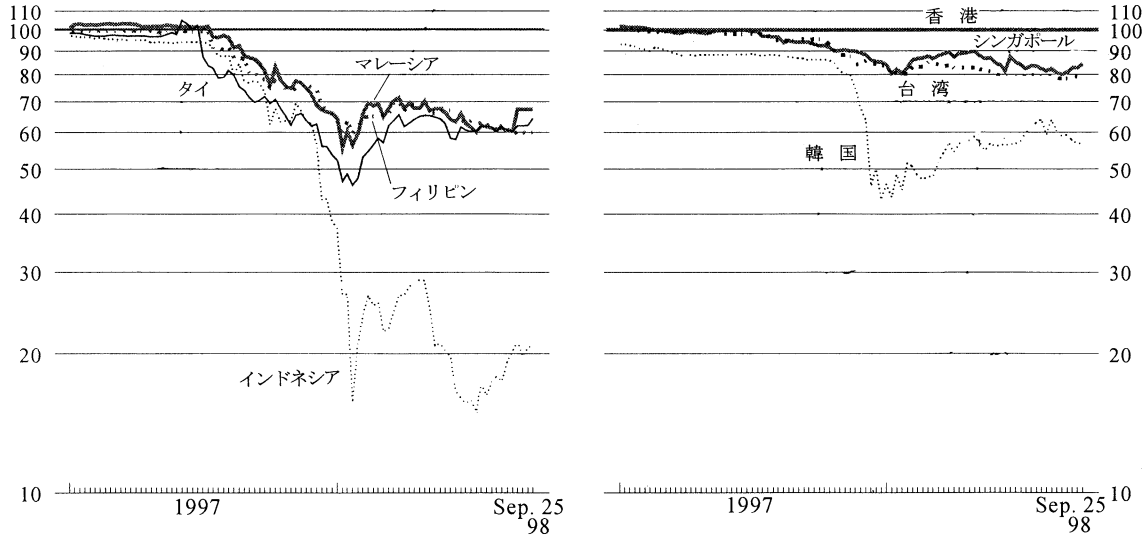

(出所)　IMF "The IMF's Response to the Asian Crisis"(98年10月1日版)

(2)　IMFの処方箋は適切だったか？

通貨下落に見舞われた国のうち、97年8月にタイが、10月にインドネシアが、さらに、11月に韓国がIMFに支援を要請し、国際的支援を受けることになりました。支援の条件として、①緊縮的な財政金融政策、②金融システム改革、③構造改革を主な内容とする改革プログラムの実施が課せられています（図表Ⅱ-補-2）。金融システム改革については、経営内容の悪化している金融機関を整理するとともに、金融監督の強化等により脆弱な金融システムの立て直しが図られています。また、構造改革では、資金の効率的配分を歪める背景となった韓国の財閥、インドネシアの大統領親族・側近による経済支配（いわゆるcrony capitalism）が批判され、この面の改革が求められました。

しかし、急激な金融システム改革（受け皿の整備なしでの金融機関閉鎖等）は信用収縮を招き、緊縮的な財政金融政策とあいまって実体経済を大幅に低下させています。経常収支は改善してきていますが、経済収縮にともなう輸入の減少によるもので、輸出は信用状開設の困難等からむしろ減少しています。また、経済収縮と通貨の大幅下落は、民間部門の対外債務返済を一層困難にしています。こうした中でも、タイと韓国については、98 年に入り一応市場の信認が回復し通貨下落が止まっていますが、インドネシアは、IMF との意見の相違が表面化し、通貨下落はとどまるところを知らず、これに伴うインフレ激化は社会混乱を招き、98年5月のスハルト大統領退陣につながりました★7。ハビビ新政権の下、IMF との関係修復が進んでいますが、大きく落ち込んだ経済からの回復は困難をきわめています。

IMF のプログラムについては、今回の危機が放漫財政による経常収支危機ではなく、

★7　98年1月初めに発表された当初予算案が拡張的ではないかという評価は、石油収入・外国援助・対外債務返済等の外貨と連動する部分が現地通貨建てで膨らむので、必ずしも適切でない。2 月にスハルト大統領がカレンシー・ボード制（通貨流通量を外貨準備と連動させる厳格な固定相場制、香港等で導入されている）導入を提唱するに及んで、IMF との対立は決定的となった。また、旱魃の影響で食料品の価格が高騰していたうえに、通貨下落による輸入品の価格上昇、5月初のガソリン税引上げで、社会不満が一気に爆発した。

★8　世界銀行のスティグリッツ副総裁は、東アジア経済回復の道について、金融システムの再生が急務とするほか、拡張的なマクロ政策スタンスには妥当性があること、信用収縮の回避が不良債権問題に取り組む際の優先事項であること、強い経済こそが最善の社会的セイフティ・ネットとなること等を述べている。日本経済新聞経済教室「アジア復活の条件1」（1998年7月6日）、Joseph Stiglitz 'Road to Recovery' *Asiaweek*（1998年7月17日号）

図表Ⅱ-補-2　タイ、インドネシア、韓国のIMFプログラムの概要

	タ　イ	インドネシア	韓　国
国際支援額	171億ドル(IMF:39億ドル) [28億ドル]	423億ドル(IMF:112億ドル) [60億ドル]	582億ドル(IMF:209億ドル) [180億ドル]
財　政	当初目標:GDP比1%の黒字 現在の目標:GDP比3%の赤字	当初目標:GDP比1%の黒字 現在の目標:GDP比8.5%の赤字	当初目標:若干の黒字 現在の目標:GDP比5%の赤字
金融・為替	為替安定を主目的に金融引締め		
	為替安定に伴い徐々に金利引下げ		為替安定に伴い徐々に金利引下げ
金融システム改革	56のファイナンス・カンパニーの閉鎖やその資産を処理するための金融再建庁や資産管理会社の設立等、破産金融機関の処理策を実施	97年11月に16不良銀行を閉鎖し少額預金のみ保護したが、金融不安のため98年1月に預金全額を保護及び銀行再編庁を設置	14の総合金融会社の営業停止、うち10社の免許取消し等、経営内容の悪化した金融機関の整理を実施
構造改革	民営化の推進、破産法制の整備	米等を除く食糧専売を廃止、セメント・合板等のカルテルやクローブ(丁子)取引所の廃止、国民車優遇の廃止、国営国産航空機会社への補助金廃止	外国金融機関の銀行子会社設立を認める等、資本規制自由化、連結財務諸表導入等の財閥系企業改革、整理解雇制の導入

(備考) 1. IMF "The IMF's Response to the Asian Crisis"(98年9月1日版)、日本経済研究センター「四半期経済予測」(98年6月)等より作成。
2. 国際支援額の下段[ ]内は、98年8月28日までのIMFによる既支出額。
3. 対インドネシア国際支援額は、当初366億ドル(IMF:99億ドル)、98年7月に増額された。

過度の緊縮政策は経済収縮をむしろ加速させてしまうとの批判がありました。実際、経済収縮が深まるにつれて、プログラムの改定の度に緊縮財政は徐々に緩和されており、社会的セイフティ・ネットの充実が重要になってきています★8。また、構造改革は必要なことですが、あまりにこれに焦点が当たりすぎて、市場の信認を一層喪失した面があります★9。この点に関して、財政赤字で破綻したロシアへのこれまでの対応と比較して、IMFはダブル・スタンダードではないかとの批判もあります。98年1月のIMFとの再合意後もインドネシア・ルピアへの信認が戻らなかった背景には、crony capitalism解体が強調される一方で、肝心の民間部門の債務処理プログラムが明確になっていなかった点もあります★10。

このように、グローバル化した金融市場における危機に対して、IMFの処方箋は、的

★9　フェルドシュタインは、IMFは外貨不足に悩む国を金融支援するという役割に徹するべきで、緊急融資と引き換えに構造改革を押し付けると結局は悪い結果を招く危険性が高いとしている。Martin Feldstein 'Refocusing the IMF' *Foreign Affairs* (1998年3月)

★10　インドネシアについては、金融機関ではなく民間企業が直接海外からの借入れを増やしており、債務処理を複雑にしている。98年6月に、債権者の外国金融機関とインドネシア政府の間で一応合意に達した。さらに、7月のプログラムで、債務再編庁(INDRA)が創設された。

確な情勢分析の下に綿密に練られたプログラムだったとは言えません。危機をこれ以上深刻化させないためには、中国・人民元の固定相場維持が不可欠になっているのも、ドルに連動した為替レートが問題だったというのと矛盾しています。最近では、短期的には為替管理を考えた方がいいとの意見も出てきており、IMF 管理下に入っていないマレーシアが98年9月に為替管理を導入しています★11。

(3)　求められるグローバル化した金融市場の安定を支える枠組み作り

グローバルな金融市場の発展は、地球規模で資金の効率的な配分を可能とするプラス面がある一方で、今回のアジア経済危機の犠牲はあまりに大きいものです。危機の原因とされるcrony capitalismといっても、もともとわかっていたこと、国際企業はむしろこれを利用して商売を拡大してきた面があります。また、ヘッジファンドや先進国の金融機関は、リスクを承知でポートフォリオを組んでいたわけで、収益全体を多少押し下げる程度で済むかもしれませんが、失業の増大等、経済危機に陥った国の普通の人々の犠牲は計り知れません。構造改革が必要なのは当然ですが、これまでも融資をする際に幾らでも条件付けできたわけで、それを怠ってきた先進国の金融機関も同罪です。とくに、東アジア諸国に多額の政府開発援助を流してきた日本は、相手国政府に最も発言する機会があったわけで、その責任は重いです。

また、国内で投資機会を見出せない日本の資金が、回りまわってヘッジファンドの原資になり、今回の通貨危機を引き起こした大量の資本移動をもたらしたとの指摘もあります。早急な景気回復により東アジア諸国からの輸出を吸収するとともに、金融システム再生により東アジア諸国への資金還流を促すことこそ、日本がアジア経済危機の緩和に果たせる最大の貢献です。

さらに、今回の東アジア諸国の国民の大きな困苦からわかるように、危機を未然に防止することが重要です。タイの通貨危機後に持ちあがった「アジア通貨基金」はIMFやアメリカの強い反対で頓挫しましたが、97 年 11 月に合意された地域的政策監視（リージョナル・サーベイランス）等からなる「マニラ・フレームワーク」はその一歩です。

★11　Paul Krugman 'Saving Asia : It's Time to Get Radical' *Fortune*（98年9月）。なお、クルーグマンは、為替管理は構造改革を推進する際に混乱を避けるための一時的措置と考えており、マレーシアの為替管理についてはやや懐疑的である。

金融ビッグバンのもとで円をもっと使いやすいものとし、円の国際化を進めることも、東アジア地域の為替安定に資すると考えられます。

しかし、こうした地域的努力の積み重ねだけでは、グローバル化する金融市場の安定を実現できるとは限りません。市場経済の祖であるアダム・スミスは、「道徳感情論」において「自由競争が機能するためには人々の道徳レベルが高くなければならない」と述べています★12。自由な資金の移動のメリットを殺さずに、国際金融市場の安定をいかに確保していけるか、国際社会の英知を結集して、21 世紀の国際金融市場の枠組み作りに取り組むことが求められています★13。

★12　「最近の金融経済情勢の見方と考え方」（98年9月4日、篠塚日銀審議委員の講演）。

★13　98年10月上旬のIMF・世界銀行年次総会などの一連の国際会議で国際金融市場の枠組み作りが大きな議題となった。これに前後して、アメリカのクリントン大統領の外交評議会演説（9月14日）、先進国及び新興経済諸国の 22 ヶ国（G22）蔵相・中央銀行総裁会議作業部会の国際金融に関する報告書、世界銀行の報告書（"East Asia:The Road To Recovery"）など、この問題を考えるうえで、重要な演説、報告書が数多く出されている。また、宮沢蔵相が、IMF・世銀年次総会の演説で、300 億ドル規模のアジア支援基金の構想を提案している。

第Ⅲ部
グローバル化の中の日本経済社会の可能性

はじめに――「失われた10年」を越えて
第1章　グローバル化の中の日本産業の適応力と構造変化
第2章　グローバル化の中の労働組合の戦略的選択
むすび

はじめに――「失われた10年」を越えて

現在の日本の経済は混迷と困難のさなかにあります。それはこれまでにみたように、1997 年度当初予算編成などのマクロ経済政策の失敗と金融システム改革の遅れ、不良債権処理の遅れが金融危機に連動し、それがまた消費と投資の落ち込みをもたらすという負債デフレ過程に入ってきたからです。しかも、現局面は不良債権処理などの金融システム改革に踏み切った段階で、それがアメリカなどの世界的な景気後退と重なる懸念が深まっているだけに、日本経済の見通しが立たず、もっとも未来が暗くみえる時期だといえるでしょう。

1997 年度末決算につづいて 1998 年度上半期の企業業績ついても、売上げ、経常利益率を含めて悪化の一途をたどっています。生産、在庫、出荷の抑制、在庫率の上昇によって損益分岐点も急上昇しています。そしてこれらは、すでに景況が悪化していた非製造業や中小企業分野のみならず、前年度までは比較的景気後退の影響が少なかった大手製造業分野にも及んでいます。いずれの分野も水面下に沈んでいるといえるでしょう。現在のようなマイナス成長のなかでは、4 %台に入りさらに悪化を続ける失業率と雇用、前年水準を割り込んでいる名目所得についてはとうてい楽観できる状況にありません。このままでは消費の低下→投資の低下→資産デフレのいっそうの進行→金融危機の持続という典型的な資本主義的な景気の下降悪循環のワナから逃れない危険があります。

したがって、このような景気後退局面では、果断な金融システム改革の実行だけでなく大きなデフレ・ギャップを埋める積極的な総需要拡大政策の実施が必要です。ことに 1999 年にむけては景気の下降悪循環、雇用・賃金を巻き込むデフレ・スパイラルに陥らないような賃金決定のあり方や経済社会のあり方が求められているわけです。

日本経済の基本的な力

このような日本経済の短期的局面を打開していくとき、日本経済と日本産業の実力についてより客観的な見方の整理をおこなっておくことは重要です。なぜなら、日本産業の基本的体力について直面する金融システム危機もあって、一方的に悲観的な展望を前提とするような議論が多いからです。

たしかにこの金融システムの問題だけでなく、1990 年代の日本は、広くみれば歴史

的な構造転換期にあったといえましょう。製造業の中でも高付加価値分野への事業のシフト、経営のグローバル化によるリストラクチャリング、中小企業の再編、流通革命、ポスト・ウルグァイ・ラウンドでもはや待ったなしの農業や林業のあり方、ことに行財政の旧体質の改革などグローバル競争の中で多くの困難をかかえています。しかしながら、そのことは必ずしも日本の経済社会の将来的可能性がもはや本当に乏しくなったということにはなりません。多くの前向きに取り組むべき構造的課題があるということであり、日本経済の基盤自体がすでに崩れているということではありません。

そこでまず、円高期（94～95年）を含めた1990年代全体にわたり、恒常化している対外貿易黒字と対外純債権の累増をどうみるのかという点があります。これは、日本の対外競争部門（製造業を中心とする）の強さを基盤としたものであり、アメリカのいっかんした対外赤字の累増が産業の弱さをあらわしていることとの、対極的な「鏡イメージ」をなしています。この現実をみる必要もあるということです。

この日本経済の実力についていま少し詳しくみると以下の点となります。

第一には対外的なフロー面からの検証です。これはよく知られているように日本では対外収支の赤字が問題になっているのではなく、むしろ不況と円安により対外経常収支黒字の急増こそが問題です。1998年に入っての経常収支黒字は6月末までの半年で対米黒字を中心にいっきょに5割増にふくらんでいます。アジア通貨危機で日本に対して通貨価値の低下した対アジア諸国に対しても輸出伸び悩みと輸入の停滞が相打ちとなって黒字基調を続けています。対外経常黒字の対GDP比は警戒ラインの2.5～3%に接近しています（このままではこれからの貿易紛争の火種となる懸念もあります）。これは他面では国内の貯蓄意欲が高いにもかかわらず、国内での投資意欲が減退していることを意味します。

第二にストック面からの検証です。個人金融資産1,200兆円ということはよくしられています★1。他方、対外債権の純ストックが9500億ドルという世界一の「債権国」であることは忘れがちです。問題はこれは太平洋をはさんでほぼ同規模の対外純債務額を抱えているアメリカ（「世界最大の債務国」）と相変わらず対照的な関係になっています（図表Ⅲ-1-1）。1997年11月1998年にかけて「日本発の世界恐慌」が内外から懸念されています。しかし、そのことは世界最大の債権国であり、資金過剰による世界最大の

★1　ただし、この中には不良資産化している部分が一部含まれる。

図表Ⅲ-1-1　日米の経常収支と対外資産の推移

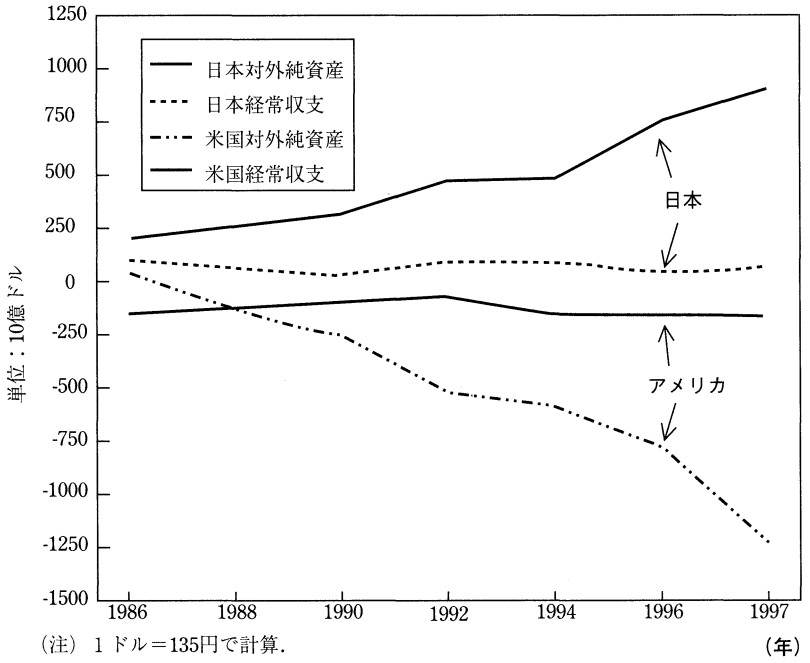

(注) 1ドル＝135円で計算.

資金供給国である日本経済が金融危機によってもしも破滅的な信用収縮過程に陥れば、アジア市場のみならず、順調だったアメリカのウォール街の金融パニックに連動することが明らかだからです（「日本コケれば、中国、アメリカ、EUも」ロンドン『エコノミスト』誌、1998.6.20-26日号）。

そして第三は、日本経済の長期的趨勢についての検証です。まずこれまでの経過についていえば、高度成長時代の20年（1955～75年）はおおよそ年率10%、石油危機から1990年までの「中成長」期は4%、そして1990年代はこのままでいけば1%台半ばです（「最大の経済の不効率」である金融・土地での「バブルの拡張と崩壊」がなければ2.5～3%程度の潜在成長力はあったとみられます）。

経済成長の源泉は、①資本ストックの伸び、②労働量の増加、③技術進歩率（全要素生産性）でおよそ説明できますが、これによると 2000 年を越すと資本ストックの伸びは1%弱、技術進歩率は90年代以降1%程度は期待できるものの、これまでのび続けてきた労働投入量が高齢化・人口減少の影響で低下する（高成長期1.5%、「中成長」期1%、1990年代0.5%がマイナス0.3%へ）ので1%台半ばとなるものとみられます。1%半ばの

図表Ⅲ-1-2　日本経済の長期経済展望

		ケースⅠ	ケースⅡ
	1991年度～2000年度	2001年度～2010年度	2001年度～2010年度
実質GDP成長率	1.7%	2%程度	3%程度
一人あたり実質GDP成長率	1.4%	2%程度	3%程度
	1997年度	2010年度	2010年度
経常海外余剰（対名目GDP比）	2.8%	ほぼ収支平衡	1%台半ば
国民負担率	36.4%（96年度）	4割程度	4割程度
財政収支（対名目GDP比）	▲5.9%	▲1%程度	1%台半ば

（注）この長期展望は、経済構造改革、財政構造改革、社会保障制度改革等を推進した場合の姿である。
（経済審議会、1998年6月）

図表Ⅲ-1-3　最近の企業の期待成長率

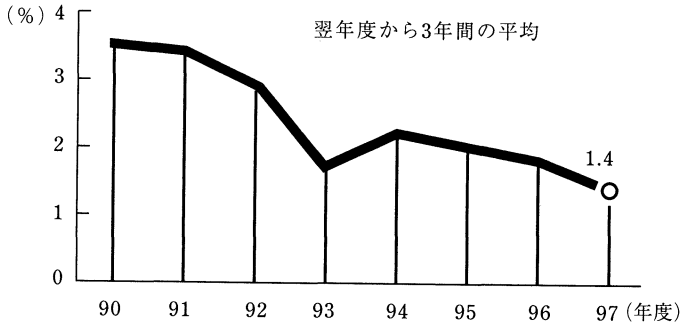

（資料）経済企画庁「企業行動に関するアンケート調査」1998年1年

GDP成長率ということは人口減少下に入りますので、1人当たりのGDP成長率で測ればほぼ2%程度ということであり、1990年代よりも悪化するとみる必要はないという見方も成り立ちます(1)。こうした考え方をふまえた経済審議会のもっとも新しい長期経済展望（1998年6月）では2010年までの平均成長率は図表Ⅲ-1-2のように2～3%程度を見込んでいます。

たしかに、最近時点での企業の期待成長率(向こう3年間の年率平均)は、図表Ⅲ-1-3にみられるように、94～95年の2%強から内外の悪条件をうけて、1998年2月時点調査では1.4%に低下しています。これは金融システムリスクの強い影響があるとみるべき

でしょう。

1990年代の成長率低下の大きな原因――金融・資産デフレ

1990 年代に入って、日本経済の「制度疲労」がさかんにいわれました。また産業の「空洞化」が懸念されました。しかし、今日からみれば、1990 年代に入っての経済低迷の理由の半分は「バブルの後遺症」、金融・土地をめぐる資産デフレにあったたことは明らかでしょう。そして、次いで経済の「グローバル化」や労働力人口の低下・高齢化の進展などについての長期的な構造的変化への対応という大きな過渡期的課題への適応も90年代の大きな課題として存在していたとみるべきでしょう。

製造業はすでに1960年代はじめから「ガット・IMF」による「自由化体制」に移行し、全面的に海外競争部門に入っていました。これに対してみると、公共的規制と保護のもとにあった部門、金融、証券、不動産、建設部門は非対外競争部門にとどまっていたといえるでしょう。そして 1997 年 11 月の金融危機によって(バブル崩壊から)この部門に基本的問題があったことが8年越しに露呈することになりました。この「バブル後遺症」の処理を含めていえばさらにここ 2 ～ 3 年の時間は要することになりましょう。このようにみると、日本の 1990 年代はバブルの拡張と崩壊に振り回された「失われた 10 年」となりそうです。

しかし、ここで日本経済の長期的な基礎体力（ファンダメンタルズ）についていえば、1)高貯蓄率、2)研究投資、海外事業展開を含む製造業を中心とする生産性の上昇、3)先進諸国で例外的な低成長、ゼロ成長持続にもかかわらず相対的に低い失業率に抑えられてきたこと(高失業の欧州大陸諸国との対比)、4)米英のように大きな所得格差をもたらさず、社会不安を生じていないことなども直視されてしかるべきでしょう[(2)]。

今日は経済については戦後最大の困難期にあるともいえましょう。しかし、そのとき、日本経済の力やアジア経済との関係、またアメリカ経済についてバランスした見方に立ち、中長期的なあり方を見据えた、前向きの対応で次の展望を切り開いていくべきだと思われます。

第1章　グローバル化の中の日本産業の適応力と構造変化

日本の1990年代は金融・土地のバブル後遺症に悩まされ続けた「失われた10年」となってきました。日本の90年代の停滞は、それ以前の先進国で例外的な高成長・高投資・完全雇用の国としての日本経済のイメージを一変させ、1996年のOECD会議では日本経済は「驚くべき例外的な低成長」をたどっていると表現されました。

1990年代の日本経済は、数度にわたる大型総合経済対策にもかかわらず、一時的回復を示した1995～96年の時期を除くと、バブル崩壊（1991～92年）以来1997年度のマイナス0.7％を含めておおよそゼロ成長状態を続けてきたことになります（1998年度見込みもマイナス成長）。そしてこの問題の核心が、それまでの対外競争部門、つまり製造業にあるのではなく、非競争部門、ことに金融・証券・不動産・建設にあることも明らかとなってきわけです。以前の地価・株価の上昇の裏返しともいえる「資産デフレ」とそれを処理しえなかったことが、本当の「制度疲労」の根源にあったとみられるでしょう。

「構造改革」問題というのは、むろん日本経済のグローバル化への適応や、これから長期的に到来する高齢社会への対応策も課題であったとしても、この金融上の基本問題を視野の外においた日本経済悲観論があまりにも多かったのではないでしょうか。

今日の非製造業部門や中小企業の困難や非活性化の問題の多くは、この「資産デフレ」を基本要因とする経済のゼロ成長状態の持続に背景があったとする見方が自然なのです。

(1)　産業構造のダイナミックな転換

ここで、簡単に1990年代の日本の産業構造、貿易構造の変化をみてみましょう。まず対外競争部門の中心となる製造業については耐久消費財を中心とする組立型大量生産工業から高付加価値・高品質高価格製品の分野に比重が動き、輸出面では機械類、資本財の比重が上がっています（図表Ⅲ-1-4）。製造業については1990年代に入っても先行きが懸念されてきました。しかし、低成長・低投資の傾向が強まったにもかわらずた実質的な生産性上昇をはかる全要素生産性の上昇率は、1980年代平均の2.4％から2.0％へ

図表Ⅲ-1-4　貿易・産業構造の変化

①戦後の日本の貿易構造の変化

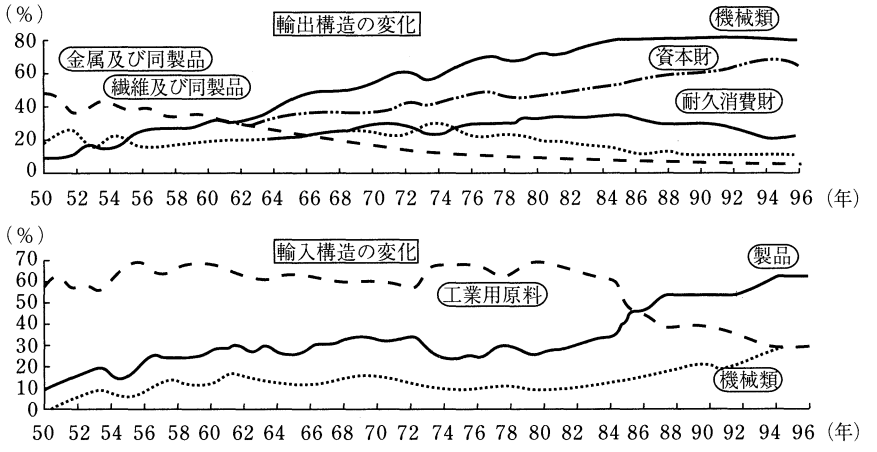

（資料）大蔵省「貿易統計」
（出所）通産省『通商白書』1998年版、151ページ

②日米独における製造業の産業構造の変化

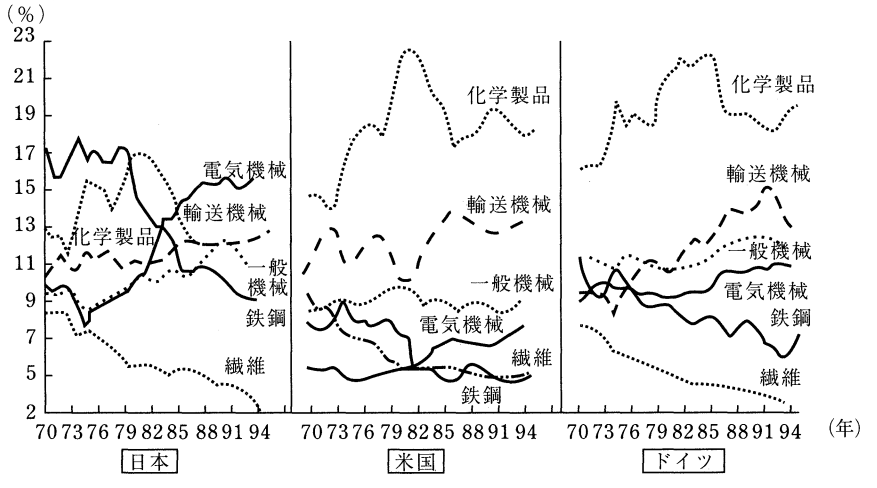

（資料）DECD「STAN」
（出所）通産省『通商白書』1998年版、151ページ

図表Ⅲ-1-5　主要国の研究費の推移

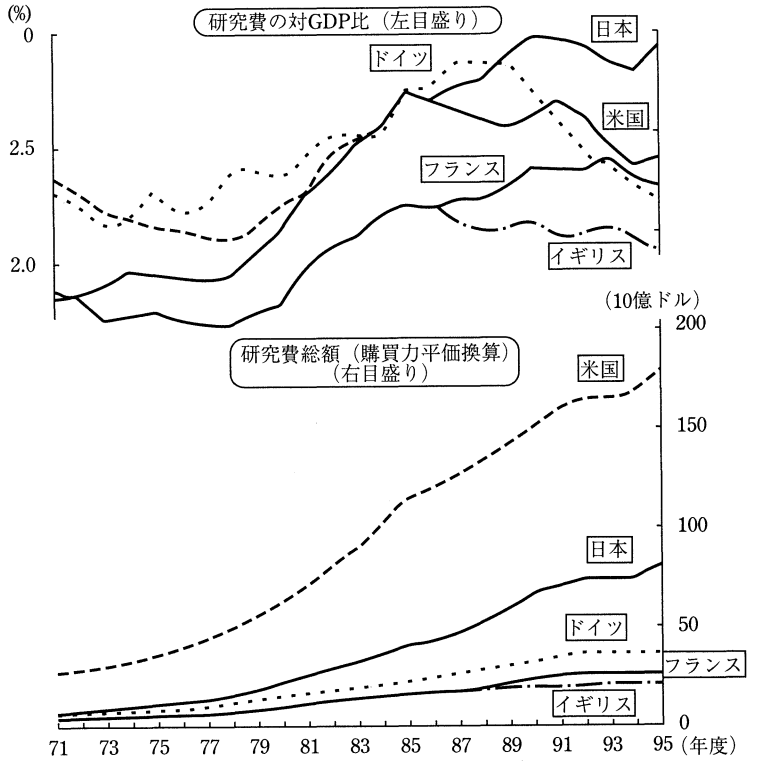

（資料）通産省『通商白書』1998年版、184ページ

多少低下するに止まっています。それは1980年代後半以降GDPに対する研究費の比率（図表Ⅲ -1-5）が、アメリカやドイツを越えてきたという点もかかわっているとみられましょう。

国際競争力についていえば、90年代に入って目立っている製品輸入の増大（前掲、図表Ⅲ -1-4）の中で、貿易収支の黒字基調が持続しているように、海外からの製品輸入（海外進出した日系企業からの逆輸入を含め）は必ずしも国内生産による製品と競合せず、補完的関係となっていることが目立っています。海外からの低コストの部品や製品を使って高付加価値製品に加工したり、あるいは人件費コストのかかる組立部門を海外に出してそこに中間財型の高付加価値製品を輸出するというダイナミックな企業経営の転換、産業構造の転換を続けてきたことが推察されます。

図表Ⅲ-1-6　国際分業戦略に関する調査

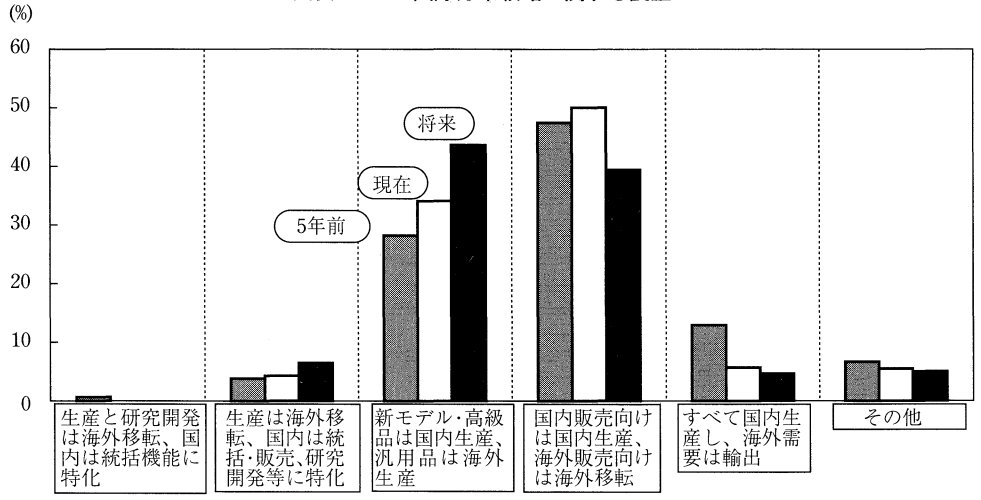

（資料）通産省「海外進出企業動向調査」1998年3月

経営のグローバル化

近年の日本産業のグローバル化の特徴をみると、比較優位の産業・業種に経営がシフトしているだけでなく、「産業内貿易」により、製品・加工部品の輸入による生産性の上昇や雇用の高度化というメリットをもらしているという指摘も重要です(3)。

1990 年代に入って「産業空洞化」論が目立ちました。それは日本の企業はアジアからの安価な製品と競合して競争に負け衰退していくということでした。しかし、実際には生きた企業経営は構造転換につとめ、海外進出した企業ても国内生産工場との間については「すみわけ」が進んでいます。この点についての最近の国際分業戦略に関する調査では（図表Ⅲ -1-6)、①「国内販売向けは国内生産」「海外販売向け生産は海外生産」とする企業の比率がもっとも高く、次いで②「国内生産は新モデルや高級品に特化し、その他汎用品は海外へ移転」とする企業の比率が高いとしています(4)。

1990 年代に入って、日本企業は世界市場へのアプローチの手法を、かつての国内生産＋アルファーからグローバリゼーション経営へと転換してきています。それに伴って国内の長期取引型の生産ネットワークも徐々にオープンなネットワークに変化しつつあるとみられましょう。

(2)　東アジア経済と日本――「良循環」関係

こうした日系企業の経営のグローバル化について、海外直接投資の動きからみると、1980年代までの欧米諸国への投資が主流であったものから1980年代後半から1990年代には製造業を中心にアジアへのアクセントの移行が明確となり、1994 年からの円高によりこれはさらに加速してきたみることができます（1997年秋以降はアジア経済危機、日本金融危機によりいったん大きく後退しています)。

東アジアの経済関係は、近年は貿易面でも、東アジア諸国同士の相互依存的な「自己循環」型発展が目立ちました。しかしその間、経済発展のテコともなる日本からの資本財や高技術型中間財輸出については、東アジア諸国からの日本への輸出が日本の不況によって落ち込む中で、依然として日本からの輸出の伸び率の低下はゆるやかです（つまり、対アジアとの貿易黒字は高水準を維持し続けています)。

90 年代に入って、日本企業のアジアへの進出は、国内の生産と雇用に深刻な影響を与え、「産業の空洞化」が進むことが懸念されました。実際、国内中小製造業でそうした傾向がみられるとの各地の報告をもあり、海外進出していく各企業のあり方が雇用の関係を含めて問われることになりました。

(3)　グローバル化と雇用――雇用喪失と雇用創出

連合総研は、これについて全国中小企業を中心に連合と共同で行なった調査にもとづき、「グローバル化による各要因が労働市場に与える影響」分析を行ないました(「産業・雇用のグローバル化に関する研究委員会」報告参照)。

それによると、図表Ⅲ-1-7にみられるように、1997年時点の3年前との比較調査では、①海外へ工場等の設置が進んでいる企業の方が、そうでない企業よりも国内の従業員数が増大している、②原材料・部品の外国製品の割合の上昇している方がやはり従業員数は増大している、という事実がみられます。つまり、ここでの観察では、グローバル化の進展は経済全体での雇用減少には必ずしもつながっていない。企業の多様性や職種による影響の違い(一部企業でのブルーカラーの雇用喪失はみられます)が大きく、グローバル化による雇用喪失は、同時に発生している雇用創出により相殺されているというこ

図表Ⅲ-1-7　グローバル化による各要因が労働市場に与える影響のSignal Tabulationの結果

雇用変化との関連

A.グローバル化の現状判断	従業員総数（対3年前）	正規従業員数（対3年前）	非正規従業員数（対3年前）	雇用調整の実施していない（過去1年間）
海外への輸出比率（上昇している方が）	＋	＋	－	
原材料・部品の外国製品の割合（上昇している方が）	＋	＋	－	
工場等の海外への設置（増加している方が）	＋	＋	？	
親企業・取引先の生産拠点の海外移転（増加している方が）	？	？	？	
B.主力製品の販路先（国内か海外か）海外の方が	＋	＋	？	＋
C.競争相手企業（国内か海外か）外国企業の方が	？	？	？	
D.経営上の問題点 海外との競争が激化	？	？	？	
親企業の海外展開による受注減	－	－	？	

（資料）樋口美雄ほか『企業国際化と中小製造業における雇用への影響』

とです。グローバル化というのは雇用面での全般的な空洞化をもたらすというより、企業の「優勝劣敗」を鮮明にしているのが現実のようです。

また海外進出の広がる前の 1990 年代のはじめには、海外進出企業は在外現地企業での相対的に低い賃金の労働者を雇用してる関係から、国内についても賃金抑制の傾向が強まるのではないかとの予想もありました。これについても、海外進出企業の国内賃金決定についての態度が以前と変化したという根拠は見出せません。国内の「世間相場重視」という傾向は変わっていないようです。

これまでのところ、グローバル化は日本企業の経営と労使関係にさまざまのインパクトをもたらすものの、長期雇用や長期的取引のネットワークという日本型経営の長所を生かしながら、同時に海外製品・サービスの活用、企業進出を含む積極型の対応をしたところが日本産業の実力を支えているといえるでしょう。

日本経済は知識基盤型経済あるいは知的財型産業へのゆるやかな移行が行なわれつつあり、そのなかで、ある分野についてはより労働コストの低い地域への産業移転が生じ、またある分野については、より付加価値の高い分野への転換が生じています。

不況の続く中で技術革新的な投資や経営組織革新によるダイナミックな成長を続けている企業、産業も多くみられます(5)。さきにみたように、研究費の対 GDP 比は世界でもっとも高い水準を続けています。

「モノ」づくりの意義

そして、この産業構造転換は必ずしも脱製造業ということを意味するのではありません。むしろ、長期不況下での日本産業・企業の興亡はこれまでのヒューマン・ウエアーや技能の蓄積、中小企業群を含む産業集積にもとづく「モノづくり」がグローバルな市場でのチャンス拡大を意味する半面もあることが、あらためて注目されています。

グローバル化と情報化はたしかに「商品の均質化、抽象化」によって世界的に同一の質をもった商品量が増えることになります(6)。そこで、よくいわれる「金型工」熟練労働者の減少や東京南部工業地帯の虫食い化のように、下手をすればかけがえのない有益な技能や産業集積を失うリスクも増すわけです。そこで、21 世紀の産業政策の視点のひとつは、グローバル化のなかで市場メカニズムに放置すれば喪失しかねない高性能の製造技術を戦略的に継承してゆくことの重要性があらためて注目され、その制度的支援が求められいています（「モノづくり推進法案」に関する提案、「1998 年版連合制度政策集」参照)。

またそのような産業集積､技能集積をグローバル化時代に適応できるよう､柔軟でオープンなものとしていくために、地域的視点からの政策も重要でしょう(6)。

さらに基本的には、これまで連合総研が繰り返し強調してきた 21 世紀のための社会インフラ、情報インフラ、環境インフラのような新たな社会資本への系統的な投資が必要です(7)。

第2章　グローバル化の中の労働組合の戦略的選択

(1)　経済のグローバル化の意味と私たちの課題

進展する経済のグローバル化は、情報化などの技術革新や新たな地球環境問題への対応の必要性をもたらすとともに、世界の勤労者のくらしと社会に大きな影響ももたらしています。経済のグローバル化といっても、ホットマネーなどといわれ短時間で地球規模で動き回る国際短期資本移動のような新しい問題もあれば、労働力や産業・社会基盤のように移動性が低いので「産業立地」の有利さがあらためて問われる問題もあります。

市場経済ははやくからグローバル化してはいたものの（たとえば 19 世紀中頃には欧州の「自由貿易主義」）1990 年代になって、「メガ・コンペティション（大競争）」といわれるように、それまでの二大体制の間での政治や軍事力を含む体制間競争に代わり、世界市場での経済競争が激化し、それが社会のあり方やくらしを左右する大きな要因として浮かび上がってきています。

これを数字のうえでみると、1980年代の世界のGNPの2倍のスピードで国際貿易が伸び、さらに対外直接投資の伸びはその貿易の伸びの2倍となっています（図表Ⅲ-2-1）。ことにこの間、国際金融市場の拡張も非常に速いテンポですすみ、1983 年から 1993 年までの10年間に銀行保有の対外資産は3倍に膨れ、1日当たりの取引高は1.2兆ドル(約180兆円；140 円レート換算)にのぼることとなっています。この金融市場の拡張と、短期間に投機的に移動する資本によって、あるときにはアジア経済の興隆を資金面から大きくバックアップするチャンスを拡大する役割を果たしてきました。しかし、同時にこれはさらなるリスク拡大ともなっています。つまり 1992 年の欧州通貨の動揺、1994 年のメキシコ通貨危機、そして 1997 年のタイ、マレーシア、インドネシア、韓国にいたる東南アジア通貨危機のように、当該国の経済と政策運営にとって国家主権をおびやかすような事態にまでいたっています。

このアジア経済危機が経済のグローバル化、ことに短期金融市場の急激なグローバル化によって引き起こされた面があることが明らかとなって、それまでグローバル経済を手放しで評価してきたような議論には国際的にも変化が現れているようです(8)。

図表Ⅲ-2-1　世界の貿易と直接投資

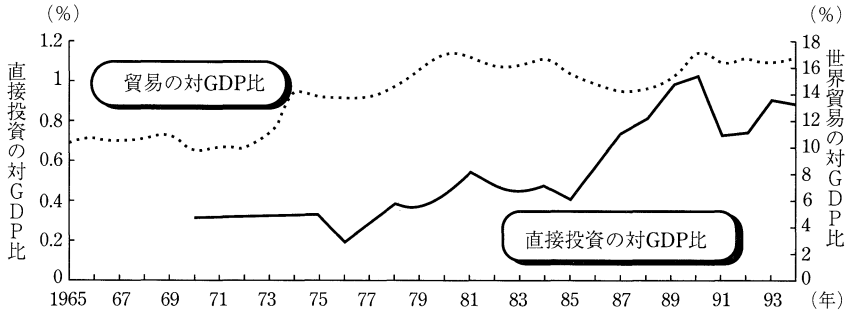

（資料）経済審議会「経済のグローバル化」1998年

たとえば1998年2月のダボス会議（約2,000人のエコノミストが集まった世界最大規模の経済専門家会議）でヒラリー米大統領夫人は報告を行ない、短期国際金融市場にみられる「投機的風潮を規制するメカニズム」を世界規模でつくりあげていく必要性を訴えました。

グローバル経済に内在する欠陥

また世界的な投機家として有名なジョージ・ソロス氏自身が、グローバルな資本主義体制に内在する欠陥として次の5つをあげています(9)。

第一には、このグローバル化のメリットは世界に平等に配分されない。中心部の国・地域・産業・企業と周辺に追いやられます部分に分裂しがちです。一社会のなかでもここ 20 年アメリカにみられますように CEO（代表取締役社長）の所得の急上昇と平均および平均以下層の賃金労働者の所得との格差の極端な拡大がとまらない。

第二に金融市場は極端に不安定であり、市場経済の経済学が想定するような「均衡」とはならないことが多い。

第三に国際規模の自由競争が拡大するとの想定に反して、独占と寡占に収斂するリスクが意外に高いこと。たとえばマイクロソフト社の OS（ウィンドウズ）のように「デファクト・スタンダード」として「一人勝ち（ ウィナー・テイク・オール） 」する傾向がみられる(10)。

第四に世界経済のグローバル競争でそれまで各国が築きあげてきた社会的保護の諸制度（所得再分配や社会保障、雇用保障など）が競争力強化の名目で切下げられているこ

と。資本への課税が減免され、他方労働所得への課税は強化されます傾向があること。

そして第五には、そもそも市場メカニズムには社会の持続と再生産にどうしても必要な、共通ルールとしての価値観の共有（契約の公正さ、法治主義など）や、それにもとづく社会統合を行なう力がないという現実に気づかされたこと、などです。

市場万能主義への問い直し――「社会的一体性」をいかに担保するか

この点についていえば、市場を人間社会のあり方との関係でもう一度検討しなおす必要がある、という議論が国際自由労連などで活発に行なわれています。そこでは 90 年代に入ってあらためて台頭したイデオロギー、つまりいわゆる「市場万能主義」に対する勤労者の立場からの問い直しが行なわれています。

この市場の評価について連合総研創立 10 周年記念国際シンポジウム（1997 年 12 月開催）でも重要な議論がなされ、以下のような整理が行なわれました。

「市場というものは多くのことができる。しかし、社会的一体性（social cohesion）をつくりだすことはできない」。市場秩序と公共、家計・企業・公共部門にまたがって必要とされる共通する尺度としてのルールが新たなかたちを含めつくりだされねばならないという指摘です。おそらく当然のこととして前提とされている、社会の質や社会的責任に関わるこの「社会的一体性（social cohesion）」という概念に私たちは注目する必要がありましょう。「市場というのは無数の個々人が普段に行なう契約という意志決定によってかたちづくられています。‥‥直面している課題は、人々が自分自身や社会の価値観（民主主義と平等などの）と一致するやり方で行動することが容易になるように市場システムに働きかける、あるいはそのように市場をデザインするということです」。つまり「市場に倫理性をもたらさねばならない」（国際自由労連ステファン・パーシー氏発言）、その役割を担う有力な担い手のひとつが労働組合であることが忘れ去られてはならないのです。

「労働市場は市場と社会が出会うところである」

また、市場といっても、それぞれ位置づけや性格の異なる三つの市場を区別しながら考えるべきです。ひとつは通常想定される財の市場です。二つめは金融市場であり、これは今日は情報技術革新ともあいまって新たな問題として浮上しています。これら二つの市場については基本的には市場原理による「利己的な効率化」がそこにあります。し

かし三つ目の労働市場というのは異なった面があります。「労働市場は市場と社会が出会うところである」、ここでは効率と公正が同時に解決されねばならない。‥‥市場メカニズムに関する経済学は外部性を除いて成立しているが、労働市場から外部性を取り除いた理論は殆ど成り立たない。信頼＝ trust という概念を労働市場でどのように生かしていくのかも問題となります（J.コールマンやF.フクヤマの信頼という概念を参照）。結社の自由を基本に労使の団体が交渉（ネゴシエーション）し、問題を解決しいていく。この点で金融市場や財の市場と一列に労働市場を議論すべきではないという点が重要です（連合総研・栗林所長のまとめの見解）。

経営側はグローバル化や市場経済の変化への柔軟性を主張するとき、いつも雇用の安定と保障、労働時間の事実上の延長やストレスの増大などの人間的側面を視野の外に置こうとします。しかし労働組合はその変化を前向きに生かすために労使関係や社会制度の改革などによって人間の適応力をひきあげていくよう主張しています。経済における柔軟性と雇用における保障について「その双方の均衡を図るために、たえまない構造変化に対してたえず調整のペースを維持することが必要です。‥‥政府、労働、使用者の三者の社会対話、職場での交渉と対話がそこに保障されていることが重要」（前出、S.パーシー氏）なのです。

経済のグローバルの社会的側面――新たなルール化の必要性

私たちとって経済のグローバル化が世界の勤労者と社会にいかなる変化をもたらしているのか、そこでの問題点、課題に挑戦していくことが大切です。

さきの五つの欠陥に関連していえば、資本・労働関係についても困難な問題をわれわれに課することになります。経済のグローバル化は、資本は容易に国境を越えて移動できても労働力はそうはいかない、そのことは、放置すれば、世界の労働市場における経営側と労働組合との相対的な力の均衡関係を労働側に不利にする傾向が生じます。しかし、これをたんに運命的なものとして受動的に受け入れのではなく、その変化にいかに運動、政策、制度によって対応するのか、新たな動きと工夫こそが求められています。「グローバリゼーションに向けての労働組合の態度は、変化を嘆くものでも、変化に対抗し防戦のみということでもない。変化に対応し、対処しようとするものです。‥‥グローバリゼーションに対抗して、それをくつがえすというのではない新たなルール化の形態は可能なはずだ。それはまさに議論の中から生まれつつある」のです（TUAC 事務

局長、J.エバンス報告)。

経済のグローバル化を含め、市場をよりいい方向に統治していくための新たな対応、共通の標準設定、多国籍企業の行動規範などの新たな枠組み、金融市場操作への国際金融機構と機能の強化、IMF や世銀による従来の介入方法への注文づけと参加などによって、具体化していかねばならないといえましょう（OECD・TUAC「バーミンガム・サミットへの労働組合声明」1998年4月)。

(参照) 連合総研『グローバリゼーションと労働の未来』連合総研国際シンポジウム記録、1998年9月発行。

(2)　グローバル・スタンダードの問い直し——アメリカ・モデルをめぐって

この議論は、同時にこれからの企業モデル、労使関係モデルを含めたグローバル時代における「グローバル・スタンダード」とは何か、またいずれのモデルが好ましいかについての論点につながるものです。

アメリカ労働市場の柔軟性と「影」

1970 年代から顕著にみられはじめた金融市場のグローバル化は、現在までのところグローバル化というよりもアメリカ化の様相が強く、イギリスの「ビッグ・バン」といわれた金融市場改革（1986 年）をはじめ、各国の金融市場に大きな影響を与えています。このなかで、企業情報の開示、会計基準の透明化と統一など英米型モデルの長所については、次第に世界の他の地域にも浸透しつつあるとみられましょう。しかし、実体経済について、英米型（アングロ・サクソン型）の経済が本当に良好なパフォーマンスをしているのか、また企業経営モデル、労使関係モデルについても、それ以外のモデルがたちえないのか、という点については疑問符がつけられています。

連合総研が招聘したアメリカ経済政策研究所所長、ジェフ・フォー氏は「アメリカ・モデルは未来の答えとなるか？」という問いをアメリカ人自ら発し、国際的にも注目されていました(『アメリカン・プロスペクト』誌、1994年。1997年春の国際金属労連(IMF)の世界大会での記念講演でも著名)。このアメリカ・モデルには量的雇用創出の点で長所があります、しかし 1)所得格差の拡大や 2)低賃金維持によって、経済全体としての労働生産性を改善するインセンティブが働かず、長期にわたってみると 1 人当たりの労

働生産性の上昇率は欧州や日本よりも依然として低い。この点ではアメリカ・モデルは批判的に検討されますべきだ、との見方です。

また、もともと海外での「アメリカ・モデル」の理解に大きな誤解があります。たとえば、アメリカの銀行や金融システムは州単位の営業の地理的範囲や証券投資の能力などで強い規制がありこれが銀行危機を封じ込めたこと、また雇用市場は 1992 年に対してみるとクリントン政権のもとで最低賃金の大幅な引上げをはじめ規制が強化されてる、という点があります。また資産と所得の平等性の動きについてみれば、1970 年代半ばを境にそれまでの格差縮小が逆転して格差拡大を続け、90年代に入ってこの7年間の間でも所得階層の下位 60 %の世帯は所得水準の低下を続けています。また低下中の失業率（1998年半ばで5%弱）にもかかわらず、刑務所に収監されている囚人を加え比較すると 1 %程度分は上昇し、「アメリカ社会の分裂」という困難な課題をうきぼりにしています（同上、ジェフ・フォー報告参照)。

経営者層と一般勤労者の所得格差拡大――イギリスの役員報酬論争

イギリス社会も、企業経営者と従業員のあまりに大きな所得格差（数十倍から200倍）が問題にされています。なかでも民営化された元の公益企業の役員報酬をめぐるスキャンダルに世論の批判が集中しました。それにかかわって、近年「太った猫」といわれる肥大化する役員報酬（その対極には停滞する一般労働者の賃金があります）をめぐり、大がかりな調査委員会（グリーンベリー委員会）が設置され、さまざまの議論が交わされました(11)。この背景にはイギリス労働組合会議（TUC）の経営者の報酬と権力の拡大に対する強い批判があったのです。

またイギリスの「短期主義的経営」についての批判的検討が開始され、ことに人材育成が短期雇用では難しい、という点を軸にイギリスの経営方式への有力な反省が生じています。

新労働党ブレアー党首の「ステーク・ホールダー型経営」という問題提起は、従来のアングロ・サクソン型経営への批判的考察から生まれたのです。

またグローバル化の進む今日の経済社会モデルについて、グローバル・スタンダードとして産業・企業（インダストリー）に対する金融市場（ファイナンス）の優位がいわれています。一般的には米・英型経営の主流は株主資本利益率（ROE）極大化が第一義的だといわれています。イギリスでは伝統的にシティーという商業的金融資本家（ファ

イナンス）と勤勉、廉直の産業資本家（インダストリー）の対立があり、「ビッグ・バン」のもとでこの関係の問い直しもありました。イギリスの労働組合は、むろんこうしたファイナンス（金融）優位の経済社会モデルをのぞまず、インダストリー重視の視点を打ち出しています。

実体経済と金融経済

こうした問題を考えるとき、金融現象の前提には製造業をはじめとする経済のファンダメンタルズの問題があることを忘れてはなりません。金融が実体的な経済や貿易から離れて動く傾向は強まっているものの、日、米、欧州諸国のような大規模な経済をもつ国でその国、地域の実体経済から金融がまったく切り離されて動き、実体経済のあり方を一方的に規定していくという見方は存在しません。

日本でも「ビッグ・バン」は進められており、金融の自由化と金融諸機関の規制の関係、あるいは金融と産業のあり方について変化が起こっています。しかし、これはすでになにか単一の企業モデルや経済モデルに収斂していくことを意味するものではありません。むしろ労使関係や世論や政策選択というそれぞれの試行錯誤がこの問題の方向性を決めてゆくのだという認識が重要です。

「グローバル経済時代では資本市場の利害、つまり資本所有者の利害にますます直結した経営となる」とか、またあたかもそれが「グローバル・スタンダード」であり、不可避かつ望ましいかのような議論があります。そうした方向が従来より強まることは否定できないとしても、それでもそれぞれの国や社会の実体経済は連続性をもち、漸進的に変化への適応をしてきたのが20世紀の経験です。

現代社会では、たしかにそれぞれの国の経済モデルが社会の構造や社会の質を規定している面があります。経済企画庁の新しい所得格差の国際比較のデータによると、日本の所得格差はアメリカやイギリスに対して依然としてはるかに少ないことが明らかです（図表Ⅲ-2-2）。

この金融経済と実体経済の関係やいわゆる「グローバル・スタンダード」の導入を判断する際には、市場と社会の関わり方についての私達の独自の視点をもつことが重要といえましょう★1。

★ 1　連合総研「企業と社会研究委員会」は上記の問題を含め、「コーポレート・ガバナンス」を社会的視野からとらえた研究を行なっている（1999年秋公表予定）。

図表Ⅲ-2-2　所得格差の国際比較

（%）

	第1グループが得ている所得割合	第10グループが得ている所得割合
日本	20.5	3.8
イタリア	23.8	3.1
フランス	23.7	3.0
米国	23.7	1.9
英国	22.9	2.5
カナダ	21.6	2.8
ベルギー	19.7	4.2
ルクセンブルク	19.6	4.3
フィンランド	17.8	4.5

（資料）経済企画庁経済研究所、1997年11月

(3)　アジア経済危機を越えて――アジアの社会的公正

1980年代から90年代にかけて、世界銀行の『東アジアの奇跡』（1993年）に描かれたように、アジア経済の興隆が注目されました。すでに高まりつつあったアジアへの世界の金融市場からの資金流入は、1994 年のタイのオフショア市場開設により拍車がかけられました。1997 年はじめまでは、この興隆するアジア経済が中国大陸の発展を含めて 21 世紀前半の世界経済をリードするとの楽観的見方が一般化していたわけです。しかし、1997 年春以降、流入していた外国資本ことに短期資本を中心にいっせいに海外へ逃避する動きが広がり、タイ・バーツの暴落、インドネシア・ルピー、韓国ウォンなどのアジア通貨危機が連鎖的に生じたのです。このためこれらの国はたちまち対外支払い停止寸前の状態に追い込まれ、IMF の大規模な緊急融資を要請し、急場をきりぬける事態となりました。各国経済はゼロないしマイナス成長への転落と対外通貨の切下げによる輸入原材料価格の高騰により、事実上の恐慌状態に陥ったのです。そこでこれら諸国は 1997 年から 98 年半ばにかけて、経済・政治・社会の全面にわたり激動状態に入ることとなりました。

ことにインドネシアでは、30 年近く続いたスハルト政権が倒壊し（1998 年 5 月）、政治の流動化が生ずるとともに長らく抑圧されてきた社会運動に新たな広がりがみられはじめました。ここでは大規模失業とインフレに挟撃されたとき、社会保障をはじめ社会

のセーフティー・ネットがまったく不在であることが改めてうきぼりとなりました。

また韓国は 1987 年の民主革命をへて、経済面、政治面を含めてめざましい発展を続けてきています。しかし、1997年9月のウォン危機から大きな経済混乱に巻き込まれることとなりました。ここでは、IMF の緊急融資をうけるための構造改革を政府が約束したことが、市場での安易な解雇促進の材料とされ、1997年秋口には2％台の失業率だったものが1998年7月には7%を越えるところにまで悪化しています。

韓国では、すでに1996年年末から97年にかけてOECD加盟を期とする近代的労使関係確立のための労働法改正の動きがあり、大統領のもとに政労使中枢の参加による三者委員会での合意が国際的な注目のもとでむすばれていました。そして 97 年末の金大中新政権の成立のもとで、IMF 緊急融資に関わる構造改革の一貫として「整理解雇制」の容認が労働側に求められることとなりました。この三者間の交渉は大枠として難航の末に合意されました。しかしその具体的運用をめぐり、現代自動車をはじめ大規模な労働争議が広がっています。

アジアにおいて、1950 ～ 60 年代の日本に次いで、近代的な産業民主主義が確立するかどうか、大切な局面を迎えています。そして、この経済混乱と失業急増に直面したとき、すでに制度としては出発はしてはいましたが、韓国においても、失業保険をふくむ市場経済リスクに対する安全装置の発達が遅れていたこと、他の東アジア諸国では基本的に皆無である現実が明らかとなりました。

「アジアの発展について、近年、次第に多くのの人々が、これまで経済成長ばかりを念頭におきすぎてきたのではないか、との疑問をもちはじめている。経済開発が社会の中でより弱い部分を犠牲にして起こっている。‥‥競争的な自由市場での経済発展が適切な社会的規制や自由で強力な労働組合という拮抗力なしに行なわれるとすれば、豊かな者がさらに豊かに、貧しきものがさらに貧しくなってしまう」[★2]という現状認識を確認することになっています。

「ソーシャル・アジア」形成の必要性

アジアについて不思議な議論の仕方がいまだに残っています。アジアでは産業民主主義などの近代の多元的民主主義については時期尚早である、また社会保障などは家族主

★2　連合総研『社会的公正とアジア――経済危機を超えて(仮題)』(「アジアの社会的側面」研究委員会、1998年12月、日本評論社発行予定）の総論を参照のこと。

義の伝統の中で不要である、したがってILOなどの社会保障や労働に関する国際標準はアジアには適応できない、というような議論です。

この点で1998年6月のILO総会で「労働の基本原則と権利の宣言」が採択されたことには大きな意義があります(12)。これは、①強制労働の禁止（含む児童労働の廃止）、②結社の自由、③団体交渉権については、国の開発レベル、価値観、優先事項にかかわりなく無条件に承認されるべきとし、明文化することに各国が同意した、という新たな意義があります。

ようやく「ソーシャル・アジア」という考え方、アジアの社会形成ということの意義が注目されはじめています。日本はそうしたアジアの民主主義と社会の質向上という意味にかかわる視点について、経済協力だけでなく「地域協力のシステム」に組み入れていく必要があります。今日のアジア経済危機が政治社会の危機に連動した現実は、社会の正義や社会の民主主義を欠いた経済発展は混乱と不安の源泉となることを示しています。

また、今回の危機の中でいま一点注目されべきことがあります。それは国際自由労連やその地域組織が「社会対話」の当事者として、OECDだけでなくはじめて世界銀行やIMF（カムドシュ専務）との話合いができるようになったことです。それまで公式の接触や対話が難しかったAPEC（アジア太平洋経済協力会議）に関わる担当国首脳との会談、欧州連合との話し合いも進みはじめました。殊に韓国労使関係が難しい局面にあったとき、連合会長を含む国際自由労連チームがソウルを訪問、韓国政府と話し合ったことは韓国での労使政三者対話の成果につながることとなったといえましょう。困難な中で、インドネシアでの労働組合の保護法の動き、また台湾の組織率引上げも期待されています。

アジア経済危機の中であらためて浮上した「アジアの社会的側面」について、日本社会と労働組合がこれを戦略的課題として位置づけ、その担い手としての自覚をもつことがますます求められています。

(4)　グローバル化の中の労働組合の挑戦――21世紀より良き企業モデル、労使関係モデルをめざして

グローバル化と現行の経済社会モデルの試練

経済のグローバル化は各国の経済社会システムに大きな影響とリスクをあたえています。それは企業の行動に以下のようなあらたなインパクトをもたらすからです。

第一に膨大なワールド・マネー市場の出現により、世界規模で取引してる大企業（多くは多国籍企業）は、わずかの金利の動き、配当の動き、企業信用の変化にますます敏感にならざるをえません。

第二には、企業利益の源泉について資金動員や資金運用の方にアクセントが移りがちとなり、株主への短期の利益配当重視（株主利益重視型資本主義）の傾向、つまり「シェア・ホールダー型」の傾向が強まるように作用するとみられます。そのことは、それまでの地道な生産工程の改善やそれを支える労使関係、社会関係などの利害当事者参加型（ステーク・ホールダー型）の企業や産業のあり方を軽視する傾向が生まれかねません。

また、第三に国際的な情報・通信技術の利用により、多国籍企業はむろんのこと、国内企業についても国際的な独自のネットワークによる国境を越えた部品調達、生産契約、販売活動などのアウト・ソーシング、「外部的柔軟性」を拡大するようになりましょう。すなわち、生産、サービス、販売などにまたがって、財やサービスをどの国のどの地域で生産、調達するか、どこでどのタイミングで資金調達するかなど、企業にとって国境を越えた視野で合理性を判断し、行動する傾向を強めます。つまりアウト・ソーシングはさらに「グローバル・ソーシング」の傾向を強めるようになりましょう。

昨年の経済情勢報告でもふれたように、すでに連合総研は、こうしたグローバル化時代に適応力のある企業・労使関係モデルとして、いわゆる「ハイ・ロード」路線を提案しています(13)。

「高技能（高生産性）・高賃金・高信頼」の連鎖モデル

これは、「高技能（高生産性）・高賃金」と「高信頼」社会の連鎖モデル、グローバル化という変化に適応する人的能力開発と長期雇用、知識基盤型社会における社会インフラとしての生涯学習と社会保障の意義、社会活力の基盤としての福祉と保障、社会的一体性の保持、などについて簡略に定式化したものです。

この報告は、この段階ではアメリカやイギリスでの一連の政治経済モデル比較研究や欧州の社会的側面の形成、日独比較研究（連合・DGB 共同プロジェクト）などを当面知られうる範囲で総合化したものでした。そして、この会議以降、一年足らずのうちに欧州をはじめ社会進歩をめざすさまざまの国際機構や労働組合および関連研究所であいついでこのような発想での議論を開始していたことが明らかとなりました。

すなわち1996年12月のWTO（世界貿易機構）総会（シンガポール）で、のちにイギ

リス首相となるブレアー労働党首がイギリスの企業の近年の傾向を批判的にみる視点からに株主・資本所有者第一主義ではない従業員など利害当事者参加型の経営、すなわちの「ステーク・ホールダー型」企業や社会のあり方についてスピーチを行なっていました。さらに、その一月前の11月にはILOが「企業フォーラム」を開催し、グローバル化の中で広がろうとする短期利益・短期雇用型の「人的能力消費型企業モデル」に対抗して「人的能力開発型企業」という企業概念を中心に検討を開始していました。ILO の議論は「企業の社会的責任」という問題にも光をあてることになりました(14)。

したがって、OECD 労働組合諮問委員会（TUAC、連合など先進工業諸国の労働組合で構成）は、グローバル化の中で強まりつつある新市場主義型の競争モデルに対抗してこれを「社会的に受け入れられる競争力」のモデルとして同年 4 月総会で労働側の共通見解として定式化しました。これは、バーミンガムで開かれた主要国首脳サミットに「労働組合声明」として提出されました。

こうした「次世紀をめざすより良き企業・労使関係モデル」は、さらに EC 本部に取り入れられることとなり、「青書　新たな作業組織へのパートナーシップ Partnership for a new organisation of work」（1997年4月16日公表）で高技能・高信頼・高い質にもとづく職場として明示化されました。また、1997 年 10 月にはデンマーク政府主催の「社会的一体性のための新たなパートナーシップ」という名の国際会議では(15)、企業の社会問題への関与を求めるあり方について世界の一線の研究者による共通認識として打ち出されることとなりました★3。

短期契約主義の「ロー・ロード」路線が多数派をしめているかのように紹介されるアメリカにおいても、この「ハイ・ロード」路線の具体化を模索する提案や動きをおしすすめようとする労働組合や知識人の動きが目立ちます（図表Ⅲ-2-3）。

デトロイト雇用サミットなどをうけての 1998 年 2 月の「ロンドン雇用サミット」（クリントン大統領、ブレアー首相、シラク大統領等の首脳も参加）でも、この点が話し合われました。近年の経済のグローバル化の中で、短期雇用型で不安定かつ技能形成力の乏しい職場や仕事が増える反面で、質の高い仕事（good job）が減少していく懸念が表明され、生涯にわたり人間が能力を引き上げていくことが可能な職場や仕事とその環境

★3　同様の趣旨にもとづきOECDの教育研究開発センターは「持続可能な柔軟性」という題で、変化に柔軟に対応できる労働者の技能と知識、生涯学習とグループ学習、高技能・高生産性の学習モデルを定式化した。

図表Ⅲ-2-3　アメリカにおけるハイ・ロードへ向かう5つの段階

段　階	条　項
1. 最低賃金の引き上げ	2000年までに最低賃金を6.50ドルに引き上げる 最低賃金を消費者物価指数に連動させる
2. 労働者の発言権の強化	55%の署名カードで労働組合を自動承認する ほとんどの非生産・監督従業員にNLRAによる保護を拡張する ほとんどの職場に従業員参加協議会の設立を義務づける
3. フレキシブルではあるが、「使い捨て」ではない労働	以下のように、公正労働基準法を改正する －強制的な超過勤務の禁止 －超過勤務手当の代替策として補償時間を設ける －労働時間規制を俸給従業員に拡張する －すべての労働者に3週間の年次休暇を義務づけ、さらに4週間に延長する
4. 協調的企業へのアメ	協調的・民主的企業への投資補助金
5. 協調のための訓練、支援	全国協調訓練・支援局

（資料）　P.ゴードン『分断されるアメリカ――ダウンサイジングの神話』

整備を重視すること、福祉に頼らないで万人が職をえられるような制度の整備（「雇用可能性」の拡大）が強調されました（図表Ⅲ-2-4）。

経済のグローバル化への対応のいまひとつの方向は、先のソーシャル・アジアをめざす動きのように、グローバル化に対して労働組合や国や国際機構の社会政策機能をグローバルにひろげるということです。これをより端的に実践しようとしているのが、欧州連合諸国の労働組合をはじめとする社会勢力です。

EU では、経済統合にはまた政治統合にとっても、社会統合が不可欠だとの認識が定着しています。それは、経済統合・政治統合・社会統合は同時並行して進められてはじめて実行可能性が生まれる、という常識があるからです。「欧州の社会的側面」「ソーシャル・ヨーロッパ」は欧州諸国間の国際関係のみならず、それぞれの国の政策、州や自治体の政策制度に組み込まれ、たえまない改革が加えられています。欧州レベルでの共通社会政策策定、構造調整への援助、そして最近はよく知られるようにになった欧州企業への「欧州労使協議会」制度の設置義務（日系企業を含む）と欧州レベルでの協議もそのひとつです。

図表Ⅲ-2-4　ロンドン雇用サミット概要

――成長と雇用に関する8カ国会合・議長総括よりの抜すい――

G8諸国の経済、金融および雇用問題担当閣僚は、欧州委員会、ICFTU（国際自由労連）、IOE（国際使用者連盟）、ILO、OECDの代表とともに、1998年2月21-22日に、ロンドンにおいて会合を開催し、「成長、雇用可能性および社会的一体性」のテーマについて議論した。

・安定的なマクロ経済政策は十分ではない。産業、インフラ、技能および新たな技術に対する投資によって、より高い趨勢的な経済成長率を有することも不可欠である。

・人々は、その職業生涯を通して知識および技能を開発し、変化する労働市場における自らの雇用可能性を改善する必要がある。

・社会的パートナーも、とりわけ適応能力を育成し、構造変化をもたらす際に重要な役割を果たす。

・われわれはシンガポール会議の結論に合致するILO事務局とWTO事務局との間の継続的な協力、およびコア労働基準に関する宣言と履行メカニズムについてのILOの提案を含む国際的に認識されたコア労働基準の実施に向けた世界的な進展に対するわれわれの支持を新たにした。社会的パートナーのきわめて重要な役割がこのプロセスにおいて認識されるべし。

・アジアの金融危機に対する国際社会の対応および国際通貨基金の主要な対応を歓迎する。この文脈で、われわれは適正に設計された適当な社会的安全ネットを保護することの重要性を認識する。

・5月のバーミンガムにおけるG8首脳会合が、新たな雇用機会を創出し、失業と社会的疎外に対処するための以下の7つの原則を採択することを推奨した。

・持続的なインフレなき成長および雇用のための健全なマクロ経済政策。

・柔軟で効率的かつ衡平な労働時間配分および労働組織を促進することが、われわれの労働・資本・財市場において必要な場合の構造改革を進める。

・ベンチャー資本へのアクセスの向上等により、起業家精神を育成することおよび中小企業、とりわけ新規事業にとって好ましい経済環境を創出すること。

・長期失業者になることを防ぐ目的で、若年者および成人のための雇用、教育、または訓練の機会、およびシングル・ペアレントや傷害を有する人々等の諸集団のための措置を増大すること。

・成長および雇用を促進し、脆弱な諸集団を保護しつつ、失業している人々または労働市場から疎外された人々が積極的に職を探し、自らに適した雇用を見出すことを可能にし、かつ奨励するために租税／社会給付制度を改革すること。福祉から労働への移行の成功は、訓練および職業ガイダンスを含む積極的な労働市場政策、さらに労働市場からの疎外の根本的な原因に取り組むことへの持続的なコミットメントを必要とするであろう。

・人々が、自らの知識および技能を開発し、自らの雇用可能性を改善するために、その職業生涯を通して学習すること――すなわち生涯学習――を可能にし、奨励すること。

・すべての労働者のために、機会の均等を促進すること、および差別と闘うこと。

むすび

以上みたようにグローバル化と大競争時代といわれるような市場経済の変化に対して、世界の労働組合と社会勢力は、受け身ではなく、変化に適応し、変化をコントロールすることをめざして、新たな未来に挑戦しようとしています。

日本は当面する景気後退を早期に克服し、世界経済のデフレ・スパイラル突入の最初の発信地となるリスクを回避するとともに、雇用危機を打破し「よりよき企業モデル、労使関係モデル」をめざす、そしてアジアの社会的側面の向上をめざす社会的国際協力を担っていくという課題を同時に背負っています。そうした何重もの課題は日本の経済社会の世界に占める客観的位置がもたらすものです。それにいかに対応しうるかが、今また私たちに問われています。

＜参考文献＞

(1) 吉富 勝「日本経済復興の見取図」、『Voice』1998年9月号。

(2) 連合総研『持続可能な成長と新たな経済社会モデルの構築── 1997 年度経済情勢報告』第一書林、第Ⅲ部。また、桑原靖夫・連合総研編『労働の未来を創る』第一書林、1997年、第Ⅳ部を参照。

(3) 野坂・乾・篠崎『日本経済のグローバル化』65頁、東洋経済新報社、1998年。

(4) 1998年版『通商白書』255頁。

(5) 西岡幸一・永岡文庸『復活！ 日本経済』日本経済新聞社、1998年。

(6) 清成忠夫・橘本寿郎『日本型産業集積の未来像』日本経済新聞社、1998年。

(7) 連合総研『2010年の産業と雇用―生活開発型産業構造へのシナリオ』1995年。

(8) 山崎正和「大分裂の時代」『中央公論』1998年8月号。

(9) ジョージ・ソロス「グローバルな資本主義体制に内在する五種類の欠陥」『論座』1998年2月号、朝日新聞社。

(10) ロバート・フランク、フィリップ・クック著、香西泰訳『ウィナー・テイク・オール』日本経済新聞社、1998年。

(11) これらについては、稲上 毅『現代英国経営事情』120 頁、参照。

(12) 伊藤祐禎「労働運動と『労働の基本原則と権利の宣言』」『DIO』1998年9月号。

(13)「日本におけるハイ・ロード・アプローチ――次世紀へのステーク・ホールダー型の接近」、「国際進歩的政策会議（IPPC）」1997年3月、ブラッセルで公表、連合総研『DIO』1997年5月号に掲載。また前掲(2)『労働の未来を創る』第Ⅲ部参照。

(14) ILO『世界労働報告1997-1998』邦訳199頁。

(15) 花見 忠「社会的一体性のためのパートナーシップ――デンマーク会議報告」『日本労働研究雑誌』1997年12月号、参照。

【統計資料】

Ⅰ　四半期別国民所得速報（経済企画庁）

Ⅱ　企業短期経済観測調査（日本銀行）

Ⅲ　IMF世界経済見通し（1998年9月）

Ⅳ　1998年度経済見通し　改訂試算（経済企画庁、1998年10月6日）

Ⅰ　四半期別国民所得速報（平成10年4月～6月）

図１　国内総生産（名目と実質、前期比）

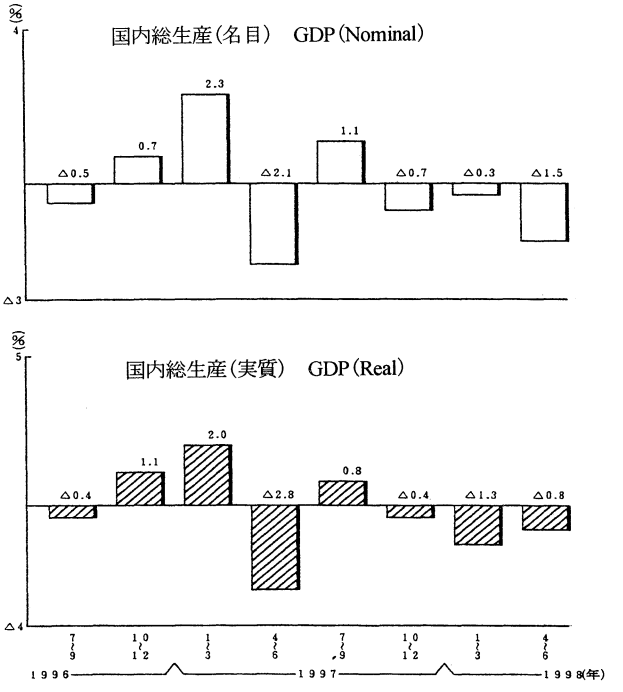

図２　国内総生産（名目と実質、前年同期比）

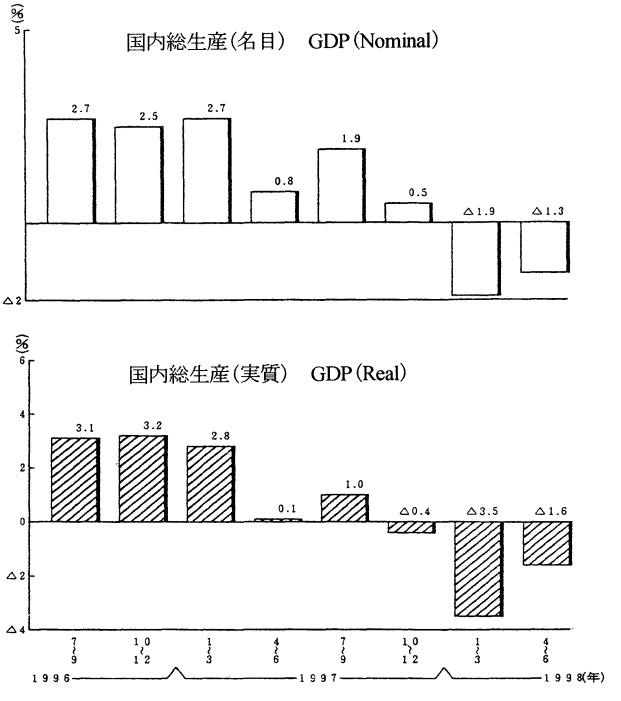

図３　項目別（実質、前期比）

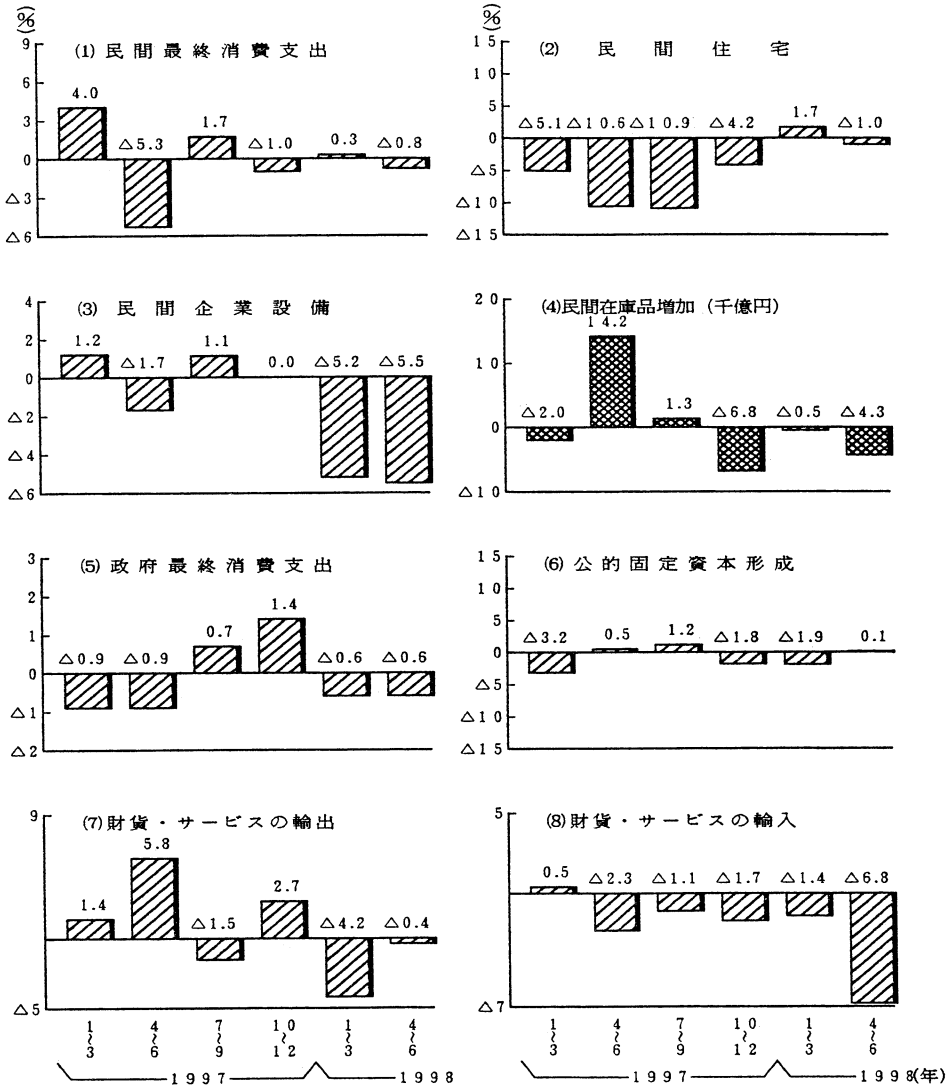
(1) 民間最終消費支出
(2) 民間住宅
(3) 民間企業設備
(4)民間在庫品増加（千億円）
(5) 政府最終消費支出
(6) 公的固定資本形成
(7)財貨・サービスの輸出
(8)財貨・サービスの輸入
%
1997
1998
(年)

図４　項目別（実質、前年同期比）

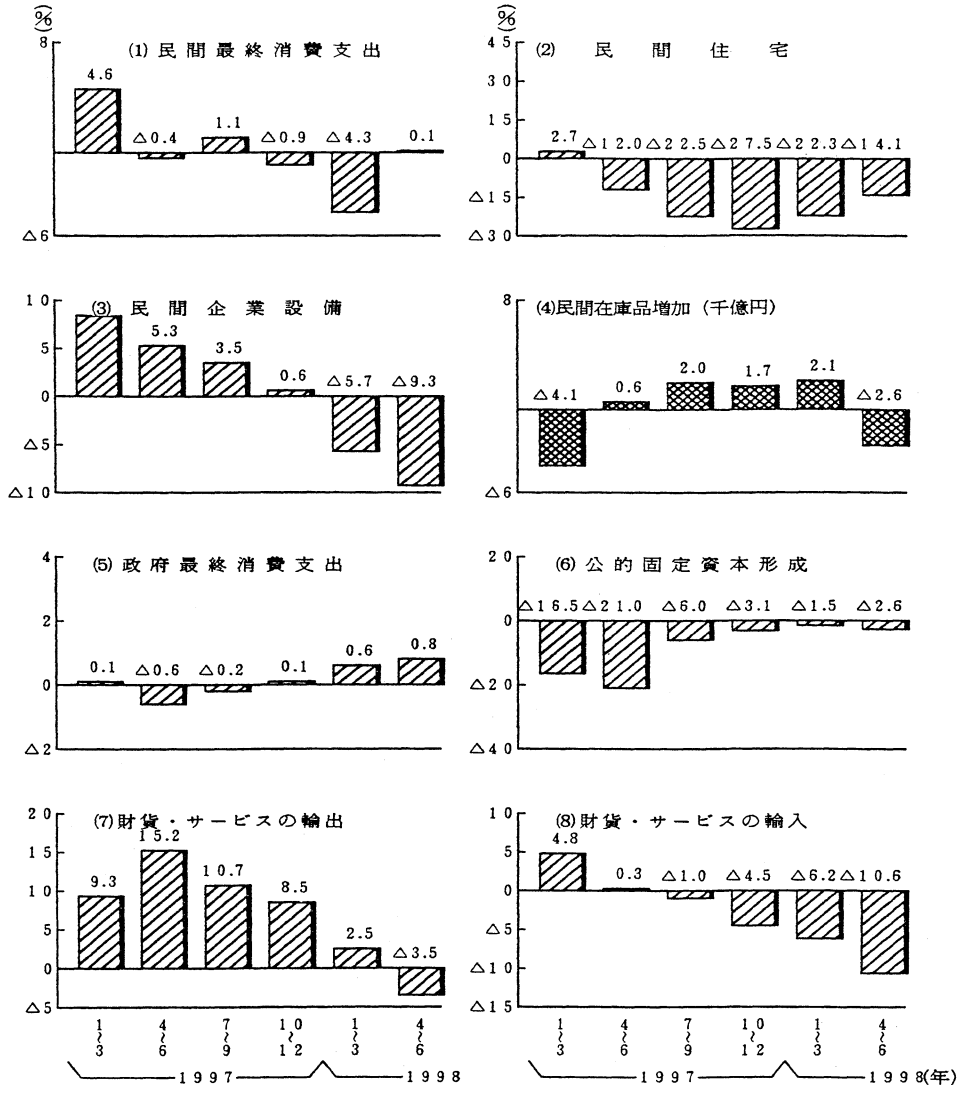

【統計資料】

表１　名目国内総支出（原系列）

項目＼年・期	1995年 10～12	1996年 1～3	1996年 4～6	1996年 7～9	1996年 10～12
民間最終消費支出 PRIVATE CONSUMPTION	78204.3 (1.6)	71882.6 (4.5)	71859.3 (2.4)	75013.2 (2.3)	80526.2 (3.0)
民間住宅 RESIDENTIAL INVESTMENT	6180.0 (-3.9)	5927.7 (2.4)	6929.7 (15.0)	7409.9 (20.9)	7313.4 (18.3)
民間企業設備 NON-RESI. INVESTMENT	19749.3 (6.7)	19302.2 (6.9)	16761.8 (5.2)	19680.4 (6.9)	21216.2 (7.4)
民間在庫品増加 PRIVATE INVENTORY	1022.0 (9.1)	-650.0 (******)	714.7 (93.2)	3.6 (-50.0)	964.0 (-5.7)
政府最終消費支出 GOVERNMENT CONSUMPTION	14108.4 (3.1)	11077.7 (2.4)	13775.4 (2.2)	9154.1 (1.6)	14345.3 (1.7)
公的固定資本形成 PUBLIC INVESTMENT	13705.6 (8.2)	11862.0 (19.6)	8897.4 (21.3)	10406.9 (0.2)	12614.3 (-8.0)
公的在庫品増加 PUBLIC INVENTORY	146.3 (23.6)	116.2 (447.2)	-38.2 (******)	-8.0 (******)	124.6 (-14.8)
財貨・サービスの純輸出 NET EXPORTS OF GOODS & SERVICES	1557.3 (-38.0)	986.0 (-51.6)	268.3 (-85.2)	513.4 (-70.1)	910.5 (-41.5)
財貨・サービスの輸出 EXPORTS OF GOODS & SERVICES	12258.6 (6.6)	12084.2 (9.1)	11795.9 (12.1)	12374.9 (7.3)	13445.0 (9.7)
財貨・サービスの輸入 IMPORTS OF GODDS & SERVICES	10701.3 (19.0)	11098.2 (22.7)	11527.6 (32.3)	11861.5 (20.9)	12534.5 (17.1)
国内総支出 GDE(=GDP)	134673.2 (2.1)	120504.4 (5.3)	119168.4 (3.5)	122173.6 (2.7)	138014.7 (2.5)

（参考）

要素所得の純受取 NET FACTOR INCOMES	946.1 (17.9)	1346.3 (24.7)	1520.8 (66.5)	1431.0 (36.0)	1159.0 (22.5)
要素所得の受取 FACTOR INCOMES RECEIVED FROM ABROAD	4958.4 (24.7)	6961.2 (42.9)	6250.5 (52.3)	6549.3 (26.1)	5914.2 (19.3)
要素所得の支払 FACTOR INCOMES PAID ABROAD	4012.3 (26.4)	5614.9 (48.0)	4729.7 (48.2)	5118.3 (23.6)	4755.2 (18.5)
国民総支出 GNE(=GNP)	135619.3 (2.2)	121850.7 (5.4)	120689.2 (4.0)	123604.6 (3.0)	139173.7 (2.6)

(注)　1.　上段は実数、下段の( )内は前年同期比。
ただし、前年同期の実数が０またはマイナスの場合には伸び率を計算せず、＊＊＊とした。
2.　(国民総生産)＝(国内総生産)＋(要素所得の純受取)

(単位：１０億円，％)
(ｂｉｌｌｉｏｎ　ｙｅｎ，％)

1997年				1998年	
１ ～ ３	４ ～ ６	７ ～ ９	１０～１２	１ ～ ３	４ ～ ６
75649.3	73086.7	77279.2	81432.8	74047.0	73419.9
(5.2)	(1.7)	(3.0)	(1.1)	(-2.1)	(0.5)
6274.7	6289.4	5898.4	5378.0	4850.2	5303.1
(5.9)	(-9.2)	(-20.4)	(-26.5)	(-22.7)	(-15.7)
20856.1	17611.1	20349.5	21287.3	19583.8	15832.4
(8.1)	(5.1)	(3.4)	(0.3)	(-6.1)	(-10.1)
-944.8	640.1	211.8	1033.1	-767.2	391.4
(******)	(-10.4)	(5783.3)	(7.2)	(******)	(-38.9)
11219.3	13932.2	9253.2	14490.0	11529.5	14202.1
(1.3)	(1.1)	(1.1)	(1.0)	(2.8)	(1.9)
9990.2	7179.5	9992.3	12440.0	9956.7	6904.7
(-15.8)	(-19.3)	(-4.0)	(-1.4)	(-0.3)	(-3.8)
64.2	-60.7	-28.1	156.5	80.0	-15.6
(-44.7)	(******)	(******)	(25.6)	(24.6)	(******)
602.6	1436.1	1523.3	2453.8	2031.0	2557.0
(-38.9)	(435.3)	(196.7)	(169.5)	(237.0)	(78.1)
13596.6	13890.9	13862.8	14981.9	13935.5	13823.9
(12.5)	(17.8)	(12.0)	(11.4)	(2.5)	(-0.5)
12994.0	12454.8	12339.5	12528.1	11904.5	11266.9
(17.1)	(8.0)	(4.0)	(-0.1)	(-8.4)	(-9.5)
123711.6	120114.4	124479.6	138671.5	121311.0	118595.0
(2.7)	(0.8)	(1.9)	(0.5)	(-1.9)	(-1.3)

1820.2	1721.2	1474.2	1475.7	1867.8	1696.2
(35.2)	(13.2)	(3.0)	(27.3)	(2.6)	(-1.5)
7734.9	6459.0	6915.2	7354.2	7924.2	7220.8
(11.1)	(3.3)	(5.6)	(24.3)	(2.4)	(11.8)
5914.7	4737.8	5441.0	5878.5	6056.4	5524.6
(5.3)	(0.2)	(6.3)	(23.6)	(2.4)	(16.6)
125531.8	121835.6	125953.8	140147.2	123178.8	120291.2
(3.0)	(0.9)	(1.9)	(0.7)	(-1.9)	(-1.3)

表２　名目国内総支出（季節調整系列）

項目＼年・期	1995年 10～12	1996年 1～3	1996年 4～6	1996年 7～9	1996年 10～12
民間最終消費支出 PRIVATE CONSUMPTION	292943.4 (0.1)	298634.3 (1.9)	297233.1 (-0.5)	299287.5 (0.7)	301780.1 (0.8)
民間住宅 RESIDENTIAL INVESTMENT	24349.4 (5.9)	26159.2 (7.4)	27381.0 (4.7)	27830.6 (1.6)	28796.3 (3.5)
民間企業設備 NON-RESI. INVESTMENT	74147.2 (2.3)	74942.1 (1.1)	75478.7 (0.7)	77484.9 (2.7)	79649.3 (2.8)
民間在庫品増加 PRIVATE INVENTORY	469.7 (-30.6)	1656.2 (252.6)	1570.9 (-5.2)	630.0 (-59.9)	315.1 (-50.0)
政府最終消費支出 GOVERNMENT CONSUMPTION	47183.1 (-1.4)	48285.1 (2.3)	48573.2 (0.6)	48605.8 (0.1)	48087.2 (-1.1)
公的固定資本形成 PUBLIC INVESTMENT	43659.5 (3.5)	46489.0 (6.5)	48556.3 (4.4)	42282.8 (-12.9)	40280.0 (-4.7)
公的在庫品増加 PUBLIC INVENTORY	234.5 (270.9)	422.1 (80.0)	132.1 (-68.7)	71.8 (-45.6)	164.3 (128.7)
財貨・サービスの純輸出 NET EXPORTS OF GOODS & SERVICES	5464.3 (-22.7)	3516.7 (-35.6)	2034.1 (-42.2)	2278.8 (12.0)	2819.3 (23.7)
財貨・サービスの輸出 EXPORTS OF GOODS & SERVICES	47557.5 (2.7)	47970.8 (0.9)	48899.8 (1.9)	49728.9 (1.7)	52087.2 (4.7)
財貨・サービスの輸入 IMPORTS OF GODDS & SERVICES	42093.2 (7.3)	44454.2 (5.6)	46865.7 (5.4)	47450.2 (1.2)	49267.9 (3.8)
国内総支出 GDE(=GDP)	488451.1 (0.5)	500104.7 (2.4)	500959.5 (0.2)	498472.1 (-0.5)	501891.7 (0.7)

（参考）

要素所得の純受取 NET FACTOR INCOMES	4665.2 (-3.0)	4581.8 (-1.8)	5239.2 (14.3)	6423.5 (22.6)	5718.5 (-11.0)
要素所得の受取 FACTOR INCOMES RECEIVED FROM ABROAD	21673.0 (2.0)	24526.3 (13.2)	25744.4 (5.0)	26740.0 (3.9)	25915.8 (-3.1)
要素所得の支払 FACTOR INCOMES PAID ABROAD	17007.9 (3.4)	19944.4 (17.3)	20505.2 (2.8)	20316.6 (-0.9)	20197.3 (-0.6)
国民総支出 GNE(=GNP)	493116.3 (0.5)	504686.5 (2.3)	506198.7 (0.3)	504895.6 (-0.3)	507610.2 (0.5)

(注)　1. 上段は実数、下段の( )内は前年同期比。
ただし、前年同期の実数が０またはマイナスの場合には伸び率を計算せず、＊＊＊とした。
2. 実数のみ年率で表示。
3. (国民総生産)＝(国内総生産)＋(要素所得の純受取)

（単位：１０億円，％）
（ｂｉｌｌｉｏｎ　ｙｅｎ，％）

1997年				1998年	
1 ～ 3	4 ～ 6	7 ～ 9	10～12	1 ～ 3	4 ～ 6
314043.7	302400.7	308297.8	305247.9	307275.3	303825.0
(4.1)	(-3.7)	(2.0)	(-1.0)	(0.7)	(-1.1)
27652.2	24855.9	22171.2	21168.7	21359.5	20960.1
(-4.0)	(-10.1)	(-10.8)	(-4.5)	(0.9)	(-1.9)
80971.5	79294.4	80132.9	79913.4	76030.9	71281.6
(1.7)	(-2.1)	(1.1)	(-0.3)	(-4.9)	(-6.2)
400.5	1284.9	1446.7	630.4	1072.9	291.2
(27.1)	(220.8)	(12.6)	(-56.4)	(70.2)	(-72.9)
48817.3	49098.3	49090.1	48628.7	50129.4	50035.5
(1.5)	(0.6)	(-0.0)	(-0.9)	(3.1)	(-0.2)
39275.7	38752.8	40644.1	39742.1	39156.6	37297.9
(-2.5)	(-1.3)	(4.9)	(-2.2)	(-1.5)	(-4.7)
193.4	41.6	-6.7	299.6	241.1	221.7
(17.7)	(-78.5)	(-116.1)	(******)	(-19.5)	(-8.0)
1945.4	6973.1	6345.9	8775.9	7663.4	11539.3
(-31.0)	(258.4)	(-9.0)	(38.3)	(-12.7)	(50.6)
53987.2	57626.6	55736.0	58000.8	55339.1	57369.5
(3.6)	(6.7)	(-3.3)	(4.1)	(-4.6)	(3.7)
52041.8	50653.5	49390.1	49224.9	47675.7	45830.2
(5.6)	(-2.7)	(-2.5)	(-0.3)	(-3.1)	(-3.9)
513299.7	502701.7	508122.0	504406.7	502929.1	495452.3
(2.3)	(-2.1)	(1.1)	(-0.7)	(-0.3)	(-1.5)

6278.1	6054.5	6607.3	7272.8	6460.5	5771.9
(9.8)	(-3.6)	(9.1)	(10.1)	(-11.2)	(-10.7)
27209.3	26643.3	28203.7	32266.2	27853.3	29808.1
(5.0)	(-2.1)	(5.9)	(14.4)	(-13.7)	(7.0)
20931.2	20588.8	21596.4	24993.4	21392.8	24036.2
(3.6)	(-1.6)	(4.9)	(15.7)	(-14.4)	(12.4)
519577.8	508756.2	514729.3	511679.5	509389.6	501224.2
(2.4)	(-2.1)	(1.2)	(-0.6)	(-0.4)	(-1.6)

表３　実質国内総支出（原系列）

項目＼年・期	1995年 10～12	1996年 1～3	1996年 4～6	1996年 7～9	1996年 10～12
民間最終消費支出 PRIVATE CONSUMPTION	73915.0 (2.5)	68289.7 (5.2)	67712.2 (2.4)	70655.4 (1.7)	75697.4 (2.4)
民間住宅 RESIDENTIAL INVESTMENT	5791.4 (-4.1)	5586.9 (3.1)	6494.0 (15.0)	6927.7 (20.2)	6753.5 (16.6)
民間企業設備 NON-RESI. INVESTMENT	20439.9 (8.4)	20400.1 (10.1)	17749.9 (7.7)	20950.0 (9.9)	22516.4 (10.2)
民間在庫品増加 PRIVATE INVENTORY	1166.4 (15.3)	-662.4 (******)	653.2 (33.4)	10.4 (-75.9)	961.3 (-17.6)
政府最終消費支出 GOVERNMENT CONSUMPTION	11035.9 (2.9)	11350.1 (2.0)	11370.2 (1.6)	10260.6 (0.7)	11233.0 (1.8)
公的固定資本形成 PUBLIC INVESTMENT	13413.4 (8.6)	11790.3 (21.5)	8797.5 (22.6)	10329.4 (1.5)	12440.5 (-7.3)
公的在庫品増加 PUBLIC INVENTORY	119.5 (-35.9)	93.4 (175.8)	-35.8 (******)	-3.1 (-154.1)	92.6 (-22.5)
財貨・サービスの純輸出 NET EXPORTS OF GOODS & SERVICES	864.8 (-63.3)	351.8 (-81.3)	-145.3 (-108.9)	317.1 (-71.8)	1075.5 (24.4)
財貨・サービスの輸出 EXPORTS OF GOODS & SERVICES	14662.1 (3.8)	14231.9 (2.8)	13967.5 (-0.2)	14735.6 (3.2)	15837.1 (8.0)
財貨・サービスの輸入 IMPORTS OF GODDS & SERVICES	13797.4 (17.2)	13880.1 (16.0)	14112.8 (14.2)	14418.5 (9.6)	14761.6 (7.0)
国内総支出 GDE(=GDP)	126746.2 (2.5)	117199.8 (5.9)	112595.8 (3.6)	119447.4 (3.1)	130770.3 (3.2)

（参考）

要素所得の純受取 NET FACTOR INCOMES	890.4 (18.3)	1309.4 (25.4)	1436.9 (66.6)	1399.1 (36.6)	1098.2 (23.3)
要素所得の受取 FACTOR INCOMES RECEIVED FROM ABROAD	4666.5 (25.1)	6770.3 (43.8)	5905.8 (52.3)	6403.2 (26.6)	5603.8 (20.1)
要素所得の支払 FACTOR INCOMES PAID ABROAD	3776.1 (26.9)	5460.9 (49.0)	4468.8 (48.2)	5004.1 (24.1)	4505.6 (19.3)
国民総支出 GNE(=GNP)	127636.7 (2.6)	118509.2 (6.1)	114032.8 (4.1)	120846.5 (3.4)	131868.5 (3.3)

(注)　1. 上段は実数、下段の( )内は前年同期比。
ただし、前年同期の実数が０またはマイナスの場合には伸び率を計算せず、＊＊＊とした。
2. (国民総生産)＝(国内総生産)＋(要素所得の純受取)

（１９９０暦年基準）（単位：１０億円，％）
（ｂｉｌｌｉｏｎ　ｙｅｎ，％）

1997年				1998年	
１～３	４～６	７～９	１０～１２	１～３	４～６
71448.7	67448.0	71434.6	75031.1	68350.8	67540.8
(4.6)	(-0.4)	(1.1)	(-0.9)	(-4.3)	(0.1)
5739.3	5713.1	5371.5	4894.4	4460.0	4909.4
(2.7)	(-12.0)	(-22.5)	(-27.5)	(-22.3)	(-14.1)
22121.7	18690.3	21679.6	22649.9	20861.0	16943.2
(8.4)	(5.3)	(3.5)	(0.6)	(-5.7)	(-9.3)
-1069.7	718.1	214.0	1130.5	-859.9	457.3
(******)	(9.9)	(1957.7)	(17.6)	(******)	(-36.3)
11358.7	11299.1	10241.1	11248.8	11422.1	11393.8
(0.1)	(-0.6)	(-0.2)	(0.1)	(0.6)	(0.8)
9839.5	6947.1	9714.6	12056.4	9687.3	6764.2
(-16.5)	(-21.0)	(-6.0)	(-3.1)	(-1.5)	(-2.6)
44.6	-49.8	-8.7	108.6	48.3	-14.4
(-52.2)	(******)	(******)	(17.3)	(8.3)	(******)
999.1	1941.1	2034.5	3088.3	2289.4	2873.8
(184.0)	(******)	(541.6)	(187.1)	(129.2)	(48.1)
15550.3	16090.2	16312.4	17187.2	15935.1	15526.8
(9.3)	(15.2)	(10.7)	(8.5)	(2.5)	(-3.5)
14551.2	14149.1	14277.9	14098.9	13645.7	12653.0
(4.8)	(0.3)	(-1.0)	(-4.5)	(-6.2)	(-10.6)
120481.7	112707.0	120681.2	130208.0	116259.0	110868.1
(2.8)	(0.1)	(1.0)	(-0.4)	(-3.5)	(-1.6)

1772.7	1615.1	1429.2	1385.7	1790.0	1585.6
(35.4)	(12.4)	(2.2)	(26.2)	(1.0)	(-1.8)
7533.0	6060.7	6704.2	6905.4	7594.2	6750.3
(11.3)	(2.6)	(4.7)	(23.2)	(0.8)	(11.4)
5760.3	4445.6	5275.0	5519.7	5804.2	5164.7
(5.5)	(-0.5)	(5.4)	(22.5)	(0.8)	(16.2)
122254.4	114322.1	122110.4	131593.7	118049.0	112453.7
(3.2)	(0.3)	(1.0)	(-0.2)	(-3.4)	(-1.6)

【統計資料】

表４　実質国内総支出（季節調整系列）

項目＼年・期	1995年 10～12	1996年 1～3	1996年 4～6	1996年 7～9	1996年 10～12
民間最終消費支出 PRIVATE CONSUMPTION	277405.0 (0.3)	282656.3 (1.9)	280899.0 (-0.6)	281551.2 (0.2)	284195.3 (0.9)
民間住宅 RESIDENTIAL INVESTMENT	22842.9 (5.9)	24638.4 (7.9)	25697.0 (4.3)	25966.3 (1.0)	26628.2 (2.5)
民間企業設備 NON-RESI. INVESTMENT	76884.8 (2.7)	79061.2 (2.8)	80052.9 (1.3)	82347.0 (2.9)	84715.0 (2.9)
民間在庫品増加 PRIVATE INVENTORY	1059.5 (18.1)	1686.5 (59.2)	1170.3 (-30.6)	767.0 (-34.5)	230.4 (-70.0)
政府最終消費支出 GOVERNMENT CONSUMPTION	43764.9 (-0.1)	44151.9 (0.9)	44027.2 (-0.3)	44125.6 (0.2)	44569.7 (1.0)
公的固定資本形成 PUBLIC INVESTMENT	42812.5 (3.6)	46059.9 (7.6)	48048.5 (4.3)	41974.6 (-12.6)	39804.0 (-5.2)
公的在庫品増加 PUBLIC INVENTORY	136.2 (51.8)	347.2 (154.9)	155.1 (-55.3)	55.8 (-64.0)	34.9 (-37.5)
財貨・サービスの純輸出 NET EXPORTS OF GOODS & SERVICES	2532.2 (-46.2)	1233.3 (-51.3)	234.3 (-81.0)	1551.8 (562.4)	3261.9 (110.2)
財貨・サービスの輸出 EXPORTS OF GOODS & SERVICES	57082.4 (0.3)	57159.1 (0.1)	57386.1 (0.4)	58783.3 (2.4)	61623.3 (4.8)
財貨・サービスの輸入 IMPORTS OF GOODS & SERVICES	54550.2 (4.5)	55925.8 (2.5)	57151.8 (2.2)	57231.5 (0.1)	58361.4 (2.0)
国内総支出 GDE(=GDP)	467437.9 (0.7)	479834.7 (2.7)	480284.4 (0.1)	478339.3 (-0.4)	483439.3 (1.1)

（参考）

要素所得の純受取 NET FACTOR INCOMES	4495.1 (-2.1)	4394.5 (-2.2)	5011.0 (14.0)	6159.2 (22.9)	5543.9 (-10.0)
要素所得の受取 FACTOR INCOMES RECEIVED FROM ABROAD	20798.5 (2.3)	23561.0 (13.3)	24680.5 (4.8)	25688.4 (4.1)	25029.8 (-2.6)
要素所得の支払 FACTOR INCOMES PAID ABROAD	16303.4 (3.6)	19166.5 (17.6)	19669.5 (2.6)	19529.2 (-0.7)	19485.9 (-0.2)
国民総支出 GNE(=GNP)	471932.9 (0.7)	484229.2 (2.6)	485295.4 (0.2)	484498.5 (-0.2)	488983.2 (0.9)

(注) 1. 上段は実数、下段の( )内は前年同期比。
ただし、前年同期の実数が０またはマイナスの場合には伸び率を計算せず、＊＊＊とした。
2. 実数のみ年率で表示。
3. (国民総生産)＝(国内総生産)＋(要素所得の純受取)

（１９９０暦年基準）（単位：１０億円，％）
（ｂｉｌｌｉｏｎ　ｙｅｎ，％）

1997年				1998年	
1 ～ 3	4 ～ 6	7 ～ 9	10～12	1 ～ 3	4 ～ 6
295442.5	279858.4	284663.4	281743.5	282494.8	280271.0
(4.0)	(-5.3)	(1.7)	(-1.0)	(0.3)	(-0.8)
25276.9	22608.7	20146.8	19294.4	19629.5	19428.5
(-5.1)	(-10.6)	(-10.9)	(-4.2)	(1.7)	(-1.0)
85710.2	84282.0	85222.7	85227.0	80814.9	76398.0
(1.2)	(-1.7)	(1.1)	(0.0)	(-5.2)	(-5.5)
30.1	1452.9	1582.0	902.8	855.4	420.9
(-86.9)	(4725.0)	(8.9)	(-42.9)	(-5.3)	(-50.8)
44151.4	43739.1	44039.5	44644.2	44387.4	44099.6
(-0.9)	(-0.9)	(0.7)	(1.4)	(-0.6)	(-0.6)
38547.1	38727.0	39177.4	38464.2	37724.1	37747.8
(-3.2)	(0.5)	(1.2)	(-1.8)	(-1.9)	(0.1)
142.6	100.5	34.7	101.9	150.8	243.1
(309.0)	(-29.5)	(-65.5)	(193.7)	(48.0)	(61.2)
3859.7	8782.7	8419.9	11117.6	9072.0	12515.7
(18.3)	(127.5)	(-4.1)	(32.0)	(-18.4)	(38.0)
62483.8	66085.8	65098.5	66858.8	64045.2	63761.0
(1.4)	(5.8)	(-1.5)	(2.7)	(-4.2)	(-0.4)
58624.1	57303.1	56678.6	55741.2	54973.2	51245.3
(0.5)	(-2.3)	(-1.1)	(-1.7)	(-1.4)	(-6.8)
493160.4	479551.3	483286.4	481495.6	475128.9	471124.6
(2.0)	(-2.8)	(0.8)	(-0.4)	(-1.3)	(-0.8)

6033.5	5752.9	6282.5	6985.3	6110.6	5460.7
(8.8)	(-4.7)	(9.2)	(11.2)	(-12.5)	(-10.6)
26176.9	25369.2	26869.5	30877.3	26370.6	28278.5
(4.6)	(-3.1)	(5.9)	(14.9)	(-14.6)	(7.2)
20143.4	19616.3	20587.0	23892.0	20260.0	22817.8
(3.4)	(-2.6)	(4.9)	(16.1)	(-15.2)	(12.6)
499193.9	485304.2	489568.9	488480.9	481239.5	476585.3
(2.1)	(-2.8)	(0.9)	(-0.2)	(-1.5)	(-1.0)

【統計資料】

Ⅱ　企業短期経済観測調査（日本銀行、1998年9月調査）

1　業況判断（主要企業）

（「良い」-「悪い」・%ﾎﾟｲﾝﾄ、（ ）内は１期前予測）
[DI <"Favorable" minus "Unfavorable">, % points]

	10/6月 June'98	9月 Sept	6→9月 変化幅 Change between June and Sept	12月まで (予) Dec (Forecast)	9→12月 変化幅 Change between Sept and Dec
製造業 Manufacturing	(△ 31) △ 38	(△ 34) △ 51	△ 13	△ 46	＋ 5
素材業種 Basic materials	△ 52	(△ 43) △ 60	△ 8	△ 56	＋ 4
繊維 Textiles	△ 54	(△ 49) △ 64	△ 10	△ 59	＋ 5
紙パ Pulp & paper	△ 36	(△ 18) △ 55	△ 19	△ 45	＋ 10
化学 Chemicals	△ 47	(△ 37) △ 48	△ 1	△ 48	0
石油精製 Petroleum refining	△ 60	(△ 70) △ 70	△ 10	△ 60	＋ 10
窯業 Ceramics	△ 65	(△ 59) △ 71	△ 6	△ 71	0
鉄鋼 Iron & steel	△ 68	(△ 52) △ 76	△ 8	△ 72	＋ 4
非鉄 Nonferrous metals	△ 33	(△ 23) △ 57	△ 24	△ 48	＋ 9
加工業種 Processing	△ 26	(△ 25) △ 43	△ 17	△ 37	＋ 6
食料品 Food & beverages	△ 10	(△ 10) △ 26	△ 16	△ 13	＋ 13
金属製品 Processed metals	△ 50	(△ 36) △ 50	0	△ 57	△ 7
一般機械 Industrial machinery	△ 12	(△ 22) △ 49	△ 37	△ 36	＋ 13
電機 Electrical machinery	△ 18	(△ 13) △ 34	△ 16	△ 27	＋ 7
造船・重機 Shipbuilding & heavy machinery	△ 67	(△ 67) △ 50	＋ 17	△ 50	0
自動車 Motor vehicles	△ 46	(△ 35) △ 57	△ 11	△ 35	＋ 22
精密機械 Precision machinery	△ 9	(△ 18) △ 27	△ 18	△ 55	△ 28
非製造業 Nonmanufacturing	(△ 24) △ 28	(△ 23) △ 36	△ 8	△ 31	＋ 5
建設 Construction	△ 52	(△ 46) △ 61	△ 9	△ 54	＋ 7
不動産 Real estate	△ 26	(△ 20) △ 40	△ 14	△ 31	＋ 9
商社 Wholesaling	△ 27	(△ 20) △ 38	△ 11	△ 32	＋ 6
小売 Retailing	△ 46	(△ 25) △ 59	△ 13	△ 41	＋ 18
運輸・通信 Transportation & communications	△ 23	(△ 23) △ 30	△ 7	△ 30	0
サービス Services	△ 20	(△ 18) △ 20	0	△ 20	0
リース Leasing	0	(△ 6) △ 6	△ 6	△ 13	△ 7
電力・ガス Electric & gas utilities	0	(0) △ 7	△ 7	0	＋ 7

（参考　Reference）

事業計画の前提となっている想定為替レート（主要企業・製造業）
10 年度　129.90円/ﾄﾞﾙ　(10/6月調査　125.75円/ﾄﾞﾙ)
10/上期　130.74円/ﾄﾞﾙ、下期　129.10円/ﾄﾞﾙ

Average of predicted exchange rates for principal enterprises (manufacturing) on which replies are based:
FY1998　¥129.90/$　(¥125.75/$　in the June 1998 survey)
1H　¥130.74/$,　2H　¥129.10/$

(中小企業)

(「良い」-「悪い」・%ﾎﾟｲﾝﾄ、( )内は1期前予測)
[DI <"Favorable" minus "Unfavorable">, % points]

		10/6月 June'98	9月 Sept	6→9月 変化幅 Change between June and Sept	12月まで (予) Dec (Forecast)	9→12月 変化幅 Change between Sept and Dec
製造業	Manufacturing	(△ 44) △ 49	(△ 53) △ 57	△ 8	△ 57	0
繊維	Textiles	△ 67	(△ 64) △ 70	△ 3	△ 69	+ 1
木材・木製品	Lumber & lumber products	△ 77	(△ 70) △ 75	+ 2	△ 70	+ 5
紙パ	Pulp & paper	△ 53	(△ 44) △ 48	+ 5	△ 43	+ 5
化学	Chemicals	△ 31	(△ 30) △ 35	△ 4	△ 34	+ 1
窯業・土石	Ceramics, stone & clay	△ 54	(△ 64) △ 68	△ 14	△ 59	+ 9
鉄鋼	Iron & steel	△ 68	(△ 72) △ 81	△ 13	△ 75	+ 6
非鉄	Nonferrous metals	△ 51	(△ 50) △ 66	△ 15	△ 67	△ 1
食料品	Food & beverages	△ 31	(△ 28) △ 30	+ 1	△ 31	△ 1
金属製品	Processed metals	△ 58	(△ 67) △ 68	△ 10	△ 63	+ 5
一般機械	Industrial machinery	△ 43	(△ 56) △ 56	△ 13	△ 66	△ 10
電機	Electrical machinery	△ 43	(△ 57) △ 53	△ 10	△ 58	△ 5
輸送用機械	Transportation machinery	△ 45	(△ 50) △ 55	△ 10	△ 57	△ 2
非製造業	Nonmanufacturing	(△ 41) △ 42	(△ 43) △ 44	△ 2	△ 46	△ 2
建設	Construction	△ 40	(△ 41) △ 37	+ 3	△ 38	△ 1
不動産	Real estate	△ 35	(△ 37) △ 38	△ 3	△ 38	0
卸・小売	Wholesaling & retailing	△ 53	(△ 50) △ 55	△ 2	△ 54	+ 1
運輸・通信	Transportation & communications	△ 45	(△ 49) △ 49	△ 4	△ 54	△ 5
サービス・リース	Services & leasing	△ 28	(△ 32) △ 33	△ 5	△ 37	△ 4
電気・ガス	Electric & gas utilities	8	(△ 4) 8	0	0	△ 8

2 製品需給・在庫・価格判断（主要企業・製造業）

（%ポイント、（ ）内は6月調査時予測）
[DI, % points]

	10/6月 June'98	9月 Sept	6→9月変化幅 Change between June and Sept	12月まで（予） Dec (Forecast)	9→12月変化幅 Change between Sept and Dec
製品需給判断*（「需要超」-「供給超」） [6]	△ 48	(△ 42) △ 55	△ 7	△ 48	＋ 7
素材業種 [7]	△ 58	(△ 48) △ 65	△ 7	△ 55	＋ 10
加工業種 [8]	△ 39	(△ 36) △ 45	△ 6	△ 40	＋ 5
海外での製品需給判断（「需要超」-「供給超」） [9]	△ 32	(△ 30) △ 35	△ 3	△ 33	＋ 2
製品在庫水準判断（「過大」-「不足」） [10]	35	(22) 39	＋ 4	24	△ 15
素材業種 [7]	44	(30) 45	＋ 1	30	△ 15
加工業種 [8]	26	(16) 33	＋ 7	18	△ 15
製品流通在庫水準判断（「過大」-「不足」） [11]	39	(29) 42	＋ 3	33	△ 9
素材業種 [7]	49	(37) 51	＋ 2	42	△ 9
加工業種 [8]	29	(20) 32	＋ 3	23	△ 9

3 売上・収益計画（主要企業）

売上高 Sales

（前年度<前年同期>比・%）
[Y/y % chg]

	9年度 FY97	10年度（計画） FY98 (Forecast)	修正率 Revision rate	10／上期（計画） 1H FY98 (Forecast)	修正率 Revision rate	下期（計画） 2H FY98 (Forecast)	修正率 Revision rate
製造業 Manufacturing	△ 0.1	△ 2.6	△ 1.9	△ 6.1	△ 1.9	0.8	△ 1.8
内需 Domestic sales	△ 3.7	△ 3.3	△ 2.4	△ 7.8	△ 2.9	1.1	△ 1.9
輸出 Exports	12.8	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.9	＋ 1.1	0.0	△ 1.6
非製造業 Nonmanufacturing	△ 0.1	△ 2.8	△ 0.8	△ 5.0	△ 1.3	△ 0.7	△ 0.4

（注）修正率（%）は、とくに断りのない限り、前回調査との対比（以下、同じ）。

経常利益 Current Profits

（前年度<前年同期>比・%）
[Y/y % chg]

製造業（除く石精）	Manufacturing (excluding petroleum refining)	△ 6.3	△11.6	△10.4	△32.5	△11.2	11.6	△ 9.8
素材業種（除く石精）	Basic materials (excluding petroleum refining)	2.8	△19.8	△15.0	△33.8	△14.0	△ 6.1	△15.7
加工業種	Processing	△10.2	△ 7.5	△ 8.2	△31.9	△ 9.9	21.4	△ 7.1
非製造業（除く電力・ガス）	Nonmanufacturing (excluding electric & gas utilities)	△ 7.9	△ 6.0	△ 1.8	△18.8	△ 4.0	7.9	＋ 0.1

売上高経常利益率 Current Profit to Sales Ratio

(%)

製造業（除く石精）	Manufacturing (excluding petroleum refining)	4.04	3.65	△ 0.35	3.09	△ 0.33	4.16	△ 0.37
非製造業（除く電力・ガス）	Nonmanufacturing (excluding electric & gas utilities)	1.50	1.46	△ 0.01	1.40	△ 0.03	1.52	＋ 0.02

(%ポイント、 ( )内は6月調査時予測)
[DI, % points]

	10/6月 June'98	9月 Sept	6→9月変化幅 Change between June and Sept	12月まで(予) Dec (Forecast)	9→12月変化幅 Change between Sept and Dec
製品価格判断(「上昇」-「下落」) [12] *	△ 29	(△ 20) △ 34	△ 5	△ 27	+ 7
素材業種 [7]	△ 31	(△ 16) △ 37	△ 6	△ 24	+ 13
加工業種 [8]	△ 27	(△ 22) △ 32	△ 5	△ 29	+ 3
仕入価格判断(「上昇」-「下落」) [13]	△ 8	(△ 2) △ 10	△ 2	△ 8	+ 2
素材業種 [7]	△ 9	(0) △ 13	△ 4	△ 8	+ 5
加工業種 [8]	△ 6	(△ 4) △ 8	△ 2	△ 8	0

* See notes 6 to 13 under *NOTES*.

(中小企業)

売上高 Sales

(前年度<前年同期>比・%)
[Y/y % chg]

	9年度 FY97	10年度(計画) FY98 (Forecast)	修正率 Revision rate	10/上期(計画) 1H FY98 (Forecast)	修正率 Revision rate	下期(計画) 2H FY98 (Forecast)	修正率 Revision rate
製造業 Manufacturing	△ 2.5	△ 5.9	△ 3.2	△ 7.9	△ 3.1	△ 3.8	△ 3.4
非製造業 Nonmanufacturing	△ 3.3	△ 2.9	△ 2.1	△ 4.8	△ 2.8	△ 1.1	△ 1.4

経常利益 Current Profits

(前年度<前年同期>比・%)
[Y/y % chg]

製造業 Manufacturing	△20.4	△33.2	△31.8	△69.0	△54.8	△ 0.5	△20.6
非製造業 Nonmanufacturing	△16.6	△ 4.2	△ 8.1	△19.7	△13.4	7.6	△ 4.7

売上高経常利益率 Current Profit to Sales Ratio

(%)

製造業 Manufacturing	2.03	1.43	△ 0.58	0.66	△ 0.70	2.16	△ 0.46
非製造業 Nonmanufacturing	2.36	2.33	△ 0.15	1.83	△ 0.22	2.76	△ 0.10

4 設備投資計画

（設備投資計画　Fixed Investments）

（前年度比・%）
[Y/y % chg]

		9年度 FY97	10年度（計画） FY98 (Forecast)	修正率 Revision rate
主要企業 Principal enterprises	全産業 All industries	△ 0.4	△ 2.3	△ 1.1
	製造業 Manufacturing	6.4	△ 4.8	△ 2.3
	非製造業 Nonmanufacturing	△ 3.7	△ 1.0	△ 0.5
中小企業 Small enterprises	全産業 All industries	△ 4.6	△ 16.7	＋ 3.8
	製造業 Manufacturing	3.7	△ 17.1	＋ 3.1
	非製造業 Nonmanufacturing	△ 7.9	△ 16.5	＋ 4.1
全国企業 All enterprises	全産業 All industries	△ 3.0	△ 8.7	△ 0.1
	製造業 Manufacturing	4.2	△ 8.4	△ 2.1
	非製造業 Nonmanufacturing	△ 6.4	△ 8.8	＋ 1.0

（生産設備判断D．I．〈製造業〉　Production Capacity DI <Manufacturing>）

（「過剰」-「不足」・%ﾎﾟｲﾝﾄ、（ ）内は６月調査時予測）
[DI<"Excessive" minus "Insufficient">, % points]

	10/6月 June'98	9月 Sept	6→9月変化幅 Change between June and Sept	12月まで(予) Dec (Forecast)	9→12月変化幅 Change between Sept and Dec
主要企業 Principal enterprises	20	（ 17 ） 25	＋ 5	24	△ 1
中小企業 Small enterprises	23	（ 21 ） 28	＋ 5	27	△ 1

5 雇 用

（雇用人員判断D．I． Employment DI）

（「過剰」-「不足」・%ﾎﾟｲﾝﾄ、（ ）内は６月調査時予測）
[DI<"Excessive" minus "Insufficient">, % points]

		10/6月 June'98	9月 Sept	6→9月変化幅 Change between June and Sept	12月まで(予) Dec (Forecast)	9→12月変化幅 Change between Sept and Dec
主要企業 Principal enterprises	全産業 All industries	21	（ 19 ） 25	＋ 4	24	△ 1
	製造業 Manufacturing	28	（ 25 ） 33	＋ 5	32	△ 1
	非製造業 Nonmanufacturing	13	（ 12 ） 16	＋ 3	14	△ 2
中小企業 Small enterprises	全産業 All industries	17	（ 15 ） 20	＋ 3	18	△ 2
	製造業 Manufacturing	25	（ 22 ） 30	＋ 5	27	△ 3
	非製造業 Nonmanufacturing	11	（ 9 ） 13	＋ 2	11	△ 2

（雇用者数<全産業> Number of Employees <All Industries>）

（前年同期比・%）
[Y/y % chg]

	9/9月末 Sept-end'97	12月末 Dec-end	10/3月末 Mar-end'98	6月末 June-end
主要企業 Principal enterprises	△ 1.8	△ 2.2	△ 2.1	△ 2.3
中小企業 Small enterprises	0.7	0.5	0.5	△ 0.8

6 企業金融

（企業金融関連Ｄ．Ｉ．〈全産業〉　Corporate Finance-Related DIs <All Industries>）

（%ﾎﾟｲﾝﾄ、(　)内は6月調査時予測）
[DI, % points]

		10/6月 June'98	9月 Sept	6→9月変化幅 Change between June and Sept	12月まで(予) Dec (Forecast)	9→12月変化幅 Change between Sept and Dec
主要企業 Principal enterprises	資金繰り（「楽である」-「苦しい」） [14] *	△ 1	(△ 9) △ 5	△ 4	△ 12	△ 7
	金融機関の貸出態度（「緩い」-「厳しい」） [15]	△ 32	(△ 35) △ 33	△ 1	△ 38	△ 5
	借入金利水準（「上昇」-「低下」） [16]	0	(21) 8	＋ 8	10	＋ 2
中小企業 Small enterprises	資金繰り（「楽である」-「苦しい」） [14]	△ 22	(△ 33) △ 25	△ 3	△ 36	△ 11
	金融機関の貸出態度（「緩い」-「厳しい」） [15]	△ 19	(△ 27) △ 20	△ 1	△ 30	△ 10
	借入金利水準（「上昇」-「低下」） [16]	5	(14) 6	＋ 1	7	＋ 1

* See notes 14 to 16 under *NOTES*.

（手元流動性比率〈全産業〉　Liquidity Ratio <All Industries>）*

（季調済・月）
[Seasonally adjusted, months]

	9／9月末 Sept-end'97	12月末 Dec-end	10／3月末 Mar-end'98	6月末 June-end
主要企業 Principal enterprises	1.31	1.32	1.35	1.37
中小企業 Small enterprises	1.56	1.58	1.55	1.63

手元流動性比率

$$= \frac{\text{四半期末現金・預金残高} + \text{四半期末短期所有有価証券残高}}{\text{当該四半期末残高が属する年度の月平均総売上高（年度売上高には当該四半期末残高が確定した調査回の年度計画を使用）}}$$

* See note 17 under *NOTES*.

（付）金融機関の設備投資計画　（Appendix）

（設備投資計画　Fixed Investments）

（前年度比・%、（ ）内は実額・兆円）
[Y/y% chg, trillion yen]

	9年度 FY97	10年度（計画） FY98 (Forecast)	修正率 Revision rate
金融機関計〈195社〉	(1.3) 5.3	(1.2) △ 6.4	△ 4.2
銀行業計〈145社〉	△ 8.7	2.2	△ 6.2
証券業計〈 25社〉	68.9	33.5	△ 2.8
保険業計〈 25社〉	17.5	△15.5	△ 2.3

〈参考　Reference〉機械化投資計画

（前年度比・%、（ ）内は実額・兆円）
[Y/y% chg, trillion yen]

	9年度 FY97	10年度（計画） FY98 (Forecast)
金融機関計〈195社〉	(1.1) 3.9	(1.3) 16.8
銀行業計〈145社〉	0.0	20.2
証券業計〈 25社〉	△ 1.3	18.6
保険業計〈 25社〉	16.9	8.0

（注）機械化投資計画は、10／6月調査。

◇業況判断D.I.の推移

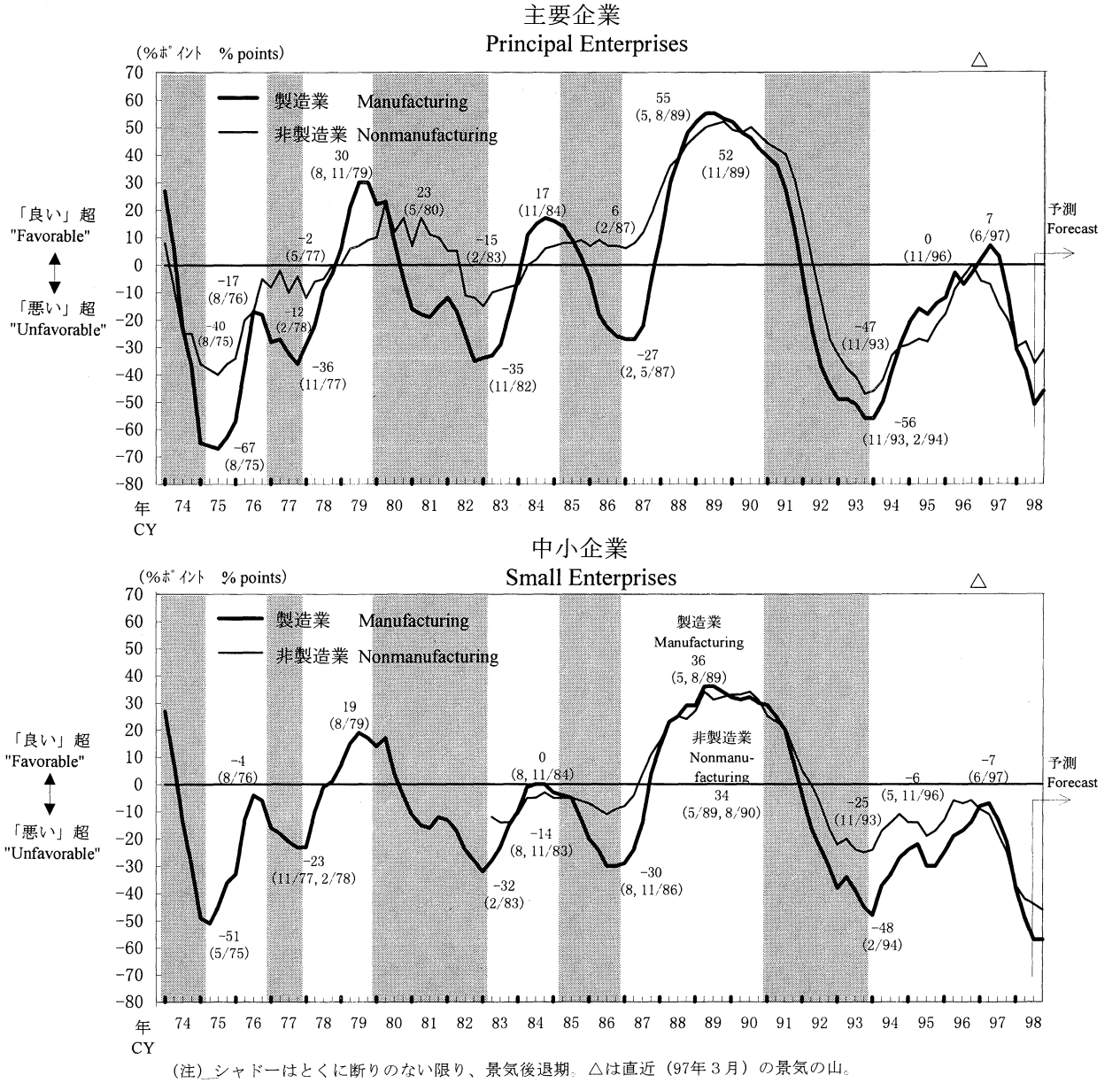

(注) シャドーはとくに断りのない限り、景気後退期。△は直近（97年３月）の景気の山。

（経済企画庁調べ、以下同じ）

* See note 21 under *NOTES*.

◇需給･在庫･価格判断D.I.(主要企業･製造業)の推移

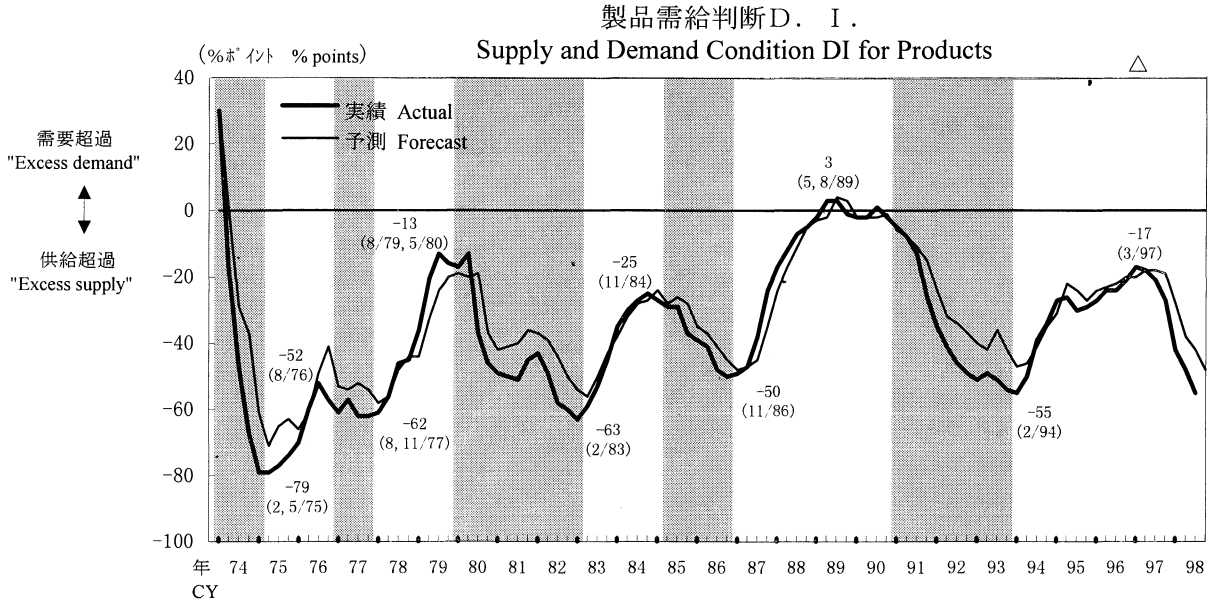

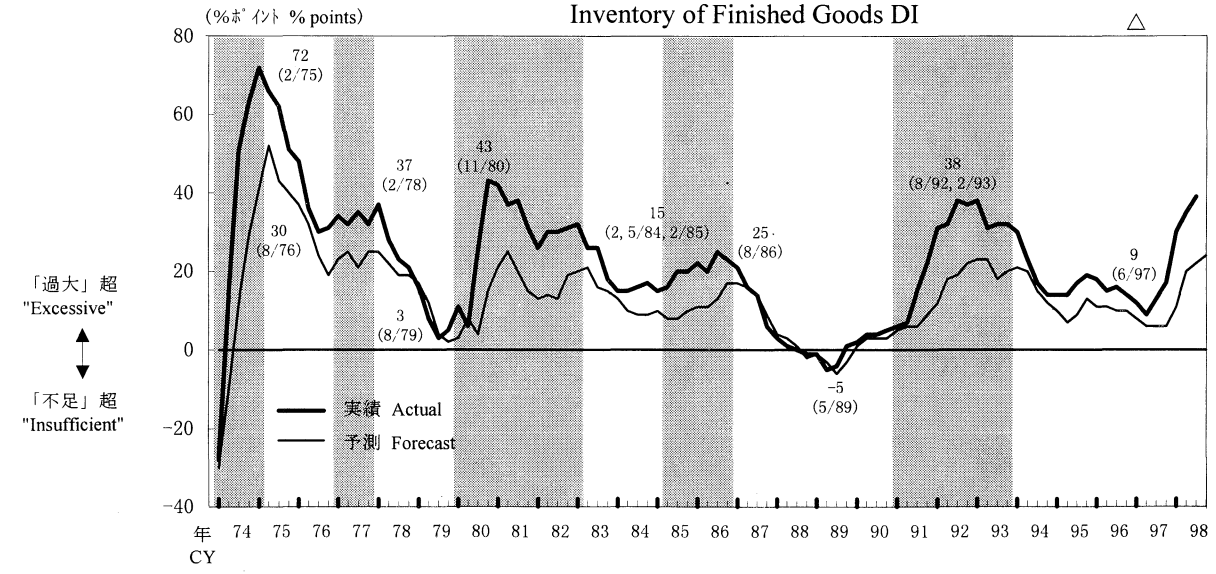

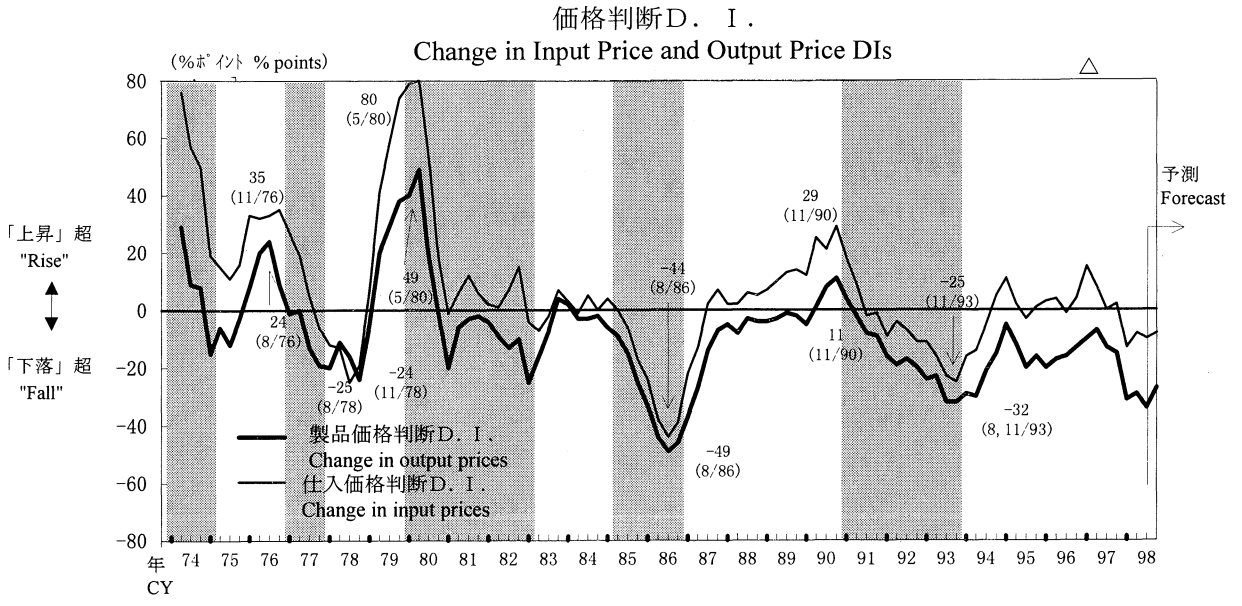

◇売上高経常利益率の推移

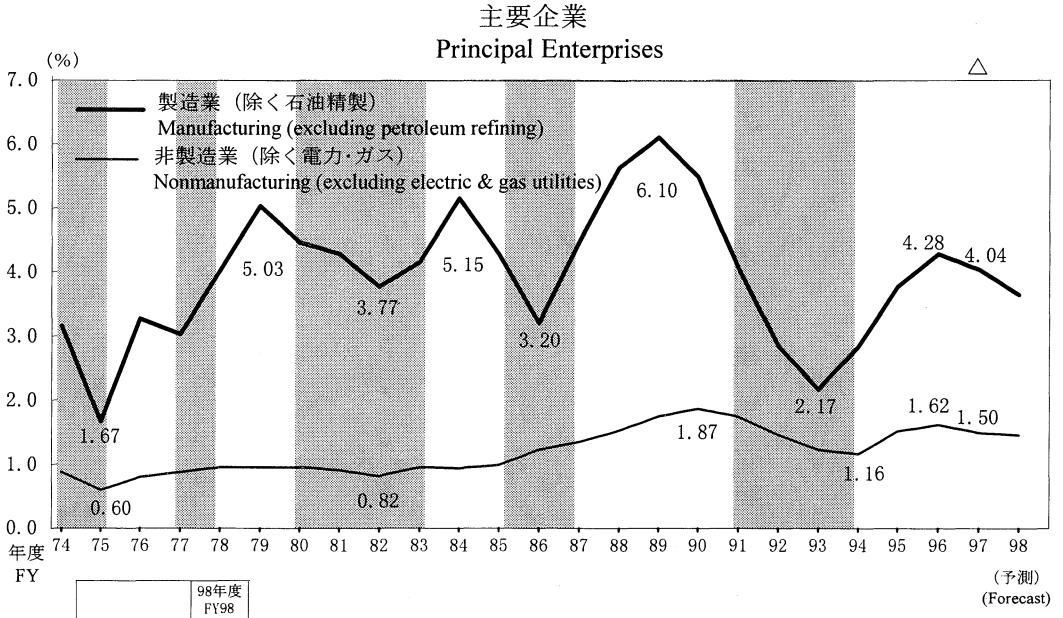

	98年度 FY98
製造業 Manufacturing	3.65
非製造業 Nonmanufacturing	1.46

【統計資料】

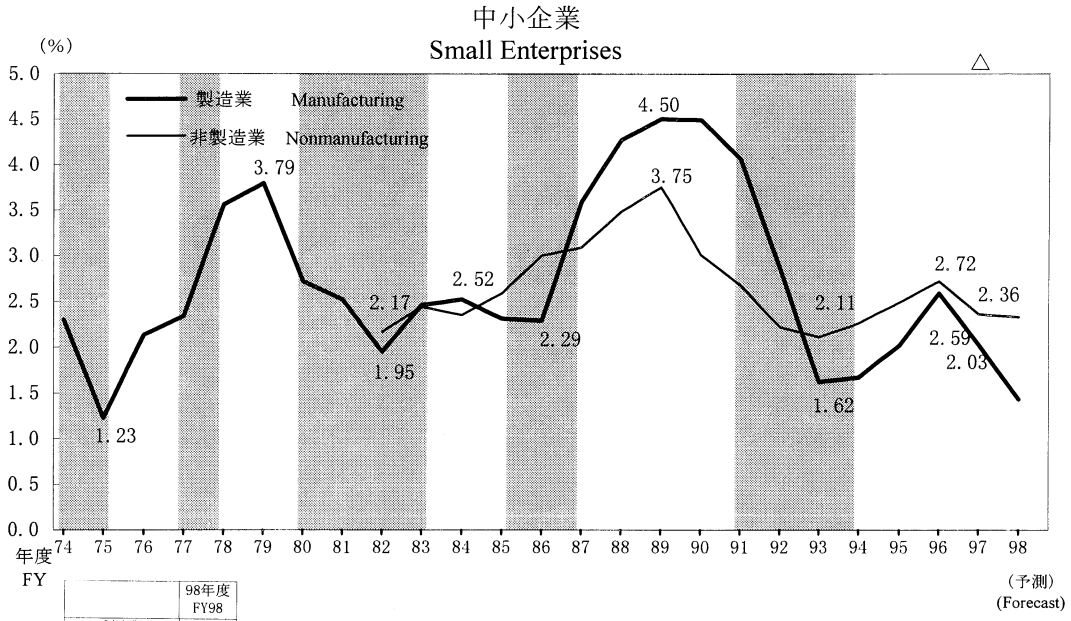

	98年度 FY98
製造業 Manufacturing	1.43
非製造業 Nonmanufacturing	2.33

◇生産設備判断D.I.(製造業)の推移

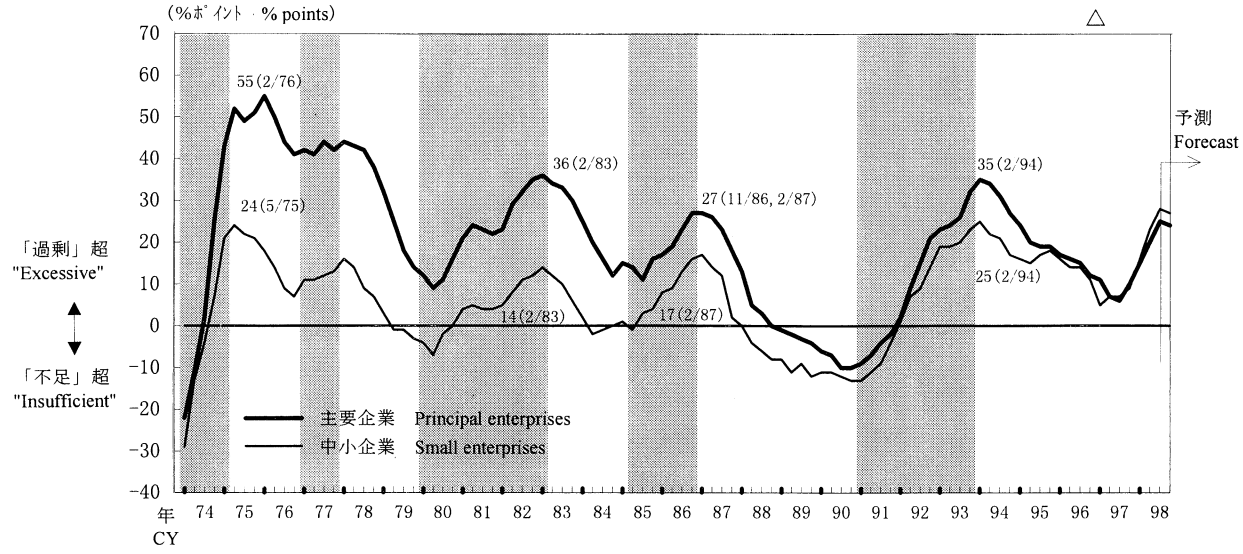

◇雇用人員判断D.I.(全産業)の推移

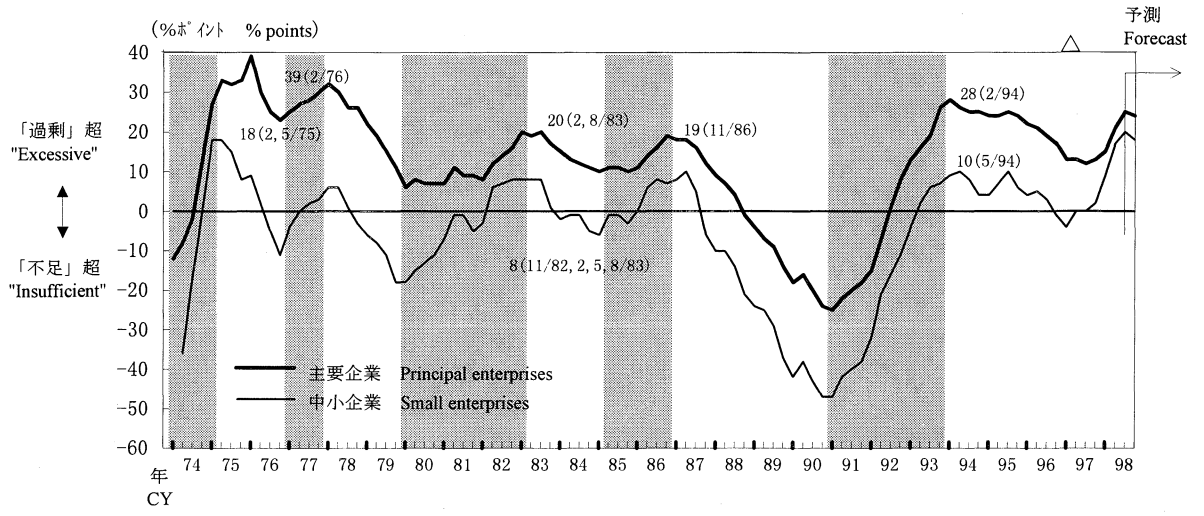

(注)

1. 「雇用人員判断」、「資金繰り判断」および「金融機関の貸出態度判断」については、８３／２月以前の中小企業D．Ｉ．には非製造業を含まず。
2. 企業金融関連判断指標において、シャドーは公定歩合引上げ局面。

* See notes 22 and 23 under *NOTES*.

◇企業金融関連判断指標(全産業)の推移

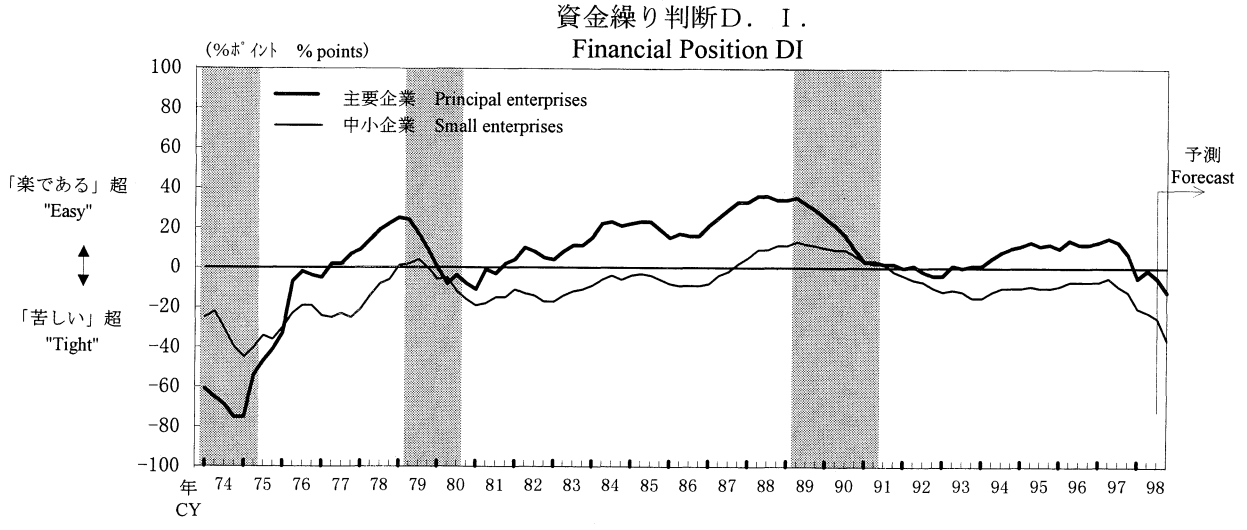

【統計資料】

金融機関の貸出態度判断Ｄ．Ｉ．
Lending Attitude of Financial Institutions DI

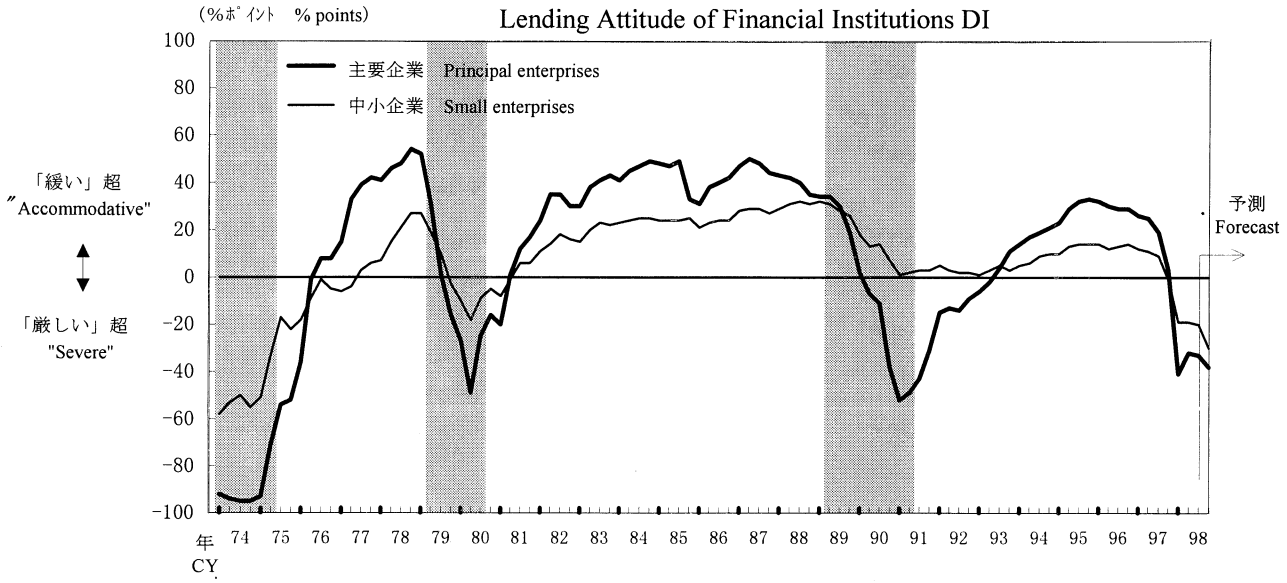

（注）「手元流動性比率」については、８２／１２月末以前の中小企業データには非製造業を含まず。
* See notes 22 to 24 under *NOTES*.

手元流動性比率（季調済）
Liquidity Ratio (Seasonally Adjusted)

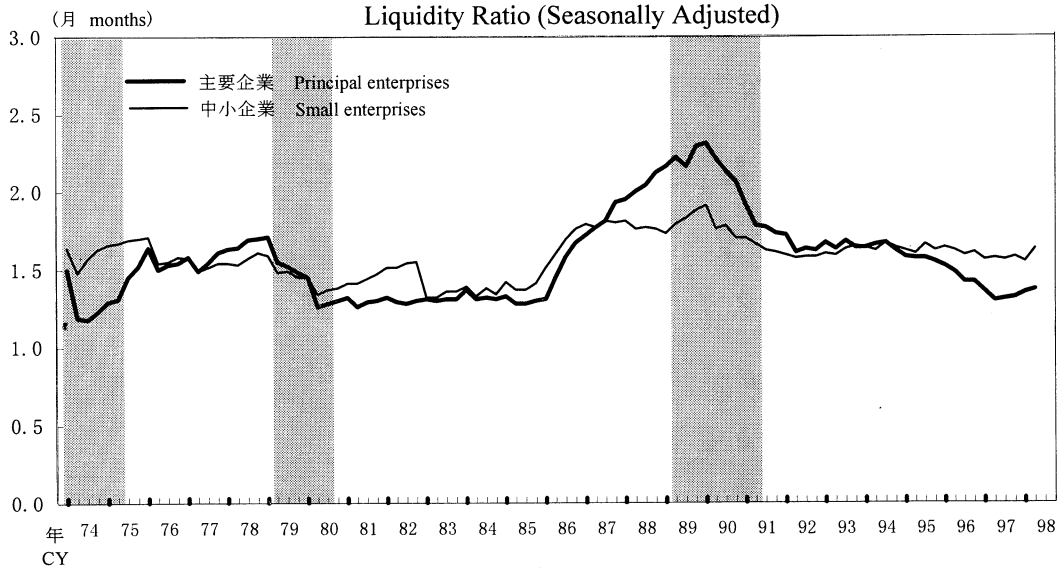

Ⅲ　IMF世界経済見通し(1998年9月)

	実質GDP成長率(%)			消費者物価上昇率(%)			失業率(%)			経常収支[対GDP比(%)]		
暦年	1997	1998	1999	1997	1998	1999	1997	1998	1999	1997	1998	1999
日本	0.8	-2.5	0.5	1.7	0.4	-0.5	3.4	4.1	4.3	2.2	3.6	4.0
アメリカ	3.9	3.5	2.0	2.3	1.6	2.3	4.9	4.5	4.8	-1.9	-2.8	-3.3
ドイツ	2.2	2.6	2.5	1.8	1.0	1.4	11.5	10.9	10.6	-0.2	0.3	0.4
フランス	2.3	3.1	2.8	1.2	1.1	1.3	12.5	11.8	11.2	2.8	2.2	1.9
イギリス	3.4	2.3	1.2	2.8	2.8	2.8	5.5	4.8	4.9	0.6	-1.4	-1.5
イタリア	1.5	2.1	2.5	1.7	1.8	1.7	12.3	12.1	11.8	2.9	2.6	2.3
カナダ	3.7	3.0	2.5	1.4	1.3	1.9	9.2	8.4	8.4	-1.5	-2.0	-1.6
主要7ヶ国計	2.9	2.1	1.9	2.0	1.4	1.6	6.7	6.4	6.5	0.0	-0.4	-0.6
先進国計	3.1	2.0	1.9	2.1	1.7	1.7	7.1	7.0	6.9	0.3	0.2	-0.1
アジア	6.6	1.8	3.9	4.7	8.3	7.0	---	---	---	0.8	6.7	6.7
中南米	5.1	2.8	2.7	13.9	10.8	9.4	---	---	---	-21.6	-26.4	-21.0
中近東	4.7	2.3	2.7	22.6	22.6	13.7	---	---	---	1.4	-8.5	-7.4
アフリカ	3.2	3.7	4.7	11.0	7.7	7.1	---	---	---	-3.9	-11.7	-9.3
途上国計	5.8	2.3	3.6	9.1	10.3	8.3	---	---	---	-4.9	-6.4	-4.8
移行経済国計	2.0	-0.2	-0.2	27.9	29.5	34.6	---	---	---	-8.3	-10.1	-7.6
世界計	4.1	2.0	2.5	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注)
1. 先進国には、主要7ヶ国の他、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、ノルウェイ、スイス、アイスランド、オーストラリア、ニュージーランド、イスラエル、韓国、香港、台湾、シンガポールが含まれる(28ヶ国)。
2. 途上国には、先進国、移行経済国以外の国が含まれる(128ヶ国)。
3. 移行経済国には、中東欧、ロシア及び旧ソ連邦諸国、モンゴルが含まれる(28ヶ国)。

(主な前提)
1. 為替レート：先進国については、実質実効為替レートは98年7月27日-8月24日の平均水準で一定。ただし、ERM参加国通貨間の二国間レートは名目で一定。
2. 石油価格：98年は13.28ドル/バーレル、99年は14.51ドル/バーレル。

Ⅳ　1998年度　経済見通し　改訂試算(経済企画庁、1998年10月)

	97年度実績	98年度	
		当初見通し	改訂試算
1. 国内総生産		(程度)	(程度)
国内総生産(名目、兆円)	504.6	519.7	495.4
同　成長率(%)	▲ 0.7	1.9	▲ 1.8
(上段：実質、下段：名目)	0.3	2.4	▲ 1.8
(内訳　伸び率、%)			
民間最終消費支出	▲ 1.1	2.5	▲ 0.9
(上段：実質、下段：名目)	0.9	3.3	▲ 0.8
民間住宅	▲ 21.1	4.9	▲ 11.6
(上段：実質、下段：名目)	▲ 19.7	5.7	▲ 12.4
民間企業設備	0.7	3.5	▲ 10.1
(上段：実質、下段：名目)	0.4	3.0	▲ 11.3
2. 雇　用		(程度)	(程度)
労働力人口(万人)	6,794	6,830	6,785
就業者総数(万人)	6,557	6,605	6,500
3. 鉱工業生産指数		(程度)	(程度)
伸び率(%)	1.2	1.8	▲ 7.3
4. 物　価			
国内卸売物価上昇率(%)	1.0	▲ 0.8	▲ 1.7
消費者物価上昇率(%)	2.0	0.7	0.1
5. 国際収支		(程度)	(程度)
経常収支(兆円)	12.9	12.4	16.6

(改訂試算にあたっての主要前提)
・大規模な金融機関の破綻は生じない。
・世界経済において、金融・通貨市場の大きな混乱は生じない。

(資料) 経済企画庁、98年10月6日発表

危機の克服から経済再生へ
＜1998～99年度･経済情勢報告＞

1998年11月4日　初版第１刷発行

編 者　財団法人連合総合生活開発研究所
所 長　栗林　世
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-3-2
曙杉館ビル3F
TEL　03-5210-0851
FAX　03-5210-0852

制作・発売　株式会社 第一書林
〒104-0061 東京都中央区銀座8-12-11
第2サンビル
TEL　03-3545-0601
FAX　03-3545-0660

双文社印刷所・三陽印刷・山本製本所

連合総研の調査研究報告書

[シンポジウム・フォーラム]

1988年2月「先進国モデルへの転換に向けて」(連合総研提言フォーラム議事録)

1991年12月「90年代世界と新たな社会経済政策の展望――問われる労働組合の役割」(91年連合総研国際シンポジウム)

1993年8月「新しい働き方を求めて――日本的雇用システムはどこへゆくのか」(93年連合総研公開シンポジウム)[月刊労働レーダー刊]

1995年3月「アジアの経済発展と産業民主主義の可能性」(94年連合総研国際フォーラム)

1995年12月「社会的市場経済は21世紀のモデルとなるか」(95年エーベルト研究所・連合総研共催日独シンポシウム)

1996年12月※「生涯『しごと』/学習社会の構築をめざして――21世紀への日本の教育改革」

1998年8月「グローバリゼーションと労働の未来」(連合総研創立10周年記念国際シンポジウム)

[経済情勢報告]

1988年11月「生活の質向上をめざして――88年度経済情勢報告」(経済社会研究委員会)

1989年11月「新成長時代にむけて――89年度経済情勢報告」(経済社会研究委員会)

1990年11月※「調整局面をいかに乗り切るか――90年度経済情勢報告」(経済社会研究委員会)

1991年11月※「内需主導型経済の第二段階へ――91年度経済情勢報告」(経済社会研究委員会)

1992年11月※「人間中心社会の基盤構築にむけて――92年度経済情勢報告」(経済社会研究委員会)

1993年11月※「内需主導型経済の再構築――93年度経済情勢報告」(経済社会研究委員会)

1994年11月※「構造調整を超え生活の新時代へ――94年度経済情勢報告」(経済社会研究委員会)

1995年11月※「日本経済の新機軸を求めて――95年度経済情勢報告」(経済社会研究委員会)

1996年11月※「自律的回復の道と構造改革の構図――96年度経済情勢報告」(経済社会研究委員会)

1997年11月※「持続可能な成長と新たな経済社会モデルの構築――97年度経済情勢報告」(経済社会研究委員会)

[研究報告書]

1988年2月「欧米なみの生活をめざして」

1988年10月「生活の豊かさをめざして」(総合生活開発研究委員会)

1989年10月「主婦の目からみた日本と西ドイツ――日独の生活意識比較」(総合生活開発研究委員会)

1989年11月「ゆとりある生活の構図――経済先進国にふさわしい家庭の幸せのために」(総合生活開発研究委員会)

1990年6月「労働時間短縮の経済効果の研究」（計量モデル開発研究委員会）

1990年10月※「人間優先の経済社会システムの創造へ――新時代の産業・雇用政策と労働組合の役割」（産業雇用調整研究委員会）

1991年5月※「生活者優先の地域創造をめざして――地域政策・地域づくりと労働組合の役割」（地域開発研究委員会）

1991年5月「地域づくり・活性化の事例・資料集（地域開発研究委員会報告別冊）」（地域開発研究委員会）

1992年1月「労働組合への期待と効果――『労働条件と労使コミュニケーション調査』および『仕事と職場環境に関する調査』結果」（労使関係研究委員会）

1990年10月「現代の分配を考える――“バブル”をめぐる資産所得格差問題」（資産所得格差問題研究委員会）

1992年10月「人間尊重の中小企業政策――中小企業の第三の道」（産業構造格差研究委員会）

1992年11月「90年代の賃金――賃金決定の課題と政策」（賃金問題研究委員会）

同上のリライト版『給与ショック』［**読売新聞社刊**］

1993年1月『労働組合の経済学』（労使関係研究委員会）［**東洋経済新報社刊**］

1993年4月「生活の豊かさ――イメージと現実」（社会指標研究委員会）

1993年8月「連立政権時代の政治システム改革」（政治・政策システム研究委員会）

1993年11月「生活者のための金融制度改革」（金融と国民生活研究委員会）

1993年11月「環境と経済――地球環境と経済生活の調和をめざして」（環境と経済研究委員会）

1993年11月「生活の豊かさ指標」（社会指標研究委員会）

1993年12月「新時代の経済構造改革――生活者の視点からの企業・公共システムの再構築」（経済・財政システム研究委員会／社会・企業システム研究委員会）

1993年12月「21世紀のライフビジョン」（生活ビジョン研究委員会）

1994年5月「中小製造業の技能形成に関する調査熟練技能の再生産が可能な社会に向けて」（中小企業技能形成プロジェクト――連合との連携調査）

1994年8月「発展するアジアと日本――奇跡の成長を超えて・アジアからの発信」（アジアと日本研究委員会）

1994年9月「しあわせの未来形――2020年への選択」（生活ビジョン研究委員会）

1995年5月「『昇進』の経済学」（雇用システム研究委員会）［**東洋経済新報社刊**］

1995年10月「新しい働き方の創造をめざして」（新しい働き方研究委員会）

1995年10月「2010年の産業と雇用――生活開発型産業構造へのシナリオ」（21世紀産業構造研究委員会）

1995年11月※『福祉経済社会への選択――21世紀日本・市場と連帯の社会システム』（福祉経済社会研究委員会）

1996年10月※『生涯かがやき続けるために――21世紀の「しごと」と学習のビジョン』（教育改革研究委員会）

1997年1月※『新しい社会セクターの可能性――NPOと労働組合』（非営利組織研究委員会）

1997年1月※『労働組合とボランティア活動――阪神・淡路大震災とボランティア』（非営利組織研究委員会）

1997年3月「参加・発言型産業社会の実現に向けて」（労働法制研究委員会）

1997年3月「地域における高齢者福祉サービス調査（中間報告）」（地域福祉社会研究委員会）

1997年5月「地域における高齢者福祉サービス調査」（地域福祉社会研究委員会）

1997年12月※『労働の未来を創る――グローバル化時代の労働組合の挑戦』（労働の未来研究委員会）

1997年12月『創造的キャリア時代のサラリーマン』［**日本評論社刊**］

1998年3月「財政改革の論点」（財政改革研究委員会）

1998年10月『ゆとりの構造――生活時間の5ヵ国比較』［**日本労働研究機構**］

［**委託調査報告書**］

1990年3月「労働時間短縮の取り組みと経営効果に関する調査研究報告書」（通商産業省）

1990年7月「労働時間短縮に関する勤労者意識の日独比較調査結果報告書」（労働省）

1991年3月「所定外労働時間の削減に関する調査研究報告書」（労働省）

1991年3月「新時代の労使関係に関する調査研究――女性労働に関する調査研究報告書」（通商産業省）

1991年3月「企業内雇用諸施策の形成過程に於ける労使関係の在り方に関する調査研究報告書」（雇用促進事業団）

1991年6月「5カ国生活時間調査報告書」（日本労働研究機構）

1991年3月「ソフトウェア産業の人材開発と教育プログラムについての労使の取り組みに関する調査研究報告書」（雇用促進事業団）

1992年3月「新時代の労使関係に関する調査研究――労働時間短縮と生産性に関する調査研究報告書」（通商産業省）

1992年3月「労働時間の短縮と労働時間制度に関する調査研究報告書」（労働省）

1992年3月「ホワイトカラーの雇用と処遇における労使の取り組みに関する調査研究報告書」（雇用促進事業団）

1992年3月「雇用・人事諸施策と労使コミュニケーションの実態に関する調査研究報告書」（雇用促進事業団）

1993年3月「年次有給休暇と連続休暇に関する調査研究報告書」（労働省）

1993年3月「個人尊重時代のホワイトカラーの雇用と処遇に関する労使の取り組みについての調査研究報告書」（雇用促進事業団）

1993年3月「高齢者の雇用政策に関する労使の取り組みについての調査研究報告書」（雇用促進事業団）

1993年3月「中高年労働者の就業意識に関する調査研究報告書」（通商産業省）

1993年3月「日本的雇用システムに関する国際比較研究報告書」（通商産業省）

1994年3月「賃金要求水準及び賃金交渉方式等の国際比較」（日本労働研究機構）

1994年3月「大都市圏通勤問題に関する調査研究報告書」（通商産業省）

1994年3月「中高年齢者の自己啓発等に関する調査研究報告書」（通商産業省）

1994年3月「ホワイトカラーの社会的資格に関する調査研究報告書」（雇用促進事業団）

1994年3月「労働組合における組合員の範囲に関する調査研究報告書」（雇用促進事業団）

1994年3月「生産性・賃金を含めた労働時間制度のあり方に関する調査研究報告書」（労働省）

1995年3月「中堅管理者層の雇用・処遇と組合ニーズに関する調査研究」（労働省雇用政策課・雇用促進事業団）

1995年3月「技術者の雇用と資格取得に関する調査研究」（労働省雇用政策課・雇用促進事業団）

1995年3月「仕事の変化と労働時間の弾力化に関する調査研究」（労働省労働時間課）

1995年3月「労使協議制と賃金決定に関する国際比較研究」（労働省労働組合課・日本労働研究機構）

1995年3月「海外における雇用機会の創出等に関する調査研究」（労働省外国人雇用対策室）

1995年3月「勤労者家族問題の総合的調査研究」（労働省婦人福祉課）

1995年3月「時間管理の柔軟化における環境整備に関する調査研究」（通商産業省企業行動課）

1995年3月「高齢者の雇用環境の整備調査研究――サラリーマンの企業帰属意識と職業転換能力に関する調査研究」（通商産業省企業行動課）

1997年3月「職種別賃金に関する調査研究報告書」（雇用促進事業団）

1997年3月「生計費構造と生活給賃金に関する調査研究報告書」（雇用促進事業団）

1997年3月「生活時間の実態に関する調査研究報告書」（労働省労働時間課）

1997年3月「勤労者の生活意識に関する5カ国調査研究報告書」（日本労働研究機構）

1997年3月「海外における雇用機会創出等に関する調査研究報告書」（労働省外国人雇用対策課）

1997年3月「会社とサラリーマンの新しい関係に関する調査研究報告書」（通商産業省企業行動課）

1997年3月「規制緩和の雇用労働領域に与える影響に関する調査研究報告書」（通商産業省企業行動課）

1997年9月「現代アメリカ産業社会の変化と雇用労働に関する調査研究報告書」（連合総合労働局）

1998年3月「職場労使関係の構造と労働組合の機能に関する国際比較研究」（日本労働研究機構）

1998年3月「賃金制度改革と労働組合の賃金政策の新たな展開に関する調査研究報告書」（雇用促進事業団）

1998年3月「海外における雇用機会の創出等に関する調査研究報告書」（労働省外国人雇用対策課）

1998年3月「新時代の労使関係に関する調査研究報告書」（通商産業省企業行動課）

1998年3月「経済構造改革が雇用問題と労使関係に及ぼす影響についての調査研究」（雇用促進事業団）

1998年3月「ゆとりある就労と豊かな生活時間に関する調査研究報告書」（労働省労働時間課）

※印は第一書林刊行

【1998～99年度・経済情勢報告別冊】

計量モデルによる 99年度日本経済の展望

――2000年度経済再生実現へのシナリオ――

CONTENTS

(1) 2年連続のマイナス成長となる98年度経済

(2) 2000年度経済再生実現の鍵を握る99年度の経済運営

[ケースA、ケースB]

(3) 下振れのリスクに注意が必要

(付表)シミュレーションの前提条件と結果

(1) 2年連続のマイナス成長となる98年度経済

97 年春以降景気後退入りしたわが国経済は、**生産－所得－支出をめぐる循環がマイナスに働き続ける「不況の悪循環」**に陥っています。98 年度下期には同年 4 月の総合経済対策による公共投資の増加が見込まれるものの、悪循環を断ち切るには力不足で、民間設備投資、民間住宅投資が大幅に減少するとともに、所得減から民間消費も減少し、98 年度の実質経済成長率は▲ 1.9 %と 2 年連続のマイナス成長になるものと見込まれます。不況の深刻化を受けて雇用情勢は厳しさを増し、失業率は 97 年度の 3.5 %から 98 年度には 4.6 %に大幅に高まることが見込まれます。

なお、98 年度のシミュレーションの前提として、総合経済対策に係る公共投資については、地方財政が即応できないことから年度内執行率を 75 %とし、年度内に追加補正が行われても支出は 99 年度に入ってからになるものとしています。

(2) 2000年度経済再生実現の鍵を握る 99年度の経済運営

マイナス方向の循環が強いことから、民間需要主導の自律的景気回復を実現するまでには 2 ～ 3 年を視野に入れる必要があ

ります。99 年度は不況の悪循環を断ち切り経済再生の基礎を作る時期と位置付けられ、**99 年度の経済運営が 2000 年度以降の経済再生実現の鍵を握っています。そこで、今回のシミュレーションでは 99 年度の経済展望だけではなく 2000 年度までを展望することにします。**

本文でみたように、国際金融市場は不安定な動きを続けており、外需主導の回復に頼るわけにはいきません。足元の設備過剰感が強いうえに、不良債権処理に追われる金融部門の機能不全が設備投資の押し下げ要因になります。現在の悪循環を断ち切っていくには、**①積極的な財政出動と②雇用の安定と所得の増加に支えられた家計の支出の着実な回復**が必要です。政府の方針として 10 月中旬時点で明確に示されているのは、「15 ヶ月予算の編成」（景気対策臨時緊急特別枠 4 兆円、うち公共事業 2.7 兆円、非公共事業 1.3 兆円）と「6 兆円を相当程度上回る恒久的な減税」（個人所得減税は 4 兆円を目途）です。しかし、現下の経済情勢からみてこれで経済再生の展望が開けるかは疑問で、各方面で減税規模の拡大や追加補正の議論が行われています。

以上を踏まえ、ここでは財政政策と賃上げなどに関してより積極的なスタンスと現状維持スタンスの両極を示す 2 つのケース（ケースＡ、Ｂ）を想定し、そのシミュレーション結果をみることとします。なお、いずれのケースにおいても、金融政策について信用収縮を招かないよう公定歩合は現在の 0.5 %が維持されることを前提としますが、高齢者等の利子収入減少にみられるような所得分配面の問題も考慮し、自律的景気回復の展望

が開けた段階で金利の引上げを図っていく必要があります。

［ケースＡ］

ケースＡは、財政政策に関して現段階で明示されている規模を大幅に拡充し、所得減税・児童手当の給付増などにより 10 兆円規模の家計負担の軽減が実施されるとともに、99 年度予算編成において 98 年度補正後と同額（当初予算比で 4 兆円増）プラス 2 兆円の公共事業関係予算が確保されることを想定したものです（追加 2 兆円分は 100 %国費負担を想定、98 年度からの繰越分を含む支出ベースで 99 年度 10 %程度の増加、2000 年度も支出ベースで同規模を確保)。また、企業経営はきわめて厳しい局面下にありますが、中期的な労働生産性上昇率を反映した適度の賃上げを勘案しつつ、春闘賃上げ率を定期昇給込みで 3 %と想定しています。

このケースでは、**財政支出および消費・住宅投資の家計部門の支出の着実な増加に支えられて、実質経済成長率は 99 年度 1.2 %、2000 年度 2.2 %となり、2000 年度以降 2 ～ 3 %成長という経済再生実現の展望が開けます。**また、雇用情勢は 2000 年度時点で本格的な改善とまではいきませんが、失業率は 98 年度の 4.6 %をピークに徐々に低下し、3 %台に戻ることが射程に入ってきます。内需拡大を受けて賃上げが企業収益を圧迫する要因とはならず、民間企業設備投資は 2000 年度に反転することが見込まれます。

［ケースＢ］

ケースＢは、財政政策が現段階で明示されている政府の方針の範囲にとどまり（所得減税 4 兆円と法人税率引下げ、99 年度公共事業予算の上乗せは 2.7 兆円、2000 年度は予算ベース同規模で支出ベースでは 98 年度からの繰越分だけ減少）、リストラを旗印に春闘賃上げ率をゼロ（定期昇給もなし）に抑える場合です。なお、世界第二の経済規模の日本経済がこのような「縮み」思考となった場合には世界経済の展望が一層暗くなる可能性があることから、世界輸入の伸び率がケースＡに比べて 1 %低下することを想定しています。

このケースでは、**消費は 4 兆円所得減税の効果で増加に転じるものの雇用者所得の減少を受けて伸び悩み、実質経済成長率は 99 年度▲ 0.4 %と 97 年度以降 3 年連続のマイナス成長となります。2000 年度も 0.5 %の低成長にとどまり、今世紀中の経済再生シナリオは描けません。**また、賃上げを抑制しても、所得、消費の低迷を招き景気低迷が続くことから雇用の安定は守られず、雇用情勢は一層悪化し失業率は 5 %台に乗ってしまうことになります。

(3) 下振れのリスクに注意が必要

以上の試算は、実体経済の需要サイドに焦点を当てて、一定の国際経済環境の想定の下に一両年の短期的予測を行ったものです。しかし、国内的には金融の機能不全が投資を一層押し下

げたり、貸し渋り倒産などにより失業が大幅に増加するリスクがあります。また、アジア経済危機から始まった世界経済の不安定な動きが続いています。ここ半年間だけでも円の対ドル・レートは140円台後半から110円台前半まで30円以上の幅で変動しています。この試算では、為替レートについて98年度下期以降1ドル＝120円と想定しています。世界輸入の伸び率はケースＡで3％程度と慎重な見通しを想定していますが、アメリカの株価・景気の変調といった世界経済の混迷が深まると、さらに下振れする可能性もあります。

経済再生の展望が開けないケースＢの方が、国内的には不良債権問題が一層深刻化する一方で、世界的な悪循環の連鎖を断ち切ることへの貢献ができず、このような下振れのリスクが高くなると考えられます。**下振れのリスクがあることに留意して、景気動向を注視し必要ならば迅速に追加対策を打つことが求められます。**

さらに、このシミュレーション結果はあくまでも短期的なシナリオを示したものです。国民の将来に対する不安を払拭し前向きの対応で経済再生を確実なものとしていくため、財政や年金などの中長期展望について歳出・歳入構造などの抜本的見直しを踏まえた複数のシナリオを提示し、徹底的な議論のもとに**国民自身が選択する中長期の経済社会のビジョン**を作っていくことが重要です。

(付表) シミュレーションの前提条件と結果

		1997年度 実績	1998年度 実績見込	予測(ケースA)		予測(ケースB)	
				1999年度	2000年度	1999年度	2000年度
予測の前提条件	名目政府消費（伸び率）	0.0%	1.2%	1.1%	0.0%	1.1%	0.0%
	名目政府投資（伸び率）	-5.6%	5.3%	10.4%	0.0%	2.5%	-1.7%
	所得減税・給付増（兆円）	---	3.6	10.0	10.0	4.0	4.0
	公定歩合	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
	春季賃上げ率	2.9%	2.7%	3.0%	3.0%	0.0%	0.0%
	対ドル円レート（円／ドル）	122.7	127.7	120.0	120.0	120.0	120.0
	実質世界輸入（伸び率）	5.7%	-0.6%	2.8%	3.0%	2.0%	2.0%
	原油価格（ドル／バーレル）	18.8	13.1	14.1	14.2	14.1	14.2
国民経済計算	実質ＧＤＰ成長率	-0.7%	-1.9%	1.2%	2.2%	-0.4%	0.5%
	内需寄与度	-2.2%	-2.9%	1.3%	2.2%	-0.4%	0.3%
	外需寄与度	1.5%	0.9%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.2%
	実質民間最終消費（伸び率）	-1.1%	-0.6%	1.5%	1.8%	0.7%	0.7%
	実質民間住宅投資（伸び率）	-21.1%	-12.3%	5.0%	9.6%	-1.0%	2.4%
	実質民間設備投資（伸び率）	0.7%	-13.1%	-3.3%	5.5%	-5.8%	-1.0%
	実質民間在庫投資（寄与度）	0.1%	-0.4%	-0.2%	0.1%	-0.3%	0.0%
	実質政府最終消費（伸び率）	0.0%	1.2%	0.5%	-1.3%	1.7%	0.4%
	実質公的固定資本形成（伸び率）	-7.2%	7.0%	10.4%	-1.2%	3.3%	-1.6%
	実質財貨・サービスの輸出（伸び率）	9.0%	-2.1%	1.2%	2.8%	0.6%	1.9%
	実質財貨・サービスの輸入（伸び率）	-2.9%	-10.4%	2.3%	3.3%	0.7%	0.9%
	名目ＧＤＰ（兆円）	504.6	495.7	503.6	519.6	492.3	493.9
	同　増加率	0.3%	-1.7%	1.6%	3.2%	-0.7%	0.3%
物価	国内卸売物価上昇率	1.0%	-3.3%	-2.3%	0.1%	-2.4%	-0.4%
	消費者物価上昇率－全国･総合－	2.1%	-0.3%	0.2%	1.4%	-0.5%	0.0%
労働関係指標	名目１人当たり雇用者所得（伸び率）	1.7%	-0.2%	1.5%	2.5%	-0.1%	0.1%
	名目雇用者所得（伸び率）	2.5%	-1.5%	1.3%	3.2%	-0.7%	0.1%
	失業率	3.5%	4.6%	4.5%	4.1%	5.0%	5.1%
	有効求人倍率	0.69	0.47	0.55	0.64	0.37	0.36
	雇用者数（伸び率）	0.8%	-1.3%	-0.2%	0.6%	-0.6%	0.0%
	年間総実労働時間	1896	1874	1855	1850	1864	1864
その他	鉱工業生産指数（伸び率）	1.2%	-10.5%	-4.8%	2.9%	-6.1%	0.4%
	経常収支（兆円）	12.9	17.5	17.1	17.8	17.3	18.2
	同　対ＧＤＰ比率	2.6%	3.5%	3.4%	3.4%	3.5%	3.7%

【1998 ～ 99 年度・経済情勢報告別冊】

計量モデルによる 99 年度日本経済の展望

1998 年 11 月 4 日 発行

発行　財団法人連合総合生活開発研究所

所 長　栗林　世

〒 102-0072 東京都千代田区飯田橋 1-3-2
曙杉館ビル 3F
TEL　03-5210-0851
FAX　03-5210-0852